

令和 6 年度 版

市 政 の 概 要

伊 東 市 議 会 事 務 局

目 次

市 勢

1	市のあらまし	1
2	風 土	2
3	歴史・市政の歩み	3
4	人 口	7
5	姉妹都市・友好都市・友好交流都市	10

議 会

1	議 員	16
2	議会の構成	17
3	活動状況	18
4	歴代議長及び副議長	22
5	市議会議員選挙の記録	24

企 画

1	歴代三役	25
2	市表彰	26
3	第五次伊東市総合計画	27
4	行政機構	31
5	行政事務改善	32
6	市民参画のまちづくりの推進	35
7	人口ビジョン・総合戦略	35
8	特別職及び職員	36
9	広報広聴	40
10	住民組織	41
11	国際交流	41
12	広域行政	42
13	国際観光温泉文化都市	42
14	公益財団法人伊東市振興公社	42
15	健康保養地づくり	44
16	生活路線バス運行補助	45

一般行財政

1	市庁舎	46
2	条例・規則	47
3	文書管理・情報公開	47
4	基幹統計等	48
5	行政委員会	49
6	財産区	49
7	選 挙	51
8	財 政	53
9	市 税	64

市民生活

1	住 民	71
2	市民相談	73
3	消費者行政	74

4	環境衛生	74
5	交通安全	76
6	防犯・暴力追放	77
7	清掃事業	78
8	防 災	85
9	霊 園	89
福祉・保健・医療		
1	社会福祉	91
2	老人福祉	96
3	介護保険事業	100
4	総合事業	101
5	児童福祉	102
6	生活保護	105
7	保 健	105
8	医療・保険	110
9	国民年金	117
観光経済		
1	労 働	119
2	農 業	121
3	林 業	124
4	水産業	125
5	観 光	127
6	商 工	143
7	競 輪	146
建 設		
1	道路・橋りょう	150
2	河 川	152
3	港湾・海岸	153
4	都市計画	154
5	急傾斜地指定区域	159
6	住 宅	160
上下水道		
1	上水道	162
2	下水道	168
消 防		
1	消防体制	176
教 育		
1	教育行政の基本方針	179
2	教育委員会	180
3	学校教育	180
4	生涯学習	188

市 勢

1 市のあらまし

(1) 市の諸表

〔秘書広報課〕

市役所所在地	〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号
電話番号	0557-36-0111 (代表) 0557-36-1104 (ファクシミリ)
ホームページアドレス	https://www.city.ito.shizuoka.jp/
市制施行日	昭和22年8月10日、伊東町と小室村が合併し市制を施行
市 紋 章	図案化した「い」を10個円形に配列し「いとう」を表現(昭和23年4月20日制定) 太陽に恵まれた豊かな自然と円満な市民性、平和なまちを望む市民の願いを象徴
面 積	124.02km ²
市役所の位置	東経139度6分7秒・北緯34度57分57秒
市の花木	「つばき」(昭和42年8月10日、市制施行20周年を記念し、市民から公募して制定)
市の鳥	「イソヒヨドリ」(平成9年8月10日、市制施行50周年を記念し、伊東市の緑豊かな風土と自然環境を大切にする心の象徴として制定)

(市町村コード) 22208 (市町村類型) II-3 (都市形態) 観光都市



市 紋 章



市の花木「つばき」



市の鳥「イソヒヨドリ」

(2) 市民憲章(昭和42年8月10日制定)

〔秘書広報課〕

わたくしたちの住む伊東は、「西に山、東に海、美しいかなこの岡、われらが里」と郷土の生んだ詩人木下杢太郎によってうたわれたように恵まれた自然と、先人のたゆまぬ努力とによって、発展してきました。わたくしたち伊東市民は、この自然と伝統の上にきずかれた国際観光温泉文化都市の市民としての誇りをもって、わたくしたちの伊東を、より美しく、豊かで、住みよいまちにするために、市民の守るべき基本的な定めとして、ここに憲章を制定します。この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、まちを愛し人間を尊重する精神にたち、おたがいのしあわせを願うという自覚のもとに、各自がその行動を規律しようとするものです。

わたくしたち伊東市民は、

一、文化を高め、教養を豊かにしましょう

それは、わたくしたちが、伊東市民としての誇りを持ち、文化都市をきずきたいからです。

一、自然を愛し、清潔な環境をつくりましょう

それは、わたくしたちのまちを住みよくし、美しい観光地にしたいからです。

一、きまりを守り、良い風習を育てましょう

それは、わたくしたちの生活を平和にし、秩序ある社会をつくりたいからです。

一、おたがいに助け合い、親切をつくしましょう

それは、わたくしたちが、おたがいのしあわせをねがい、不幸な人をなくしたいからです。

一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう

それは、わたくしたちの生活を豊かにし、未来をになう子どもを立派に育てたいからです。

(3) 都市宣言

① 交通安全都市宣言（昭和37年4月26日決議） 〔危機対策課〕

最近における路面の交通輻輳は、自動車の運行需要と道路の容量との不均衡によるものであって、国政もこの調整を図るべく道路の整備を急ぐとともに、交通の秩序維持のため新道路交通法の制定をみたものである。この不均衡が頻発する交通事故の要因ともなっている。しかしながら、交通事故の大半は人的によるものであって、法規の遵守とともに交通道德の涵養と交通環境の整備充実により、そのほとんどは阻止出来得るものである。

伊東市の主要道路は海岸線に沿い、近接して山がそびえ、長く南北に延びて2級国道下田小田原線が走りこの幹線に直結して西に県道伊東修善寺線が貫通している。伊豆急行の開通と相俟って、急速に発展しつつある伊豆半島の中心都市の一つである伊東市は、まさに交通の難所たるの感を呈している。

2級国道下田小田原線、県道伊東修善寺線ともに激増する諸車の通行のため、その容量はすでに飽和点に達せんとしている。このときにあたり市は狭小な市道を計画的に改良し、その安全をはかり、又バイパス道路としての機能をも発揮せしめるなど特に交通の緩和に意を用い、その他交通環境の整備と相俟って積極的な事故防止にのりだすべきである。

又、市民も交通安全をひとり取締機関にのみゆだねることなく進んで協力し、交通道德の向上につとめ悲惨な交通事故の絶無を期してここに全市民運動を強力に推進せんとするものである。ここに伊東市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

② 平和都市（核兵器廃絶）宣言（昭和63年3月24日決議） 〔庶務課〕

世界の恒久平和を実現することは人類共通の願いであり、世界で初めての被爆体験を持つ日本国民の悲願である。しかるに、核兵器を初めとした軍備は依然として膨大な規模で保有され、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている。

国際観光温泉文化都市伊東市は、日本国憲法の基本理念であり、人類共通の念願である恒久平和に向けて、将来ともに非核三原則が遵守され、また、あらゆる国の核兵器の廃絶と全面軍縮が推進されることを強く希求し、ここに「平和都市（核兵器廃絶）」であることを宣言する。

2 風 土

(1) 位置及び地勢 〔秘書広報課〕

日本を表と裏に分ける中央山脈から分かれて南に伸びる富士火山帯、それに属する伊豆半島、そしてさらに南へ飛び石状に点々と連なる伊豆諸島、この一連の山脈は、ちょうど背骨のように伊豆半島を南北に貫いているが、中でもひとときわ高くそびえているのが天城連峰である。伊東市はこの天城連峰を背にして、伊豆半島の東に位置し相模灘に面し、宇佐美火山と先原火山の裾合いに、南北20.45km、東西10.45kmにわたる広大な面積を占めている。地質は火山活動による溶岩と、火山砕屑岩による厚いれき層、火山群の噴出物とこれを覆う川、海の堆積物、河床礫、砂などで形成されている。温泉涌出口も多数あり、豊かな湯量は関東一と言われている。市の西南部は天城山系の山々が重なり合って一碧湖を抱き、さらに台地となって東に続き、海岸に達して多くの絶壁となり、城ヶ崎の奇景となっている。

(2) 気象 〔危機対策課〕

気候は、海洋性の温暖な土地で、令和5年は年間平均気温18.2℃、年間平均風速2.6m、年間降水量1,665mmと、四季を通じてしのぎやすく気象条件には恵まれている。

また、主な特徴として、

- ・ 四季を通じて温暖であり、特に冬季は温暖で日照時間も長くしのぎやすい。
- ・ 天気の良い日が多い割に、降水量が多い。
- ・ 気温の日較差（毎日の最高気温と最低気温の差）と年較差（最暖月と最寒月の平均気温の差）があまり大きくない。

- ・ 風向きは年間を通じて北東風（ならい）と南西風（にし）が多く、平地又は山間部に比べ海岸部では風の吹く日数が多くなっている。（伊東市地域防災計画より抜粋）

① 年間気象統計

年次	平均気圧 (hPa)	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	降水量 (mm)
令和3	1,012.2	17.4	2.7	72.8	2,454
4	1,011.8	17.3	2.6	75.2	2,347
5	1,012.3	18.2	2.6	76.0	1,665

② 気温（令和5年の気温、単位：℃）

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全 年
最 高	18.9	18.9	25.3	26.8	32.7	34.0	38.1	37.0	35.0	33.5	27.2	24.3	29.3
最 低	-2.5	0.3	4.5	6.8	10.1	15.2	20.6	24.0	19.8	11.3	6.6	1.9	9.9
平 均	7.1	8.6	13.6	17.0	19.2	23.2	28.6	28.9	26.8	19.1	15.6	10.4	18.2

③ 降水量（令和5年の月別1日平均降水量、単位：mm・小数点第2位四捨五入）

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
雨 量	0.6	2.7	6.1	3.7	7.2	10.1	1.9	6.7	4.9	6.6	2.6	1.6	4.6

※①～③ 駿東伊豆消防本部より情報提供

3 歴史・市政の歩み

(1) 歴史的歩み

〔生涯学習課〕

「伊東」の地名は、「伊豆国の東にあたる」からとか「よい磯に恵まれた土地」を意味するなどの諸説があるが、いずれにしても相模湾岸の自然と豊かな温泉に恵まれた温暖な土地である。

伊東市の広い丘陵地形は、伊豆東部火山群の噴出物によって形成された。この丘陵上には旧石器時代の遺跡が立地するが、最下層の遺跡は伊豆東部火山群からの厚い堆積物に阻まれて明瞭にはわかっていない。続く縄文時代には早期（約1万2,000年前以降）から中期（約4,000年前）にかけて多くの集落遺跡が台地上に営まれた。縄文時代後期には海岸に面した低地に集落がつくられ、外洋性の魚介類など黒潮の恵みを活用する生活が続けられた。弥生時代には、伊東大川（通称「松川」）の近くに集落が立地するようになり、今日の伊東の原型が形成されたものと見られる。続く古墳時代には、伊豆半島の他の地区と同様に濃密な祭祀遺物を伴う遺跡が見られる。中でも、川奈などの海岸線にある海食洞穴を利用した祭祀遺跡は日本人の神祭りの淵源に触れる遺跡として注目される。律令制の時代には、市内の遺跡から、その官制につながる身分の者が持つ腰帯金具が複数出土しており、市域から国府へ出仕する官人がいたことが判明している。

藤原氏の繁栄期から平家の全盛時代になると、中央での覇権争いに敗れた源頼朝が伊豆に流される。頼朝の20年に及ぶ配流中の前半期は伊東にいたものと見られており、藤原氏から分かれて伊東を名字の地としていた伊東一族が、この監視役であったものと見られる。こうした中で、伊東祐親の娘と頼朝との間の恋物語や後に曾我兄弟のあだ討ちにつながる初期武士団の所領争いをめぐる伝承も多く残されている。

源頼朝の旗揚げによって武士政権が誕生するが、この過程で伊東市内からは宇佐美氏と伊東氏が有力御家人として成長する。この結果、鎌倉時代から伊東氏・宇佐美氏は全国に地頭職を認められて拡散し、各地に有力な武士団として成長を重ねる。今日、伊東姓・宇佐美姓を名乗る方の先祖は、すべてこの伊東市域が出身地であるといえる。戦国時代には、伊豆は伊勢宗瑞（北条早雲）の本拠地とされて約100年の比較的平穏な時代を迎えた。しかし、宗瑞が伊豆を占領する過程では激しい戦闘が半島内の各地にあったものと見られ、近年発掘調査された鎌田城もその一つと見られている。豊臣秀吉によって北条氏が滅ぼされると、間もなく江戸幕府を開いた徳川氏の時代になる。伊豆半島の約8万4,000石の領地はおおよそ、韮山の江川代官領・沼津藩領・小

田原藩領の三分割を受ける。伊東市内には江戸時代の村として16か村が成立するが、これらの村々もおおむね3つの領主に分割支配されて幕末に至る。史上最大の城と言われる江戸城は、その莫大な量の石垣用の石材を伊豆から運んで築城した。石材の中心的な産地の一つは伊東に求められ、毎月2度3,000艘の船が江戸との間を往復したという。また、江戸城の築城が始まる直前には、家康の外交顧問の英国人ウイリアム・アダムス（三浦按針）が日本初の洋式帆船を松川河口で建造したと言われる。魚介・木材・薪炭などは伊東の名産として巨大都市「江戸」の生活を根底から支えたのであるが、中でも「温泉」は将軍家にも愛用され、樽詰めされ、船で運ばれて江戸城の大奥で珍重された。

伊東は明治維新直後、韮山県に属したが明治4年の廃藩置県で足柄県となり、明治9年以降は静岡県に属する。明治22年町村制の施行により、江戸時代の16か村は伊東・小室・宇佐美・対島の4か村に統合され、さらに明治39年伊東村は町制に移行した。

伊東は明治末年頃から次第に保養地としての名声が高まり、北里柴三郎・東郷平八郎・若槻礼次郎など著名人の別荘が多数構えられた。また、市内の旅館には木造三階建ての建築が取り入れられて、多くの来遊客に対応する温泉地伊東の姿が形成されていった。昭和13年には国鉄伊東線が開通し、南国風の駅舎が建築された。昭和22年に伊東町と小室村が合併して市制に移行。さらに昭和30年に宇佐美村と対島村を合わせて今日の伊東市の市域が成立し、富士箱根伊豆国立公園に指定された。くしくも、現在の市域は古代以来伝統のある玖須美荘の領域と一致しているものと見られている。

(2) 市政の主な歩み

〔秘書広報課〕

昭和22年	伊東町と小室村が合併し市制を施行
23年	市紋章を制定
25年	国際観光温泉文化都市の指定
30年	宇佐美村・対島村と合併、富士箱根伊豆国立公園地域に指定
31年	市庁舎落成、北中学校新設
32年	小室山公園を開設
33年	狩野川台風により大被害を受ける
34年	下水道工事に着手、し尿処理場完成
35年	国民健康保険を施行
36年	伊豆急行線（伊東～伊豆急下田）電車開通
37年	交通安全都市を宣言
38年	県立伊東商業高校開校
40年	長野県諏訪市と姉妹都市締結
41年	観光会館完成
42年	市の花木・市民憲章を制定
43年	養護老人ホーム完成
44年	大川浄水場完成、小室山自然公園に総合グラウンド完成
45年	城星市民運動場完成、川奈水無田住宅団地造成分譲
46年	宇佐美中学校校舎完成
47年	老人（70歳以上）医療無料化実施
48年	総合開発計画基本構想を策定
49年	公共下水道の一部供用及び下水処理を開始
50年	夜間救急医療センター開設
51年	国鉄伊東線複線化に着手
52年	老人福祉センター開所、県立伊東高校移転新築、市制施行30周年記念式典挙行
53年	伊豆大島近海地震発生、保健福祉センター完成

54年	勤労者体育センター、東小学校校舎完成
55年	さくらの里完成、社会教育センター完成
56年	観光会館別館完成
57年	富戸小学校校舎改築、英国ジリングラム市（現メドウェイ市）と友好都市提携
58年	川奈小学校校舎改築、県立伊東城ヶ崎高校開校
59年	大池小学校校舎改築、環境美化センター完成、国道135号バイパス暫定2車線開通
60年	池小学校校舎改築、八幡野小学校校舎改築、第二次総合計画基本構想議決、イタリア共和国リエティ市と友好都市提携
61年	静岡自然百選城ヶ崎海岸第1位、トイレシンポジウム伊東開催
62年	門野中学校開校、消防署広野分遣所完成、市制施行40周年記念式典挙行
63年	平和都市（核兵器廃絶）を宣言、吉田幼稚園改築、富士見保育園改築、宇佐美コミュニティセンター完成、松原大火
平成元年	伊豆半島東方沖群発地震で被害発生、海底火山噴火、池幼稚園改築
2年	北中学校校舎改築、さくら保育園改築、奥野ダム完成、斎場改築
3年	小室コミュニティセンター完成、富戸保育園改築、生涯学習推進大綱策定
4年	ふれあいセンター完成、消防署対島支署開署、宇佐美幼稚園本園改築、川奈幼稚園改築
5年	八幡野コミュニティセンター開所、伊東市クリーンセンター完成、市役所土曜開庁、新宇佐美トンネル開通、宇佐美小学校改築
6年	全国椿サミット伊東大会開催、ひだまり開所、シルバーワークプラザ開所
7年	市役所新庁舎完成、ひぐらし会館完成、かどの球場完成、門脇崎灯台完成、富戸コミュニティセンター開所
8年	天城霊園供用開始、文化財管理センター・竹の台幼稚園完成、いちょう通り電線地中化等工事完成、生涯学習センター池会館完成、ポイ捨て防止条例施行、大原武道場・東小学校屋内運動場完成
9年	児童・身体障害者福祉センターはばたき開所、御石ヶ沢最終処分場竣工、市ホームページ開設、門野中学校給食開始、市制施行50周年記念式典挙行、情報公開制度スタート
10年	市営宅地分譲（保代口）、丸塚公園完成、川奈にて日露首脳会談開催、松川藤の広場オープン、FMなぎさステーション開局、湯川保育園改築、生涯学習センター赤沢会館完成、第1回伊東温泉湯めまつり事業実施
11年	伊東市振興公社設立、県立東部養護学校伊東分校開校、英国メドウェイ市（旧ジリングラム市）と友好都市提携、ふるさとダービー伊東温泉競輪開催
12年	健康回復都市宣言、環境基本条例制定、介護保険制度スタート、新消防庁舎完成、
13年	市立伊東市民病院開院、第三次伊東市総合計画スタート、シニアプラザ桜木オープン、健康回復公園大平の森開園、日本におけるイタリア2001年事業としてリエティ市からオリーブオイル石臼モニュメント寄贈、伊東マリンタウンランドオープン、伊東温泉観光・文化施設東海館オープン
14年	第1回東西王座戦・東王座戦競輪開催、伊東市男女共同参画プラン策定、シニアプラザ湯川オープン、八幡野保育園開園、伊豆栄光荻保育園開園、第87回静岡県都市対抗ゴルフ大会（第58回国民体育大会リハーサル大会）開催、第55回全日本フェンシング選手権大会（第58回国民体育大会リハーサル大会）開催
15年	庁舎内情報系LAN布設・各課インターネット利用開始、鎌田幼稚園園舎改築、環境基本計画策定、シニアプラザくすみオープン、第58回国民体育大会夏季大会ゴルフ競技会開催、第58回国民体育大会秋季大会フェンシング競技会開催
16年	伊東幼稚園湯川分園改築、台風22号により大被害を受ける、いとう市民活動支援センター開設、按針メモリアルパーク完成

17年	リエティ市へ友好都市20周年記念モニュメント寄贈、伊東駅ユニバーサルデザイン施設完成、マリンタウンモニュメント設置、足湯「ふれあいの湯」オープン、防災ラジオを希望者に配布、地域福祉計画策定
18年	介護老人保健施設みはらし開所、書道教育特区の授業開始、荻出張所開設、公共下水道かわせみ浄化センター開所、伊豆半島6市6町首長会議（伊豆半島サミット）設立（伊東市が会長）、第60回記念按針祭を開催、伊豆ナンバー誕生、庁内LANによるグループウェア稼働
19年	第1回1.10（いとう）市民感謝の日を実施、広報いとう等への有料広告掲載を開始、国民保護計画策定、市制施行60周年記念式典挙行、戸籍事務を電算化、市ホームページをリニューアル
20年	メールマガジンの配信開始、城ヶ崎門脇駐車場を拡張整備、市役所ダイヤルイン導入、生活安全条例制定、パスポート業務開始、ごみ処理有料化、ふるさと伊東応援寄附金制度創設
21年	第24回国民文化祭・しずおか2009開催、足湯「あったまり～な」オープン、よねわか記念公園寄贈、阿久悠氏の顕彰碑建立、井原の広場が完成、大室山静岡県景観賞受賞
22年	松川通り整備完了、汐吹公園の石柱建立、天皇・皇后両陛下ご来訪、市ホームページ多言語化運用開始、按針カーニバル初開催、大室山が国の天然記念物に指定、静岡県・伊東市総合防災訓練開催（菅内閣総理大臣も参加）
23年	伊東お菓子共和国開催、伊豆半島ジオパーク推進協議会設立、市役所扁額除幕式、「伊東温泉お手湯」オープン、ジオサイト視察（観光庁長官、静岡県知事）、第四次総合計画策定
24年	メドウェイ市友好都市30周年を記念してメドウェイ市とリエティ市を訪問、伊豆半島ジオパークが日本ジオパークに認定、マリンタウン道の駅登録10周年
25年	新伊東市民病院開院、アゼルバイジャン共和国イスマイリ州と友好交流協定締結、第1回ANJINサミット開催、フェイスブック開設、48年ぶりに復活したガールズケイリンを初めて開催
26年	伊豆半島ジオパークが世界推薦決定、宇佐美中学校と宇佐美小学校との親子方式による中学校給食開始、環境美化センター焼却炉更新完了
27年	諏訪市と姉妹都市締結50周年記念事業実施、リエティ市と友好都市締結30周年記念事業実施、伊豆半島ジオパークビジターセンター「ジオテラス伊東」オープン、市役所内に美しい伊豆創造センター設立、伊豆いとう地魚王国設立
28年	伊東市学校給食センター完成、小室山公園恐竜広場アスレチック完成、駿東伊豆消防本部発足、第70回記念按針祭を開催、松原連絡所開設、伊豆半島ジオパークビジターセンター「ジオポート伊東」オープン、ツイッター開設
29年	健康福祉センター完成、伊豆栄光なぎさ保育園オープン、福島県双葉郡広野町と友好都市の締結、按針パレードに東京ディズニーリゾート®スペシャルパレードが参加、按針メモリアルパーク完成、インスタグラム開設、市制施行70周年記念式典挙行
30年	伊豆半島ジオパークが世界ジオパークに認定、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行、保育料5歳児の無償化、18歳以下医療費無償、Hikarito Yukata にぎわい演出事業開始、ちゅうりっぷ保育園開園、健康マイレージスタート
令和元年	静岡デスティネーションキャンペーン開催、友好都市のイタリア・リエティ市と学生交換留学開始、ごみ収集と安否確認を行う「ふれあい収集」開始、台風15号・19号により被害を受ける、伊東温泉竹あかり～イルミロマン・ジャパネスク～ スタート、第6回ANJINサミット開催
2年	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の対象地域に静岡県が含まれ、市内の接待を伴う飲食業、宿泊業、飲食業、娯楽業、教育・学習支援業に対し休業要請、市内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、市議会定例会の一般質問中止、74年の歴史で初めて按針祭中止、新型コロナウイルス感染症の収束を願い伊東温泉秋花火開催・史上初の大室山山頂からの打ち上げ
3年	東京2020オリンピック聖火リレーが市内を走行、東京2020パラリンピック・ボッチャ競技金メダリストの杉村英孝選手へ初の市民栄誉賞を贈呈、川奈小学校が閉校し南小学校と統合、伊東市飲食店における新型コロナウイルス感染症対策奨励金・第2回～第4回伊東市新型コロナウイルス感染

	症対策中小企業等応援給付金を実施、まくら投げプロモーションがアジア太平洋地域最大の広告賞「アドフェスト（アジア太平洋広告祭）2021」で2つの賞を受賞
4年	市民運動場を人工芝生化しリニューアルオープン、物価高騰対策・新型コロナウイルス感染症対策「伊東市民応援クーポン」の販売、市立幼稚園のデリバリー給食の開始、小学校及び中学校の入学祝金贈呈事業を開始、1月1日～3日按針メモリアル花火大会を開催、3年ぶりに按針祭海の花火大会を開催
5年	按針祭を4年ぶりに通常開催、第20期伊東市議会議員誕生、伊東市立東小学校・西小学校・旭小学校が閉校し伊東市立伊東小学校開校、静岡県立伊東高等学校・城ヶ崎分校、静岡県立伊東商業高等学校が閉校し静岡県立伊豆伊東高等学校開校、八幡野幼稚園で給食開始、伊東駅前整備計画（案）の発表、キャッシュレス決済補助と「いとうスペシャル商品券」の給付、全日本まくら投げ大会 in 伊東温泉を3年ぶりに開催

4 人 口

〔庶務課・市民課〕

(1) 人口の推移（単位：人）

年	住民基本台帳による人口の推移						国勢調査による人口の推移					
	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人 口	1km ² 当たり 人 口	世帯数	人 口			1世帯 当たり 人 口	1km ² 当たり 人 口
		男	女	計				男	女	計		
大正 14	—	—	—	—	—	—	2,745	6,451	6,489	12,940	4.7	403.1
昭和 10	—	—	—	—	—	—	3,859	9,688	9,783	19,471	5.0	606.6
2 2	—	—	—	—	—	—	5,514	11,333	14,618	25,951	4.7	808.4
3 0	10,485	23,797	26,603	50,400	4.8	406.3	10,437	23,653	26,516	50,169	4.8	404.4
4 0	14,846	29,192	31,691	60,883	4.1	490.6	15,401	28,064	31,340	59,404	3.9	478.7
5 0	21,262	33,395	36,316	69,711	3.3	561.3	20,766	32,263	35,809	68,072	3.3	548.2
6 0	25,495	33,793	37,800	71,593	2.8	576.0	23,667	32,837	37,360	70,197	3.0	565.0
平成 7	30,100	35,237	39,463	74,700	2.5	601.9	27,739	33,877	38,410	72,287	2.6	582.5
1 7	33,701	35,509	39,783	75,292	2.2	607.2	29,962	33,830	38,611	72,441	2.4	583.6
2 7	35,317	33,668	37,805	71,473	2.0	575.9	30,478	31,828	36,517	68,345	2.2	550.7
	35,147	33,527	37,475	71,002	2.0	572.1						
令和 2	35,431	32,037	35,681	67,718	1.9	545.7	30,820	30,668	34,823	65,491	2.1	527.7
	35,094	31,778	35,271	67,049	1.9	540.3						
3	35,522	31,780	35,294	67,074	1.9	540.5	—	—	—	—	—	—
	35,215	31,512	34,918	66,430	1.9	535.3						
4	35,630	31,421	34,865	66,286	1.9	534.5	—	—	—	—	—	—
	35,275	31,120	34,434	65,554	1.9	528.6						
5	35,693	31,027	34,406	65,433	1.8	527.6	—	—	—	—	—	—
	35,228	30,663	33,901	64,564	1.8	520.6						

※ 住民基本台帳人口は各年12月末日、国勢調査人口は各年10月1日による。

下段は日本人のみ、上段は外国人含む。（平成24年7月8日に外国人登録制度廃止、住民登録制度に移行）

昭和22年、30年の急増は、昭和22年8月10日の小室村との合併、昭和30年4月1日の宇佐美・対島両村と合併したことによる。

(2) 人口動態 (過去10年間、単位：人)

※各年12月31日現在

〔市民課〕

区分 年	自然動態						社会動態			増減差引	
	出生			死亡			増減	転入	転出		増減
	男	女	計	男	女	計					
平成26	194	175	369	505	469	974	△605	2,302	2,227	75	△530
27	176	163	339	562	532	1,094	△755	2,383	2,289	94	△661
28	173	158	331	528	516	1,044	△713	2,234	2,312	△78	△791
29	156	170	326	545	546	1,091	△765	2,390	2,317	73	△692
30	138	135	273	586	567	1,153	△880	2,434	2,329	105	△775
令和元	136	134	270	534	558	1,092	△822	2,491	2,397	94	△728
2	142	100	242	580	511	1,091	△849	2,318	2,238	80	△769
3	121	100	221	564	564	1,128	△907	2,346	2,083	263	△644
4	104	106	210	635	637	1,272	△1,062	2,603	2,329	274	△788
5	111	101	212	666	641	1,307	△1,095	2,702	2,460	242	△853
平均	145	134	279	570	554	1,225	△845	2,420	2,298	122	△723

※ 平成26年から外国人を含む。 転入には、帰化等を含む。 転出には、日本国籍離脱等を含む。死亡には、失踪を含む。

(3) 産業別就業人口

〔庶務課〕

区 分	平成 27 年			割 合 (%)
	就 業 人 口(人)			
	計	男	女	
総数	30,836	16,366	14,470	100.0
第1次産業	789	584	205	2.6
農業	647	452	195	2.1
林業	10	10	0	0.0
漁業	132	122	10	0.4
第2次産業	3,966	3,107	859	12.9
鉱業,採石業, 砂利採取業	4	3	1	0.0
建設業	2,751	2,323	428	8.9
製造業	1,211	781	430	3.9
第3次産業	24,762	11,929	12,833	80.3
電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	191	159	32	0.6
情報通信業	317	237	80	1.0
運輸業,郵便業	1,039	913	126	3.4
卸売業,小売業	5,080	2,403	2,677	16.5
金融業,保険業	500	189	311	1.6
不動産業, 物品賃貸業	1,070	658	412	3.5
学術研究, 専門・技術 サービス業	645	428	217	2.1
宿泊業,飲食 サービス業	5,413	2,444	2,969	17.6
生活関連 サービス業, 娯楽業	1,933	838	1,095	6.3
教育,学習 支援業	1,299	561	738	4.2
医療,福祉	4,013	1,084	2,929	13.0
複合サービス 事業	398	269	129	1.3
サービス業 (他に分類さ れないもの)	2,107	1,225	882	6.8
公務(他に分 類されるもの を除く)	757	521	236	2.5
分類不能 の産業	1,319	746	573	4.3

区 分	令和 2 年			割 合 (%)
	就 業 人 口(人)			
	計	男	女	
総数	27,799	14,468	13,331	100.0
第1次産業	712	519	193	2.6
農業	596	417	179	2.1
林業	11	9	2	0.0
漁業	105	93	12	0.4
第2次産業	3,537	2,783	754	12.7
鉱業,採石業, 砂利採取業	6	4	2	0.0
建設業	2,490	2,082	408	9.0
製造業	1,041	697	344	3.7
第3次産業	23,382	11,081	12,301	84.1
電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	165	131	34	0.6
情報通信業	287	196	91	1.0
運輸業,郵便業	984	833	151	3.5
卸売業,小売業	4,696	2,133	2,563	16.9
金融業,保険業	462	168	294	1.7
不動産業, 物品賃貸業	898	542	356	3.2
学術研究, 専門・技術 サービス業	681	453	228	2.4
宿泊業,飲食 サービス業	5,066	2,303	2,763	18.2
生活関連 サービス業, 娯楽業	1,731	778	953	6.2
教育,学習 支援業	1,246	532	714	4.5
医療,福祉	4,078	1,139	2,939	14.7
複合サービス 事業	330	222	108	1.2
サービス業 (他に分類さ れないもの)	2,018	1,186	832	7.3
公務(他に分 類されるもの を除く)	740	465	275	2.7
分類不能 の産業	168	85	83	0.6

5 姉妹都市・友好都市・友好交流都市

〔秘書広報課〕

(1) 長野県諏訪市（姉妹都市）

提携（宣言）年月日 諏訪市：昭和40年6月3日 伊東市：昭和40年5月20日

（提携までの経緯）

昭和32年5月、上諏訪旅館組一行が親善野球試合のため伊東温泉に来遊したことが機縁となり、その後も交流が重ねられ、同じ観光温泉都市（山の都市、海の都市）で都市規模も似ているところから、両市観光協会長が市あてに都市提携促進方の要望を示すとともに陳情書の提出が行われた。

以来、両市関係者の協議を経て、昭和40年当初には、両市議会が姉妹都市締結を意思決定するに至り、諏訪市議会においては、両市観光協会長からの提携陳情を採択し、後に議員全員協議会において締結決定という運びになったが、伊東市議会では、当時、陳情を審議に付す慣例がなく、議員へ参考配付することとどめ、締結決定は市議会全員協議会において行われた。

（交歓状況）

昭和40年提携以来、市では相互に、市制施行記念日、按針祭、諏訪湖祭湖上花火大会、御柱祭、庁舎落成、観光会館落成等行事への代表出席、議員の市政全般にわたる交歓研修会、職員の研修、体育、クラブ活動の交流などが行われている。また、伊東市観光会館の前には霧ヶ峰の石とカリンの木が植えられ、諏訪市庁舎前には伊豆の黒松と竹が植えられた。中でも観光会館のこけら落としに参加した八剣太鼓と諏訪交響楽団の演奏は伊東市民に感銘を与えた。

市民間でもこれまで、児童画展、青年会議所主催による両市親善児童交流会、文化協会の俳句、短歌、詩吟等の交流、文芸作品交換展示会、高等学校の文化・体育活動、女性団体、青年団体、スポーツ団体、旅館組合などさまざまな交流が行われている。特に昭和47年9月28、29日の2日間、一般市民を対象とした旅行団「伊東市民号」を結成し、約600人に上る市民が諏訪市を訪問して姉妹都市の実情を見聞したのを初め、昭和56年10月21日、22日には第2回伊東市民号約200人が諏訪市を訪ね、お互いの親睦を図った。また、昭和48年11月16日（500人）、52年11月15日（350人）、57年11月9日（200人）、63年11月8日（120人）、平成5年2月3日（310人）の5回にわたり諏訪市民号が本市を訪れ、2日間の交流を通じて姉妹都市締結の意義を深めた。

昭和51年3月には、姉妹都市締結10周年を記念して記念植樹を行い、本市丸山公園内に諏訪市からのイチイの木50本、アヤマメ30株を、伊東市は諏訪市庁舎前にソテツ3本、高島城公園内にツツジ1,900株を植樹した。昭和60年には姉妹都市締結20周年を記念して、10月23、24日に伊東市民号（10団体211人）を実施し、あわせて10月21日から23日にかけてリレーマラソン（伊東～諏訪間200km・参加者伊東市42人、諏訪市9人、計51人）、記念植樹（椿106本）、伊東の観光と物産展を開催した。同じく平成2年には25周年を記念して、諏訪市から伊東市にリレーマラソン（参加者諏訪市47人・伊東市13人、計60人）を行った。さらに平成7年には、30周年を記念して、新設されたかどの球場のオープンを祝い、親善交流野球大会を5月27日に学童野球と早朝野球の部を分けて行った。諏訪市から白樺の木が贈られ、かどの球場及び新庁舎にそれぞれ3本ずつ記念植樹された。また、両市民のより一層の親睦を図るため、伊東市民号（参加者218人）を平成7年10月26日に実施するとともに、歓迎式において、姉妹都市災害時相互応援協定の締結を行った。あわせて、記念植樹（ロウバイ）を実施した。平成17年8月には、姉妹都市締結40周年式典にて、両市長による盾の交換を行い、友好の絆をさらに深めた。さらに、平成24年8月15日には、諏訪市において諏訪市の姉妹都市である神奈川県秦野市と長崎県壱岐市、伊東市の4市が「災害時における相互応援に関する協定書」の調印式を行った。

姉妹都市交歓施設として昭和52年7月に完成した「諏訪市海の家」は、例年夏に諏訪市の小学生が訪れ、臨海学習を楽しんでいたが、施設の老朽化等により平成25年3月31日に閉所し、平成25年4月16日に閉所式が行われた。

平成27年度は姉妹都市締結50周年を迎え、両市の宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を相互に助成する制度を実施した。また、平成27年8月には諏訪湖祭湖上花火大会にあわせ伊東市民号として36人が諏訪市を訪問

するとともに、平成28年2月には諏訪市民号として73人が本市を訪れ、姉妹都市の絆を再確認した。平成28年5月には、7年に一度開催される諏訪大社御柱祭に伊東市副市長をはじめ8人が出席した。平成29年8月には、伊東市制施行70周年記念式典に諏訪市長をはじめ7人を招待した。令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により両市ともに祭典などを中止又は規模を縮小して開催し、相互招待は自粛した。令和4年5月には、諏訪大社御柱祭が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、8月の諏訪湖祭湖上花火大会に併せて諏訪大社上社御柱の見学が行われ、令和4年姉妹・友好都市交流会に伊東市議会議長をはじめ4人が出席した。また、按針祭を規模を縮小して開催し、諏訪市教育長をはじめ5人を招待した。令和5年度は、通常開催となった按針祭に諏訪市教育長をはじめ4人を招待するとともに、諏訪湖祭湖上花火大会に伊東市副市長をはじめ4人が出席した。

(諏訪市の概要)

諏訪市は本州の中央にあって、「諏訪のうみ」である諏訪湖を抱く、高島藩（諏訪藩）の城下町の面影を残すまちである。面積109.91km²、人口約4万8千人であり、諏訪湖の東南一帯に接して南北に長く、中央部は平坦で諏訪平の大部分を占めている。東北は霧ヶ峰一帯の諸山となって起伏し、小県郡に達している。南は上伊那郡と境し、西は諏訪湖を隔てて岡谷市を臨み、西北は下諏訪町、東南は茅野市と隣接している。冬季は厳寒で、零下10℃に及ぶ朝があり、諏訪湖は堅氷に閉ざされ、御神渡りという氷の亀裂、隆起現象を見ることができる。夏季は日中30℃を超えるものの、朝夕は涼しく、避暑に絶好である。霧ヶ峰は、天与の景勝に恵まれ、八ヶ岳中信高原国立公園に指定されている。四季を通じて観光客が絶えず、市への来遊客は年間約680万人に達する。

産業は明治時代から昭和初期にかけて製糸業が栄え、時代のニーズとともに主たる産業も移り変わり、高度経済成長期には時計やカメラ、オルゴール等の精密機械製造が盛んに行われ「東洋のスイス」と呼ばれた。現在は精密加工で培った技術をさらに追求した超微細加工技術を活かし、自動車部品や金属パネ等の金属製品製造業や、プリンター等の情報機器産業が盛んである。また、味噌や酒造といった醸造業や寒天など地場産業である食料品の製造も行われている。

湖畔一帯を中心に多量の温泉が湧出し（源湯8か所、1日当たりの総湯湯量約8,800kℓ）、その湯は平均65℃と高温で透明度が高く、古来から諏訪の「いでゆ」として有名である。昭和49年以来、温泉統合計画が順調に進み、効率的な利用を図っている。

(2) 福島県双葉郡広野町（友好都市）

提携年月日 平成29年5月24日

(提携までの経緯)

平成4年に伊東市少年少女合唱団の発表会を鑑賞した広野町の人々の呼びかけにより、翌年から広野町小学校器楽部と伊東市少年少女合唱団の交流が始まり、平成6年には「ひろの童謡まつり」音楽祭に伊東市合唱団「シャンテ」が参加するなど、以降、広野町合唱団「めじろたち」と「シャンテ」の交流が行われている。

平成19年からは、「伊東温泉めちやくちゃ市」に広野町のブースを設けているほか、平成23年3月11日の東日本大震災をうけ、7月28日に「伊東市と広野町における災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、伊東市から職員派遣を行うなど、行政による経済交流や防災連携を図っている。

こうした幅広い分野にわたる交流を促進し友好の精神を未来に引き継ぐため、市議会常任総務委員会協議会において両市町の友好都市提携について報告し、平成29年5月24日、広野町において提携の調印式を行った。

(交歓状況)

平成29年8月には、伊東市制施行70周年記念式典と按針祭に広野町副町長をはじめ7人を招待し、平成30年8月には、按針祭に広野町長をはじめ6人を招待した。

令和2年3月には、東京2020五輪聖火リレーの観覧及び広野町主催の記念イベントの招待があったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。令和3年度もコロナ禍により按針祭の規模を縮小し式典は中止したため招待は見送った。令和4年8月には、按針祭を規模を縮小して開催し、広野町副町長と広野町議会議長を招待した。令和5年度は、通常開催となった按針祭に広野町副町長と広野町議会議長を招待した。

(広野町の概要)

広野町は、福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南端に位置し、東に太平洋を臨み、西に阿武隈山系、南はいわき市と北は檜葉町と隣接していて、東京都心から238km、宮城県仙台市から128kmの距離にある。広さは東西13km、南北7km、人口は約5千人、温暖で寒暖の差が少ない気候で、みかんがきちんと実を結ぶ北限の町でもある。

第一次産業は、稲作を中心に畜産、野菜等を複合した小規模経営の兼業農家が大半を占めている。サッカーナショナルトレーニング施設「Jヴィレッジ」や、平成27年5月に改修後再オープンした二ツ沼総合公園などがある。

平成23年3月11日の東日本大震災などからの復興に向け、医療体制の充実、農業の振興、新たな公設商業施設の整備や雇用の創出などさまざまな施策に取り組んでいる。

(3) 英国メドウェイ市（友好都市）

提携年月日 平成11年4月9日（昭和57年8月10日ジリングラム市）

(提携までの経緯)

メドウェイ市は、ウィリアム・アダムス（三浦按針）の生誕地ジリングラム市が隣接するロチェスター市と平成10年4月に合併して生まれた新しい市で、伊東市では前身のジリングラム市との間で結んだ友好都市提携を平成11年4月にメドウェイ市との間で継続し、新たな友好都市提携の調印を行った。

ウィリアム・アダムスは1605年（慶長10年）に徳川家康の命を受け、日本最初の洋式帆船「サン・ブエナ・ヴェンツラ号」を伊東の唐人川で建造した。伊東市では三浦按針の偉業をたたえて、昭和22年8月に「第1回按針祭」を開催し、現在まで続いている。

メドウェイ市との市民レベルの友好関係は、昭和39年3月に伊東市民（議員）が初めて当時のジリングラム市を訪問し、市内小学生の絵画、習字を贈ったことがきっかけとなり、昭和48年8月に日英児童絵画展を伊東市で開催、以来毎年実施して絵画交流を続けている。昭和57年2月、当時のジリングラム市議会が伊東市及び横須賀市との友好都市提携を決議し、ジリングラム市長から伊東市長に対し、公式な文書による友好都市提携の申入れがあった。市当局は市議会各会派代表と協議を重ね、ジリングラム市と友好都市提携の意思を決定するに至り、同年6月の伊東市議会全員協議会を経て締結の運びとなった。

(交歓状況)

昭和57年8月、伊東市民旅行団がジリングラム市（現メドウェイ市）を訪問して以来、両市親善訪問による相互の交流を図っている。昭和59年5月、伊東市からジリングラム市のメドウェイ資料館にウィリアム・アダムスの関係資料を送付し、11月には文通等による交流を深めるため、文通を希望する市内の中学生80人をジリングラム市に紹介した。

昭和61年9月、ジリングラム市にあるアダムス記念碑（時計台）に設置するアダムスと伊東市との縁を説明したプレート板を伊東市で作成し送付し、翌年8月には、重岡建治氏製作のアダムスのブロンズ製胸像をジリングラム市に贈呈した。

平成2年7月、高校生交換留学制度（ホームステイ）を発足し、第1回目の交換学生（高校生男女1名）を、夏休み期間を利用して相互に派遣し、以来毎年実施していた。しかし、平成15年はSARSやテロの影響により実施を見合わせ、また、平成16年は、伊東市からの派遣のみの実施となったが、平成17年からは、再び交換学生を相互に派遣している。

平成4年8月、友好都市提携10周年を記念して、当時のジリングラム市長夫妻を按針祭に招待した。平成8年7月には、ヨーロッパ友好都市訪問団がジリングラム市を訪問し交流を図り、平成9年8月に、市制施行50周年記念式典にジリングラム市代表者を招待した。

平成11年4月、ジリングラム市との友好都市関係を継続し、さらなる進展を目指し、伊東市においてメドウェイ市と友好都市提携の調印を行った。

平成12年4月にはヨーロッパ訪問団を結成し、市長を団長として28人がメドウェイ市を訪問、親善交流を

深めた。さらに、ウィリアム・アダムスが日本に到着して400年目に当たることを記念して、ロンドンにおいてジャパンソサエティー主催で開催された「ウィリアム・アダムスディナー」に伊東市長と議長がメドウェイ市長とともに出席した。

平成16年12月、メドウェイ市長を招待し、日本初の洋式帆船建造400年記念のモニュメントの除幕式を建造の地である松川河口の按針メモリアルパークで行った。平成17年7月には、ヨーロッパ訪問団を結成し、市長を団長に市議会議長を副団長として、総勢29人がメドウェイ市を訪問し友好をさらに深めた。

平成24年10月には、友好都市提携30周年を記念して、ヨーロッパ友好都市訪問団を結成し、市長を団長として25人がメドウェイ市を訪問した。

平成26年度からは、毎年秋頃にメドウェイ市のチャタムグラマースクールの生徒たちが本市でホームステイを行っている。平成29年度はロチェスターグラマースクールの生徒たちがホームステイを行い、平成30年度はホルコムグラマースクール（旧チャタムグラマースクール）とロチェスターグラマースクールの生徒たちが訪問し、本市でホームステイを行った。令和2年度から令和4年度までの夏休み期間を利用した学生交換プログラム事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、令和5年度から再開した。

（メドウェイ市の概要）

メドウェイ市はロンドンの南東、約50kmの地、メドウェイ川の下流に沿った位置にあり、市の周囲にはイギリスの典型的な森と牧草地と果樹園を備えた、人口約27万人、面積205km²、ケント州最大の都市である。

旧ジリングラム市のエリアはエリザベス一世時代に造船業を中心として発達した地域であり、メドウェイ川兩岸一帯は400年にわたり英国海軍の戦艦を建造してきたヒストリック・ドックヤード（世界海軍基地）があったが、現在は歴史博物館となっている。19世紀に入ってからには鉄道がロンドンやケント州各地と結ばれたため、近代的な都市を形成し、1903年には市制をしいた。

旧ロチェスター市のエリアは、12世紀のイングランドの城砦都市の様子を伝えるロチェスター城や、ロチェスター大聖堂などの歴史的建造物が残っている。また、ヴィクトリア時代の作家チャールズ・ディケンズの縁地であり、ヴィクトリア時代の衣装をつけて行き交う「ディケンズ・フェスティバル」が毎年開催されている。ロチェスターの歴史のあるハイ・ストリートには画廊、美術店、アンティーク店が並び、チャタムとハンプステッド・ヴァリーには全国規模の大型店やレジャー施設がそろっている。

（4）イタリア共和国リエティ市（友好都市）

提携年月日 昭和60年7月21日

（提携までの経緯）

リエティ市では、昭和44年から市の中央部を流れるペリノ川を舞台に、ワイン樽を半分にした「樽乗り競走」が行われている。伊東市では、昭和32年以来毎年、市の中心部を流れる松川で「タライ乗り競走」が夏の観光行事として実施されており、これを知ったリエティ市から、昭和55年3月に外務省を通じて都市提携、親善使節団の交換について、伊東市に意向打診があった。さらに同年4月、リエティ市長から都市提携の申入れと、太陽の祭りへの公式招待が届いたが、提携には至らなかった。

その後、民間レベルでの交流が始まり、昭和56年7月には、伊東観光協会とリエティ市の樽乗り競走を主催している太陽の祭り委員会との間で姉妹関係が結ばれた。昭和59年7月に、リエティ市長ほか8人が来市され、再度、伊東市長に都市提携の申入れがあり、昭和60年3月の伊東市議会全員協議会を経て締結の運びとなった。

(交歓状況)

昭和61年7月、友好都市提携1周年を記念して、リエティ市長一行が伊東市を訪れ、松川タライ乗り競走に参加するとともに記念植樹を行い、あわせて、伊東市もイタリアフェアを開催し、イタリア商品の即売会や太陽の祭り写真展を開催した。以来、両市の親善訪問団が3年に1回程度相互に訪問し、交流を続けている。

昭和63年7月、リエティ市から大理石製の水飲場の寄贈を受け、静岡市で開催された静岡県姉妹都市フェアに伊東市の友好都市として出展した。平成元年5月、伊東市から白御影石製の石燈籠を寄贈した。

友好都市提携10周年を記念して、両市に在住する彫刻家の作品(リエティ市「リアーチェの戦士像の模刻」・モルツアーニ氏作/伊東市「大地より生まれる」重岡建治氏作)を交換する事業を実施し、平成6年度において、作品の作成と交換作業を行うとともに、平成6年8月9日にはリエティ市長一行が伊東市を訪れ、リエティ市の作品の贈呈式を行った。リエティ市の作品は新庁舎のロビーに設置し、一般市民に公開している。

平成8年7月には、ヨーロッパ友好都市訪問団がリエティ市を訪問し、交流を図った。

平成11年7月にリエティ市副市長ほか6人が来市し、タライ乗り競走に参加。また、市内ホテル会議室にて両市の今後の経済交流について会合が持たれた。

平成12年4月にはヨーロッパ訪問団を結成し、市長を団長として28人がリエティ市を訪問、親善交流を深めた。

平成13年6月には「日本におけるイタリア2001年」イベントとして、「オリーブオイル搾油用石臼のモニュメント」の寄贈をリエティ市より受けることとなり、大川橋際にある広場においてリエティ市から来た7人の技術者が当地に2日間滞在し、設置作業を行いモニュメントを完成させた。6月30日には駐日イタリア大使、及び、リエティ市関係者22人が来市し、モニュメントの除幕式並びに記念式典が盛大に開催された。引き続き7月5日まで「リエティフェア」として、リエティ市の特産品であるオリーブオイル、ワイン、パスタ、トリュフなどの展示即売会や「イタリアンレストラン」が開催された。

平成17年7月には、市長を団長に、市議会議長を副団長として結成されたヨーロッパ訪問団29人が、リエティ市を訪れ、友好都市提携20周年を記念し、伊東市から寄贈した「噴水モニュメント」の除幕・贈呈式を行った。

平成24年10月には、ヨーロッパ訪問団を結成し、副市長や市議会議長を初めとする計23人がリエティ市を訪れた。

平成27年7月には、本市において友好都市提携30周年を記念した歓迎レセプションを開催し、リエティ市長を始め9人が参加したほか、タライ乗り競走を楽しんだ。また、伊東市からは副市長がリエティ市を訪問し、樽乗り競走を見学したほか、リエティ市へ寄贈した石燈籠や重岡氏の彫刻が移設された「伊東庭園」命名式に出席した。

平成30年7月には、樽乗り競走が行われるリエティ市の「太陽の祭り」が50周年を迎えることから、副市長をはじめとする13人がリエティ市を訪れ、11月には、国際交流フェスタ in I T Oの開催に合わせ、副市長をはじめとする22人が伊東市を訪れた。

令和元年7月、学生交換留学制度(ホームステイ)により、タライ乗り競走の開催に合わせ第1回目の交換学生(高校生女2名)を受入れた。また、令和2年3月、春休み期間を利用して学生(高校生男2名)を派遣する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により実施を見合わせた。令和2年度から令和4年度までの夏休み期間を利用した学生交換プログラム事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。また、令和2年10月にはリエティ太陽の祭り実行委員会から令和3年に控えた伊東観光協会との提携40周年に向けたイベントの開催の提案があったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見送ることとなった。令和3年にリエティ市からはオンラインイベントの招待を受け、国際交流協会にて市民間交流を行った。令和5年度から学生交換プログラムを再開した。

(リエティ市の概要)

ローマ市から北東へ約80kmのイタリア中部ラツィオ州北東部、チベレ川の支流ベリノ川に臨み、標高402mの丘陵に位置する、面積208km²、人口約4万7,000人の市である。丘の斜面を占める旧市街は、ローマ時代に建設され、13世紀に修復された城郭で囲まれ、新市街は平坦地に展開する。

夏は避暑地、冬はスキー場としてにぎわい、昭和44年7月から太陽の祭りが開催され、マラソン競走や樽乗り競走が行われている。主な産業として、小麦、ブドウ、オリーブ栽培と牧牛、羊毛、製糖などの農産物加工業が行われている。

(5) アゼルバイジャン共和国イスマイリ州 (友好交流都市)

提携年月日 平成25年11月22日

(提携までの経緯)

平成21年、社団法人日本造園組合連合会の小杉副会長(当時)がアゼルバイジャン共和国政府の依頼を受け、同国イスマイリ州に日本庭園を建設したところ、その庭園を視察した大統領は、日本文化の素晴らしさに触れ、深く感動し、イスマイリ州が日本の都市と積極的に交流するよう州知事に提言をした。

その後、同州知事から相談を受けた小杉副会長が交流都市としてイスマイリ州と同じく自然豊かで風光明媚な本市を推薦し、同州知事は駐日アゼルバイジャン大使館を通じて情報を収集した。

その結果、国際観光温泉文化都市である伊東市と積極的に交流を開始したいとの同州の意向が出され、アゼルバイジャン政府の承認後、同州から友好関係の構築について要請があった。

これを受けて、平成24年10月に市長はアゼルバイジャン共和国イスマイリ州を訪問し、同州知事と交流について意見の交換や情報収集を行い、平成25年3月22日、市議会全員協議会において、イスマイリ州との友好関係構築に関する経過を説明し、平成25年11月22日、相互に友好交流協定を交わした。

(交歓状況)

平成26年より、毎年3月に開催される国際交流フェスタにおいて、駐日アゼルバイジャン大使館の協力のもと、同国の紹介コーナーを設け物産等の展示を行っている。

平成26年8月の按針祭にはイスマイリ州の子どもたちが参加し、友好交流協定締結以前から行われていた文通相手である市立南中学校の生徒との面会を果たしたほか、平成27年2月には本市のボランティア団体によるイスマイリ州訪問が実現した。

平成27年度からは、夏休み期間を利用した学生交換ホームステイプログラムを実施している。平成27年秋には、イスマイリ州で開催された日本文化フェアに市内の国際交流団体11人が参加し、茶道・華道・書道・琴などを紹介するとともに、友好交流を一層深めた。

令和2年度から令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や周辺地域の情勢不安等により、学生交換プログラム事業を中止した。

(イスマイリ州の概要)

首都バクーから西北西へ約180km、コーカサス山脈の南東に位置し、州都イスマイリとラヒジ、バズガルの町及びその他106の村で構成され、面積2,060km²、人口約8万人の州である。

イスマイリ州は、アゼルバイジャンの中でも最も風光明媚で豊かな自然に恵まれ、ラヒジに代表される伝統的な文化が継承されている地域である。

有数なぶどうの産地として、ワインやコニャックの生産も行われ、工業ではアゼルバイジャンの代表的な産業であるカーペットの生産や、伝統的な工芸品である銅鍛冶製品などが特に有名である。

また、自然豊かな同州では、樅やブナの森の中に数多くの植物や、鳥類などが生息し、多くの人が訪れる観光地となっている。

1 議 員

(1) 議員定数（令和6年4月1日現在）

条例定数20人	現在数20人
・昭和34年 3月14日 減員条例制定、定数を30人とし、昭和34年9月の一般選挙から適用	
・昭和60年 9月19日 減員条例改正、定数を26人とし、昭和62年9月の一般選挙から適用	
・平成13年10月 5日 定数条例制定、定数を24人とし、平成15年9月の一般選挙から適用	
・平成19年 6月20日 定数条例改正、定数を22人とし、平成19年9月の一般選挙から適用	
・平成23年 8月 1日 地方自治法改正、定数の法定上限（30人）の撤廃	
・平成26年12月17日 定数条例改正、定数を20人とし、平成27年9月の一般選挙から適用	

(2) 議員名簿（令和6年6月14日現在）

第20期議員任期：令和5年9月30日～令和9年9月29日

議席番号	氏 名	(ふりがな)	年 齢	会 派	当選回数
1	犬 飼 このり	(いぬかい このり)	52	会派に所属していない	2
2	田久保 眞 紀	(たくぼ まき)	54	会派に所属していない	2
3	重 岡 秀 子	(しげおか ひでこ)	74	会派に所属していない	5
4	虫 明 弘 雄	(むしあき ひろお)	48	自由民主 伊東	1
5	河 島 紀美恵	(かわしま きみえ)	58	自由民主 伊東	1
6	村 上 祥 平	(むらかみ しょうへい)	39	正風クラブ	1
7	浅 田 良 弘	(あさだ よしひろ)	64	会派に所属していない	6
8	四 宮 和 彦	(しのみや かずひこ)	61	政 和 会	5
9	杉 本 憲 也	(すぎもと かずや)	42	政 和 会	2
10	中 島 弘 道	(なかじま ひろみち)	63	自由民主 伊東	3
11	鈴 木 絢 子	(すずき あやこ)	46	正風クラブ	2
12	佐 藤 周	(さとう しゅう)	51	正風クラブ	2
13	長 沢 正	(ながさわ まさし)	63	公 明 党	4
14	竹 本 力 哉	(たけもと りきや)	63	公 明 党	1
15	篠 原 峰 子	(しのはら みねこ)	53	公 明 党	3
16	青 木 博 敬	(あおき よしひろ)	53	伊 東 未 来	3
17	大 川 勝 弘	(おおかわ かつひろ)	42	伊 東 未 来	3
18	杉 本 一 彦	(すぎもと かずひこ)	59	伊 東 未 来	4
19	井 戸 清 司	(いど きよし)	58	自由民主 伊東	5
20	宮 崎 雅 薫	(みやざき まさしげ)	68	正風クラブ	6

(3) 年齢別議員数（令和6年6月1日現在）

30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	平均年齢
0人	1人	4人	8人	6人	1人	55.6歳

(4) 議員報酬等

① 報酬

令和5年3月22日改正	議 長	副 議 長	議 員
令和5年10月1日施行	435,000円	400,000円	370,000円

※ 伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成26年4月1日から施行）

伊東市議会議員の議員報酬等の支給の制限に関する条例（平成28年6月22日から施行）

② 費用弁償（旅費、平成16年4月1日～）

鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当	宿泊料
普通旅客運賃 (特急料金等)	普通旅客運賃 (上級船室等)	実 費	実 費	1,200円	12,000円

2 議会の構成

(1) 常任委員会（令和6年4月1日現在）

委 員 会 名	定 数	現 在 数	所 管 事 項
常任総務委員会	8 人 (※議長を含む。)	7 人	企画部、危機管理部、総務部、市民部の所管に属する事項及び他の委員会の所管に属さない事項
常任観光建設委員会	6 人 (副議長を含む。)	6 人	観光経済部、農業委員会、建設部、上下水道部の所管に属する事項
常任福祉文教委員会	6 人	6 人	健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項

※ 議長は就任後、直ちに委員活動を辞退する。委員の任期は、選任の日から翌々年の9月29日までとする。

(2) 議会運営委員会

平成7年9月、従前の規定による任意の設置であった議会運営委員会を法制化し、正規の委員会とした。定数は6人とし、その構成は、交渉団体（3人以上の会派）から3人に1人の割合で選任する。なお、この場合において定数に達しない場合は、所属議員2人の会派からも委員を選任できることとし、所属議員2人を有する会派が複数あるときは、当該会派による協議により選任することとする。委員会においては、委員の互選により委員長及び副委員長を各1人選出し、運営に当たる。また、議長は会議に出席し、発言し、委員を選出していない会派の議員及び会派に所属していない議員はオブザーバーとして出席し、委員長の許可を得て発言することができる。協議する事項は、定例会、臨時会の会期及び議案審議予定に関する事、議員提出議案、請願書、陳情書、動議の取り扱いに関する事、議会関係人事案件に関する事、議会関係例規の制定、改廃に関する事、各種の儀礼に関する事、議会図書室に関する事、議長の諮問に関する事、その他議会運営に関する事などである。

(3) 特別委員会（令和6年6月1日現在）

議会改革特別委員会

(4) その他の会議

名 称	会 議 の 内 容
全 員 協 議 会	議決事件以外の重要項目について、市長の要請等により報告を受け、協議する。運営は副議長が行う。
常任委員会協議会 (総務) (観光建設) (福祉文教)	各常任委員の自主的調査、研修活動を活発に行うため、議会申合せにより昭和47年10月から従前の委員会協議会にかわって常任委員月例会を開催してきたが、昭和59年5月から、市政の円滑な推進を図り議員の活動の一助とするため、議会申合せを改正し、常任委員会協議会とした。会議は委員長が必要と認めるとき（原則として定例会月を除く。）に招集する。1人1問に限り質問を行うことができる。また、必要がある場合は現地視察を行うことができる。当局の報告、説明を了承するなどの決定行為は行わず、委員の質問について、委員会協議会全体としての当局に対する意見、要望の取りまとめも行わないこととしている。
議会報編集委員会	議会内各会派から選出した委員をもって構成し、市議会だよりの編集等を行う。
代表者会議	各会派の代表者により構成され、議会の円滑な運営を図るため、議会全般の諸問題について、各会派間の意見調整を行う。
議会活動 活性化協議会	代表者会議に提案された市議会内の課題について、自由闊達に意見を交換し、解決方法を探る場として設置している。

(5) 会派別構成（令和6年6月1日現在）

正 風 ク ラ ブ	自由民主 伊東	公 明 党	伊 東 未 来	政 和 会	会派に所属し ていない議員
4 人	4 人	3 人	3 人	2 人	4 人

(6) 議会事務局（令和6年度：定数12人・現員6人）

局 長 —— 局長補佐 —— 議会総務係（4人）

※ 平成12年度から委託していた議長車運転業務（運転士1人）は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から臨時職員1人を雇用していたが、平成28年度から議長車運転業務としての臨時職員雇用はしていない。

3 活動状況

(1) 本会議開会状況（令和5年／年度、単位：日）

回 次	5年1回	5年2回	5年3回	5年4回	5年5回	6年1回	5年計	5年度計
	定例会	定例会	定例会	臨時会	定例会	定例会		
開 会 日	5.2.20	5.6.14	5.8.28	5.10.12	5.12.1	6.2.20	—	—
閉 会 日	5.3.22	5.6.28	5.9.8	5.10.12	5.12.15	6.3.21	—	—
会 期 日 数	31	15	12	1	15	31	74	74
本会議日数	9	5	4	1	5	8	24	23

(2) 常任委員会及び常任委員会協議会開会状況(令和5年度)

区 分	委 員 会	委員会協議会	合 計
総務委員会	5日	3日	8日
観光建設委員会	5日	4日	9日
福祉文教委員会	5日	3日	8日

(3) 議会運営委員会・特別委員会・その他会議開会状況(令和5年度)

議会運営 委員会	全員協議会	全員打合会	議会報編集 委員会	代表者会議	議会活動 活性化 協議会	新型コロナ ウイルス 感染症対策 特別委員会	議会改革 特別委員会
10日	0日	1日	5日	13日	2日	1日	3日

(4) 議案等の審議状況(令和5年度、単位：件)

区 分	審 議 件 数			結 果			
	市長提出	議員提出	計	原案可決	修正議決	否決・撤回	継続審査
条 例	23	0	23	23	0	0	0
予 算	29	—	29	29	0	0	0
その他単行議案	18	—	18	18	—	0	0
任命・選任の同意	19	—	19	19	—	0	0
推 薦 の 同 意	0	—	0	0	—	0	0
決 算 認 定	10	—	10	10	—	0	0
報 告 承 認	6	—	6	6	—	0	0
意見書、決議	—	2	2	2	—	0	0
その他発議	—	2	2	2	—	0	0
選挙、選任、推薦	—	7	7	7	—	0	0
諸 報 告	—	10	10	10	—	0	0
懲 罰	—	0	0	0	—	0	0
小 計	105	21	126	126	0	0	0
請 願	—	1	1	0	—	1	0
陳 情	—	0	0	0	—	0	0
合 計	105	22	127	126	0	1	0
報 告	5	—	5	—	—	—	—

(5) 請願・陳情の処理状況(令和5年度) (※ 参考配付とした陳情及び意見書提出を求める陳情は除く。)

名 称	提出日	採決日	結 果
請 願 伊東市新図書館建設事業の見直しを求める請願	5.8.9	5.9.8	不採択
陳 情 なし	—	—	—

(6) 決議・意見書（令和5年度）

- ・ガザ地区での休戦と永続的な平和を求める決議
- ・認知症との共生社会の実現を求める意見書

(7) 予算・決算大綱質疑、一般質問

予算・決算大綱質疑	<p>新年度予算説明、決算概要説明及び予算、決算に係る議案に対する質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により3月及び9月定例会において行う。質疑の時期は、3月定例会においては、市長施政方針及び提出議案に対する説明終了後に、9月定例会においては、決算概要説明終了後に行うものとし、発言通告の期限は、3月定例会においては市長施政方針の日から、9月定例会においては決算概要説明の日からそれぞれ3開庁日後の正午までとする。質疑時間は、答弁を含めて1人につき20分の持ち時間を基本として、議会運営委員会において決定する。所属議員が5人以上もしくは質疑の持ち時間が100分以上の会派については、通告の内容を区分し、当該区分ごとに質疑を終結させることにより、複数の議員が登壇して質疑を実施することができる。再質疑は、通告した場合に限り、会派所属の他の議員が行うことができるものとし、発言する者の順序は議長が決定し、関連質疑は行わないものとする。</p> <p>（令和5年度定例会実施人数：9月7人、3月8人）</p>
一般質問	<p>質問の時期は、原則として定例会の第1日目とする。ただし、3月及び9月定例会においては、予算・決算大綱質疑終了後に行う。発言通告の期限は、定例会の第1日目の3開庁日前の正午までとする。ただし、3月及び9月定例会においては、告示日から予算・決算大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までとする。発言する者の順序は議長が決定し、質問時間は答弁を含めて1人50分以内とし、関連質問は行わないものとする。</p> <p>（令和5年度定例会実施人数：6月13人、9月0人、12月14人、3月12人）</p>

(8) 行政視察（令和5年度）

委員会名	視察予算年額	視察者	視察地
常任総務委員会	1人 120,000円	7人	徳島県阿波市、阿南市、徳島市
常任観光建設委員会	〃	6人	長崎県島原市、長崎市、佐賀県佐賀市
常任福祉文教委員会	〃	5人	富山県朝日町、立山町、富山市

※ 海外視察は平成10年度から実施を凍結してきたが、平成23年度から議会の議決を経ずにアジア諸国への実施をできることとしている。

(9) 行政視察 受入れ状況（令和5年度、単位：件・人）

市議会		区議会		町・村議会		都道府県議会		その他		合計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
7	54	0	0	0	0	0	0	0	0	7	54

(10) 加盟している各種議長会（令和6年4月1日現在）

議長会名	目的
全国市議会議長会	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図る。
東海市議会議長会	東海各市議会が協同して市政に関する諸般の事項を研究、審議し、都市の興隆発展に寄与するとともに、相互の意思の疎通を図る。
静岡県市議会議長会	静岡県の各市議会が緊密に連絡提携し、地方自治の本旨に沿って市議会の運営と市政各般の事項を調査研究し、都市の興隆発展を図る。
静岡県東部地区市議会議長会	静岡県東部の各市に係る問題を協議し、かつ、静岡県市議会議長会の趣旨を円満に推進させる。
全国競輪主催地議会議長会	全国競輪主催地議会の議長が連絡協調して、自転車競技法の本旨にのっとり、競輪の興隆発展を図る。
全国温泉所在都市議会議長協議会	温泉所在都市協議会と相提携し、温泉所在都市共通の問題を総合的に調査研究し、その解決を図るために必要な税財源充足の方策等を推進し、もって地方財政の確立を図る。
国際特別都市議会議長協議会	加盟都市議会相互の交友を深めて自治の進展を図るとともに、国際特別都市建設連盟と相提携し、観光・文化資源の整備等の施策の実施を促進することにより、加盟都市のさらなる発展を図る。
静岡県地方議会議長連絡協議会	静岡県内の各地方公共団体の議会の議長が相互に連携し、地方自治の振興を図る。
全国自治体病院経営都市議会協議会	自治体病院経営都市議会の議長が連絡協調して、自治体病院経営の健全化を図る。

(11) 議会刊行物（令和5年度）

会議録	定例会、臨時会などの本会議の会議録	市長ほか関係機関に配付
市議会だより	定例会等の市議会活動状況の広報紙（年4回発行）	市民ほか関係機関に配付
市政の概要	市政のあらましをまとめたもの（年1回発行）	議員ほか関係機関に配付

(12) 議会図書室蔵書数（令和6年4月30日現在・会議録の数は除く。単位：冊）

区分	総記	法律	地方自治	政治経済	社会	産業	教養	資料	合計
冊数	54	27	379	261	81	84	235	190	1,311

4 歴代議長及び副議長

議 長				副 議 長			
就任順位	氏 名	就任年月日	退任年月日	就任順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	太田兼吉	昭 22. 10. 13	昭 24. 10. 13	1	海老名敏郎	昭 22. 10. 13	昭 24. 9. 12
2	斎藤喜代松	24. 10. 13	25. 10. 28	2	島田正夫	24. 10. 13	25. 10. 28
3	島田正夫	25. 10. 28	26. 9. 29	3	鈴木正夫	25. 10. 28	26. 9. 29
4	村上延雄	26. 10. 12	28. 1. 29	4	浜野英一	26. 10. 18	28. 1. 29
5	石川明作	28. 1. 29	29. 4. 24	5	萩坂英吉	28. 1. 29	29. 4. 24
6	桜井建	29. 4. 24	29. 12. 27	6	大野寿一	29. 4. 24	29. 12. 27
7	鳴戸善六	29. 12. 27	30. 6. 10	7	稲葉静男	29. 12. 27	30. 9. 29
8	小川徳太郎	30. 6. 10	30. 9. 29				
9	杉山浅一	30. 10. 12	31. 11. 14	8	村上米雄	30. 10. 12	31. 11. 14
10	鈴木秀雄	31. 11. 14	32. 10. 30	9	佃峯雄	31. 11. 14	32. 10. 30
11	鈴木進作	32. 10. 30	33. 10. 9	10	鳴戸三郎	32. 10. 30	33. 10. 9
12	山本増衛	33. 10. 9	34. 9. 29	11	山田円平	33. 10. 9	34. 9. 29
13	大川 鸞	34. 10. 8	35. 12. 12	12	山田小三郎	34. 10. 8	35. 12. 12
14	村上米雄	35. 12. 12	36. 6. 27	13	高橋萬之助	35. 12. 12	36. 12. 21
15	稲葉亀雄	36. 6. 27	36. 12. 21				
16	浜野英一	36. 12. 21	37. 12. 26	14	稲葉弥二	36. 12. 21	37. 12. 26
17	稲木敏郎	37. 12. 26	38. 9. 29	15	石和勝治	37. 12. 26	38. 9. 29
18	山田小三郎	38. 10. 8	39. 10. 8	16	里見要一	38. 10. 8	39. 10. 8
19	森米治郎	39. 10. 8	40. 12. 23	17	鈴木武雄	39. 10. 8	40. 12. 23
20	井原一夫	40. 12. 23	41. 12. 24	18	杉本賀六	40. 12. 23	41. 12. 24
21	村上延雄	41. 12. 24	42. 9. 29	19	佃峯雄	41. 12. 24	42. 9. 29
22	石和勝治	42. 10. 9	43. 10. 9	20	石川完一	42. 10. 9	43. 10. 9
23	浜野英一	43. 10. 9	44. 10. 9	21	中村和夫	43. 10. 9	44. 11. 17
24	佃峯雄	44. 11. 17	46. 3. 25	22	梅原寿夫	44. 11. 17	46. 3. 25
25	鈴木武雄	46. 3. 25	46. 9. 29	23	木部正明	46. 3. 25	46. 9. 29
26	中村和夫	46. 10. 11	47. 10. 7	24	篠原与作	46. 10. 11	47. 10. 7
27	石川完一	47. 10. 7	48. 10. 3	25	三好保一	47. 10. 7	48. 10. 3
28	浜野英一	48. 10. 3	49. 7. 8	26	井戸 栄	48. 10. 3	49. 10. 2
29	杉本清	49. 8. 5	49. 10. 2				
30	杉本賀六	49. 10. 2	50. 9. 29	27	中田 誠	49. 10. 2	50. 9. 29
31	篠原与作	50. 10. 9	51. 10. 13	28	石井義郎	50. 10. 9	51. 10. 13
32	木部正明	51. 10. 13	52. 9. 30	29	斎藤富一	51. 10. 13	52. 9. 30
33	山口治郎	52. 9. 30	53. 9. 29	30	芹沢昭三	52. 9. 30	53. 9. 29
34	杉山久夫	53. 9. 29	54. 9. 29	31	芹沢昭三	53. 9. 29	54. 9. 29
35	山田恒夫	54. 10. 12	55. 9. 30	32	稲葉彦一	54. 10. 12	55. 9. 30
36	石井義郎	55. 9. 30	56. 9. 30	33	杉下安雄	55. 9. 30	56. 9. 30
37	斎藤富一	56. 9. 30	57. 9. 29	34	中山由雄	56. 9. 30	57. 9. 29
38	稲葉彦一	57. 9. 29	58. 9. 29	35	白井 隆	57. 9. 29	58. 9. 29
39	杉下安雄	58. 10. 11	59. 10. 1	36	鈴木藤一郎	58. 10. 11	59. 10. 1
40	中山由雄	59. 10. 1	60. 10. 2	37	水谷耕治	59. 10. 1	60. 10. 2

4 1	鈴木武雄	60.10. 2	61.12. 8	3 8	佐藤新吾	60.10. 2	61.12. 8
4 2	中村和夫	61.12. 8	62. 9.29	3 9	高橋喜一郎	61.12. 8	62. 9.29
4 3	朝日呼我	62.10.13	63. 9.30	4 0	斎藤保彦	62.10.13	63. 9.30
4 4	佐藤新吾	63. 9.30	平元.10. 3	4 1	村上倍夫	63. 9.30	平元.10. 3
4 5	久保田光	平元.10. 3	2. 9.28	4 2	大川孝夫	平元.10. 3	2. 9.28
4 6	白井隆	2. 9.28	3. 9.29	4 3	戸塚嵩	2. 9.28	3. 9.29
4 7	高橋喜一郎	3.10.11	4. 9.30	4 4	山本猛	3.10.11	4. 9.30
4 8	佐藤昭吾	4. 9.30	5. 9.29	4 5	大島健次	4. 9.30	5. 9.29
4 9	佃弘巳	5. 9.29	6. 8. 4	4 6	志太隆弘	5. 9.29	6. 8. 4
5 0	志太隆弘	6. 8. 4	6.12.21	4 7	内野賢一郎	6. 8. 4	6.12.21
5 1	志太隆弘	6.12.21	7. 9.29	4 8	内野賢一郎	6.12.21	7. 9.29
5 2	斎藤保彦	7.10.13	8. 9.30	4 9	増田忠一	7.10.13	8. 9.30
5 3	村上倍夫	8. 9.30	9. 9.30	5 0	中田次城	8. 9.30	9. 9.30
5 4	掬川武義	9. 9.30	10. 9.30	5 1	佐藤美音	9. 9.30	10. 9.30
5 5	戸塚嵩	10. 9.30	11. 9.29	5 2	肥田祐久	10. 9.30	11. 9.29
5 6	増田忠一	11.10.13	12. 9.29	5 3	平沢克己	11.10.13	12. 9.29
5 7	山本猛	12. 9.29	13.10. 2	5 4	稲葉正仁	12. 9.29	13.10. 2
5 8	白井隆	13.10. 2	14.10. 1	5 5	鶴田宝樹	13.10. 2	14.10. 1
5 9	久保田光	14.10. 1	15. 6. 8	5 6	鈴木克政	14.10. 1	15. 9.29
6 0	白井隆	15. 6.10	15. 9.29				
6 1	中田次城	15.10.10	16.10. 1	5 7	佐藤一夫	15.10.10	16.10. 1
6 2	三枝誠次	16.10. 1	17.10. 3	5 8	伊東良平	16.10. 1	17.10. 3
6 3	稲葉正仁	17.10. 3	18. 9.28	5 9	久保谷廠司	17.10. 3	18. 9.28
6 4	森一徳	18. 9.28	19. 9.29	6 0	土屋進	18. 9.28	19. 9.29
6 5	佐藤一夫	19.10. 9	21. 3. 9	6 1	宮崎雅薫	19.10. 9	21. 9.30
6 6	楠田一男	21. 3. 9	21. 9.30				
6 7	久保谷廠司	21. 9.30	23. 9.29	6 2	鳥居康子	21. 9.30	23. 9.29
6 8	土屋進	23.10.11	24. 9.27	6 3	稲葉富士憲	23.10.11	24. 9.27
6 9	宮崎雅薫	24. 9.27	25. 9.30	6 4	浅田良弘	24. 9.27	25. 9.30
7 0	西島彰	25. 9.30	26. 9.26	6 5	佐々木清	25. 9.30	26. 9.26
7 1	鳥居康子	26. 9.26	27. 9.29	6 6	井戸清司	26. 9.26	27. 9.29
7 2	宮崎雅薫	27.10.13	28. 9.27	6 7	榎本元彦	27.10.13	28. 7.25
				6 8	横沢勇	28. 8.31	28. 9.27
7 3	稲葉富士憲	28. 9.27	29.10. 2	6 9	佐山正	28. 9.27	29.10. 2
7 4	井戸清司	29.10. 2	令元. 9.29	7 0	長沢正	29.10. 2	令元. 9.29
7 5	佐山正	令元.10. 9	3. 7.10	7 1	中島弘道	令元.10. 9	3. 9.30
7 6	宮崎雅薫	3. 8.31	5. 9.29	7 2	大川勝弘	3. 9.30	5. 9.29
7 7	中島弘道	5. 10.12	(現在)	7 3	青木敬博	5. 10.12	(現在)

5 市議会議員選挙の記録

期	数	1 1	補欠	1 2	補欠	1 3	1 4	補欠	1 5
選挙執行日		S62. 9. 27	H2. 7. 22	H3. 9. 22	H6. 7. 24	H7. 9. 24	H11. 9. 26	H14. 7. 21	H15. 9. 21
立候補者数		29	1	29	2	28	30	2	26
当日有権者数		53,013	—	56,648	58,696	59,470	61,050	61,346	61,712
投票者数		43,051	—	43,212	42,362	40,515	43,203	29,209	35,539
棄権者数		9,962	—	19,436	16,334	18,955	17,847	32,137	26,173
投票率		81.01	—	76.28	72.17	68.13	70.77	47.61	57.59
無効投票数		276	—	297	4,063	326	371	1,834	339
当 選 者	当選者数	26	1	26	1	26	26	1	24
	最高得票数	1,806	—	2,193	22,014	2,909	2,508	14,914	2,840
	最低得票数	1,201	—	1,209	—	844	1,074	—	700
	平均得票数	1,534	—	1,550	—	1,435	1,576	—	1,437
	最高年齢	75	49	73	48	70	70	54	67
	最低年齢	35	—	26	—	30	34	—	27
次点得票数		1,119	—	1,139	16,282	615	987	12,459	649
備考			市長選と同時執行無投票		市長選と同時執行			市長選と同時執行	

期	数	補欠	1 6	補欠	1 7	1 8	補欠	1 9	2 0
選挙執行日		H17. 5. 29	H19. 9. 23	H21. 5. 24	H23. 9. 25	H27. 9. 20	H29. 5. 21	R1. 9. 22	R5. 9. 24
立候補者数		2	29	4	30	25	4	24	30
当日有権者数		—	62,418	62,048	62,076	60,755	60,671	60,102	58,039
投票者数		—	39,626	39,774	37,531	33,639	32,681	30,406	28,370
棄権者数		—	22,792	22,274	24,545	27,116	27,990	29,696	29,669
投票率		—	63.48	64.10	60.46	55.37	53.87	50.59	48.88
無効投票数		—	312	1,843	330	330	2,803	289	313
当 選 者	当選者数	2	22	2	22	20	2	20	20
	最高得票数	—	1,972	13,464	2,104	1,768	9,426	2,183	3,508
	最低得票数	—	1,115	10,125	1,144	1,149	8,972	763	727
	平均得票数	—	1,561	11,795	1,415	1,261	9,199	1,369	1,182
	最高年齢	57	70	46	69	73	45	70	73
	最低年齢	45	41	42	44	38	35	37	38
次点得票数		—	1,028	8,810	1,016	1,112	7,411	737	683
備考		市長選と同時執行無投票		市長選と同時執行			市長選と同時執行		

企 画

1 歴代三役

[秘書広報課]

(1) 市長 (令和6年4月1日現在)

順位	氏名	就任	退任	順位	氏名	就任	退任
初代	石川 哲	昭和 22. 9. 25	昭和 26. 9. 24	11代	芹沢 昭三	昭和 61. 7. 26	平成 2. 7. 25
2代	太田 賢治郎	26. 9. 25	29. 7. 25	12代	芹沢 昭三	平成 2. 7. 26	6. 7. 25
3代	稲葉 兵吉	29. 7. 26	33. 7. 25	13代	鈴木 藤一郎	6. 7. 26	10. 7. 25
4代	沼田 元弼	33. 7. 26	37. 7. 25	14代	鈴木 藤一郎	10. 7. 26	14. 7. 25
5代	沼田 元弼	37. 7. 26	41. 7. 25	15代	鈴木 藤一郎	14. 7. 26	17. 4. 12
6代	稲木 敏郎	41. 7. 26	45. 7. 25	16代	佃 弘巳	17. 5. 29	21. 5. 28
7代	稲木 敏郎	45. 7. 26	49. 7. 25	17代	佃 弘巳	21. 5. 29	25. 5. 28
8代	稲木 敏郎	49. 7. 26	53. 7. 25	18代	佃 弘巳	25. 5. 29	29. 5. 28
9代	稲木 敏郎	53. 7. 26	57. 7. 25	19代	小野 達也	29. 5. 29	令和 3. 5. 28
10代	芹沢 昭三	57. 7. 26	61. 7. 25	20代	小野 達也	令和 3. 5. 29	(現在)

(2) 助役

※ 平成19年4月1日から副市長に名称変更

順位	氏名	就任	退任	順位	氏名	就任	退任
初代	大沼 広吉	昭和 22. 12. 10	昭和 26. 10. 18	10代	杉山 嘉一	昭和 53. 11. 28	昭和 57. 11. 27
2代	太田 兼吉	26. 11. 17	29. 5. 29	11代	宮崎 三輝	57. 12. 8	61. 12. 7
3代	山本五郎左衛門	29. 8. 12	30. 9. 25	12代	宮崎 三輝	61. 12. 8	平成 2. 12. 7
4代	桜井 建	31. 2. 28	33. 8. 5	13代	宮崎 三輝	平成 2. 12. 8	6. 12. 7
5代	真田 潔	33. 10. 9	37. 10. 8	14代	堀野 晋平	6. 12. 21	10. 12. 20
6代	杉山 嘉一	37. 11. 28	41. 11. 27	15代	堀野 晋平	10. 12. 21	14. 12. 20
7代	杉山 嘉一	41. 11. 28	45. 11. 27	16代	田巻 浩	14. 12. 25	17. 3. 23
8代	杉山 嘉一	45. 11. 28	49. 11. 27	17代	青木 昇	17. 6. 15	19. 3. 31
9代	杉山 嘉一	49. 11. 28	53. 11. 27				

(3) 副市長 (令和6年4月1日現在)

順位	氏名	就任	退任	順位	氏名	就任	退任
初代	石井 勇	平成 19. 4. 1	平成 23. 3. 31	4代	若山 克	平成 29. 6. 13	令和 3. 3. 31
初代	原 崇	19. 4. 1	23. 3. 31	4代	佐野 博之	29. 6. 13	平成 31. 3. 31
2代	石井 勇	23. 4. 1	27. 3. 31	5代	中村 一人	31. 4. 1	令和 5. 3. 31
2代	原 崇	23. 4. 1	27. 3. 31	6代	中村 一人	令和 5. 4. 1	(現在)
3代	原 崇	27. 4. 1	29. 5. 28	6代	岸 弘美	5. 4. 1	(現在)
3代	佐藤 活也	27. 4. 1	29. 5. 28				

(4) 収入役 (※ 平成19年4月1日、収入役廃止)

順位	氏名	就任	退任	順位	氏名	就任	退任
初代	高橋 義夫	昭和 22. 11. 20	昭和 26. 11. 19	9代	大胡 昭	昭和 53. 11. 28	昭和 57. 11. 27
2代	高橋 義夫	26. 11. 20	29. 4. 30	10代	稲葉 礼一郎	57. 12. 8	61. 12. 7
3代	木村 茂	29. 8. 12	33. 8. 11	11代	稲葉 礼一郎	61. 12. 8	平成 2. 12. 7
4代	木村 茂	33. 10. 9	37. 10. 8	12代	土屋 一男	平成 2. 12. 8	6. 12. 7
5代	青木 茂樹	37. 11. 28	41. 11. 27	13代	佐藤 哲郎	6. 12. 21	10. 12. 20
6代	青木 茂樹	41. 11. 28	45. 11. 27	14代	佐藤 哲郎	10. 12. 21	14. 12. 20
7代	大胡 昭	45. 11. 28	49. 11. 27	15代	三橋 政昭	14. 12. 25	17. 6. 28
8代	大胡 昭	49. 11. 28	53. 11. 27				

2 市 表 彰

〔秘書広報課〕

(1) 功労者・有功者数

年 度	功労者	有功者	年 度	功労者	有功者
昭和31～40年	6人	55人	平成26～30年	4	21
41～50年	14	58	令和元年	0	3
51～60年	10	58	2年	2	5
61～63年	5	23	3年	1	1
平成元年～10年	12	59	4年	1	1
11～15年	11	40	5年	1	2
16～20年	5	21			
21～25年	2人	33人	合 計	74	380

3 第五次伊東市総合計画

〔企画課〕

第一次伊東市総合開発計画（昭和48～60年度）、第二次伊東市総合計画（昭和61～平成12年度）、第三次伊東市総合計画（平成13～22年度）、第四次伊東市総合計画（平成23～令和2年度）に引き続き、第五次伊東市総合計画を策定した。

第五次伊東市総合計画は、全てのまちづくりの指針及び行政経営の指針として、また市の最上位計画として位置づけられるもので、基本構想、基本計画及び実施計画から成る。

基本構想は、まちづくりの基本理念及び令和3年度から令和12年度までの10年間で目標年度における本市のあるべき将来像を示したものである。

第十一次基本計画は、基本構想を実現するための行政活動の基本となる政策・施策を体系的に示すとともに、計画期間（令和3年度～令和7年度）の各分野における現状、問題点を把握し、施策の基本的な方向性を定めるものである。

実施計画は、基本計画の施策を実現するための具体的な手段として、事業計画を策定するものである。財政状況の変化等を勘案して毎年度見直しを行う。

(1) まちの将来像を考える上での大切な考え方（基本理念）

まちの将来像を検討するに当たり、特に大切にしたい考え方を次のとおり定めた。

ア 誰もが安全・安心して過ごせるまちづくりを進める

市民一人一人が住み慣れた地域の中で、安全で安心して心豊かな生涯を過ごせる、また、本市への移住者及び観光客が安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。

イ 市民の知を結集し、全員参加でまちづくりを進める

本市のまちづくりの課題や市民ニーズは多様化していることから、市民、事業者及び行政、それぞれが知を結集し、まちづくりに取り組む多様な主体が連携する仕組みを構築することが求められます。市民が積極的に参画できる社会を構築するとともに、市民の創意工夫による活動を促進することにより、市民が持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる全員参加のまちづくりを進めます。

ウ 地域の誇りである資源を保全し、磨き上げ、魅力的なまちづくりを進める

本市は、青い海と緑の山などの自然環境や火山の恩恵でもある湯量豊富な温泉など、豊かで多様な地域資源に恵まれています。地域の誇りであるこれら資源を保全するとともに磨き上げることで魅力的なまちづくりを進めます。

エ ころ豊かな人を育む

社会情勢の変化が激しく、新たな時代に対応したまちづくりを進めるためには、“市民力”が重要になります。心と身体健康づくり、互いを尊重し思いやりの心を醸成する教育等の実施により、健康で心豊かな市民を育むとともに、観光都市として本市を訪れる全ての方に笑顔を提供できるようおもてなしの心の醸成に努めます。

オ 多様なつながりと交流をまちづくりに生かす

住民と移住者との交流、市民の世代間交流、国際交流等、人と人、あるいは周辺市町や姉妹都市とのつながりと交流その他の多様なつながりと交流を生み出し、それらを育み、多様性を受け入れる土壌を醸成し、本市のまちづくりに生かしていきます。

カ 新しい時代に対応した持続可能なまちづくりを進める

Society5.0の到来やSDGsの取組、人生100年時代構想等、我が国は新たな時代に突入しようとしています。デジタルの力を活用するとともに、自然環境や歴史文化等の本市ならではの魅力を守り、生かしながら、新たな時代に対応したまちづくりを展開します。

(2) 将来像

出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いたう ～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～

(将来像イメージ)

本市の持つ恵まれた自然景観や温泉を始めとした観光資源、また、文化財や郷土芸能を始めとした歴史文化資源等は、かけがえのない「郷土の宝」であり、「地域の心」です。

これら「郷土の宝」や「地域の心」を通じて、市民及び観光客、移住者等の多様な人々が本市で出会い、つながり、交流を広げ、認め合い、様々な考え方を柔軟に受け入れながら、本市の魅力を一層高めます。

市外に住む人からは「行ってみたい、住んでみたい」、市民には「住んでいたい」と感じてもらえるまちづくりを、全員参加で取り組んでいきます。

(3) SDG s との連動

日本政府は、平成28年(2016年)12月に策定した「持続可能な開発目標(SDG s)実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDG sの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDG sの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDG sの目標達成につながるものと考えます。

基本計画の各施策に、SDG sの目指す17のゴールを関連づけることで、総合計画、SDG sを一体的に推進していきます。

(4) 政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっての横断的な視点

政策目標ごとに掲げる各施策の推進に当たっては、「基本的な方針」や「目標」を念頭にしつつ、全ての施策に共通する横断的な視点として以下の点に留意します。

ア Society5.0 実現に向けたデジタルトランスフォーメーション推進の視点

少子高齢化や人口減少、貧富の格差などの課題を解決し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合い、一人一人が快適で活躍できるまちを構築するために、Society5.0 実現を目指す必要があります。

本計画では、Society5.0 実現に向けて、AIやIoTを始めとしたデジタルトランスフォーメーション推進の視点を、施策に積極的に取り入れていきます。

イ 「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」を促進するための視点

本市が持続的に発展するためには、人口減少を抑制していくことは必要不可欠であり、若者の社会参加、子育て支援、安定した収入を得られる労働環境の整備、居住環境の向上、交流促進のための基盤づくり等、様々な視点に立った多様な施策の展開が求められます。

本計画では、若年層を始めとする多くの人が、「行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい」と感じられるよう、多様な分野における施策をきめ細かに取り入れていきます。

ウ 高齢者を始め多様な人材が活躍できる場の創出の視点

健康寿命が延伸し、「人生100年時代」を見据えた、若者から高齢者まで全ての市民が元気に活躍するまちづくり、市民誰もが多様な分野で安心して働く環境が整うまちづくりが求められます。

本計画では、市民一人一人が価値観やライフスタイル、あるいは生活様式の変化に対応できる働き方や暮らし方を選択できる施策、あるいは社会に必要な人材を育成する施策を取り入れ、生涯自立して豊かに生きていくことを目指します。

(5) 政策目標

ア 安全で安心して暮らせるまち（政策目標1）

施策分野

- 1 危機管理体制の充実、2 総合治水対策の強化、3 災害に強い建築物や公共施設の整備、
- 4 生活安全の推進、5 消防体制の強化

イ 誰もが健やかに暮らし活躍できるまち（政策目標2）

施策分野

- 1 地域医療の充実、2 健康づくり支援、3 出産・子育て支援の充実、4 保育及び幼児教育の充実、
- 5 高齢者福祉の充実、6 障がい者福祉の充実、7 地域福祉の充実、8 多様性のある社会の実現、
- 9 保険・年金制度の運営

ウ 良好な環境が広がり快適に暮らせるまち（政策目標3）

施策分野

- 1 自然との共生社会の推進、2 循環型社会の推進、3 生活排水対策の充実、
- 4 安全でおいしい水の安定供給、5 魅力的な都市空間の創造、6 公共交通体系の充実、
- 7 道路環境の整備

エ 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち（政策目標4）

施策分野

- 1 教育環境の整備、2 未来を創る教育の充実（小・中学校）、3 生涯学習活動の推進、
- 4 青少年の健全な育成、5 市民スポーツ活動の推進、6 歴史・芸術文化の振興、
- 7 郷土愛の醸成

オ 活力にあふれ交流でにぎわうまち（政策目標5）

施策分野

- 1 地域資源の魅力向上、2 新たな観光形態の構築・推進、3 広域連携による誘客の拡充、
- 4 商工業の振興、5 農林業の振興、6 水産業の振興、7 移住定住の促進・関係人口の拡大、
- 8 国際交流の推進・都市交流の促進

カ 構想の推進 総合計画を推進するための土台づくり

「全員参加によるまちづくりの推進」、「市民の信頼に応える行政運営」、「健全かつ持続可能な財政運営」の3つの施策により、この基本構想を推進していく。

(6) 成果指標

〔企画課〕

第十一次基本計画では、施策分野ごとの目標（目的）とその達成状況を数値化した成果指標を設定している。計画全体で80の指標を掲げており、定期的な評価・検証により、実効性の高い計画の進行管理を可能にするものである。

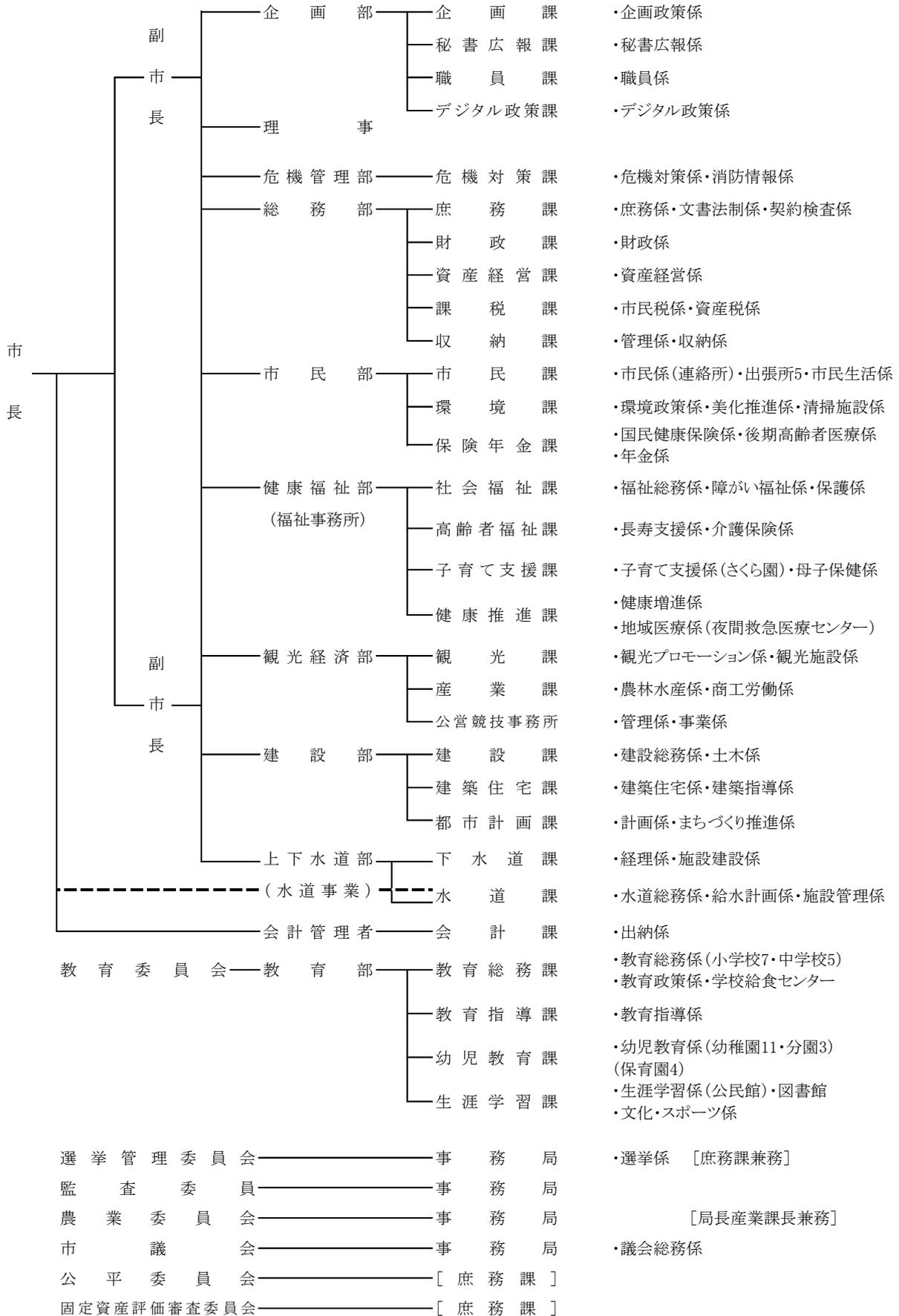
○成果指標一覧（抜粋）

施策分野		指標	上段：時点	目標値 (令和7年度)
			下段：現状値	
1-1	危機管理体制の充実	発災時の人的被害者数	令和5年度	0人
			0人	
1-4	生活安全の推進	市内における刑法犯認知件数（暦年）	令和5年度	270件以下
			257件	
2-2	健康づくり支援	健康寿命（お達成度）	令和2年度	男性18.65年以上 女性21.19年以上
			男性18.06年 女性21.12年	
2-3	出産・子育て支援の充実	子育てを楽しいと思う親の割合	令和5年度	95.0%以上
			94.3%	
3-2	循環型社会の推進	リサイクル率（総資源化量／総ごみ量）	令和5年度	20.00%以上
			18.04%	
3-4	安全でおいしい水の安定供給	「安全でおいしい水の安定供給」に満足している市民の割合	令和5年度	90.0%以上
			85.4%	
4-1	教育環境の整備	児童生徒1人当たりの教育用コンピュータ数	令和5年度	1台以上
			1.11台	
4-2	未来を創る教育の充実 (小・中学校)	学校が楽しいと思う子どもの割合	〈小学校〉	95.0%以上
			令和5年度	
			88.8%	
			〈中学校〉	90.0%以上
令和5年度				
89.1%				
5-1	地域資源の魅力向上	年間来遊客数	令和5年度	730万人以上
			603万人	
5-7	移住定住の促進・関係人口の拡大	移住者数	令和5年度	100人以上
			127人	

4 行政機構

[企画課]

(1) 行政機構図 (令和6年4月1日現在)



(2) 庁議

政策会議	市行政運営の最高会議とし、部長職以上をもって構成し、市行政の基本方針及び重要事項を協議するとともに、適正かつ効率的な行政運営を図ることを目的として、月2回開催する。
関係部課長会議	部局間に係る施策の策定及び執行に関し、協議・調整を行うことを目的とし、必要の都度開催する。
課長会議	各課間の連絡・調整を図ることを目的とし、年4回開催する。

5 行政事務改善

〔企画課〕

(1) 組織機構改革

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 新たに危機管理部を設置するとともに、企画部から危機対策課を分離し、危機管理部危機対策課として位置づけ 観光課企画宣伝係を同課観光プロモーション係に変更
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 競輪事業課（競輪事業係）を公営競技事務所（事業係）に変更
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 企画部門を強化し、多様化、複雑化する行政課題等にさらに的確かつ迅速に取り組むため、企画部行政経営課（企画政策係・職員係）及び市政戦略課（市長公室・地域政策係）の業務を見直した上で、企画部企画課（企画政策係）及び秘書課（秘書広報係・職員係）に変更
令和5年度	<p>行政課題への的確な対応及び重点施策の推進のため、以下のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画部秘書課（秘書広報係・職員係）の業務を見直した上で、企画部秘書広報課（秘書広報係）、職員課（職員係）に変更 企画部情報政策課（情報政策係）を企画部デジタル政策課（デジタル政策係）に変更 総務部財政課（財政係・管財係）の業務を見直した上で、総務部財政課（財政係）及び資産経営課（資産経営係）に変更 健康福祉部社会福祉課障害福祉係を同課障がい福祉係に変更
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 公営競技事務所（事業係）の業務を見直し、2係（管理係・事業係）に変更

※ 令和3年度、4年度については実施なし。

(2) 行財政改革

第五次総合計画第十一次基本計画について、3年間の実績を踏まえて第三者委員会による外部評価を受けるとともに、意見を反映しながら行政改革に取り組む。

(3) 情報機器及び行政情報システムの導入運営

〔デジタル政策課〕

事務処理の迅速化と合理化のため情報機器及び行政情報システムを導入、運営し、市民サービスの向上を図っている。

① 主な業務の処理経過（令和6年4月1日現在）

年 度	基幹系処理	情報系処理
昭和43～45	電子計算機を導入し、固定資産税・市民税・軽自動車税・国民健康保険税・給与・水道料金について電算化する。	
54	伊東市電子計算組織の運営に関する条例制定	
57～58	オンライン処理を開始し、市民課窓口にて各種税証明書等の発行を開始	
60		ワープロ・パソコン導入開始
62～63	住民記録の漢字オンライン化実施	出納管理システム導入

平成4		「伊東市電算化・OA化中期計画」策定
6	出張所（宇佐美・対島）とオンライン開始	
8	出張所（川奈・富戸）、東松原町連絡所とオンライン開始	
9	伊東市個人情報保護条例制定により伊東市電子計算組織の運営に関する条例を廃止し、伊東市電子計算組織の運営規程を制定	「第二次伊東市行政情報化推進計画」策定、伊東市ホームページ開設、伊東市インターネットホームページ運営委員会設置要綱制定
13		「第三次伊東市総合行政情報化推進計画」策定
14	住民基本台帳ネットワーク参加	本庁内に情報系LAN敷設、伊東市ホームページ作成ガイドライン及び伊東市電子メール使用ガイドライン制定
15		出先5か所情報系LAN敷設、総合行政ネットワーク(LGWAN)参加、公的個人認証事務開始
16	保健福祉センター内健康推進課とオンライン開始	「第四次伊東市総合行政情報化推進計画」、 「情報セキュリティポリシー」策定
17	セキュリティ強化（電算室入口に静脈認証装置設置・窓口端末機に指紋認証装置設置）	
18	コンビニ収納開始（固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税）、荻出張所オンライン開始	一人1台パソコン整備（216台導入） 消防署の支署・分遣所にLAN敷設
19	後期高齢者医療制度対応システム 戸籍システム導入	市ホームページリニューアル、市メールマガジンシステム導入、市出張所にLAN敷設 ファイルサーバ導入、「第五次伊東市総合行政情報化推進計画」策定
20	各種証明書等A判化	市ホームページにバナー広告掲載 シンクライアント導入
21	セキュリティ強化（侵入検知システム導入及び端末機セキュリティ対策実施）	
22		市ホームページ多言語化 「第六次伊東市行政情報化計画」策定
23	国税連携システム導入	市メールマガジンの登録メールアドレス数を1万から2万へ上限拡大 送信ドメイン認証技術導入
24	外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わったことに伴うシステム改修	
25		市ホームページリニューアル
26	マイナンバー対応に伴う住民基本台帳システム改修	
27	ホストコンピュータからWeb版にシステム基盤変更 マイナンバー対応に伴う住民基本台帳システム、税及び福祉システム改修	「第七次伊東市行政情報化計画」策定
28	Web版システム運用開始 セキュリティ強化（基幹系全端末に指紋認証装置設置）	Wi-Fi設置（図書館）
29	マイナンバー制度における他団体との情報連携開始	セキュリティ強化（マイナンバー制度における情報連携開始に伴うLGWAN接続系とインターネット接続系の分離運用開始、県が構築した

		自治体情報セキュリティクラウドの利用開始、 仮想ブラウザの導入) 庁内グループウェア更新
30	コンビニ交付開始 (住民票の写し・印鑑登録証明・戸籍)	市メールマガジンシステムリニューアル
令和元	元号改正に伴うシステム改修 熱海市及び函南町と自治体クラウド協定を締結 自治体クラウド共同調達プロポーザルを実施し、自治体クラウド導入業者を決定	市ホームページリニューアル
2	自治体クラウドキックオフ会議開催	Web会議環境整備 市メールマガジンのSNS連携開始
3	自治体クラウド稼働	「伊東市DX (デジタル・トランスフォーメーション) 推進計画」策定 ビジネスチャットシステム試行運用開始
4	申請管理システム導入	「伊東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」施行 電子申請システム (LOGOフォーム) 導入 音声文字変換システム導入
5	標準化に関する法律により定められた期限である令和7年度末までに、国が作成した標準仕様書に適合したシステムに移行するため、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けた事業を開始 (令和5年度は基幹系システムの文字同定業務)	ビジネスチャットシステム本格運用に向けたアカウントの増加 伊東市情報セキュリティポリシー全部改定 伊東市デジタルファースト宣言 政策参与委嘱2人 (DX推進)

② 自治体クラウド稼働業務 (令和6年4月1日現在)

対象業務	業 務 明 細
住民記録関連	住民基本台帳・国民年金・選挙人名簿管理・印鑑登録・宛名管理
税 務 関 連	固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・国民健康保険・収納口座管理・確定申告 (支援)
そ の 他	就学 (学齢簿) ・後期高齢者医療・公営住宅管理・畜犬管理・番号連携管理・OCR管理・住基ネットサーバ管理・外字登録

③ 電子計算機の機器構成 (令和6年4月1日現在)

装 置 名	台 数	備 考
システムサーバ	25台	
ラインプリンタ装置	1台	日本語 4,000 行/分
高速レーザープリンタ	1台	
ページプリンタ	132台	
印影リーダー	2台	
マイナンバー利用事務系パソコン	106台	
L G W A N 接 続 系 パ ソ コ ン	498台	
インターネット接続系パソコン	28台	
独自回線パソコン	17台	
スタンドアロンパソコン	74台	

W E B 会 議 用 パ ソ コ ン	10台	
タ ブ レ ッ ト 端 末	4台	
サ ブ デ ィ ス プ レ イ	45台	

6 市民参画のまちづくりの推進

〔企画課〕

平成15年4月に「市民参画のまちづくり推進計画」を作成し推進してきたが、団塊の世代の高齢者化による超高齢者社会の到来、労働者人口の減少による市税収入の低下等の社会的背景の変化や市民ニーズの多様化への対応のために市民がまちづくりに参画することが求められている中で、時代にあった方向性の構築を図り、今後の市民参画・協働の推進を図るため、市民会議等を開催し、市民からの意見を踏まえ、「伊東市における市民参画・協働の推進のあり方」を、おおむね10年間の方向性を示す骨子として平成26年6月に策定した。

(1) 市民活動支援センター運営事業

平成16年11月25日に市民による魅力あるまちづくりを推進し、支援するための活動・交流拠点として市民活動支援センター「P a l (ぱる)」を設置した。

平成28年4月1日には今後のよりよい運営に繋げていくため、市政戦略課に「いとう市民活動支援センターP a l (ぱる)」の機能を移し、市民活動相談会及びNPO法人向け実務講座等を開催することで、市民活動団体が行う公益活動を支援している。組織機構改革に伴い、令和2年4月1日より企画課が担当課となり、支援を継続している。

(利用状況 単位：人)

年度	相談業務利用者数	備 考
令和3年	9	
令和4年	15	
令和5年	17	

(2) SDG s 推進事業補助金

令和4年4月から、魅力あるまちづくり事業補助金の対象事業としていた、市民活動団体が実施する「まちづくり事業」や芸術文化団体が実施する「文化振興事業」を当該補助金の対象事業に振り替え、これらの団体が実施するSDG s 推進事業及びSDG s 普及啓発事業に要する経費に対し、補助金を交付した。

年度	SDG s 推進事業件数	SDG s 普及啓発事業件数
令和4年	26	5
令和5年	25	4

7 人口ビジョン・総合戦略

〔企画課〕

国における「まち・ひと・しごと創生」の方針を踏まえ、平成27年10月に策定した「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」が令和2年度に終期を迎えたことから、最新の人口データを基に推計し、適切な施策及びKPIを盛り込んだ「第2期伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定した。

目指すべき将来の方向としては、65歳までを対象とした積極的な移住定住促進により純移動率を上昇させ、住んでいたいと思う環境づくりと本市の将来を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを目指すことで、2060年に人口36,600人を確保することを目標としている。

8 特別職及び職員

[職員課]

(1) 特別職の報酬（令和6年4月1日現在）

職名	支給区分	金額	職名	支給区分	金額
市長	月額	855,000円	副市長	月額	727,000円
教育長	〃	668,000	教育委員会委員	〃	30,000
監査委員（議会選出）	〃	43,000	監査委員（学識経験者）	〃	110,000
選挙管理委員会委員長	〃	25,600	選挙管理委員会委員	〃	20,900
選挙長・開票管理者	日額	10,600	投票管理者	日額	12,600
期日前投票管理者	〃	11,100	投票立会人	〃	10,700
期日前投票立会人	〃	9,500	指定病院等の不在者投票における 外部立会人	〃	10,700
選挙立会人・開票立会人	〃	8,800	公平委員会委員長	〃	8,500
公平委員会委員	〃	7,500	固定資産評価審査委員会委員長	〃	8,500
固定資産評価審査委員会委員	〃	7,500	農業委員会会長	月額	28,500
農業委員会委員	月額	22,800	農業委員会農地利用最適化推進委員	〃	22,800
社会教育委員会委員長	日額	7,500	社会教育委員会委員	日額	6,000
国民健康保険運営協議会会長	〃	7,500	国民健康保険運営協議会委員	〃	6,000
介護認定審査会委員（医師に限る。 ただし、歯科医師を除く。）	〃	18,000	介護認定審査会委員（医師を除く。 ただし、歯科医師を含む。）	〃	13,000
介護保険運営協議会会長	〃	7,500	介護保険運営協議会委員	〃	6,000
障害支援区分判定等審査会委員 （医師に限る。ただし、歯科医師を除く。）	〃	18,000	障害支援区分判定等審査会委員 （医師を除く。ただし、歯科医師を含む。）	〃	13,000
その他法令及び条例に規定する 委員会委員長	日額	7,500	その他法令及び条例に規定する 委員会委員	日額	6,000
	時間額	1,800		時間額	1,500
その他特別職の非常勤職員 （必要に応じ時間額、月額又は年額とする。）	日額	6,000円 以内			

(2) 職員の給料（令和6年4月1日現在、単位：人・歳・円）

職種別平均給料				職階別平均給料			
区分	職員数	平均年齢	平均給料	区分	職員数	平均年齢	平均給料
一般行政職	330	40.10	323,988	部長職	11	56.08	431,936
税務職	49	39.03	310,133	次長職	4	55.06	416,200
薬剤師・医療技職	10	46.03	339,330	課長職	28	54.04	411,054
看護・保健職	23	45.07	337,991	課長補佐職	69	49.08	386,300
福祉職	66	42.00	322,814	主幹職	38	54.11	405,821
企業職	11	44.09	335,682	係長職	84	43.03	345,323
技能労務職	64	52.01	371,223	その他職員	358	37.09	293,741
幼稚園教育職	35	37.08	298,537	合計・平均	592	42.03	327,986
その他の教育職	4	49.00	420,750				
合計	592	42.03	327,986	初任給 (技能労務職)	高校卒 167,800 (167,900)	短大卒 181,000	大学卒 196,800

(3) 職員職種別配置表 (令和6年4月1日現在)

	部長職	次長職	課長職	補課長職	主幹職	係長職	事務	技術	専門職他	労務職能	
企画部	1										1
企画課			1	2		3	1				7
秘書広報課			1	1		1	3				6
職員課			1	2		2	6				11
デジタル政策課			1	2		2	3				8
小計	1		4	7		8	13				33
理事	1										1
危機管理部	1										1
危機対策課			1	2		2	5				10
小計	1		1	2		2	5				11
総務部	1	1									2
庶務課			1	2		5	8				16
財政課			1	1		2	1				5
資産経営課			1	2		1	3				7
課税課				2	2	4	18				26
収納課			1	2	1	6	9				19
小計	1	1	4	9	3	18	39				75
市民部	1										1
市民課			1	4	3	4	15				27
環境課			1	3	7	1	2	2	2	46	64
保険年金課			1	3	1	3	10				18
小計	1		3	10	11	8	27	2	2	46	110
健康福祉部	1										1
社会福祉課			1	4	2	2	24				33
高齢者福祉課			1	2	2	3	8		3		19
子育て支援課(さくら園含む。)			1	1	3	4	5		7		21
健康推進課			1	3	3	1	4		8		20
小計	1		4	10	10	10	41		18		94
観光経済部	1										1
観光課			1	2		2	7			1	13
産業課			1	1		3	6				11
公営競技事務所			1	2		2	1				6
小計	1		3	5		7	14			1	31
建設部	1	1									2
建設課				2		3	2	5			12
建築住宅課			1	2		1	1	5			10
都市計画課			1	3	1	3					8
小計	1	1	2	7	1	7	3	10			32
会中計		1		1	1	1	1				5
中計	8	3	21	51	26	61	143	12	20	47	392
上下水道部	1										1
下水道課			1	4		2	2	3			12
水道課			1	3	1		1	4			10
小計	1		2	7	1	2	3	7			23
外部	1	1	1								3
教育局				2	1	4	1		2		10
事務局			1	1	3	2	1		1		9
幼児教育課			1	2		3	4		1		11
生涯学習課			1	2	1	4	6			1	15
小中学校					2					6	8
教育機関										1	1
幼稚園									35	2	37
保育園					4	4			57	4	69
図書館・公民館				1		1	2				4
小計	1	1	4	8	11	18	14		96	14	167
議会事務局	1			1		2	2				6
監査委員事務局			1	1		1					3
農業委員会事務局				1							1
中計	3	1	7	18	12	23	19	7	96	14	200
合計	11	4	28	69	38	84	162	19	116	61	592

人数は任期の定めのない常勤職員とする(県からの派遣職員を除く)

課長補佐職=課長補佐、技監 主幹職=主幹、さくら園長、保育園長 係長職=係長、主査、出張所長、保育副園長 事務=主事、事務員

技術他専門職=栄養士、看護師、言語聴覚士、保育士、幼稚園長、教頭、教諭、保健師、養護師、学芸員、美化指導員、指導主事

技術=技師、技術員 技能労務職=運転士、美化員、作業員、調理員、用務員 ※事務、技術、技術他専門職及び技能労務職は主任を含む

(4) 職員研修（令和5年度実施分）

① 独自研修

区分	名 称	内 容 ・ 対 象 者 等	日 数	修了者
階 層 別 研 修	新規採用職員研修（前期）	市長・副市長訓示、サービス・勤務条件、伊東市の財政・施策、ビジネスマナーほか（新規採用職員）	6日	27人
	〃（中期）	文書事務、予算、出納事務、時間外勤務・市外出張（新規採用職員）	2日	17人
	〃（後期）	自己分析、キャリア形成、行動計画の作成（新規採用職員）	1日	15人
	クレーム対応研修（熱海市合同）	クレーム対応の手法（採用2年目の職員）	1日	17人
	文章力養成研修（熱海市合同）	文章力養成（採用3年目の職員）	1日	17人
	政策立案研修（熱海市合同）	政策立案（採用5年目の職員）	1日	13人
	キャリアデザイン研修	組織内における自身の役割の再認識、市職員としての働き方のビジョンの明確化	1日	27人
人事評価制度研修（eラーニング）	人材育成につながる目標設定、評価及び面談の実施方法（新任課長）	2.5時間	10人	
専 門 研 修	おもてなしコンシェルジュ研修	コンシェルジュとして必要な接遇、コミュニケーションのスキル（各部から選出された職員・新規採用職員）	6か月	32人
	ハラスメント防止研修	ハラスメント対策に関する意識の強化（庁外職員・監督職の職員）	3時間	52人
	会計年度任用職員研修	市職員として必要な接遇マナー（会計年度任用職員）	1時間	55人
	災害対応マネジメントと職員の安全衛生研修	災害時における医療健康・福祉体制、職員間連携、ラインケア（監督職）	1.5時間	42人
	交通安全研修	危険予知、運転における危険箇所の確認、運転前点検の手法（全職員）	2時間	40人
	新規採用職員&先輩職員 OJT研修	職場での効果的なOJTの実践、人材育成の意義、入庁3か月間の振り返り（ペアワーク）（各課から選出された職員・新規採用職員）	0.5日	30人

② 派遣研修

名 称	主催・派遣先	派遣対象者	日 数	修了者
新任管理者研修	静岡県市町村振興協会	新任課長	1日	8人
市町職員研修	静岡県自治研修所	全職員	—	8人
市町職員広域研修	静岡県市町村振興協会	全職員	—	3人
県人事交流（派遣）	静岡県 知事直轄組織 東京事務所	主査	1年	1人

県人事交流（派遣）	静岡県 知事直轄組織 静岡県庁 広聴広報課	主事	1年	1人
自治大学校第1部・第2部特別課程 45期	自治大学校	係長	60日	1人
自治大学校第2部課程202期	自治大学校	主査	75日	1人
フォローシップ研修	市職員研修協議会東部ブロック	係長未満の 一般職員	1日	3人
特別研修	各所	全職員	—	36人

9 広報広聴

〔秘書広報課〕

(1) 広報活動（令和5年度）

事業名	内容
広報いとう	市の広報紙「広報いとう」を、町内会等を通じて各世帯や関係機関等へ配布（月29,000部発行）するとともに、ホームページに掲載し全国に伊東市の情報を発信
声の広報いとう	「広報いとう」を音訳ボランティアの協力で録音し、目の不自由な希望者へ郵送（月平均8本配布）
点字広報いとう	「広報いとう」をボランティアの協力で点訳し、目の不自由な人を対象に発行（月3部発行）
拡大広報いとう	拡大した「広報いとう」のみんなの暦と毎月の相談業務を、弱視の人に郵送発行（月1部発行）
伊東市市民便利帳 With〜ウィズ〜	行政・観光・歴史・地域情報などを掲載した冊子（2年に1回発行）
休日当番医の電話案内	日曜・祝日の当番医の案内（月平均13件利用）
有線テレビによる広報	市からのお知らせ広報番組を月2回制作し、1日4回各10分間放送
コミュニティFM放送による広報	市からのお知らせ広報番組を1日4回各10分程度、スポット告知を6本放送
フェイスブック ツイッター ライン	市からのお知らせや各種イベント・教室の様子を公開、ほぼ毎日更新

(2) 広聴活動（令和5年度）

事業名	内容										
意見箱	<p>市政に対する意見、要望等を寄せてもらうため、意見箱を市役所、出張所、連絡所、市ホームページ（E-意見箱）に設置。またEメール、ファックス等でも受付。令和5年度件数 計241件 内訳は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>意見箱</th> <th>E-意見箱</th> <th>Eメール</th> <th>ファックス</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>151</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	意見箱	E-意見箱	Eメール	ファックス	その他	31	151	20	5	34
意見箱	E-意見箱	Eメール	ファックス	その他							
31	151	20	5	34							
タウンミーティング	市長自らが市内の各地区に伺い、市民の皆さんの生の声を聴くことにより、世論の動向を正しく把握し、これを市政に反映させ、市民主体のまちづくりを推進する。令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者数を制限し、開催時間を1時間に短縮するなどの対策を講じた上で、市内15会場で開催した。参加者262人、156件の意見をいただいた。また、伊東市保育園父母の会連合会及び伊東市PTA連絡協議会の役員を対象に、子育て世帯タウンミーティングを開催し、それぞれ15件の意見をいただいた。										
市長への手紙	<p>広報いとうに「市長への手紙」の用紙を掲載するとともに、市役所1階総合案内やコミュニティセンター、生涯学習センター、タウンミーティング会場に配架し、広く意見を聴取する。令和5年度は手紙118通をいただいた。</p>										
市政WEBアンケート	<p>市政モニター制度に代わる広聴制度として、令和4年度から実施。令和5年度は、全市民を対象として、市の広報事業をテーマにインターネット上に設置した回答フォームを通じてアンケートを実施し、370人から回答をいただいた。</p>										
施設見学	市の施設等を直接見学してもらい、行政運営に理解と協力を求めている。										

10 住民組織

〔秘書広報課〕

(1) 自治組織（令和6年4月1日現在）

市	区	15区	区長に行政協力委員長・地域行政連絡調整協議会委員を委嘱 (単位自治町内会数) 町内会長等に行政協力委員を委嘱
	町内会・自治会等	152町内会等	
	隣組	1,343隣組	
	加入世帯	19,038世帯	

(2) 行政協力委員長・行政協力委員

地域と行政が連携した住みよいまちづくりを進めるため、各地区の区長に行政協力委員長を、町内会長に行政協力委員を委嘱し、行政から市民に対する広報や連絡事務の周知、簡易な調査等について協力を求めている。

(3) 地域行政連絡調整協議会

行政協力委員長（区長）15人をもって組織される市長の諮問機関であり、毎月開催する定例会で、行政に対する協力、地域住民の要望や意見調整に関することなどを協議するほか、各地区の抱える課題の解決に向けた意見交換を行っている。

(4) 地縁による団体の認可

地縁による団体（自治会、町内会等）が地域的な共同活動を円滑に行うため、その規約に定める目的の範囲内において権利を有し、義務を負う、法人格付与のための認可事務及び相談等を行っている。

11 国際交流

〔秘書広報課〕

伊東国際交流協会運営事業

日本人市民及び外国人市民並びに外国の人々との友好親善を基調とし、教育・文化・スポーツ・経済等あらゆる分野にわたる交流を通じて、国際観光温泉文化都市にふさわしいまちづくり、人づくりに寄与することを目的に、国際交流に関する諸事業を実施している。

協会組織の自立と交流促進の拡大、さらに市街地活性化の推進を目的として、平成18年4月に協会事務所を市役所から中心市街地へ移転を行った。

令和5年度事業	内 容
国際交流フェスタ in ITO	日本文化の紹介、協会事業の成果発表、外国人市民との交流の場としての協会のメインイベント
外国語講座	外国語に慣れ親しみ、同時に外国の生活、文化を知る講座
日本語教室	在住外国人市民の個々のニーズに合わせたレッスンを会員が講師となり行う。
外国人市民向け放送	有線テレビの「市役所からのお知らせ」の後、英語による5分間の情報提供
会報の発行	年4回、協会事業等の紹介、情報提供を行う。
民間団体の国際交流の支援	講師の派遣、会場の提供、日程調整等の協力
友好都市との交流	リエティ市民訪問団来訪（7月）、メドウェイ市ロチェスターグラマースクール生徒来訪（10月）、元メドウェイ市長スーザン・ヘイドック氏来訪（令和6年1月）
異文化理解講座	「世界へ挑戦！ 57歳 カナダ写真学校卒業 プロ野生動物写真家へ」（11月）

会員数(令和6年4月1日現在) 個人会員 278 人・賛助会員 25 団体(団体会員 7 団体・法人会員 18 法人)

1 2 広 域 行 政

〔企画課〕

伊豆半島 7 市 6 町 首 長 会 議 (伊豆半島サミット)

伊豆半島 7 市 6 町 首 長 会 議 は、伊豆半島内の市町の共通するさまざまな行政課題について協議を行い、その解決に向け、相互に協力し合うことを目的として、平成 1 8 年 7 月に設立された。

同会議は、伊東市をはじめ、沼津市、三島市、熱海市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町の 7 市 6 町で構成され、国・県及び関係機関への請願・要望や、調査・研究事業を行っている。(沼津市は平成 2 5 年 4 月 1 日から加盟)

会議は、首長会議を年 2 回開催するほか、構成都市の部長職等によって組織される幹事会を、首長会議開催の前後にそれぞれ開催している。

また、会議の会長は、設立時から伊東市長が務めていたが、役員改選に伴い、令和 5 年 6 月 2 7 日付で熱海市長が会長となった。

1 3 国 際 観 光 温 泉 文 化 都 市

〔企画課〕

国際観光温泉文化都市指定

昭和 2 5 年 7 月に「国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに、観光資源の開発によって経済復興に寄与するため、伊東市を国際観光温泉文化都市として建設すること」を目的とした国際観光温泉文化都市の指定を受けた。現在、国際特別都市建設連盟(昭和 2 7 年 4 月 設立)に加盟しており、毎年、加盟市町(1 1 市 1 町:別府市、伊東市、熱海市、奈良市、京都市、松江市、芦屋市、松山市、軽井沢町、鳥羽市、長崎市、日光市)の協議により決定した国際観光文化都市の整備に関する要望等を関係大臣及び関係省庁に行ってきたが、「国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律」が平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって失効したことに伴い、長崎市(平成 2 9 年 3 月 3 1 日)及び京都市(令和 4 年 3 月 3 1 日)が連盟から脱会し、9 市 1 町の連盟組織となっている。

1 4 公 益 財 団 法 人 伊 東 市 振 興 公 社

〔企画課〕

(1) 自主事業

目 的	事 業 名	令 和 5 年 度 の 内 容
自 然 保 護 推 進	花木の苗木等の配布	ペチュニア等を市内幼稚園等に配布
	フラワーデザイン講座の開催	生花の基本的な扱い方教室を開催
	庭木と花壇の実践講座の開催	庭木や花壇の手入れに使用する農工具の実践使用の講座を開催
	市内公園等の緑化	市内都市公園等で苗木の調査及び植栽を実施
健 康 増 進 ・ ス ポ ー ツ 普 及	健 康 づ く り 教 室	ウェルネス、フィットネス、ストレッチ、レクダンス、親と子の体力づくりなどの各種教室の開催
	ス ポ ー ツ 教 室	テニス、グラウンドゴルフ、市民ボウリングなどの市民一人一スポーツを目指す教室の開催
地 域 情 報 の 収 集 ・ 提 供	情 報 誌 の 発 行	公社事業及び各種団体等の文化、体育活動等の情報提供
地 域 振 興 ・ 文 化 普 及		あさらくご(4回)
	文 化 ・ 芸 術 事 業	ベイビー・ブーうたごえ喫茶コンサート 東アジアの鼓動伊東大田楽
	映 画 会 事 業	あちらにいる鬼等、10映画(延べ20回)の上映を実施

(2) 市が設置する公の施設等の管理運営受託事業及び事業費（事業費単位：円）

〔企画課〕

区 分	施 設 の 規 模 等	令和4年度	令和5年度
伊東市観光会館	延床面積 4,657.11 m ² ・ホール 1,007 席・第1～4会議室・別館	54,209,000	54,831,000
観 光 施 設			
伊東ふれあいセンター	延床面積 856.80 m ² ・ギャラリー 163.92 m ² ・映像（多目的） ホール定員 90 人・会議室定員 20 人	12,471,000	12,561,000
伊東市営海浜プール	敷地面積 1,233.43 m ² ・25m一般用プール・児童用プール	5,560,000	5,631,000
松川湖周辺観光施設	用地面積 12ha・各種広場・駐車場・ログハウス・資料館等	19,000,000	19,000,000
松川藤の広場	面積 3,211 m ² ・公衆便所・藤棚		
ポケットパーク施設 外	駐車場・公衆便所 ポケットパーク（亀石・留田・赤沢・みかんの花咲く丘） 按針メモリアルパーク・親水護岸（川口公園・郷戸公園） よねわか記念公園・汐吹公園駐車場		
さくらの里	面積 40,000 m ² ・広場・管理事務所		
なぎさ観光駐車場	面積 3,500 m ² ・収容台数 103 台	6,840,000	6,870,000
大川橋駐車場	面積 2,099.37 m ² ・収容台数 58 台（大型バス 2 台）	10,689,000	10,870,000
伊東駅前駐車場	面積 1,520 m ² ・収容台数 65 台	7,294,000	7,312,000
門脇駐車場	面積 5,100 m ² ・収容台数 126 台（マイクロバス 3 台）	8,206,000	8,236,000
都 市 公 園			
小室山運動施設	面積 45,200 m ² ・総合グラウンド・テニスコート・ ゲートボールコート	61,054,000	61,746,000
都 市 公 園	小室山公園 40.30ha ・丸山公園 7.50ha ・物見塚公園 0.25ha ・本郷公園 0.13ha ・芝原公園 0.23ha ・杉本公園 0.18ha ・下峯公園 0.16ha ・鎌田公 園 0.12ha ・物見が丘公園 0.24ha ・富戸公園 0.50ha ・松川公園 0.09ha ・ 郷戸公園 0.53ha ・吉田公園 0.25ha ・丸塚公園 0.55ha ・かなくさ公園 0.18ha ・松原公園 0.30ha ・伊東公園 0.90ha ・川口公園 0.09ha ・なぎさ 公園 0.30ha ・汐吹公園 1.20ha		
社 会 体 育 施 設			
伊東市民体育センター	延床面積 2,015 m ² ・体育室・卓球室・多目的室	13,066,000	13,195,000
伊東市民運動場	面積 34,421 m ² ・夜間照明・倉庫・便所	5,561,000	5,610,000
伊東市青少年キャンプ場	面積 10,000 m ² ・流し・かまど・便所	646,000	646,000
伊東市営かどの球場	グラウンド面積 10,184 m ² ・観覧席 1,004 席・多目的広場	14,226,000	14,373,000
伊東市大原武道場	延床面積 951 m ² ・道場（畳敷・板張り）・トレーニング室	10,399,000	10,486,000
伊東市営天城霊園	面積 101,753 m ² ・墓所 1,936 区画・広場・管理事務所・合葬式 墓地（令和5年度）	12,597,000	14,550,980
そ の 他 管 理 受 託	小室山公園つつじ祭り駐車場管理、丸山公園ほたる観賞会受託、 小室山公園つばき観賞会受託、林道奥野線管理業務	3,621,698	3,621,698

15 健康保養地づくり

〔観光課〕

(1) 健康保養地づくり事業

平成10年度に厚生省の「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン事業」において「健康文化都市モデル市町村」の指定を受け、「健康保養」をキーワードとしたまちづくりを進め、健康志向の高揚及びスポーツの振興並びに観光都市としての発展を図るため、「伊東市健康保養地づくり実行委員会」を発足させ、行政と市民が連携・協働し、市民・観光客の健康増進及び市内経済の活性化を図るための事業を実施している。

(2) 主な実施事業

年度	内	容
令和3	1	豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備【事業費：1,924千円】
	(1)	温泉リゾート地としての魅力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉リゾート地魅力強化事業 ・ 観光誘客交流促進事業
	(2)	体験・交流プログラム・メニューの充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験・交流プログラム開発・支援事業 ・ ゆったり・湯めまちウォーク事業 ・ 自然農法普及事業
	(3)	受入体制の充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングコース等整備事業 ・ 伊東自然歴史案内人養成講座事業
	2	先進的な健康まちづくりの推進【事業費：2,847千円】
	(1)	市民健康づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動習慣促進事業（新型コロナウイルスの影響により中止） ・ 健康増進教室事業 ・ 生活習慣病予防教室事業 ・ 健康チェック事業（旧称：健康チェックスポット設置事業） ・ 市民健康づくり支援事業
	(2)	食を通じた健康まちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食環境づくり事業 ・ 地元グルメ普及事業（新型コロナウイルスの影響により中止） ・ 食育推進全国大会事業
	3	“選ばれるまち”を目指したシティプロモーション【事業費：7,362千円】
	(1)	滞在型リフレッシュリゾート地推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆高原観光窓口等業務 ・ 伊豆高原ブランドイメージ戦略事業
	(2)	健康保養啓発事業
	(3)	オレンジビーチマラソン大会事業（新型コロナウイルスの影響により中止）
令和4	1	豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備【事業費：1,928千円】
	(1)	温泉リゾート地としての魅力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉リゾート地魅力強化事業 ・ 観光誘客交流促進事業
	(2)	体験・交流プログラム・メニューの充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験・交流プログラム開発・支援事業 ・ ゆったり・湯めまちウォーク事業 ・ 自然農法普及事業
	(3)	受入体制の充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングコース等整備事業 ・ 伊東自然歴史案内人養成講座事業
	2	先進的な健康まちづくりの推進【事業費：3,547千円】
	(1)	市民健康づくり推進事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動習慣促進事業（新型コロナウイルスの影響により中止） ・ 健康増進教室事業 ・ 生活習慣病予防教室事業 ・ 健康チェック事業 ・ 市民健康づくり支援事業
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 食を通じた健康まちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食環境づくり事業 ・ 地元グルメ普及事業 ・ 食育推進全国大会事業
	<p>3 “選ばれるまち”を目指したシティプロモーション【事業費：13,614千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 滞在型リフレッシュリゾート地推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆高原観光窓口等業務 ・ 伊豆高原ブランドイメージ戦略事業 (2) 健康保養啓発事業 (3) オレンジビーチマラソン大会事業
令和5	<p>1 豊かな時を過ごせる成熟リゾート環境の整備【事業費：1,973千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 温泉リゾート地としての魅力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉リゾート地魅力強化事業 (2) 体験・交流プログラム・メニューの充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験・交流プログラム開発・支援事業 ・ ゆったり・湯めまちウォーク事業 (3) 受入体制の充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングコース等整備事業 ・ 伊東自然歴史案内人養成講座事業 <p>2 先進的な健康まちづくりの推進【事業費：5,078千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民健康づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動習慣促進事業 ・ 健康増進教室事業 ・ 生活習慣病予防教室事業 ・ 健康チェック事業 ・ 市民健康づくり支援事業 (2) 食を通じた健康まちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食環境づくり事業 ・ 地元グルメ普及事業 ・ 食育推進全国大会事業 <p>3 “選ばれるまち”を目指したシティプロモーション【事業費：13,754千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 滞在型リフレッシュリゾート地推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆高原観光窓口等業務 ・ 伊豆高原ブランドイメージ戦略事業 (2) 健康保養啓発事業 (3) オレンジビーチマラソン大会事業

16 生活路線バス運行補助

〔都市計画課〕

事業概要

概要	地域住民の通学・通勤、通院、買物等の日常生活を支える生活バス路線を確保するため、バスを運行する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
対象	11路線 61運行/日、令和5年度補助額 5,900万円

一般行財政

1 市 庁 舎

〔資産経営課〕

(1) 施設の概要

敷地面積	1万9,330.800㎡
建築面積	6,907.940㎡
延床面積	2万1,448.896㎡
建物高さ	43.68m
建物構造(本館)	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階、塔屋
地下駐車場部分	鉄筋コンクリート造、地下1階、駐車台数103台(庁用車用)
その他施設	来庁者駐車場117台、屋根付駐車場4台、駐輪場200台(2か所)
電気設備	設備容量2,800KVA、自家発電定格出力750KVAディーゼルエンジン
熱源機器設備	都市ガス及び電気併用による複熱源方式
空調設備	エアハンドリングユニット及びファンコイルユニット併用方式
自動制御設備	中央監視制御方式
昇降機設備	高層棟展望エレベーター15人乗り3台(1台身体障がい者仕様) 高層棟非常用エレベーター26人乗り1台(ストレッチャー仕様) 低層棟議場用エレベーター11人乗り2台(1台身体障がい者仕様)
建設工事費	本体・電気・機械・外溝等、97億7,098万2,000円

(2) 新庁舎建設経過

平成元年3月29日	伊東市新庁舎建設基金条例制定
2年5月30日	庁舎プロジェクトチーム発足
11月7日	伊東市新庁舎建設審議会発足
3年8月8日	伊東市新庁舎建設審議会から市役所の位置について答申
9月2日	市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例可決
4年1月17日	伊東市新庁舎建設審議会から庁舎建設基本構想について答申
22日	庁舎建設基本構想策定
2月3日	伊東市新庁舎建設基本設計競技業務委託契約締結(9社)
27日	伊東市新庁舎建設基本設計競技審査委員会発足
5月26日	伊東市新庁舎建設基本設計競技審査委員会の審査結果、(株)佐藤総合計画案を採用
7月8日	伊東市新庁舎建設審議会から庁舎建設基本設計について意見具申
10月14日	伊東市新庁舎建設実施設計業務委託契約を(株)佐藤総合計画と締結
5年6月18日	庁舎本体工事(竹中・木内・杉山特定建設共同企業体)、庁舎建設電気設備工事(関電工静岡支店)、庁舎建設機械設備工事(三晃空調横浜支店)を発注
28日	伊東市新庁舎建設工事施工監理業務委託契約を(株)佐藤総合計画と締結
7月8日	工事安全祈願祭
12月3日	立柱式
6年7月7日	棟上式
7年6月30日	建物完成引渡し
7月27日	落成式

(3) 庁舎維持管理費（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
庁舎清掃等委託	9,832	10,477	10,555	10,018	10,326	11,125
消防用設備等保守点検委託	1,423	1,437	1,450	1,450	1,450	1,445
人的警備委託	17,437	17,985	18,694	18,876	19,430	20,011
機械警備委託	2,057	2,076	2,095	2,095	2,095	2,095
設備運転保守点検委託	24,494	24,721	24,948	24,948	24,948	24,948
建物環境衛生管理委託	1,763	1,779	1,795	2,006	2,006	2,006
自家用電気工作物保守点検委託	1,032	1,041	1,051	1,051	1,271	1,271
エレベーター保守点検委託	2,019	2,038	2,053	1,868	1,789	1,868
ゴンドラ設備保守点検委託	477	483	486	486	486	486
熱源機器保守点検委託	1,868	959	1,265	1,562	1,562	1,562
空調自動制御機器保守点検委託	3,078	3,116	3,135	3,135	3,135	3,135
その他保守点検委託ほか	6,268	26,088	8,656	12,181	3,524	6,429
合 計	71,748	92,200	76,183	79,676	72,022	76,381

2 条例・規則

〔庶務課〕

条例・規則の制定、改廃状況（単位：件）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
条 例	新規制定	5	5	5	2	5	1
	改正	22	30	29	22	41	31
	廃止	0	0	0	0	1	1
規 則	新規制定	4	6	2	3	5	2
	改正	24	21	17	18	34	23
	廃止	0	1	0	1	1	0

3 文書管理・情報公開

〔庶務課〕

(1) 文書管理

平成7年度に導入作業を完了した文書ファイリングシステムの維持管理のための庁内組織としてファイリングシステム推進委員会を設置し、システムの円滑な運用に努めている。

また、保存文書の集中管理にあわせ、マイクロフィルム撮影済の文書の電子データ化を継続実施するとともに、廃棄文書は個人情報の保護と再資源化のため一括して溶解処理を委託実施している。

(2) 情報公開(単位：件)

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
情報公開	公開請求	97	57	122	64	51	
	処 理 状 況	全部公開	34	28	26	12	9
		一部公開	40	18	72	41	33
		非公開	5	5	6	1	9
		請求却下	17	5	16	8	0
		請求取下げ	1	1	2	2	0
		次年度繰越し	0	0	0	0	0
		不服申立て	0	0	0	1	0
個人情報保護	開示請求	10	11	19	11	14	
	処 理 状 況	全部開示	5	4	4	5	2
		一部開示	5	4	11	2	8
		不開示	0	1	0	0	3
		請求却下	0	2	0	3	0
		請求取下げ	0	0	4	1	1
		次年度繰越し	0	0	0	0	0
		不服申立て	0	0	0	0	0

4 基幹統計等

〔庶務課〕

各種統計調査に基づく調査結果刊行物

調査事業名	主管省庁	調査員数	実施時期
令和2年国勢調査 (伊東市ホームページに公開)	総務省	調査員372人・指導員57人 調査員事務受託事業者14事業者	令和2年10月1日

5 行政委員会

(1) 監査委員

〔監査委員事務局〕

① 定数

委員定数2人（現員2人：識見者選任1人、議員選任1人）、補助職員定数3人（現員3人：局長、局長補佐、主査）により構成され、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いて監査を行っている。

② 監査等の実施状況（単位：日）

年度	定期監査	財政援助 団体等監査	住民監査 請求	例月現金 出納検査	各会計決算・ 基金の審査	財政健全化・ 経営健全化 の審査	その他決算審査		合計
							企業会計	財産区	
令和3	79	0	0	50	29	22	34	24	238
令和4	77	17	0	50	29	15	35	24	247
令和5	82	25	0	50	27	14	36	25	259

※ 企業会計については、予備審査の日数を含む。

(2) 公平委員会

〔庶務課〕

職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、地方公務員法第7条第3項の規定により設けられた中立的かつ専門的な人事機関で、委員長1人、委員2人で構成されている。

6 財産区

〔資産経営課〕

(1) 沿革

明治22年、町村制の施行に伴い、当時の湯川、松原、玖須美、新井、岡、鎌田の6か村が合併して伊東村に、同じく川奈、吉田、荻、十足の4か村が合併して小室村となった。この合併に当たり、各村で所有していた財産のうち、行政財産（役場、学校等）しか統一できず、その他の財産は新村の一区域の所有とされ、この財産を所有する新村の一区域が財産区となった。その後、伊東村は明治39年1月に伊東町に、昭和22年8月には小室村と合併して伊東市となったが、10財産区は変わることなく今日に至っている。

(2) 財産区の運営

財産区は地方自治法で特別地方公共団体として位置づけられ、市長が財産区管理者となり、市条例により議決機関として10の財産区議会（任期4年）が設置されている。財産区の権能は財産の管理及び処分に限定されているが、地域の公益のため市との一体性の確保を図りながら、財産区管理者である市長を会長とし、各財産区の区長・議長を委員とする財産区運営協議会が昭和52年8月に発足し、財産の管理及び処分、事務処理の方法等について協議検討を進めている。

(3) 各財産区所有土地建物等（共有持分を除く、令和6年4月1日現在、単位：㎡・千円）

区 分		湯 川	松 原	玖 須 美	新 井	岡	
土地	宅 地	2,564.78	894.91	16,539.47	3,262.81	752.33	
	山 林	512,716.00	416,840.00	10,459.43	536,865.89	4,907.00	
	保 安 林	108,495.00	0.00	0.00	220,104.00	7,735.00	
	畑	8,949.00	0.00	2,461.87	54,292.00	0.00	
	原 野	95,256.50	0.00	631.00	0.00	204.00	
	雑 種 地	99.00	0.00	13,796.00	756.69	0.00	
	墓 地	0.00	0.00	6.61	436.00	574.30	
	鉱 泉 地	9.90	19.81	13.20	0.00	6.60	
	池 沼	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	溜 池	0.00	0.00	19.00	0.00	0.00	
	公衆用道路	707.00	0.00	5,862.91	503.00	0.00	
	合 計	728,797.18	417,754.72	49,789.49	816,220.39	14,179.23	
建物	木 造	会館	—	—	—	—	
		その他	—	—	—	—	
	非木造	会館	547.32	1,286.22	2,071.88	289.40	722.63
		その他	—	650.00	—	—	—
	合 計	547.32	1,936.22	2,071.88	289.40	722.63	
令和6年度当初予算		6,397	12,110	46,951	8,260	8,048	

区 分		鎌 田	川 奈	吉 田	荻	十 足	
土地	宅 地	55.78	1,668.58	1,416.65	3.38	456.92	
	山 林	21,126.00	100,523.79	55,169.91	491,614.00	1,021,361.00	
	保 安 林	36,694.00	0.00	0.00	8,098.00	0.00	
	畑	5,519.30	2,376.25	2,266.00	0.00	201.00	
	原 野	87,822.00	234.00	5,934.91	0.00	23.00	
	雑 種 地	221.00	2,976.91	0.00	1,238.00	0.00	
	墓 地	0.00	4,384.00	0.00	0.00	0.00	
	鉱 泉 地	3.30	0.00	0.00	0.00	0.00	
	池 沼	0.00	0.00	293,067.00	0.00	0.00	
	溜 池	0.00	0.00	1,900.00	0.00	2,304.00	
	公衆用道路	0.00	12,496.72	6,943.00	0.00	323.00	
	合 計	151,441.38	124,660.25	366,697.47	500,953.38	1,024,668.92	
建物	木 造	会館	257.90	100.21	99.26	—	115.83
		その他	—	101.03	—	—	—
	非木造	会館	316.81	106.03	470.18	647.50	98.14
		その他	—	—	—	—	—
	合 計	574.71	307.27	569.44	647.50	213.97	
令和6年度当初予算		8,110	3,800	5,186	8,581	2,150	

7 選 挙

[選挙管理委員会事務局]

(1) 選挙人名簿登録者数 (令和6年3月1日現在) (単位: 人)

投票区	投票所	男	女	計
1	シニアプラザ湯川	782	874	1,656
2	伊東ふれあいセンター3階多目的ホール	974	1,244	2,218
3	和田湯会館2階大会議室	818	897	1,715
4	富士見会館1階会議室	1,996	2,278	4,274
5	東府屋商店	322	369	691
6	旧西小学校体育館	1,499	1,765	3,264
7	鎌田会館2階ホール	2,007	2,217	4,224
8	小室コミュニティセンター2階児童室	486	544	1,030
9	吉田区民会館2階大ホール	1,589	1,671	3,260
10	生涯学習センター萩会館 3階大会議室	2,328	2,672	5,000
11	十足延命館	416	436	852
12	留田会館	286	339	625
13	宇佐美コミュニティセンター1階児童室	1,499	1,643	3,142
14	八幡公民館	325	372	697
15	八幡野コミュニティセンター1階児童室	1,882	2,216	4,098
16	富戸コミュニティセンター3階大会議室	1,256	1,409	2,665
17	生涯学習センター池会館 1階大会議室	532	567	1,099
18	生涯学習センター赤沢会館 3階大会議室	394	405	799
19	大原武道場第2道場	644	753	1,397
20	南幼稚園保育室	2,108	2,405	4,513
21	大室高原自治会事務所 1階会議室	1,365	1,490	2,855
22	生涯学習センター中央会館 3階トレーニング室兼展示室	683	739	1,422
23	宇佐美中学校1階会議室	1,600	1,748	3,348
24	対島中学校1階美術室	1,627	1,822	3,449
合 計		27,418	30,875	58,293

(2) 最近の選挙記録 (単位：人・%・千円)

選挙期日	選挙名	定数	候補者数	当日有権者数	投票者数	期日前及び不在者投票数	投票率	無効投票率	執行経費(千円)
3.5.23	伊東市長選挙	1	2	59,014	26,198	10,974	44.39	3.08	22,186
3.6.20	静岡県知事選挙	1	2	58,991	25,548	12,245	43.31	0.84	25,251
3.10.24	参議院静岡県選出議員補欠選挙	1	3	59,622	23,139	11,599	38.81	1.63	23,244
3.10.31	衆議院小選挙区選出議員選挙	1	3	59,600	30,317	15,195	50.87	1.32	26,330
	衆議院比例代表選出議員選挙	21	88	59,600	30,317	15,195	50.87	2.35	
	最高裁判所裁判官国民審査	—	—	59,557	30,173	15,095	50.66	1.55	
4.7.10	参議院静岡県選出議員選挙	2	8	59,269	28,973	14,522	48.88	2.90	27,763
	参議院比例代表選出議員選挙	50	178	59,269	28,977	14,525	48.89	3.62	
5.4.9	静岡県伊東市県議会議員選挙	1	2	58,060	18,046	8,278	31.08	4.49	23,731
5.9.24	伊東市議会議員選挙	20	30	58,039	28,370	13,626	48.88	1.10	45,231

※ 投票者数は不在者投票数も含む、期日前及び不在者投票数は在外投票数を含む。

(3) 選挙啓発事業

伊東市明るい選挙推進協議会 (昭和33年4月設立、現在委員数：158人)

- ・総会兼明るい選挙推進大会、委員研修会及び役員会
- ・市内小中高校生を対象にした啓発ポスターの募集、展示
- ・一般有権者を対象にした啓発資料の作成、配付
- ・未来の有権者である学生を対象にした選挙啓発
- ・初めて選挙人名簿に登録された新有権者へのお知らせ等の送付

8 財 政

〔財政課〕

(1) 令和6年度予算

① 令和6年度各会計当初予算（単位：千円）

会計区分	令和6年度 当初予算額	うち繰入金等		令和5年度 当初予算額	比 較		
		繰入先会計	予算額		増 減	増減率%	
一般会計	29,520,000	競輪事業	400,000	28,300,000	1,220,000	4.3	
特別 会計	競輪事業	29,330,000	—	28,350,000	980,000	3.5	
	国民健康保険事業	8,546,000	一般会計	720,000	8,689,000	△143,000	△1.6
	土地取得	25,900	一般会計	25,800	25,900	0	0.0
	霊園事業	26,600	一般会計	9,800	25,450	1,150	4.5
	介護保険事業	9,299,000	一般会計	1,480,000	9,146,000	153,000	1.7
	後期高齢者医療	2,605,000	一般会計	1,320,000	2,351,000	254,000	10.8
	合計	49,832,500	—	3,555,600	48,587,350	1,245,150	2.6
病院事業会計	542,786	一般会計	388,000	558,279	△15,493	△2.8	
下水道事業会計	2,992,162	一般会計	1,200,000	3,076,358	△84,196	△2.7	
水道事業会計	2,853,349	一般会計	10,620	2,617,529	235,820	9.0	
合計	85,740,797	—	5,554,220	83,139,516	2,601,281	3.1	
重複額	5,554,220	—	—	5,178,330	375,890	7.3	
純計	80,186,577	—	—	77,961,186	2,225,391	2.9	

※ 病院事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計の予算額については、収益的支出額と資本的支出額の合計額とした。

② 令和6年度一般会計予算款項別集計（単位：千円）

歳 入

款・項区分	令和6年度当初予算額		令和5年度 当初予算額(B)	比 較	
	(A)	構成比率%		(A) - (B)	増減率%
1 市 税	10,503,817	35.6	10,712,572	△208,755	△1.9
1 市 民 税	3,172,085	10.7	3,363,908	△191,823	△5.7
2 固 定 資 産 税	5,133,668	17.4	5,191,533	△57,865	△1.1
3 軽 自 動 車 税	226,355	0.8	222,821	3,534	1.6
4 市 た ば こ 税	582,952	2.0	554,084	28,868	5.2
5 入 湯 税	318,012	1.1	302,882	15,130	5.0
6 都 市 計 画 税	1,070,745	3.6	1,077,344	△6,599	△0.6
2 地 方 譲 与 税	147,000	0.5	147,000	0	0.0
1 自 動 車 重 量 譲 与 税	100,000	0.3	100,000	0	0.0
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	30,000	0.1	30,000	0	0.0
3 森 林 環 境 譲 与 税	17,000	0.1	17,000	0	0.0
3 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	5,000	△2,000	△40.0
1 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	5,000	△2,000	△40.0
4 配 当 割 交 付 金	30,000	0.1	30,000	0	0.0
1 配 当 割 交 付 金	30,000	0.1	30,000	0	0.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.1	30,000	0	0.0
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.1	30,000	0	0.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	120,000	0.4	80,000	40,000	50.0
1 法 人 事 業 税 交 付 金	120,000	0.4	80,000	40,000	50.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,600,000	5.4	1,600,000	0	0.0
1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,600,000	5.4	1,600,000	0	0.0
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	80,000	0.3	70,000	10,000	14.3
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	80,000	0.3	70,000	10,000	14.3
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0.1	20,000	0	0.0
1 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0.1	20,000	0	0.0
10 地 方 特 例 交 付 金	270,000	0.9	30,000	240,000	800.0
1 地 方 特 例 交 付 金	270,000	0.9	30,000	240,000	800.0
11 地 方 交 付 税	4,650,000	15.8	4,400,000	250,000	5.7
1 地 方 交 付 税	4,650,000	15.8	4,400,000	250,000	5.7
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	0.0	12,000	0	0.0
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	0.0	12,000	0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	242,342	0.8	236,861	5,481	2.3
1 負 担 金	242,342	0.8	236,861	5,481	2.3
14 使 用 料 及 び 手 数 料	656,977	2.2	643,188	13,789	2.1
1 使 用 料	417,538	1.4	411,105	6,433	1.6
2 手 数 料	239,439	0.8	232,083	7,356	3.2

15	国庫支出金	4,173,195	14.1	4,239,601	△66,406	△1.6
	1 国庫負担金	3,662,171	12.4	3,580,080	82,091	2.3
	2 国庫補助金	482,338	1.6	632,613	△150,275	△23.8
	3 委託金	28,686	0.1	26,908	1,778	6.6
16	県支出金	1,930,897	6.5	1,969,854	△38,957	△2.0
	1 県負担金	1,233,569	4.2	1,191,637	41,932	3.5
	2 県補助金	549,609	1.9	594,067	△44,458	△7.5
	3 委託金	147,719	0.5	184,150	△36,431	△19.8
17	財産収入	28,727	0.1	28,475	252	0.9
	1 財産運用収入	28,721	0.1	28,469	252	0.9
	2 財産売却収入	6	0.0	6	0	0.0
18	寄附金	815,352	2.8	515,352	300,000	58.2
	1 寄附金	815,352	2.8	515,352	300,000	58.2
19	繰入金	2,318,749	7.9	1,742,297	576,452	33.1
	1 基金繰入金	2,318,749	7.9	1,742,297	576,452	33.1
20	繰越金	100,000	0.3	100,000	0	0.0
	1 繰越金	100,000	0.3	100,000	0	0.0
21	諸収入	661,744	2.2	441,900	219,844	49.7
	1 延滞金加算金及び過料	8,651	0.0	11,405	△2,754	△24.1
	2 市預金利子	1	0.0	1	0	0.0
	3 貸付金元利収入	48,240	0.2	50,499	△2,259	△4.5
	4 受託事業収入	4,562	0.0	3,794	768	20.2
	5 収益事業収入	400,000	1.4	200,000	200,000	100.0
	6 雑入	200,290	0.7	176,201	24,089	13.7
22	市債	1,126,200	3.8	1,245,900	△119,700	△9.6
	1 市債	1,126,200	3.8	1,245,900	△119,700	△9.6
	歳入合計	29,520,000	100.0	28,300,000	1,220,000	4.3

歳 出

款・項区分	令和6年度当初予算額		令和5年度 当初予算額(B)	比 較	
	(A)	構成比率%		(A) - (B)	増減率%
1 議 会 費	214,878	0.7	206,970	7,908	3.8
1 議 会 費	214,878	0.7	206,970	7,908	3.8
2 総 務 費	3,833,312	13.0	2,942,179	891,133	30.3
1 総 務 管 理 費	3,127,626	10.6	2,169,264	958,362	44.2
2 徴 税 費	464,205	1.6	431,730	32,475	7.5
3 戸籍住民基本台帳費	169,426	0.6	171,658	△2,232	△1.3
4 選 挙 費	30,527	0.1	125,706	△95,179	△75.7
5 統 計 調 査 費	13,130	0.0	14,595	△1,465	△10.0
6 監 査 委 員 費	28,398	0.1	29,226	△828	△2.8
3 民 生 費	10,615,115	36.0	10,517,014	98,101	0.9
1 社 会 福 祉 費	4,833,347	16.4	4,832,723	624	0.0
2 児 童 福 祉 費	3,415,863	11.6	3,324,778	91,085	2.7
3 生 活 保 護 費	2,363,084	8.0	2,356,692	6,392	0.3
4 災 害 救 助 費	2,821	0.0	2,821	0	0.0
4 衛 生 費	4,020,749	13.6	3,880,417	140,332	3.6
1 保 健 衛 生 費	2,457,536	8.3	2,295,780	161,756	7.0
2 清 掃 費	1,453,804	4.9	1,486,729	△32,925	△2.2
3 環 境 保 全 費	109,409	0.4	97,908	11,501	11.7
5 労 働 費	102,678	0.3	102,667	11	0.0
1 労 働 諸 費	102,678	0.3	102,667	11	0.0
6 農 林 水 産 業 費	197,718	0.7	224,000	△26,282	△11.7
1 農 業 費	117,418	0.4	116,629	789	0.7
2 林 業 費	40,602	0.1	59,601	△18,999	△31.9
3 水 産 業 費	39,698	0.1	47,770	△8,072	△16.9
7 観 光 商 工 費	908,652	3.1	908,722	△70	0.0
1 観 光 費	630,612	2.1	555,663	74,949	13.5
2 商 工 費	278,040	0.9	353,059	△75,019	△21.2
8 土 木 費	2,917,040	9.9	2,792,140	124,900	4.5
1 土 木 管 理 費	244,002	0.8	288,601	△44,599	△15.5
2 道 路 橋 り よ う 費	684,292	2.3	664,857	19,435	2.9
3 河 川 費	185,134	0.6	104,623	80,511	77.0
4 港 湾 費	62,820	0.2	53,288	9,532	17.9
5 都 市 計 画 費	1,602,515	5.4	1,546,912	55,603	3.6
6 住 宅 費	138,277	0.5	133,859	4,418	3.3
9 消 防 費	1,237,357	4.2	1,163,945	73,412	6.3
1 消 防 費	1,237,357	4.2	1,163,945	73,412	6.3
10 教 育 費	2,829,934	9.6	2,954,046	△124,112	△4.2
1 教 育 総 務 費	422,853	1.4	411,370	11,483	2.8
2 小 学 校 費	536,640	1.8	315,154	221,486	70.3
3 中 学 校 費	393,562	1.3	321,016	72,546	22.6

	4 幼稚園費	467,749	1.6	492,881	△25,132	△5.1
	5 社会教育費	388,355	1.3	792,912	△404,557	△51.0
	6 保健体育費	620,775	2.1	620,713	62	0.0
11	災害復旧費	70	0.0	70	0	0.0
	1 農林水産施設災害復旧費	42	0.0	42	0	0.0
	2 公共土木施設災害復旧費	28	0.0	28	0	0.0
12	公債費	2,581,877	8.7	2,548,430	33,447	1.3
	1 公債費	2,581,877	8.7	2,548,430	33,447	1.3
13	諸支出金	10,620	0.0	9,400	1,220	13.0
	1 公営企業費	10,620	0.0	9,400	1,220	13.0
14	予備費	50,000	0.2	50,000	0	0.0
	1 予備費	50,000	0.2	50,000	0	0.0
	歳出合計	29,520,000	100.0	28,300,000	1,220,000	4.3

③ 令和6年度一般会計予算性質別比較（単位：千円・％）

区 分	令和6年度（A）		令和5年度（B）		比 較	
	当初予算	構成比	当初予算	構成比	(A)－(B)	(A)/(B)
1 人 件 費	4,947,445	16.8	4,792,783	16.9	154,662	103.2
(1) 議員委員等報酬手当	707,063	2.4	620,366	2.2	86,697	114.0
(2) 基 本 給	2,261,543	7.7	2,300,731	8.1	△39,188	98.3
① 給 料	2,222,803	7.5	2,259,220	8.0	△36,417	98.4
② 扶養・地域手当	38,740	0.1	41,511	0.1	△2,771	93.3
(3) その他の手当	1,190,577	4.0	1,101,466	3.9	89,111	108.1
① 管 理 職 手 当	31,104	0.1	31,728	0.1	△624	98.0
② 時間外勤務手当	66,617	0.2	92,267	0.3	△25,650	72.2
③ 期末・勤勉手当	879,581	3.0	848,412	3.0	31,169	103.7
④ 退 職 手 当	88,000	0.3	0	0.0	88,000	皆増
⑤ その他の手当	125,275	0.4	129,059	0.5	△3,784	97.1
(4) 地方公務員共済負担金等	788,262	2.7	770,220	2.7	18,042	102.3
2 物 件 費	4,629,936	15.7	4,495,265	15.9	134,671	103.0
(1) 旅 費	39,869	0.1	39,569	0.1	300	100.8
(2) 交 際 費	1,604	0.0	1,650	0.0	△46	97.2
(3) 需 用 費	730,321	2.5	791,740	2.8	△61,419	92.2
(4) 役 務 費	215,500	0.7	212,477	0.8	3,023	101.4
(5) 委 託 料	3,171,194	10.7	2,998,907	10.6	172,287	105.7
(6) 使用料及び賃借料	372,145	1.3	367,541	1.3	4,604	101.3
(7) 備 品 購 入 費	90,062	0.3	75,130	0.3	14,932	119.9
(8) そ の 他	9,241	0.0	8,251	0.0	990	112.0
3 維 持 補 修 費	233,419	0.8	232,150	0.8	1,269	100.5
4 扶 助 費 ・ 補 助 費 等	8,457,092	28.6	8,315,334	29.4	141,758	101.7
(1) 扶 助 費	5,866,237	19.9	5,735,118	20.3	131,119	102.3
(2) 負担金・寄附金	1,101,491	3.7	1,086,401	3.8	15,090	101.4
(3) 補助・交付金	655,299	2.2	669,656	2.4	△14,357	97.9
(4) そ の 他	834,065	2.8	824,159	2.9	9,906	101.2
5 建 設 事 業 費	2,122,050	7.2	2,250,179	8.0	△128,129	94.3
(1) 普通建設事業費	2,121,980	7.2	2,250,109	8.0	△128,129	94.3
① 補助事業費	687,035	2.3	991,312	3.5	△304,277	69.3
② 単独事業費	1,360,887	4.6	1,196,427	4.2	164,460	113.7
③ 県営事業負担金	74,058	0.3	62,370	0.2	11,688	118.7
(2) 災害復旧事業	70	0.0	70	0.0	0	100.0
① 補助事業費	0	0.0	0	0.0	0	—
② 単独事業費	70	0.0	70	0.0	0	100.0
6 公 債 費	2,581,868	8.7	2,548,421	9.0	33,447	101.3
(1) 地方債元利償還金	2,580,868	8.7	2,547,421	9.0	33,447	101.3
① 元 金	2,472,889	8.4	2,432,163	8.6	40,726	101.7
② 利 子	107,979	0.4	115,258	0.4	△7,279	93.7
(2) 一時借入金利子	1,000	0.0	1,000	0.0	0	100.0
7 積 立 金	1,217,430	4.1	514,938	1.8	702,492	236.4
8 投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0.0	0	—

9 貸付金	126,540	0.4	122,600	0.4	3,940	103.2
10 繰出金	5,154,220	17.5	4,978,330	17.6	175,890	103.5
11 予備費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	100.0
歳出合計	29,520,000	100.0	28,300,000	100.0	1,220,000	104.3

④ 令和6年度新規事業予定一覧（単位：千円）

款別・会計別	事業名（内容等）	事業費
総務費	・共用自動車更新事業	19,296
	・長期ビジョン策定事業	5,000
	・業務改善研修開催事業	550
	・移住定住促進住宅改修支援事業	3,000
	・地域課題解決型プラン推進事業	2,000
	・伊東港・伊東港海岸整備基本構想策定事業	5,000
	・市ホームページリニューアル事業	4,000
	・庁内無線LAN環境整備事業	3,234
	・タブレット一体型PC導入事業	1,479
	・コミュニティセンター無線LAN環境整備事業	7,000
民生費	・ひきこもり等相談支援事業	500
	・子どもの貧困対策計画策定事業	1,000
	・子ども・子育て支援事業計画策定事業	5,500
	・市立保育園使用済紙おむつの自園処分事業	4,116
	・市立認定こども園整備事業	251
衛生費	・初回産科受診料助成事業	2,300
農林水産業費	・森林経営管理事業	5,000
	・富戸漁港物揚場調査事業	8,000
	・宇佐美漁港泊地浚渫事業	16,000
観光商工費	・ビーチクリーナー更新事業	16,000
	・東郷平八郎顕彰看板設置事業	2,000
	・観光会館トイレ改修事業	15,000
	・プロムナード整備事業	15,000
	・商店街共同施設設置等補助事業	11,500
土木費	・地理情報システム基盤地図更新事業	18,000
	・地域公共交通計画策定事業	6,985
	・猪山住宅改修事業	12,700
消防費	・耐震性貯水槽建設事業	20,000
	・消防団ポンプ車更新事業	26,404
	・総合防災ガイドブック更新事業	6,758
	・静岡県・伊東市総合防災訓練事業	11,687
教育費	・伊東市立小・中学校再編事業	72
	・小・中学校会計管理業務改善支援事業	317
	・小・中学校空調設備整備事業	396,000
	・生涯学習センターエレベーター更新事業	14,000
	・生涯学習センター無線LAN環境整備事業	3,500
	・富戸の魚見小屋修復整備事業	15,073

(2) 決算

① 令和4年度各会計決算(単位:千円・%)

会計別		歳入予算額	歳入決算額	収入率	歳出予算額	歳出決算額	執行率	
一般会計		31,816,362	31,264,437	98.3	31,816,362	30,155,420	94.8	
特別会計	競輪事業	33,923,623	33,296,182	98.2	33,923,623	32,634,088	96.2	
	国民健康保険事業	8,799,092	8,630,489	98.1	8,799,092	8,499,553	96.6	
	土地取得	57,000	56,289	98.8	57,000	56,228	98.6	
	霊園事業	50,996	50,984	100.0	50,996	50,588	99.2	
	介護保険事業	9,031,239	8,989,416	99.5	9,031,239	8,825,002	97.7	
	後期高齢者医療	2,336,197	2,318,603	99.2	2,336,197	2,291,225	98.1	
	合計	54,198,147	53,341,963	98.4	54,198,147	52,356,684	96.6	
企業会計	病院事業	収益的收入	437,103	438,736	100.4			
		収益の支出				386,668	375,359	97.1
		資本的收入	103,818	103,819	100.0			
		資本の支出				164,499	164,498	100.0
	下水道事業	収益的收入	1,654,276	1,635,211	98.8			
		収益の支出				1,608,180	1,603,026	99.7
		資本的收入	890,201	879,777	98.8			
		資本の支出				1,404,684	1,367,078	97.3
	水道事業	収益的收入	1,634,914	1,612,239	98.6			
		収益の支出				1,601,453	1,575,149	98.4
		資本的收入	305,095	280,004	91.8			
		資本の支出				1,168,751	829,692	71.0

② 普通会計の状況(単位:千円・%)

区分		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収	歳入総額	27,195,493	27,818,000	35,996,003	32,316,532	31,243,880
	自主財源率	54.8	53.0	39.7	43.1	47.6
	歳出総額	26,262,697	27,300,743	35,128,618	30,959,208	30,134,406
支	投資的経費比率	6.9	8.5	5.4	7.2	5.5
	人件費比率	16.7	16.5	14.7	15.8	16.5
状	歳入歳出差引額	932,796	517,257	867,385	1,357,324	1,109,474
	翌年度へ繰り越すべき財源	151,310	170,932	195,015	456,341	244,291
	実質収支	781,486	346,325	672,370	900,983	865,183
	単年度収支	△8,590	△435,161	326,045	228,613	△35,800
	積立金	400,962	400,824	180,365	380,351	460,029
	繰上償還金	—	—	—	—	—
	積立金取崩し額	400,000	400,000	800,000	0	0
	実質単年度収支	△7,628	△434,337	△293,590	608,964	424,229
	基準財政収入額	8,660,498	8,643,902	8,910,090	8,630,191	8,809,124
	基準財政需要額	11,662,668	11,843,639	12,422,336	13,079,726	13,645,495

標準財政規模	15,334,200	15,312,861	15,806,803	16,786,855	16,421,195
経常収支比率	86.8	88.8	90.4	83.1	88.8
財政力指数（3年間平均値）	0.747	0.740	0.730	0.702	0.674
実質収支比率	5.1	2.3	4.3	5.4	5.3
公債費比率	9.2	8.4	7.4	6.9	7.3
積立金現在高	5,890,226	5,784,454	4,982,328	5,932,274	6,848,182
地方債現在高	25,066,419	24,671,880	24,466,685	24,767,329	23,553,936
債務負担行為額	3,388,721	4,084,039	5,167,284	4,216,483	3,140,380

(3) 市債の状況（単位：千円・％）

区 分	令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
一般 会 計	1 普通債	9,959,201	39.2	10,037,953	39.2	9,628,369	39.5	9,163,312	40.1
	(1) 土木	4,043,960	15.9	4,345,863	17.0	4,490,032	18.4	4,542,875	19.9
	(2) 農林水産	28,090	0.1	21,251	0.1	15,401	0.1	16,788	0.1
	(3) 教育	1,622,397	6.4	1,900,125	7.4	1,792,450	7.4	1,710,831	7.5
	(4) 公営住宅	230,788	0.9	183,143	0.7	143,843	0.6	187,147	0.8
	(5) 衛生	1,115,986	4.4	854,031	3.3	655,203	2.7	471,168	2.1
	(6) 消防	1,115,095	4.4	966,290	3.8	825,109	3.4	638,056	2.8
	(7) 民生	1,675,985	6.6	1,561,512	6.1	1,460,931	6.0	1,343,209	5.9
	(8) 庁舎	79,100	0.3	77,538	0.3	89,475	0.4	89,988	0.4
	(9) その他	47,800	0.2	128,200	0.5	155,925	0.6	163,250	0.7
	2 災害復旧	60,500	0.2	60,438	0.2	55,726	0.2	60,866	0.3
	(1) 土木	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12,700	0.1
	(2) 農林水産	29,100	0.1	31,000	0.1	30,213	0.1	26,578	0.1
	(3) その他	31,400	0.1	29,438	0.1	25,513	0.1	21,588	0.1
	3 その他	15,335,688	60.5	15,519,834	60.6	14,681,529	60.3	13,616,095	59.6
	(1) 水道事業出資債	662,516	2.6	598,475	2.3	535,362	2.2	473,640	2.1
	(2) 住民税等減税補填債	118,828	0.5	82,525	0.3	53,213	0.2	30,286	0.1
(3) 臨時財政対策債	14,477,621	57.1	14,762,111	57.6	14,016,231	57.5	13,035,446	57.1	
(4) 減収補填債	76,723	0.3	76,723	0.3	76,723	0.3	76,723	0.3	
計	25,355,389	100.0	25,618,225	100.0	24,365,624	100.0	22,840,273	100.0	
特別 会 計	1 下水道事業	—	—	—	—	—	—	—	—
	2 土地取得	128,125	100.0	102,500	100.0	76,875	100.0	51,250	100.0
	計	128,125	100.0	102,500	100.0	76,875	100.0	51,250	100.0
合 計	25,480,514		25,720,725		24,442,499		22,891,523		

※ 令和2年度から、特別会計 1 下水道事業については企業会計に移行したことにより、令和2年度末から非表示とする。

(4) 基金及び貸付金等の状況（各年度末現在、単位：千円）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般 会計 基金	財 政 調 整 基 金	3,590,642	3,371,007	2,951,358	3,411,387	3,161,531
	減 債 基 金	872,948	573,618	947,546	997,555	986,800
	ふるさと伊東応援基金	303,231	128,746	342,944	407,716	248,154
	福 祉 基 金	344,609	333,436	332,465	318,525	299,288
	医 療 施 設 設 置 等 基 金	411,193	382,826	343,352	285,361	245,370
	交 通 遺 児 援 護 基 金	42,551	42,551	42,552	42,553	42,553
	ふるさと水と土と緑の基金	10,087	10,087	10,087	10,087	9,359
	観 光 施 設 整 備 基 金	11,748	11,748	11,748	11,748	12,241
	育 英 奨 学 基 金	46,813	46,814	46,814	46,814	49,239
	体 育 施 設 整 備 基 金	206,045	206,224	56,601	56,989	58,895
	教育施設太陽光発電設備等管理基金	36	65	68	69	71
	文 化 施 設 整 備 基 金	208,933	212,151	412,253	715,881	1,619,769
	公 共 施 設 総 合 管 理 基 金	54,155	54,156	254,156	304,159	404,162
	森 林 環 境 整 備 基 金	154	154	390	557	699
	経済変動対策資金貸付金利子補給基金	—	320,000	260,000	190,000	120,000
	競 輪 事 業 収 益 金 活 用 基 金	—	—	—	—	300,000
	計	6,103,145	5,693,583	6,012,334	6,799,401	7,558,131
特 別 会計 基金	競 輪 事 業 基 金	51,383	101,384	151,385	201,387	301,389
	競 輪 施 設 改 善 基 金	1,465,023	1,865,037	2,565,056	3,435,581	3,364,885
	国 民 健 康 保 険 事 業 基 金	1,418,084	1,349,260	1,250,476	1,277,836	1,154,505
	土 地 開 発 基 金	154,108	154,109	154,111	123,723	110,202
	天 城 霊 園 整 備 基 金	75,790	76,350	65,934	44,606	54,298
	介護保険保険給付支払準備基金	709,986	912,918	939,411	1,000,306	1,116,594
	計	3,874,374	4,459,058	5,126,373	6,083,439	6,101,873
基金合計		9,977,519	10,152,641	11,138,707	12,882,840	13,660,004
貸 付 金	水洗便所改造等資金（公共下水道）	824	—	—	—	—
	育 英 奨 学 資 金	111,924	148,583	180,044	208,002	244,655
	災 害 援 護 資 金	504	385	0	0	0
	伊東市勤労者住宅建設資金	54,987	48,713	52,016	49,086	40,346
	伊東市勤労者在来軸組木造住宅建設資金	66,976	53,893	46,717	41,654	32,310
	伊東市勤労者教育資金	110,470	105,076	94,832	91,666	87,679
	伊 東 市 入 学 時	185	0	0	0	0
	伊 東 高 等 職 業 訓 練 校	0	0	0	0	0
	伊 東 マ リ ン タ ウ ン	68,741	45,942	23,028	0	0
	エ フ エ ム 伊 東	13,229	11,513	9,788	8,055	6,313
計	427,840	414,105	406,425	398,463	411,303	
出資証券（出捐の証ほか）		164,650	164,650	164,650	164,650	264,614
有価証券（株 券）		424,200	424,200	424,200	424,200	424,200

(5) 市有財産（令和5年度末現在）

〔資産経営課〕

区 分		土 地		建 物		
		面 積 m ²	構 成 比 %	面 積 m ²	構 成 比 %	
行政財産	公 用 財 産	本 庁 舎	19,330.80	0.24	21,448.90	7.64
		警 察 ・ 消 防 施 設	1,468.99	0.02	712.98	0.25
		そ の 他 の 施 設	79,656.65	0.99	24,741.09	8.81
		小 計	100,456.44	1.25	46,902.97	16.71
	公 共 用 財 産	学 校 等	364,466.49	4.53	121,942.64	43.43
		公 営 住 宅	154,060.38	1.91	62,272.78	22.18
		公 園	549,314.15	6.82	373.28	0.13
		そ の 他 の 施 設	344,964.24	4.28	40,673.71	14.49
		小 計	1,412,805.26	17.54	225,262.41	80.24
	合 計		1,513,261.70	18.79	272,165.38	96.94
普通財産	山 林	6,079,003.16	75.48	0.00	0.00	
	そ の 他	461,834.62	5.73	8,587.27	3.06	
総 合 計		8,054,099.48	100.00	280,752.65	100.00	

※ 表中の構成比については、小数点以下3位を四捨五入し、数値の調整は行わない。

(6) 庁用自動車（令和5年度末現在）

乗用自動車	貨物自動車	特種用途自動車	特殊自動車	軽四貨物自動車	軽四乗用自動車
12 (2)	17 (1)	48 (4)	10	38 (14)	21 (14)

※ 括弧内はリース車。

9 市 税

(1) 市税の税率（令和6年4月1日現在）

〔課税課〕

税 目	税 率		等	
個人市民税	均等割		3,000円	
	所得割		100分の6	
法人市民税	均	資本金等の額が1,000万円以下の法人	従業員数50人以下 5万円	
			〃 50人超 12万円	
	等	資本金等の額が1,000万円を超え、 1億円以下の法人	〃 50人以下 13万円	
			〃 50人超 15万円	
	割	資本金等の額が1億円を超え、10億円以下の法人	〃 50人以下 16万円	
			〃 50人超 40万円	
		資本金等の額が10億円を超える法人	〃 50人以下 41万円	
		資本金等の額が10億円を超え、50億円以下の法人	〃 50人超 175万円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	〃 50人超 300万円		
	法人税割（令和元年10月1日以後に開始する事業年度）		100分の6.0	
固定資産税			100分の1.4	
軽自動車税	環境性能割	取得価格×燃費基準値達成度等に応じて決定される税率		
	種	原動機付 自転車	1種（50cc以下）	2,000円
			2種（50cc超、90cc以下）	2,000円
			3種（90cc超、125cc以下）	2,400円
			ミニカー	3,700円
		二輪	3,600円	
		三輪	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	3,100円
			平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	3,900円
			最初の新規検査から13年を経過した車両	4,600円
		四輪乗用 営業用	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	5,500円
			平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	※1 6,900円
			最初の新規検査から13年を経過した車両	8,200円
		四輪乗用 自家用	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	7,200円
	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両		※2 10,800円	
	最初の新規検査から13年を経過した車両		12,900円	
	四輪貨物 営業用	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	3,000円	
		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	※3 3,800円	
		最初の新規検査から13年を経過した車両	4,500円	
	四輪貨物 自家用	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	4,000円	
		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	※4 5,000円	
最初の新規検査から13年を経過した車両		6,000円		
小型特殊自動車（農耕用等）	2,400円			
〃（その他）	5,900円			
二輪小型自動車	6,000円			

税 目	税 率	等
市たばこ税	1,000本につき	6,552円
特別土地	保有分 平成15年度分以降課税しない	100分の1.4
保有税	取得分 平成15年1月1日以降取得された土地に対しては課税しない	100分の3
都市計画税		100分の0.3
入湯税	利用料金（宿泊及び飲食料金を含む。）が1,000円を超えるもの	150円

※1～※4 令和3年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽減）を適用。

<軽乗用車>

対象車	税率等	
	営業用※1	自家用※2
電気自動車 天然ガス自動車	1,800円	2,700円
令和12年度燃費基準 +90%達成車	3,500円	対象外
令和12年度燃費基準 +70%達成車	5,200円	対象外

<軽貨物車>

対象車	税率等	
	営業用※3	自家用※4
電気自動車 天然ガス自動車	1,000円	1,300円
平成27年度燃費基準+ 35%達成車	対象外	対象外
平成27年度燃費基準+ 15%達成車	対象外	対象外

※ 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値からNOx 10%低減のものとする。

※ ガソリン車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

(2) 令和5年度市税収入状況(単位:円・%)

[収納課]

税目	調定済額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
市民税・個人	3,138,780,259	3,003,685,968	10,364,813	4,936,292	129,665,770	95.7
現年課税分	3,004,722,130	2,962,415,016	633,280	4,932,900	46,606,734	98.6
滞納繰越分	134,058,129	41,270,952	9,731,533	3,392	83,059,036	30.8
市民税・法人	456,249,974	439,511,701	1,467,356	578,800	15,849,717	96.3
現年課税分	440,065,800	436,626,195	0	578,800	4,018,405	99.2
滞納繰越分	16,184,174	2,885,506	1,467,356	0	11,831,312	17.8
固定資産税	5,467,707,749	5,143,602,089	59,039,595	1,856,883	266,922,948	94.1
現年課税分	5,158,570,100	5,066,419,924	17,333,550	1,604,681	76,421,307	98.2
滞納繰越分	287,733,349	55,777,865	41,706,045	252,202	190,501,641	19.4
国有資産等所在 市町村交付金	21,404,300	21,404,300	0	0	0	100.0
軽自動車税	234,200,534	225,408,988	939,956	34,900	7,886,490	96.2
現年課税分	212,153,200	209,132,672	106,100	34,900	2,949,328	98.6
滞納繰越分	8,668,234	2,897,216	833,856	0	4,937,162	33.4
環境性能割	13,379,100	13,379,100	0	0	0	100.0
市たばこ税	583,291,882	583,291,882	0	0	0	100.0
現年課税分	583,291,882	583,291,882	0	0	0	100.0
入湯税	324,793,727	319,187,230	11,927	50	5,594,620	98.3
現年課税分	317,873,850	316,624,400	0	50	1,249,500	99.6
滞納繰越分	6,919,877	2,562,830	11,927	0	4,345,120	37.0
都市計画税	1,161,870,526	1,097,342,718	12,880,934	436,213	52,083,087	94.4
現年課税分	1,101,685,300	1,085,659,269	4,145,024	383,385	12,264,392	98.5
滞納繰越分	60,185,226	11,683,449	8,735,910	52,828	39,818,695	19.4
合計	11,366,894,651	10,812,030,576	84,704,581	7,843,138	478,002,632	95.1
現年課税分	10,853,145,662	10,694,952,758	22,217,954	7,534,716	143,509,666	98.5
滞納繰越分	513,748,989	117,077,818	62,486,627	308,422	334,492,966	22.8

(3) 市民税納税義務者の推移 (単位: 人)

〔課税課〕

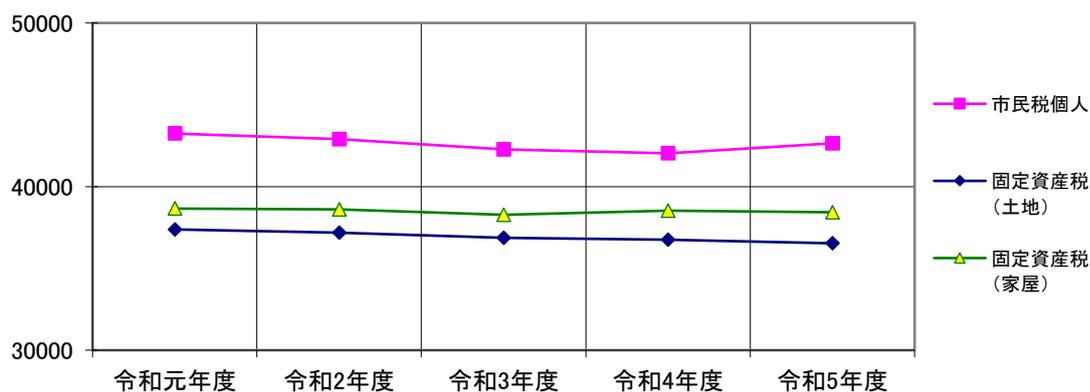
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法 人	2,603	2,613	2,624	2,659	2,648
均等割のみ	379	373	372	369	352
均等割・法人税割	2,224	2,240	2,252	2,290	2,296
個 人	43,241	42,909	42,269	42,033	42,647
均等割のみ	13,074	12,893	12,357	12,367	12,662
均等割・所得割	30,167	30,016	29,912	29,666	29,985
計	45,844	45,522	44,893	44,692	45,295
普通徴収 (個人市民税)	24,430	24,057	23,509	23,389	23,840
均等割のみ	12,107	11,878	11,605	11,634	12,023
均等割・所得割	12,323	12,179	11,904	11,755	11,817
特別徴収 (個人市民税)	18,811	18,852	18,760	18,644	18,807
均等割のみ	967	1,015	752	733	639
均等割・所得割	17,844	17,837	18,008	17,911	18,168
計	43,241	42,909	42,269	42,033	42,647
特別徴収義務者数	3,072	3,077	3,368	3,757	3,806

(4) 固定資産税納税義務者の推移 (単位: 人)

〔課税課〕

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土 地	37,383	37,190	36,879	36,761	36,533
家 屋	38,656	38,603	38,276	38,535	38,435
償 却 資 産	875	885	712	878	889
国有資産等所在市町村交付金	4	4	4	4	4

市税納税義務者の推移 (単位: 人)



(5) 軽自動車税課税台数の推移 (単位：台)

〔課税課〕

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
原動機付自転車	5,706	5,543	5,408	5,260	5,155
50 cc以下	4,421	4,244	4,073	3,906	3,768
51 cc～90 cc	246	238	237	241	231
91 cc～125 cc	963	976	1,006	1,017	1,057
ミニカー	76	85	92	96	99
軽自動車	21,536	21,551	21,846	22,014	22,318
二輪	777	785	797	847	891
三輪	0	0	0	0	0
四輪乗用	15,383	15,462	15,710	15,829	16,031
四輪貨物営業用	101	91	101	98	98
四輪貨物自家用	5,275	5,213	5,238	5,240	5,298
小型特殊自動車	93	97	97	98	96
農 耕 用	33	37	37	39	40
そ の 他	60	60	60	59	56
二輪小型自動車	602	620	689	723	791
計	27,937	27,811	28,040	28,095	28,360

(6) 入湯税納税者数の推移 (単位：人)

〔課税課〕

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅館・特別徴収義務者	246	250	269	285	319
課 税 者	1,964,896	1,139,989	1,314,442	1,752,703	1,875,753
免 税 者	71,097	35,981	46,324	56,509	54,143
寮保養所・特別徴収義務者	74	69	65	63	61
課 税 者	185,964	58,211	62,624	100,649	124,023
免 税 者	29,933	6,444	8,226	11,876	15,023
その他・特別徴収義務者	5	5	5	5	5
課 税 者	130,028	84,864	103,401	122,981	119,383
免 税 者	277,325	247,196	209,161	239,732	241,351
特別徴収義務者合計	325	324	339	353	385
課 税 者 合 計	2,280,888	1,283,064	1,480,467	1,976,333	2,119,159
免 税 者 合 計	378,355	289,621	263,711	308,117	310,517

(7) 市税の住民負担の状況 (単位：円)

〔課税課〕

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
個人市民税	1人当たり	42,461	43,891	43,113	43,998	46,202
	1世帯当たり	81,766	83,465	80,954	81,375	84,121
固定資産税	1人当たり	78,530	79,323	73,208	78,610	79,649
	1世帯当たり	151,224	150,843	137,465	145,390	145,020
軽自動車税	1人当たり	2,785	2,967	3,131	3,338	3,468
	1世帯当たり	5,362	5,642	5,879	6,174	6,314

市たばこ税	1人当たり	7,816	7,703	8,218	8,977	8,969
	1世帯当たり	15,052	14,648	15,431	16,602	16,330
入湯税	1人当たり	5,020	2,856	3,329	4,497	4,888
	1世帯当たり	9,668	5,430	6,251	8,316	8,899
都市計画税	1人当たり	16,631	16,810	15,660	16,667	16,940
	1世帯当たり	32,026	31,967	29,405	30,825	30,843
合計	1人当たり	153,243	153,550	146,659	156,087	160,115
	1世帯当たり	295,098	291,995	275,385	288,682	291,528

※ 年度末の現年課税分最終調定額を年度末の人口及び世帯数で除した。

(8) 市税等の口座振替状況

[収納課]

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	依頼件数	割合	依頼件数	割合	依頼件数	割合	依頼件数	割合
市県民税	4,033件	16.8%	3,933件	15.7%	3,799件	16.2%	3,819件	16.0%
固定資産税	13,858	35.9	13,896	38.3	13,935	36.2	13,933	38.1
軽自動車税	3,277	11.8	3,277	11.6	3,288	11.7	3,266	11.5
国民健康保険税	3,794	27.3	3,798	27.6	3,720	27.7	3,486	27.5
合計	24,962	23.9	24,904	23.7	24,742	23.9	24,504	24.2

※ 「依頼件数」は、金融機関等へ口座振替を依頼した件数で、「割合」は、納税義務者数に対する割合

※ 市県民税は、普通徴収者数に占める割合

※ 軽自動車税は、課税台帳数に占める割合

(9) 課税の適正化及び収納率向上対策

① 固定資産地図情報システム

[課税課]

固定資産税賦課事務の公正化及び事務の効率化を目指し、航空写真を活用した地図情報システム業務を平成7年度から開発を行い、平成12年度からシステムが稼働している。平成30年度のシステム更新に伴い、ファイリングシステムとの統一化を行った。

今後はデータの更新・修正及び資料の整理・管理を行い、信頼性の向上を図る。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料及び賃借料(千円)	4,940	4,940	4,940	5,440	4,946

② 収納支援システム

[収納課]

本システムは、平成8年度に「納付指導の迅速化」、「通知業務の効率化と徹底」、「交渉経過の履行確認と追跡指導」、「分納管理の徹底化」等を目的に導入された。ホストコンピューターから独立していることもあり、時間外での稼働のほか、担当職員だけでなく他の職員でも窓口において交渉経過及び滞納額の確認ができ、滞納者に遺漏なく納税催告が行える等、迅速・的確な納税指導が可能になった。

平成16年3月からは、新収納支援システムを導入し、固定資産税や市県民税普通徴収など4税に加え、新たに法人市民税や市県民税特別徴収などの滞納情報も統合し、きめ細かい滞納整理が行えるようになった。

機器構成	サーバー1台、クライアント29台(デスクトップ型5台、ノート型24台)、レーザプリンタ5台、スキャナ付複合カラープリンタ1台、ドットプリンタ1台
導入日	平成16年3月1日(平成26年3月web化)

③ コンビニ収納

【収納課】

納税者の利便性向上のため、平成18年度から4税のコンビニ収納を実施している。

コンビニ納付 利 用 率	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	対納税額	対件数	対納税額	対件数	対納税額	対件数
市 県 民 税	9.3%	16.4%	9.1%	18.3%	8.3%	16.3%
固 定 資 産 税	17.6	30.8	20.6	37.0	17.9	33.8
軽 自 動 車 税	58.5	57.3	58.5	57.3	53.0	52.0
国民健康保険税	29.1	28.5	29.7	30.3	26.6	26.6
合 計	16.8	27.9	18.2	31.6	16.0	28.5
コンビニ収納金額	2,144,592,453 円		2,304,075,495 円		2,024,531,923 円	
コンビニ収納件数	133,005 件		146,499 件		128,100 件	
収納代行手数料	8,958,197 円		8,458,171 円		7,955,779 円	

※ 各年度とも4月から翌年3月までの間の集計

市民生活

1 住 民

〔市民課〕

(1) 戸籍・住民記録（各年3月末現在、単位：件・世帯・人）

区	分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
戸 籍	本籍数	31,266	31,090	30,844	30,625	30,322	30,003
	人 口	69,895	69,056	68,220	67,454	66,494	65,475
日 本 人 住 民 登 録	世帯数	35,041	35,064	35,130	35,214	35,267	35,222
	人 口	68,296	67,492	66,758	66,051	65,163	64,133
外 国 人 住 民 登 録	世帯数	251	326	311	312	379	497
	人 口	565	658	638	657	764	902
印 鑑 登 録 数		49,014	48,766	48,549	47,816	47,055	46,128

・平成24年7月8日外国人登録制度廃止となり、平成25年度から外国人も住民登録制度に移行した。

(2) 各種事務取扱件数（単位：件）

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸 籍 届 受 付		3,208	3,022	3,135	3,300
住 民 異 動 届 受 付		6,395	6,253	6,762	6,959
印 鑑 登 録 ・ 廃 止 受 付		4,515	4,957	4,837	4,913
埋 火 葬 許 可		1,125	1,186	1,329	1,365
旅 券 申 請 ・ 交 付		402	417	1,138	2,141
住 民 基 本 台 帳 閲 覧		8	5	3	4
謄 抄 本 ・ 証 明 等 交 付		91,537	87,369	84,293	89,178
※ 市 税 等 収 納 事 務		38,576	39,292	38,239	37,037
※ 他 課 文 書 取 次		5,125	5,245	4,916	4,597

※ 出張所での取扱状況

(3) 窓口サービスの広域化

駿豆地区広域市町村圏18市町間において、FAXによる住民票の写し及び印鑑登録証明書の相互発行事務を平成11年11月から開始した。また、平成14年8月から住民基本台帳全国ネットワークシステムを実施した。さらに平成21年9月から駿豆地区12市町において戸籍相互発行事務を開始した。

(4) マイナンバーカード交付（平成28年1月から交付開始、単位：件）

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数		1,422	5,805	8,485	17,849	7,951

(5) 住民票等コンビニ交付（平成30年12月から交付開始、単位：件）

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数		2,893	6,274	11,028

(6) 出張所及び連絡所

① 各コミュニティセンター又は生涯学習センター内の出張所の規模等（令和5年度末現在）

区分	宇佐美出張所	川奈出張所	対島出張所	富戸出張所	荻出張所
位置	宇佐美 1645-6	川奈 1322-2	八幡野 1189-172	富戸 594	荻 226-1
建物建築年月日	昭和 63 年 11 月	平成 3 年 3 月	平成 4 年 12 月	平成 7 年 6 月	平成 13 年 12 月
敷地面積	1,464.42 m ²	1,388.63 m ²	1,795.03 m ²	2,010.30 m ²	1,283.03 m ²
建物床面積	99.34 m ²	55.05 m ²	60.61 m ²	46.34 m ²	70.10 m ²
人員配置状況	4 人	3 人	4 人	2 人	2 人
各種事務取扱件数	20,003 件	9,904 件	22,078 件	4,790 件	11,850 件

② 連絡所業務（令和5年度、単位：件）

区分	相談等取扱件数	証明書類交付件数			
	相談・照会・文書取次等	戸籍	住民票	印鑑証明	税務
松原連絡所	499	311	485	272	527

※ 平成28年1月12日移転、「東松原町連絡所」から改称

(7) 斎場

① 施設の概要

位置	川奈 1259-3	従事者	斎場員	3 人
敷地面積	5,236.00 m ²		霊柩車運転手	1 人
建物面積	火葬棟	使用料	市民	無料
	待合棟		非住民	有料（3万5千円以下）
	渡り廊下		霊柩車使用料	無料
	計		現施設は二次燃焼炉や集じん機等公害防止設備を備え、無煙突化や植栽等修景に配慮している。	
竣工年月	平成 2 年 12 月			

※ 斎場使用料は平成20年4月1日改定

② 使用状況（令和5年度、単位：件・円）

区分	件数			使用料収入	
	住民	非住民	計		
斎場	死体	1,258	71	1,329	2,470,000
	死産児	5	0	5	0
	身体の一部等	9	0	9	0
	計	1,272	71	1,343	2,470,000
霊柩車	1,145	58	1,203	0	

2 市民相談

(1) 相談・要望対応

日常的な悩みごとから専門的な問題まで広範囲にわたる相談と、早急な措置が必要な出来事への対応のため、各部門が協力・連携し、的確かつ迅速に解決できるよう努めている。

① 市民相談（令和5年度）

〔市民課〕

区分	相談日(原則)	相談担当者	件数	構成比
一般市民相談	毎日	市職員	174件	30.3%
法律相談	毎月5日、第2・第3火曜日、 第4木曜日	弁護士	262件	45.6%
税務相談	毎月10日(2月、3月を除く)	税理士	33件	5.7%
交通事故相談	第1火曜日(6.9.12.3月) 毎月第3火曜日	県交通事故相談員 弁護士	12件	2.1%
人権相談	毎月第1木曜日(1月を除く)	人権擁護委員	13件	2.3%
行政相談	毎月第3木曜日	行政相談委員	0件	0%
登記の相談	毎月第1木曜日(1月を除く)	司法書士	33件	5.7%
行政手続の相談	毎月第2水曜日(1月を除く)	行政書士	21件	3.7%
土地家屋調査士の相談	第2水曜日(4.7.10.12月)	土地家屋調査士	9件	1.6%
市民不動産相談	第4木曜日(4.5.8.10.11.2月)	宅建協会東部支部相談員及び全日本不動産協会静岡県本部相談員	17件	3.0%

② 市民要望（令和5年度、単位：件・％）

〔建設課〕

区分	内容	件数	割合	完了件数		実施決定件数		検討中件数	
					割合%		割合%	(中止)	割合%
土木	道路・交通安全施設・側溝等	143	87.7	163	100.0	163	100.0	0	0
清掃	側溝残土処理・害虫駆除等	1	0.6						
環境	樹木伐採等	19	11.7						
行政	公共施設等	0	0						
その他		0	0						
合計		163	100.0						

うち事前処理件数：71

(2) 犯罪被害者等支援

〔市民課〕

犯罪被害者等の経済的困難の軽減を図り、早期に日常を回復するための見舞金（遺族見舞金300千円、重傷病見舞金100千円）を支給

区分	令和5年度
支給件数	1件
支給額	100千円

3 消費者行政

〔市民課〕

(1) 自立する消費者の育成・支援（令和5年度）

消費生活相談	消費生活センター 相談員2人で実施（令和5年度実績：364件）
消費生活講座	消費生活講座の開催 1回 36人出席
消費生活情報提供	消費生活についての情報提供及び啓発 メールマガジン「消費生活見守り新鮮情報」の発行
立入検査	消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法・電気用品安全法立入検査事務

4 環境衛生

〔環境課〕

(1) 環境保全

① 環境基本条例

恵み豊かなすばらしい環境を守り育て、これを将来の世代へ引き継いでいくため、環境の保全と創造についての基本理念や、市・市民・事業者及び滞在者の役割、施策の基本的事項等を定めるとともに、同理念に基づく環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした環境基本条例を制定し、平成12年4月から施行した。

伊東市環境基本計画は、本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな恵沢の享受と将来世代への継承」等の具体化を図るための計画として平成15年3月に策定し、平成15年度から同計画を推進している。また、令和5年3月には第三次伊東市環境基本計画及び伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、市・市民・事業者及び滞在者との協働により、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指している。

② 公害対策行政

大気関係	自動車交通量増大に伴い、光化学オキシダント発生問題	昭和49年に光化学オキシダント、50年には窒素酸化物の自動測定機を設置し、環境大気を監視
水質関係	特定事業場の排水、下水道のない地域の生活雑排水による汚染	特定事業場への立入検査や伊東大川等のBOD（生物学的酸素要求量）等調査
騒音振動関係	工事に伴う騒音振動や、自動車騒音等	工事への騒音規制法・振動規制法の適用や、自動車騒音常時監視に係る騒音調査
悪臭関係	産業活動等からの悪臭発生	悪臭防止法の適用

(2) 伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業費補助金

環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を支援し、持続可能な循環型のまちづくりの形成と地球温暖化の防止を図るため、市内に新エネルギー及び省エネルギー機器を設置し、又は購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ・補助対象機器及び補助金額 ①太陽光発電システム 40,000円
- ②家庭用燃料電池システム 40,000円
- ③リチウムイオン蓄電池システム 50,000円
- ④家庭用エネルギー管理システム 10,000円
- ⑤電気自動車 50,000円

※対象機器の合算補助可

年度	件数	人数	補助金額合計	
令和5年	88件	63人	3,800,000円	
			太陽光発電システム	28件 1,120,000円
			家庭用燃料電池システム	0件 0円
			リチウムイオン蓄電池システム	36件 1,800,000円

		家庭用エネルギー管理システム	8件	80,000円
		電気自動車	16件	800,000円

※ 旧太陽光発電システム設置費支援事業補助金

(3) 動物保護（狂犬病予防法、単位：頭）

年 度	登録頭数	予防注射済	犬の引取り	猫の引取り	咬傷件数	苦情処理件数
令和 3	4, 0 2 5	2, 5 2 9	2	0	0	3 7
4	4, 0 5 1	2, 5 7 7	1	1	5	4 9
5	4, 1 1 4	2, 6 7 6	0	0	4	4 1

(4) そ族、衛生害虫駆除（令和5年度）

業 務 内 容	方 法	効 果	実施回数
電話による消毒相談	個別の要望による空き地、側溝等への殺虫剤（錠剤）の配布や使用方法について案内	衛生害虫等駆除について、適切な方法を広める。	随 時
ねずみの駆除	殺そ剤を市役所及び各出張所に常備し、希望者に配布	ねずみの駆除を図る。	2 9 件
ヤスデの駆除	ヤスデ専用駆除剤を希望者に配布	ヤスデの駆除を図る。	2 2 0 件

(5) 住民活動による環境衛生組織

住みよい快適な生活環境を保つため、行政と地域住民が協力し、その効果を上げることを目的として、町内会、関係諸団体等の組織によって伊東市環境衛生協会を昭和38年に設置し、まちを汚れから守り、明るく美しい生活環境づくりの各種奉仕活動に取り組んでいる。

組織は、区ごとに支部を置き、支部にそれぞれ実践班（町内会）を置き、支部長は各区の連絡委員長が充てられる。役員は、支部長16人が会長以下の役職を兼ね、会長1人、副会長3人、理事10人、監事2人で構成し、152人の各町内会長等が支部役員である環境衛生委員となっている。

5 交通安全

〔危機対策課〕

(1) 交通安全推進事業（令和5年度）

事業名	実施内容
新入学（園児）を交通事故から守る県民運動 （4月4日～10日）	車両広報、新入学児童への交通安全啓発品等の贈呈、街頭広報、新入生下校指導、交通教室（小学生）
春の全国交通安全運動 （5月11日～20日）	出発式、街頭広報、横断歩行者等安全対策強化、交通教室（小学生）、自転車マナー向上の日（自転車シミュレーターを使用した、危険予測力向上のためのイベント）、行楽シーズンに向けた交通安全対策、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
夏の交通安全県民運動 （7月11日～20日）	街頭広報、飲酒運転等の危険運転根絶に関する啓発活動、交通教室（未就園児親子、小学生、高校生）、交通講話（高齢者）、降園指導（園児）、小学生自転車一斉点検、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
秋の全国交通安全運動 （9月21日～30日）	自転車等の交通事故防止対策の強化に関する啓発活動、観光客に向けた交通事故防止対策、交通講話（高齢者）、交通安全広報（FM伊東、CVA出演）、KYT（危険予測トレーニング）出張研修、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
年末の交通安全県民運動 （12月15日～31日）	夕暮れ時と夜間の交通事故防止啓発活動、飲酒運転等危険運転防止啓発活動（疑似飲酒運転ゴーグルを使用した、飲酒運転防止のための対策）、年末特別警戒出陣式及び年末の交通安全県民運動出陣式、交通教室（幼児）、自転車交通教室（小学生）、交通講話（高齢者）、夜間街頭広報、その他広報活動（メールマガジン等を利用したPR）
交通安全強化対策	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全要望箇所の調査・依頼 交通安全リーダーワッペンの購入及び各小学校への配付 子どもの移動経路安全点検への参加
日常の交通安全活動	交通事故ゼロの日（毎月10日・20日・30日）、「ピカッと作戦！」強化の日（毎月15日）、交通安全指導員による交通安全教育、交通指導員による街頭指導

(2) 交通安全推進組織

機関名	活動状況
伊東市生活安全推進協議会 交通安全推進委員会 （平成20年4月設置）	交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図り、交通事故防止のため、四季の交通安全運動、関係団体の育成や飲酒運転追放運動などの各種啓発を実施している。
伊東市交通安全対策会議 （昭和46年3月設置）	交通安全計画を作成し、その実施の推進や、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その実施の推進を行っている。令和4年3月に開催し、第11次伊東市交通安全計画を作成した。
伊東市交通指導員会 （昭和50年1月設置）	児童、生徒の登下校時や自転車の乗り方等の交通安全指導及び市や関係機関が行う行事の交通指導の実施や、伊東市生活安全推進協議会の事業に協力し、歩行者等の安全な通行及び交通安全思想の啓発、高揚を図っている。
交通安全指導員 （昭和42年4月設置）	静岡県交通安全協会から配置され、経費の2分の1を市費で負担し、歩行者、自転車利用者等に対する街頭指導や、高齢者及び幼稚園、保育園、学校での交通安全教室等により、効果的な交通安全教育を実施している。
各地区の交通事故をなくす会	宇佐美（昭和50年5月設置）、松原（昭和51年7月設置）が各地区における交通安全に対する活動を行っている。
伊東市交通安全母の会	平成元年11月に結成され、地域における交通安全普及に努めている。

(3) 交通遺児援護事業

交通遺児に対する篤志家からの寄附金を交通遺児援護基金として積み立て、その運用収益等で本市在住の交通遺児に対して、奨学金、遺児手当を支給し、遺児の健全な育成を図っている。

令和5年度は、支給対象者がいなかった。

交通遺児手当等の種類		支給額
奨学金（高校等在学中）		月額 10,000 円
奨学金（高校等に進学しないときは、中学校卒業時に一時金）		120,000 円
遺 児 手 当	遺児年金	月額 5,000 円
	入学時手当金（小・中学校入学時）	10,000 円
	卒業時手当金（中学校卒業時）	20,000 円
令和5年度交通遺児援護基金残高		42,552,788 円

6 防犯・暴力追放

〔危機対策課〕

(1) 防犯・暴力追放推進事業（令和5年度）

事 業 名	実 施 内 容
防 犯 会 議 ・ 研 修	関係機関・団体と連携して「全国地域安全運動」を実施するため、実施計画について書面会議を開催、各種活動を実施することで市民の防犯意識の高揚と安全・安心なまちづくりを推進した。
伊 東 市 街 頭 防 犯 カ メ ラ 設 置 事 業	令和3年10月1日 伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱制定 ○補助対象者 行政区及び分譲地等自治会（原則50世帯以上の定住者戸数を有する分譲地） ○補助率と上限額 補助率10分の9 防犯カメラ1台当たり 上限額30万円 ○令和5年度設置実績 4団体 9台
犯 罪 被 害 防 止 キ ャ ン ペ ー ン	犯罪被害の未然防止を目的に以下のキャンペーン等を市内金融機関、事業所等において実施した。 ・オレオレ詐欺発生ゼロの日キャンペーン ・犯罪不安ゼロ運動推進キャンペーン ・青色防犯パトロール
安 全 ・ 安 心 フ ェ ア い と う	全国地域安全運動（10月11日～20日）に関連する活動として、10月21日に、伊東ショッピングプラザデュオで開催した。防犯・暴力追放のみならず、交通安全・防災・救急等に関する展示・体験等の啓発活動を実施した。

(2) 防犯・暴力追放推進組織

機 関 名	活 動 状 況
伊東市生活安全推進協議会 防犯・暴力追放推進委員会 (平成20年4月設置)	あらゆる暴力・犯罪を追放して、明るい住みよい市民生活を確保するため、市民の自主的な協力のもとに、防犯・暴力追放運動を積極的に推進することを目的とし、諸活動を関係機関、団体等と連携して実施している。

7 清掃事業

(1) ごみ収集業務

〔環境課〕

① 沿革

昭和10年	・処理能力日量8tのごみ焼却場を国立伊東温泉病院の下に設置し、市街地のごみ収集を開始した。
29年	・清掃法制定に伴い、市清掃条例を定め、本格的な清掃事業体制を確立した。
35年	・処理能力日量20t固定炉の御石ヶ沢清掃工場を建設した。(昭和39年に30t炉を増設)
37年	・特別清掃地区指定により、個別収集方法であるポリ容器によるステーション定時収集方式に改め、市街地の毎日収集を開始した。
39年	・ステーション1, 450か所、毎日収集区域65%、週3回区域32%、週2回区域3%とした。
41年	・処理能力日量30tのじん芥高速堆肥化装置の先原清掃工場を建設した。
42年	・市清掃条例を改正し、1日平均100kg以上の大規模ホテル、旅館、事業所等を自己処理とし、許可業者3社による多量ごみの有料運搬化を図り、ごみ排出量の増加に対処した。
45年	・多量汚物収集運搬事業についての補助制度を開始した。(昭和62年度廃止) ・機械バッチ燃焼式焼却炉の御石ヶ沢清掃工場を建設した。
50年	・宇佐美及び川奈地区の一部を毎日収集とした。
54年	・松原9町内、玖須美3町内及び宇佐美、岡、鎌田、川奈、荻地区の各1町内で、月1回、資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール・空き缶等)の集団回収を開始した。
55年	・新清掃工場の建設用地として、鎌田字阿原ヶ沢地内(3.9ha)を土地開発公社で取得した。
56年	・全連続式階段式ストーカー方式の新清掃工場の建設に着手した。
59年	・昭和59年11月に環境美化センター(新清掃工場)として正式運転開始した。 ・御石ヶ沢清掃工場を不燃物の処理工場とし、先原清掃工場(コンポスト)は廃止した。 ・昭和49年供用開始の川奈地区汚水処理施設を下水道課へ移管した。 ・全市隔日収集とし、燃えないごみの4種分別(カン、びん、金属、セトモノ)と有害ごみ(乾電池等)の分別収集を開始した。
61年	・「分譲地ごみ収集の市移管要綱」を定め、伊豆急荻分譲地のごみ収集を許可業者に委託した。
平成3年	・空きびん資源化モデル事業を開始した。(容器包装リサイクル法施行まで)
5年	・平成5年5月から、家庭用生ごみ処理容器等設置費補助交付要綱を施行した。
6年	・可燃ごみの収集を全市一斉に月・水・金曜日とし、不燃ごみ収集は火・木曜日とした。 ・粗大ごみを電話予約による個別収集及び資源ごみ(古紙類)の分別収集を開始した。
7年	・「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱」を施行した。
8年	・平成8年10月から、「伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を施行した。 ・宇佐美(第1地区)のびん、カンの分別収集を開始した。
9年	・平成9年4月から玖須美の一部(第3地区)及び川奈、吉田、荻、十足(第4地区)のびん、カンの分別収集を開始した。 ・埋立期間10か年予定の管理型御石ヶ沢最終処分場の供用を開始した。
10年	・平成10年4月から第3地区(松原、岡の川東地区、玖須美の一部、新井)のびん、カンの分別収集を開始した。 ・平成10年6月から市内25店舗で牛乳パック、ペットボトル、トレーの分別収集を開始した。
11年	・平成11年4月から湯川、松原、岡の川西地区、鎌田(第2地区)のびん、カンの分別収集を開始した。 ・最終処分場の大幅な延命を図るため、焼却灰溶融固化処理委託を開始した。 ・駿豆地区広域市町村圏協議会ごみ処理対策委員会において、本市は南ブロック処理区域部会(10市町村)に属することとなった。
12年	・「伊東市ごみ処理基本計画」(平成13年度～平成22年度)を策定した。 ・平成12年4月から対島地区(第5地区)のびん、カンの分別収集を開始し、市内全域実施となった。

14年	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を社会情勢の変化に伴い、「発生・排出抑制」及び「循環型処理」へ内容を全部改正した。
15年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月から家庭系可燃ごみの指定袋制度を施行した。 ・平成15年9月から、10kg当たりの産業廃棄物処理費用を、20円から40円に改定した。
16年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月から、10kg当たりの事業系一般廃棄物処理手数料を無料から20円に改定した。 ・平成16年4月から、10kg当たりの産業廃棄物処理費用を、40円から60円に改定した。 ・平成16年10月9日発生の台風22号による災害ごみを下水道湯川終末処理場臨時駐車場及び栗ノ木平市有地に仮置きし、災害廃棄物として適正に処理した。
18年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月から、10kg当たりの事業系一般廃棄物処理費用を、20円から40円に改定した。 ・平成19年2月に「伊東市ごみ処理基本計画」（平成13年度～平成22年度）を改訂した。
20年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月から、「伊東市家庭用生ごみ処理容器等設置費補助交付要綱」の電動式生ごみ処理機の補助率、補助限度額を改正し、「伊東市高齢者等の粗大ごみ福祉収集事業実施要領」を施行した。 ・平成20年10月から、10kg当たりの家庭系可燃ごみ処理費用を30円に改定するとともに、家庭系可燃ごみ指定処理手数料として、200袋15円、300袋20円、450袋30円、事業系可燃ごみ指定袋処理手数料として、350袋45円、700袋90円で販売を開始した。 ・平成20年10月から、家庭系粗大ごみの大きさ、重量、最大の長さ、幅及び高さ等を基準に300円・600円・1,200円・1,800円の4段階の料金を設定した。 ・平成21年3月から、事業系指定袋に450袋（60円）を追加、販売を開始した。
21年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化センターの更新改良整備事業に向け、「伊東市循環型社会形成推進地域計画」を策定した。
22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊東市ごみ処理基本計画（平成23年度～平成32年度（令和2年度）」を策定した。 ・環境美化センター更新改良整備事業による生活環境影響調査などの基礎調査を実施した。 ・「容器包装分別収集プロジェクトチーム」を設置した。
23年	<ul style="list-style-type: none"> ・全連続燃焼式焼却炉及びリサイクル施設の「環境美化センター更新改良整備工事」に着手した。
24年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月から新2号炉の建設工事に着手した。
25年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に新2号炉の建設工事が完了した。 ・平成25年10月から新1号炉及びリサイクル施設の建設工事に着手し、平成26年3月にリサイクル施設の工事が完了した。
26年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月に新1号炉の建設工事が完了した。 ・平成26年8月から展示見学室等の建設工事を着手した。 ・平成27年3月に「環境美化センター更新改良整備工事」が全て完了し、本格的な稼働を開始した。
27年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月から、廃ペットボトルの分別収集及び使用済小型家電の拠点回収を開始するとともに、対島地区（第5地区）の一般廃棄物収集運搬業務を民間業者に委託した。 ・平成28年3月に「伊東市ごみ処理基本計画」及び「伊東市生活排水処理基本計画」を統合し、「伊東市一般廃棄物処理基本計画（平成28年度～平成32年度（令和2年度）」を策定した。
28年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年12月から、廃蛍光管拠点回収実証事業を開始した。 ・平成29年1月から、容器包装プラスチック分別収集実証事業を玖須美区の一部で開始した。
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月から、廃蛍光管拠点回収事業を開始した。
30年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月から、使用済インクカートリッジ拠点回収事業を開始した。 ・古布・古着の特別回収を開始した。
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月から、小室地区（第4地区）の一般廃棄物収集運搬業務を民間業者に委託した。 ・令和2年1月から、古布・古着拠点回収実証事業を開始した。
2年	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月から、「伊東市ふれあい収集事業実施要綱」の対象要件に要介護1を追加した。 ・令和2年11月から、パソコンや小型家電の宅配便による回収を開始した。 ・令和3年1月から、古布・古着、小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）の回収を開始した。 ・令和3年3月、「伊東市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度～令和12年度）」を策定した。

3年	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月から、「伊東市ふれあい収集事業実施要綱」の対象要件に要支援1、2を追加した。 ・「容器包装リサイクル収集実施検討委員会」を設置し、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品のステーション収集に向けて検討を開始した。
4年	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度版から「伊東市ごみ・資源収集カレンダー」をカレンダーと分別ガイドブックに分割した。 ・令和4年11月から、使用済みカイロの回収を開始した。
5年	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月から、コミュニティセンターや生涯学習センター等で行っていた古布・古着の回収拠点に、市役所を追加した。

② 指定袋交付枚数（平成20年10月から）（単位：枚） ※減免分を含まない。

年 度	20ℓ	30ℓ	45ℓ(手さげ)	45ℓ(平)	35ℓ	45ℓ	70ℓ	総合計
令和4	826,060	1,110,410	1,257,630	1,579,800	71,280	215,830	778,710	5,839,720
5	802,910	1,054,790	1,207,930	1,532,920	67,300	201,410	776,520	5,643,780

③ 家庭系粗大ごみ処理数量（平成20年10月から）（単位：個）

年 度	300円	600円	1,200円	1,800円	合 計
令和4	1,817	862	598	3	3,280
5	1,826	795	673	6	3,300

④ 収集体制（令和6年4月現在）

収 集 回 数	ごみステーション方式による定時収集1,671か所 可燃ごみ：一斉週3回 不燃ごみ：金属各地区月1～2回、われもの類・乾電池各地区年6回 資源ごみ：ペットボトル、古紙各地区月2回、びん各地区月1～2回、 カン各地区月1～2回、プラスチック製容器包装地区週1回
収 集 車 両	ロードパッカー 16台、3tトラック 4台、2tトラック 2台、1tトラック 2台 軽トラック 1台 軽バン 1台
作 業 人 員	39人

⑤ 搬入量（単位：t）※ 市委託収集の搬入量は、許可業者分を含む。

区 分		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
可燃ごみ		29,242	29,833	28,055	27,624	27,864	27,233
	市	10,551	6,523	6,428	6,125	5,860	5,541
	許可業者	15,061	19,377	17,772	17,804	18,222	17,761
	自己搬入	3,630	3,933	3,855	3,695	3,782	3,931
不燃ごみ		661	748	856	789	704	675
	市	260	188	189	167	166	160
	許可業者	115	223	242	215	191	183
	自己搬入	286	337	425	407	347	332
産業廃棄物（木くず等） 許可業者・自己搬入		881	924	828	584	558	545
埋立ごみ		503	410	394	341	381	386
	市	115	71	75	60	55	50
	許可業者	222	224	205	191	170	153
	自己搬入	166	115	114	90	156	183
廃蛍光管		4	7	5	6	4	6
廃乾電池		—	—	13	12	14	12
資源ごみ		2,036	1,999	1,885	1,903	1,911	1,823
古紙 カン	市・許可業者	853	845	839	839	842	761
	市	113	67	70	68	62	63
	許可業者	28	70	69	67	64	59
	自己搬入	42	46	49	43	44	47
	小計	183	183	188	178	170	169
びん	市	260	156	149	139	132	158
	許可業者	586	665	562	597	613	587
	自己搬入	31	30	30	27	31	29
	小計	877	851	741	763	776	774
ペットボトル	市・許可業者	89	88	92	95	98	89
トレー	市	12	9	3	3	3	1
紙パック	市	15	14	9	8	5	12
容器包装プラスチック	市	7	9	9	9	9	9
古着	市	—	—	4	8	8	8
合計		33,327	33,921	32,036	31,259	31,436	30,680
	市	12,268	7,966	7,434	7,084	6,773	6,436
	許可業者	16,109	20,688	19,382	19,400	19,866	19,271
	自己搬入	4,950	5,267	5,220	4,775	4,797	4,973

⑥ 分譲地のごみ収集委託（事業費単位：千円）

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	分譲地	戸数	事業費	分譲地	戸数	事業費	分譲地	戸数	事業費
ごみ収集業務委託	2	492	5,570	2	488	5,570	2	485	5,636
ごみ収集費用助成	10	1,165	6,706	11	1,255	6,875	11	1,254	6,930

(2) ごみ処理施設

【環境課】

① 施設概要

施設名	伊東市環境美化センター	伊東市御石ヶ沢清掃工場	伊東市御石ヶ沢最終処分場
施設目的	ごみ焼却施設及びリサイクル設備	不燃ごみ処理施設	埋立処分及び浸出水処理施設
所在地	鎌田字阿原ヶ沢 1297-91	宇佐美字御石ヶ沢 3596-4	同左 3596-4 及び 3595-44
敷地面積	39,349.93 m ²	663 m ²	11,200 m ²
建築面積	2,927.87 m ²	609.60 m ²	564.74 m ²
処理能力及び建設費・完成年月等	全連続式焼却炉（堅型ストーカ炉） 142t/24h（71t/24h×2炉） 圧縮梱包設備 5.5t/日 29億7,129万円 （内補助対象25億3,920万円） 平成27年3月完成	2軸カッター式破砕機(25t/5h) 28,346千円（平成元年12月） 2方向圧縮式金属プレス機 (8.23/5h) 22,799千円 平成2年11月完成 (7.08/5h) 39,540千円 平成6年3月完成	埋立面積：8,700 m ² 埋立容積：78,000 m ³ 浸出水調整槽容量：2,500 m ³ 浸出水日平均処理水量： 35 m ³ /日 4億4,123万円 平成9年3月完成
職員数	11人（委託24人）	9人	

② 最終処分場の延命策

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却灰溶融固化処理業務委託先	メルテック(株)	メルテック(株)	メルテック(株)
溶融固化処理量	3,039t	3,036t	2,975 t
溶融固化処理委託料	129,120千円	130,583千円	139,819千円
焼却灰運搬台数及び運搬委託料	363台 32,180千円	353台 32,033千円	343台 32,021千円

③ ごみ処理広域化計画

ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策として、県はごみ処理広域化計画を策定し、これに基づいて平成11年4月に駿豆地区広域市町村圏協議会ごみ処理対策委員会が設置され、駿豆圏域は南北二つのブロックとなり、本市は南ブロック処理区域部会（10市町村）に属し、部会の取りまとめを行うことになった。

この広域化計画によるごみ処理施設の整備は平成29年までに第1段階の広域化の完了を目標とし、南ブロック処理区域部会では、各市町村の現焼却施設の耐用年数その他諸条件を考慮しつつ、ごみ処理広域化計画の策定により、施設建設目標年次を平成20年度と決定した。

南ブロック処理区域の施設建設を早期に推進するため、駿豆地区広域市町村圏協議会とは別組織の駿豆南部地区広域廃棄物処理施設組合等設立準備協議会を平成14年4月1日に立ち上げ、建設候補地等を決定していくこととなっていたが、平成16年8月20日に稼働年度の遅延等を理由に設立準備協議会を解散した。

また、平成18年度には圏域の見直しが行われ、県内は7圏域から5圏域となったが、平成19年度で当該見直しは中断され、県による広域化計画は頓挫している状況にある中、平成22年3月31日に駿豆地区広域市町村圏協議会は解散したが、本市は構成市町との情報交換等を行っている。

県は、環境省による「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号通知）」に基づき、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間とした、一般廃棄物処理施設の整備及び処理体制の基本方針である「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定した。

本市は当該マスタープランを勘案し、将来のごみ処理を注視し、適正処理の在り方について検討していく。

(3) ごみの減量・再資源化

〔環境課〕

① ごみの減量・再資源化事業

資源ごみ回収	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ集団回収団体に報償金を交付（1kg 当たり 6 円） 直接収集した古紙を、売買契約した処理先へ売却
生ごみ処理容器等 購入補助金	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用生ごみ処理容器等を購入した場合、購入価格の一部を補助 コンポスト=購入費の2分の1、限度額4,000円（1世帯当たり2個まで） 電動式=購入費の2分の1、限度額30,000円（1世帯当たり1機）
容器包装リサイクル法 に基づく分別収集	<ul style="list-style-type: none"> びん・カンのコンテナによる分別収集の実施 ごみステーション方式によるペットボトルの収集 資源びんのリサイクルシステム向上のための資源びんストックヤード設置 市内民間店舗の協力を得て店頭回収容器を設置して、紙パック・ペットボトル・トレーの分別収集を実施

② 資源ごみ集団回収奨励事業実施状況（令和5年度、回収量単位：kg、報償金単位：円）

	団体数	紙類	カン	鉄くず	その他	計 [kg]	報償金額 [円]	構成比
子供会	6	14,274.0	502.0	5.0	0.0	14,781.0	73,905	6.3%
老人会	4	8,456.0	668.0	0.0	0.0	9,124.0	45,620	3.9%
町内会	18	49,314.9	3,024.1	423.0	0.0	52,762.0	263,810	22.6%
女性の会	3	8,340.6	396.2	0.0	254.8	8,991.6	44,958	3.9%
PTA	1	1,680.0	139.0	10.0	55.0	1,884.0	9,420	0.8%
その他	29	132,308.9	3,905.4	6,608.0	2,940.2	145,762.5	728,810	62.5%
計	61	214,374.4	8,634.7	7,046.0	3,250.0	233,305.1	1,166,523	100.0%

(4) 散乱ごみ対策等美化事業

〔環境課〕

① 美化推進の啓発及び散乱ごみ等防止対策

空き缶等のポイ捨て 防止に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年10月から施行 自動販売機回収容器の設置確認・指導、市内の巡回パトロール等を行い、まちの美化の啓発に努める。
放置自動車の発生の防止及 び適正な処理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年10月から施行 地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境を確保する。
市内の散乱ごみ清掃	<ul style="list-style-type: none"> 道路、海岸・河川等の清掃 山間部の不法投棄ごみの回収 「ごみゼロ運動クリーン作戦」による市内清掃 町内会や各種ボランティア団体の協力を得ての河川、公園、道路側溝などの清掃

② 散乱ごみ回収状況（令和5年度）

作業箇所		作業日数	回収量	タイヤ	モニター	自転車	家電4品目
道路関係	国道	9日	740kg	1本	0台	1台	1件
	県道	14	1,260	7	0	0	5
	市道	7	3,930	4	0	0	4
	計	30	5,930	12	0	1	10
拠点関係	海岸・河川	49	9,020	26	0	0	0
	港湾	0	0	7	0	0	0
	その他の箇所	245	94,750	23	0	7	8
	計	294	103,770	56	0	7	8
合計		324	109,700	68	0	8	18

※回収量は記載の品目の合計ではない。

(5) ふれあい収集事業

〔環境課〕

① 沿革

要介護認定を受けている高齢者や身体障害者等で、ごみを自ら所定の場所まで持ち出すことが困難な方に対してごみ排出の支援を目的に「伊東市ふれあい収集事業実施要綱（平成31年伊東市告示第52号）」を制定し、平成31年4月1日から受付を開始した。

ごみ収集職員が週1回、利用者から排出されたごみ（可燃ごみ、金属、びん、カン、われもの類、古紙、ペットボトルの計7品目）を玄関先から回収するとともに、希望者には声掛け（安否確認）を行う。

② 申込及び利用状況（令和6年3月末現在、単位：件）

申込世帯数		352
内訳	承諾世帯数	339
	承諾世帯のうち、利用中の世帯	225
	利用中の世帯のうち、安否確認を実施する世帯	157
	承諾世帯のうち、利用を中止した世帯	114
	不承諾世帯数	8
	現況調査未実施世帯数	5

(6) し尿処理

〔環境課〕

① 沿革

昭和15年頃から農地還元を主体に一部業者によって収集が始められ、昭和29年、清掃法の制定に伴い市清掃条例を定め、し尿収集業者5社を許可し、衛生的な収集処理による農地還元を行ってきた。昭和30年以降処理方法が問題化され、国際観光温泉文化都市建設計画の一環としての環境整備計画により、宇佐美御石ヶ沢に昭和33年3月、初めてのし尿処理場建設に着手し、途中狩野川台風（昭和33年9月）の被害を受けたが、昭和34年5月、処理能力日量30klの施設が完成した。その後市街地の拡大、人口増加による排出量増大に合わせ、昭和40年、41年に日量20kl、昭和46年、47年に日量30klの増設を行い、日量80klの処理施設となった。伊東市クリーンセンターは、旧施設の老朽化、周辺環境及び作業環境への配慮から、また、新環境基準に対応するため、昭和63年に建設計画着手、平成2年に着工し、平成5年3月から正式運転を開始した。本施設は、無希釈で高度処理を行う環境対応型の施設となっている。しかし、平成14年12月からのダイオキシン類の恒久対策基準をクリアするためには、膨大な改修費用がかかるため、平成12・13年度、試験的に環境美化センターで汚泥の混焼を行ったが、過度に焼却炉を傷めることとなったため、平成14年度から脱水汚泥の処理委託を実施している。

処理状況としては、公共下水道、浄化槽の普及によるトイレの水洗化が進み、くみ取り便所からのし尿排出量は減少したが、公共下水道供用区域以外での住宅開発が進み、ほとんどが浄化槽汚泥の処理である。

② 収集方式及び処理施設

収集方式	許可制：し尿収集業者5社		
施設名	伊東市クリーンセンター	所在地	宇佐美字御石ヶ沢3596-4
敷地面積	7,518㎡	延床面積	2,980.88㎡(地上3階地下2階)
処理方式	高負荷膜分離方式	処理能力	96kl/日
工期	平成2年9月着工、平成5年2月竣工	建設費	24億1,535万円(国補助3億6,922万円)
職員数	5人	車両	軽トラック1台

③ し尿等処理状況(単位:kl)

年度	総量	生し尿	浄化槽汚泥	プラント汚泥	日平均処理
令和3	27,217	13	26,560	644	74.6
4	28,313	13	27,533	767	77.6
5	27,576	11	26,955	610	75.3

(7) 合併処理浄化槽設置助成

〔下水道課〕

平成2年度から、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、伊東市浄化槽設置費補助金交付要綱を定め、既設の住宅を撤去しないで、みなし浄化槽を処分し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、国・県補助のもと設置費の一部を助成している。

8 防 災

〔危機対策課〕

(1) 風水害対策

昭和33年9月26日夜半、伊豆半島を襲った狩野川台風により大水害に見舞われ、死者56人、重軽傷者256人(「伊東における狩野川台風の記録」より)を出したほか、家屋、農地、公共施設等に大被害を受け、被害総額は50億円に及んだ。その後、全市一丸となって復興に励み、風水害を中心に進めてきた防災対策は、松川を初めとして多くの河川護岸が整備され、また、昭和47年度に実施調査が開始された奥野ダムが昭和56年着工、平成元年11月に完成したことにより、水害対策は一段落したこととなった。

しかし、平成16年10月9日午後4時ごろ、伊豆半島の西海岸に上陸した台風22号の強風により、伊豆全体が被害に見舞われ、伊東市では倒木被害が随所で発生した。特に宇佐美地区は、風向と地形により強風が増幅され、家屋の倒壊や山間部の植木の倒木と土石流が発生したことにより、被害が広域となった。その後、一丸となって復興に励み、土砂災害に対する砂防施設の整備を強化する状況となっている。

その後、高齢者等避難又は避難指示を発令した風水害は、度々発生しているが、過去の風水害を踏まえた風水害対策の実施により、大きな被害には至っていない。

また、令和3年3月、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、伊東沿岸の高潮浸水想定区域図を、県が作成し公表した。

さらに、令和5年3月には洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水リスク情報発信のため、伊東市内9河川の洪水浸水想定区域図を、県が作成し、公表した。

(2) 地震対策

昭和49年5月に伊豆半島沖地震、昭和51年8月に河津地震が発生する中で、地震予知連絡会(現在の地震防災対策強化地域判定会)において東海地震に関する学説の発表がされたほか、昭和52年4月に東海地域判定会が設置され、大規模地震に対する防災対策が提唱された。

昭和53年1月伊豆大島近海地震が発生した後、6月に大規模地震対策特別措置法が制定され、昭和54年8月には、6県170市町村が地震対策強化地域に指定された。昭和53年11月から始まった伊豆半島東方沖の地震活動により、地震対策を防災行政の最重点施策として取り上げ、地域防災計画に一般対策編のほか地震対策編を策定し、9月1日「防災の日」に最も近い日曜日の総合防災訓練及び12月第1日曜日の地域防災

訓練での各種対応訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚と相まって急速に防災体制が確立されてきた。

伊豆半島東方沖の地震活動の対策として、平成元年7月13日の海底火山噴火以降、平成19年12月に気象業務法が改正され、活火山に対して法に基づく噴火予報及び噴火警報を発令することになったことから、伊豆東部火山群の火山防災対策検討会で検討され、平成23年3月31日から噴火警戒レベル等が導入され、さらなる協議を行うことを目的に、平成24年3月28日に国・県・近隣市町を初め、識者や関係機関で構成する「伊豆東部火山群防災協議会（以下「協議会」という。）」（会長：伊東市長）を設立、平成28年5月には活動火山対策特別措置法に基づく法定協議会に位置づけがされた。また、協議会において、平成27年3月に「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」を策定した。

その後、平成30年10月に開催された協議会において、噴火の影響が及ぶ範囲を火口の出現範囲の周囲2kmから陸域3.5km、海域3kmに見直すことが承認されたことにより、従来の計画に基づいた徒歩による市内避難が困難となったことから、自家用車又は公共交通機関を使用して近隣市町に避難する計画の策定に着手し、受入先となる11市町との調整を経て、令和6年2月に開催された協議会において、「伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画」として承認された。

また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、甚大な被害が発生したことから、東海地震（南海トラフによる地震）、神奈川県西部の地震（相模トラフによる地震）などの津波対策、地震対策等を検証し、津波避難訓練の実施、ハザードマップの作成、津波避難計画の策定、津波避難協力ビル及び海拔標識の設置増などに取り組んでいる。

東北地方太平洋沖地震を教訓とし策定された静岡県第4次地震被害想定において、相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震が発生した場合の津波浸水想定区域が示され、令和5年3月、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から逃げるができるよう、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市内の津波浸水想定区域が「津波災害警戒区域」に指定された。

(3) 国民保護対策

平成16年9月17日、外部からの武力攻撃に対し、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小に抑えるため、国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法が施行され、市町村は住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処など、国民の保護のための措置を迅速かつ確実に実施することを目的に、平成18年度に伊東市国民保護計画を策定した。また、この計画を推進するため、平成19年度に資料編を作成した。

全国一斉に国民の安全安心の確保を目的として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が平成23年3月31日に導入され、このことから震度5弱以上の地震発生時及び津波注意報、国民保護情報（ミサイル発射やテロ等）発令時に同報無線放送を自動で起動し、サイレン、広報を行うこととなった。

また、平成24年度から緊急速報メール及びエリアメールの運用を開始した。住民以外にも一時的にエリアにいる通勤客や観光客等も配信対象となり、不特定多数の人に情報提供を行っている。

(4) その他

新型インフルエンザ等対策

インフルエンザウイルスは、小変異により、毎年少しずつ違った形のウイルスによる流行を起こしており、数年から数十年に大変異を起こし、新型のインフルエンザとなって世界で大流行（パンデミック）し、その都度、人類に対し甚大な被害と社会的影響をもたらしている。

平成21年4月、メキシコで発生した豚から人へのインフルエンザがヒトからヒトへと拡大し感染者が全世界に広がる様相を見せ始め、WHOに新型インフルエンザと認定された。

本市においても、新型インフルエンザ対策の重要性に鑑み、国及び静岡県の行動計画との整合性を保ちつつ、感染の拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「伊東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

令和2年3月、中国湖北省武漢市で初めて感染が確認され、世界で感染が広がる新型コロナウイルスについて

て、WHOが「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と認定した。

また、国は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすような事態となつたため、令和2年4月及び令和3年1月に当該特措法の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発令した。

本市においても、令和2年3月、新型コロナウイルス感染拡大防止等を目的に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁体制で対応に取り組んできた。

令和5年1月に政府が開催した「第101回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定された。

【宣言及び措置期間】（時系列）

- ・緊急事態宣言発令期間：令和2年4月16日～5月14日
- ・まん延防止等重点措置期間：令和3年8月8日～8月19日
- ・緊急事態宣言発令期間：令和3年8月20日～9月30日
- ・まん延防止等重点措置期間：令和4年1月27日～3月21日

(5) 各種防災対策

① 防災の主な設備

区分	設備名（設置主体）	備	考
観測 施設	計測震度計（気象庁）	市役所内に設置した震度計	
	高感度地震計（県、ほか）	市内に設置した震度計	
	火山監視カメラ（気象庁）	市役所屋上に設置（2基）	
	災害監視カメラ（市）	市役所屋上に設置（2基）	
通 信 施 設	同報無線（県・市）	市内広報用無線（屋外受信機 149基）	
	移動系防災行政無線（市）	行政組織内の情報伝達無線で、現業部門を中心に利用 基地局：1局（市庁舎無線機械室）、中継局：1局（小室山） 遠隔制御装置：4台（庁舎内関係各課） 陸上移動局：79台（車携帯50台、携帯29台）	
	デジタル防災行政無線（市）	市内のコミュニティセンター、小中学校、医療機関等と情報伝達に利用 統制局1基、半固定局：17台、移動局：26台、車載型：3台	
	県防災行政無線（県・市）	県など広域連絡用無線 地上系：音声、ファクスを各1回線 衛星系：音声、ファクスを各1回線 多重系：県とのホットライン2回線、音声1回線、ファクス1回線	
	防災相互無線（市）	県との連絡用：基地局1、可搬2 警察、海上保安庁等との連絡用：基地局1、可搬1	
	デジタル簡易無線（市）	地域防災無線が未設置の市施設、防災関係機関等に配備予定 半固定型：2台、携帯型：50台、車載型：1台	
	テレビ放送用スタジオ	市内CATVに接続	
	広報車両	同報無線の補完的広報手段（庁用車約120台）	
その他	ドローン（市）	要救助者等捜索用（1機）	

② コミュニティ防災センター整備

区 分	伊 東	宇佐美	小 室	富 戸	対 島
所在地	大原2-2-6	宇佐美1627-1	荻578-225	富戸594	八幡野1189-2
床面積	201.50 m ²	217.50 m ²	180.00 m ²	53.29 m ²	180.00 m ²

竣 工	昭和 55. 3. 25	平成 6. 3. 25	平成 3. 3. 25	平成 7. 6. 22	昭和 59. 3. 15
建 設 費	20,625 千円	74,439 千円	29,870 千円	143,040 千円	19,951 千円

③ 主要備蓄資機材

毛布、ベッド、発電機、マットレス、エアーマット、エアーテント、天幕付テント、避難生活用テント、バルーン投光器、移動式炊飯器、マンホールトイレ、自動ラップ式トイレ、組立式トイレ、障がい者用組立式トイレ、メガホン、医薬品セット、ろ水機、組立更衣室、リヤカー、受水槽、非常用トイレ排便袋、チェーンソー、避難生活セット、ダンボールハウス、ワンタッチパーテーション、ダンボールベッド

④ 津波対策

相模トラフ沿いで発生する最大の地震では、地震発生後、伊東市沿岸に最短約3分で第1波の津波が来襲し、最大の津波高は約17mと想定されている。

総合防災ガイドブックの更新及び全戸配布 (令和3年3月)	標高標識(海拔表示、363か所)
津波浸水深標識(15か所)	津波警告標識(19か所)
津波避難協力ビル(38か所)	津波避難誘導表示(路面113か所)
津波対策地区協議会開催(沿岸10地区)	津波避難救命艇(1基)
津波避難標示看板(3か所)	

⑤ 避難対策

国、県などからの情報取得後、迅速に同報無線、各種メールなどにより広報

区 分	広域避難場所	避 難 所	避 難 所 等 標 識 板
指 定 箇 所 数	21か所	59か所	広域避難地案内図 29基
主 な 指 定 施 設	学校運動場等	各地区の公共施設	広域避難場所表示板 24基
全 体 面 積 ・ 場 所	396,241 m ²		避 難 誘 導 標 示 204基
避難可能人数	屋 外	約 110,000 人	約 3,400 人
	施設内	約 6,740 人	約 6,470 人

※ 広域避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急的な避難場所であり、避難所とは災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで滞在する又は災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設である。

⑥ 給水対策

市水道事業の対策	水源：30か所 取水量：8万1473m ³ /日
	配水池：60か所 74池 (緊急遮断弁設置済み28か所)
	給水車：2トン車3台
	給水タンク：1t 15基
地域の給水対策	ろ水機：65台 (4m ³ /h=1台、2m ³ /h=49台、1m ³ /h=15台)

⑦ 地震防災緊急整備事業で整備した消火対策

耐 震 性 貯 水 槽	100t：50基、60t：7基、40t：28基
可 搬 ポ ン プ	C1級：65台、B2級：2台、B3級：3台
街 頭 用 消 火 器	各自主防災会に交付

⑧ 医療救護体制

災害拠点病院：1か所	救護病院に準じる医療救護施設：6か所	救護所：6か所（小・中学校等に設置）
医師会に加入する医師により医療班を編成し、医薬材料等は救護所用として整備する。		

⑨ 自主防災組織

設置数	169組織	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに結成された自主防災会に対し、防災活動に必要な倉庫、防災資機材等を交付し、その後は、要望に応じ追加交付する。管理については、各自主防災会で行う。 ・自主防災会ごとに規約、組織分担等を定め運営し、人材台帳、要配慮者台帳等を整備する
加入世帯数	約2万3,400世帯（加入率約66%）	
組織の規模	平均139世帯 （最大757世帯、最小13世帯）	
組織の形態	町内会・自治会・分譲地・別荘地組織を母体	

⑩ 主な防災訓練

総合防災訓練	9月1日「防災の日」に最も近い日曜日に合わせ、市、防災関係機関、自主防災組織等が一体となり、湯川区をメイン会場とし防災訓練を実施した。 実施内容：医療救護訓練、避難所設営訓練、ペット同行避難訓練、救出救助訓練、マンホールトイレ設置訓練等
地域防災訓練	12月3日に地域防災訓練を計画していたが、前日の23時56分、静岡県に津波注意報が発表され、翌日になっても解除の見込みが立たなかったため中止とした。
その他の訓練	土砂災害・水防、津波避難、情報伝達などの訓練を実施した。

※ 訓練の実施に当たり、自主防災組織等に報奨金を交付している。

⑪ その他防災事業

市民向け啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災イベントの開催（防災フェア） ・防災講話の実施
その他の防災対策	・建築物の耐震診断(TOUKAI-0)の推進（平成13年開始）

9 霊園

〔市民課〕

(1) 沿革

昭和29年	・吉田字一本松に4.27haの霊園都市計画として国の許認可を得る。（計画用地はその後の市勢の急激な伸展に伴い、伊東商業高校用地に供され、着手できなかった。）
45年	・人口増に伴い、市街地内の寺院等で墓地不足を生じ、市民要望により、玖須美・新井・川奈3区の共有地である川奈字乾合沢の土地を候補地として交渉したが、取得実現を見ることができず、さらに、二、三の候補地について調査検討したが、土地条件、価格の点等で難点があり、実現に至らなかった。
49年	・民間3社から、それぞれ所有地について霊園事業の申し出があったが、伊東市霊園事業計画基準などの条件に適合せず白紙に戻った。
55年	・伊東市霊園事業計画基準の一部改正を図り、この基準に基づいて6件の事業要望が寄せられたが、納税不履行2件、土地利用基準不適合2件、取下げ2件となり、出直しとなった。
58年	・寺院教会墓地調査（4月）及び墓地需要量に関する市民アンケート（9月）を実施
63年	・八幡野字上野地内の市有地約9.7haを建設用地として決定し、自然環境と調和した市民が憩うことのできる公園墓地として建設していくこととし、都市計画決定の変更承認を得た。
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建設を前提とした伊東市霊園事業計画基準を廃止し、市事業として建設すべく、13.7haの県行造林契約の解除、進入市道の建設（林道廃止・市道認定）などに着手した。 ・自然環境と調和し、樹林を活用した霊園づくりを目指し、平面計画の基本設計を行った。

2年	・建物工の基本設計を行った。
3年	・土木工事の実施設計を行った。
4年	・調整池に浸透井戸を設けるため、地質調査を行った。
5年	・建設に向け、県知事の事業認可（第1期計画）を受け、防災工事としての調整池浸透井戸工事に着手
6年	・調整池2か所を施工するとともに土木工事についても着手 ・平成6年度から9年度にかけて第1期計画工事を施工
7年	・調整池、園内道路、管理事務所用地、駐車場及び墓地の各工事をを行った。
8年	・1B普通墓所168区画、2B芝生墓所128区画が完成した。 ・第2期計画の実施設計を行った。
9年	・調整池の工事をはじめ、管理事務所の建設工事、給水延長工事、園内道路延長工事、墓地造成工事を行い、また、4B普通墓所304区画、3B芝生墓所160区画が完成した。 ・第1期計画工事の最終年度として、園内道路、緑道、中央広場、駐車場、植栽工事を施工した。
10年	・第2期計画工事に伴う林地開発の同意、事業認可を県知事より受ける。 ・第2期計画工事を開始し、調整池1か所の造成工事を行った。
11年	・平成12年度にかけての2か年計画で、5B普通墓所196区画と、園内道路及び園路、中央広場擁壁、植栽工事を施工した。 ・管理業務を財団法人伊東市振興公社へ委託した。
13年	・平成14年度にかけての2か年計画で、9B芝生墓所280区画と、中央広場、植栽工事を施工した。
14年	・9B芝生墓所280区画が完成した。
16年	・都市計画事業認可変更の許可（第2期計画事業施行期間変更許可）
18年	・管理業務を財団法人伊東市振興公社の指定管理とした。
19年	・9B芝生墓所224区画が完成した。
22年	・野生動物の進入を防ぐ電気柵を山側に840m設置した。
23年	・8B芝生墓所224区画が完成した。 ・野生動物の侵入を防ぐ電気柵残り450m設置した。 ・都市計画事業認可変更の許可（第2期計画事業施行期間変更許可）
26年	・6B芝生墓所144区画が完成した。
29年	・6B芝生墓所108区画が完成し、第2期計画工事を終了した。（期間は平成31年3月31日まで）
令和元年	・市民1,000人と霊園利用者200人を対象とした墓所需要調査を実施し、その分析結果から今後建設すべき墓所の種類や規模を導き出し、第3期計画の基礎となる基本設計業務へと繋いだ。
2年	・墓所需要調査の分析結果から、合葬施設建設を踏まえた第3期計画の基礎となる基本設計を作成した。
3年	・基本設計を基に実施設計を作成した。
4年	・合葬式墓地を建設、完成した。
5年	該当なし

(2) 天城霊園の概要

名称（認可年月日）	伊東市當天城霊園（平成5年10月8日）
所在地	伊東市八幡野字上野1758番地の174
面積	9万7,049㎡
墓所区画数	1,936区画（普通墓所668区画、芝生墓所1,268区画）、合葬式墓地1基
区画空き数	普通墓所 22区画 / 芝生墓所 12区画（令和6年3月末現在）
墓所使用料（当初のみ）	普通墓所・芝生墓所とも43万円（市外居住者60万2,000円） 合葬式墓地 10万円
霊園管理料（年額）	普通墓所5,500円、芝生墓所6,600円（消費税10%を含む。）

福祉・保健・医療

1 社会福祉

[社会福祉課]

(1) 身体障がい者福祉

身体障がい者への相談支援、補装具の給付、医療給付、施設入所支援等を実施し、障がい者の生活の安定に寄与するとともに、ボランティアの育成等各種事業を行い、社会参加の促進に努めている。

① 身体障害者手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

年 度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	言語障害	内部障害	合 計
令和 3	1, 272	152	236	49	850	2, 559
4	1, 219	152	228	51	860	2, 510
5	1, 185	151	228	48	847	2, 459

② 補装具の交付（修理）状況（令和5年度実績、単位：件）

区 分	義 肢	装 具	車いす	補聴器	盲人安全杖	その他	合 計	
障害者総合支援法	交 付	2	12	10	30	9	18	81
	修 理	3	7	24	12	0	7	53
戦傷病者特別援護法	交 付	0	0	0	0	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0	0	0

③ 自立支援医療（更生医療）給付状況（令和5年度）

自立支援医療 （更生医療） 給付事業	腎臓機能障害や免疫機能障害のある身体障がい者に対し、更生医療を給付する。 腎臓機能障害 54人、免疫機能障害 9人、肝臓機能障害 2人、そしゃく機能障害 1人 肢体障害 1人 合計 67人 事業費 100, 106, 207円
--------------------------	--

④ 自立支援医療（育成医療）給付事業

区 分	令和4年度	令和5年度
認定件数(申請件数)	1件(1件)	1件(1件)
入院日数	26日	26日
医療費助成額	83千円	97千円
補装具助成件数(申請件数)	0件(0件)	0件(0件)
補装具助成額	0円	0円

⑤ 日常生活用具給付状況（令和5年度実績、単位：件）

介護・訓練支援用具	7	在宅療養等支援用具	12	排泄管理支援用具	1, 811
自立生活支援用具	20	情報・意思疎通支援用具	46	住宅改修費	4

⑥ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
購 入	1	2	1
修 理	0	0	1
合 計	1	2	2

⑦ 施設入所の状況（令和5年度末現在、単位：人）

施設名	入所者数	施設名	入所者数
中伊豆リハビリテーションセンター 伊東の丘いずみ	10	百花園	2
中伊豆リハビリテーションセンター わかば	6	伊豆ライフケアホーム	1
中伊豆リハビリテーションセンター さわらび	2	天竜厚生会厚生寮	1
スカイコート勝沼	2	碧の園	1
かぬき学園	2		
くぬぎの里	1		
ワークスとおがさ	1		
伊豆リハビリテーションセンター	1		
三和荘	1		
		合計	31

(2) 知的障がい者福祉

知的障がい者への相談支援や施設入所支援等を実施し、その援護に努めている。

① 知的障害者児童育手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
療育手帳 A	186	187	180	187	189	191
療育手帳 B	428	446	473	487	502	515
合計	614	633	653	674	691	706

② 施設入所状況（各年度末現在、単位：人）

施設名	2年度	3年度	4年度	5年度	施設名	2年度	3年度	4年度	5年度
碧の園	24	24	24	23	きぼうの里	5	5	5	5
富士見学園	2	1	1	2	富士清心園	1	1	1	1
みはらしの丘	1	1	1	1	富士厚生園	1	1	1	1
ワークスうしぶせ	0	0	2	6	さくら学園	1	1	1	1
富岳の園	1	1	1	1	すぎなの郷	1	1	1	1
あまぎ学園	2	5	6	2	野菊寮	1	1	1	1
富岳の郷	2	2	2	2	望未園	1	0	0	0
やまばと園	1	1	1	1	中伊豆リハビリテーションセンターわかば	1	1	2	3
沼津のぞみの里	1	1	1	1	さしだ希望の里	2	2	2	3
みはらしの里	4	4	4	4	浜北学苑	0	0	1	1
中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ	0	1	1	1	中伊豆リハビリテーションセンターさわらび	0	0	1	2
					合計	52	54	60	63

③ 重度障害者デイサービスセンターひだまり運営事業

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ人員	4,772人	3,826人	4,057人	4,217人	4,280人
指定管理者	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里

※ 平成28年度から施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとし、これにより、施設の管理経費は利用料金によって賄われ、指定管理料の支出はしないこととしています。

(3) 精神障がい者福祉

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在、単位：人）

区 分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 級	30	31	33	32	36	35
2 級	277	291	314	328	364	388
3 級	72	75	77	82	80	88
合 計	379	397	424	442	480	511

② 精神障害者医療費助成事業

区 分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助 成 人 員	33人	32人	32人	33人	38人	34人
件 数	347件	295件	316件	316件	351件	345件
助 成 額	4,163千円	3,490千円	3,780千円	3,776千円	4,212千円	4,131千円

(4) 各種障がい者福祉事業（令和5年度実績）

事 業 名	内 容
障がい者スポーツ大会	・市スポーツ大会開催（新型コロナウイルスの影響のため中止） ・県スポーツ大会参加
手話奉仕員養成事業 （手話奉仕員養成講座）	・手話奉仕員を養成し、障がい者等の福祉の増進に努める。 （入門編21回開催、受講者延べ301人、基礎編25回開催、受講者延べ183人）
在宅重度障害者等福祉 サ ー ビ ス 支 援 金	・在宅生活を送り、障害福祉サービスを現在利用し、または利用しようとする者に、 月額3,000円の支援金を支給（対象者延べ90人、270,000円）
手話相談員・通訳者設置 事 業	・手話相談員による各種相談件数 266件、手話通訳者の派遣件数 259件 ・要約筆記者の派遣件数 13件
障 害 者 相 談 員	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員による更生援護の相談受付
点訳奉仕者育成事業	・点訳奉仕者を育成し、視覚障がい者の福祉向上を図る。 （点字講習会（初級）11回・参加者延べ99人（中級）6回・参加者延べ24人）
重度心身障害者タクシー 利用料金助成事業	・在宅の重度心身障がい者の社会参加促進のために、500円分、年間24枚の交付 （交付者数 1,066人・助成額 6,424,500円）
伊東市児童・身体障害者福祉 センターはばたき管理委託事業	・指定管理者：社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 （管理委託料 20,193,000円）
短 期 入 所 サ ー ビ ス 費	・介護を行う者の疾病その他の理由により、施設に短期間入所し適切な支援を行う。 身 体（利用延人数 38人・事業費 1,125,855円） 知 的（利用延人数157人・事業費 22,063,170円） 精 神（利用延人数 0人・事業費 0円） 障がい児（利用延人数 17人・事業費 2,336,058円）
身体障害者デイサービス事業	・通所により身体的機能訓練、創作的活動等の提供を受ける。 （利用者延べ 1,930人・委託料 39,336,000円）
福 祉 体 験 研 修 事 業	・市内中学生、高校生を対象とした福祉体験学習を実施した。
入 浴 サ ー ビ ス 事 業	・家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者に入浴サービスを行う。 （利用者 6人・利用回数 640回・委託料 7,883,450円）
居 宅 介 護 支 援 事 業	・居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う。 身 体（利用延人数599人、事業費 50,496,333円） 知 的（利用延人数282人、事業費 9,348,841円） 精 神（利用延人数 64人、事業費 1,190,190円） 障がい児（利用延人数 36人、事業費 700,537円）

(5) 重度心身障害児（者）医療費助成

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
医療費助成金受給者証交付者	1,801人	1,745人	1,823人	1,814人
助 成 人 員	1,604人	1,630人	1,603人	1,641人
件 数	33,278人	34,151人	34,796人	35,685人
助 成 額	132,055千円	137,679千円	141,344千円	138,411千円

(6) 難病患者見舞金支給事業

長期の療養が必要な難病患者や原爆被災者に見舞金（年1万円）を支給

区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受 給 者 数	288人	367人	402人	420人	446人
支 給 総 額	2,880千円	3,670千円	4,020千円	4,200千円	4,460千円

(7) 難病患者介護家族リフレッシュ事業

特定疾患患者、特定難病患者、小児慢性特定疾病児童等、筋ジストロフィー患者及び重症心身障がい児（者）に対し訪問看護等を実施し、家族介護を軽減するための費用の一部を助成事業である。就学支援事業について、令和5年度から県立学校の児童等は、静岡県の事業の対象となった。

区 分	5年度
就学支援対象者数	0人
在宅支援対象者数	0人
支 給 総 額	0千円

(8) 戦傷病者、戦没者遺族等援護（令和5年度）（単位：件）

区 分	件 数	区 分	件 数
特別弔慰金請求書進達	1	戦傷病者無賃乗車券交付	0
特別弔慰金債券交付	11	戦傷病者補装具支給請求書通達	0
戦没者等の妻に対する特別給付金債券交付	1	戦傷病者療養給付申請書進達	0
戦傷病者等の妻に対する特別給付金債券交付	0		

(9) 社会福祉団体の育成（令和6年4月1日現在）

団 体 名	会 員 数	団 体 名	会 員 数
社会福祉協議会	16,610世帯	民生委員児童委員協議会	156人
遺 族 会	204世帯	保 護 司 会	33人
身体障害者福祉会	62人		
社会を明るくする運動推進委員会	47団体		

(10) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって福祉行政機関の業務に協力し、民生委員児童委員協議会を組織し、社会福祉の増進に努めている。

区 分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
現 員（定 数）	160人	160人	160人	160人	160人	160人
総 会	1回	1回	1回	1回	1回	1回
理 事 会	12	12	12	12	12	12
専 門 部 会	20	17	12	8	13	14
研 修 会	24	25	10	15	19	12
地 区 会 議	72	72	72	72	72	72
機 関 紙 編 集 委 員 会	4	4	2	2	2	2

相談・支援件数	3,504件	3,588件	3,211件	3,308件	3,138件	3,045件
調査証明事務連絡件数	5,901	7,308	6,066	6,966	6,747	5,983
諸会合行事への参加延べ件数	9,060	9,429	6,288	7,086	7,277	7,373
活動日数	16,630日	17,918日	14,971日	16,368日	15,994日	15,754日
訪問回数	23,210回	23,945回	21,712回	23,624回	24,134回	24,233回

(11) 献血事業（単位：人）

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
献血者数	441	496	564	538	541	547

(12) 災害見舞金

火災等の災害の被災者（住居の全焼等）に対し、見舞金を支給する。

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給件数	3件	317件	10件	7件	3件	6件
支給額	90千円	3,900千円	220千円	720千円	70千円	160千円

(13) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

① 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受付件数	126件	117件	232件	253件	166件	144件
事業費	13,289千円	13,289千円	14,881千円	16,400千円	15,300千円	16,400千円

② 住居確保給付金

離職により住宅を失った又は失う恐れのある生活困窮者等に家賃相当額を有期(最長9か月)で支給する。

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	6件	14件	192件	38件	6件	2件
支給額	244千円	104千円	10,656千円	2,423千円	596千円	0円

③ 就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から実施し、早期就労を支援する。

被保護者分について、生活保護法に基づく事業であるが、実施内容は同じであるため、併せて記載。

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支援人数（生活困窮者）	1人	6人	5人	0人	1人	1人
事業費	2,699千円	2,676千円	2,749千円	2,699千円	2,699千円	2,699千円
支援人数（被保護者）	27人	25人	26人	30人	16人	21人
事業費	8,095千円	8,027千円	8,247千円	8,095千円	8,095千円	8,095千円

④ 家計改善支援事業

家計管理、債権整理等の問題を支援し、家計を管理する能力を高め、早期の生活の再生を支援する。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受付件数	14件	20件	12件	13件
事業費	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円

⑤ 学習支援事業

学習支援、居場所の提供、進路相談等を実施し、貧困の連鎖を防止する。

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度
支援人数	10人	10人	14人	14人
事業費	12,040千円	12,000千円	10,901千円	10,901千円

⑥ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や食事等の提供を行い、生活を安定させ、その期間中に就労支援等を実施し、自立を支援する。

区 分	3年度	4年度	5年度
支援人数	1人	1人	2人
事業費	1,530千円	1,530千円	1,530千円

(14) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、臨時特別の給付を実施することで経済的負担への支援を行った。

区 分	令和4年度	令和5年度
1世帯当たり給付額	5万円	3万円、7万円、 10万円（こども加算5万円）
支給世帯数	11,063世帯	23,941世帯
支給額	553,150千円	1,216,410千円

2 老人福祉

〔高齢者福祉課〕

(1) 高齢者福祉計画

高齢者人口の増加に伴う諸課題に対応するため、今後必要となるサービスの整備や重点的に推進すべき施策の指針となる介護保険事業計画を包括した第9次高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、その実施に努めた。

高齢化の状況（※ 人口は各年4月1日現在のもので、高齢化率は65歳以上人口を全人口で除した。）

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
65歳 ～74歳	男	6,260人	6,069人	5,740人	5,491人
	女	7,033人	6,718人	6,227人	5,837人
75歳 以上	男	6,181人	6,406人	6,769人	7,001人
	女	9,433人	9,706人	10,124人	10,407人
合 計	男	12,441人	12,475人	12,509人	12,492人
	女	16,466人	16,424人	16,351人	16,244人
	計	28,907人	28,899人	28,860人	28,736人
高齢化率		42.9%	43.3%	43.8%	44.2%

(2) 在宅要援護老人対策

① 老人短期入所（ショートステイ）事業（養護老人ホーム）

区 分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
定 員	6人	6人	6人	6人	6人	6人
入 所 期 間	7日以内	7日以内	7日以内	7日以内	7日以内	7日以内
利用延べ人員	17人	29人	30人	15人	32人	58人
利用延べ日数	435日	634日	157日	61日	204日	360日

② デイサービス事業

在宅の虚弱高齢者に対する通所サービス（単位：人）

施 設 名		2年度	3年度	4年度	5年度
大池デイサービスセンター	登録人数	73	76	64	73
	利用延べ人員	1,767	3,109	2,784	2,708
城ヶ崎デイサービスセンター	登録人数	77	81	85	81
	利用延べ人員	2,002	3,345	3,381	3,485
桜木デイサービスセンター	登録人数	63	67	67	74
	利用延べ人員	1,641	2,671	2,799	2,802
合 計	登録人数	213	224	216	228
	利用延べ人員	5,410	9,125	8,964	8,995

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため約6月間休業した。

③ 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送るためには、介護サービスをはじめとし、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要がある。こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として業務を行った。

(※18年度より地域包括支援センター運営。総合相談事業の集計による。)

施 設 名		2年度	3年度	4年度	5年度
中 央 地域包括支援センター	相談実人員（人）	649	629	681	707
	相談延件数（件）	1,520	1,515	1,659	1,435
宇 佐 美 地域包括支援センター	相談実人員（人）	417	492	538	516
	相談延件数（件）	751	953	917	1,043
伊 東 地域包括支援センター	相談実人員（人）	1,246	1,248	1,225	1,451
	相談延件数（件）	3,048	2,875	3,003	3,329
小 室 地域包括支援センター	相談実人員（人）	1,117	1,070	1,175	1,218
	相談延件数（件）	2,400	2,605	2,668	2,766
対 島 地域包括支援センター	相談実人員（人）	1,189	1,343	1,389	1,520
	相談延件数（件）	2,956	3,266	3,159	3,577
合 計	相談実人員（人）	4,618	4,782	5,008	5,412
	相談延件数（件）	10,675	11,214	11,406	12,150

④ 緊急通報システム設置事業（各年度末現在、単位：台）

区 分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
緊急通報システム （在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時に 対応できる通報システムの設置）	64	68	63	64	72	69

(3) 老人施設入所援護対策

① 養護老人ホーム入所措置状況（単位：人）

おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者の施設入所措置。

施設名	令和4年度末措置者	令和5年度入所者数	令和5年度退所者数	令和5年度末措置者
養護老人ホーム	42	7	9	40

② 市立養護老人ホーム（単位：人）

市立養護老人ホーム	区分	4年度末 入所者数	5年度中 措置者数	5年度中措置解除者数		5年度末 入所者数
				退所	死亡	
場所：吉田825番地の1 敷地：4,390.14㎡ 延床：2,371.91㎡ 竣工：平成3年10月30日 定員：50人	男	10	5	0	4	11
	女	32	2	0	5	29
	計	42	7	0	9	40

(4) 一般老人対策

① 老人クラブの指導育成

区分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
単位老人クラブ数	38クラブ	36クラブ	36クラブ	36クラブ	35クラブ	30クラブ
会員数	1,544人	1,414人	1,373人	1,324人	1,243人	1,095人
助成額	1,000千円	1,000千円	800千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円

※ 各単位老人クラブごとに1人の福祉員を置き、各種福祉サービス等の啓発・周知に努めている。

② 高齢者公共交通機関割引乗車証等購入助成事業

区分	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
対象者	70歳以上									
1人当たり助成(交付)額	5,000円									
公共交通機関種別	バス	電車								
助成(交付)人員	889人	1,528人	775人	1,091人	775人	1,091人	754人	1,305人	726人	1,429人
助成(交付)総額	4,445千円	7,640千円	3,875千円	5,455千円	3,875千円	5,455千円	3,770千円	6,525千円	3,630千円	7,145千円

③ 長寿祝金

区分	3年度		4年度		5年度	
対象者	88歳・99歳		88歳・99歳		88歳・99歳	
1人当たり祝金額	88歳10,000円 99歳20,000円		88歳10,000円 99歳20,000円		88歳10,000円 99歳20,000円	
支給人員/支給総額	533人/5,740千円		556人/5,930千円		560人/5,920千円	

④ 長寿ふれあい交流事業助成金

ア 敬老会事業・記念品事業

区分	3年度		4年度		5年度	
対象	区、町内会、老人クラブ		区、町内会、老人クラブ		区、町内会、老人クラブ	
支給団体数/支給総額	53団体/4,231千円 (記念品事業のみ)		54団体/5,295千円		56団体/4,927千円	

※ 地域で開催する65歳以上の高齢者対象の事業実施団体に対し助成金を交付した。

イ 交流事業

区 分	3年度	4年度	5年度
対 象 支給団体数／支給総額	区、町内会、老人クラブ 1団体／43千円	区、町内会、老人クラブ 6団体／230千円	区、町内会、老人クラブ 20団体／864千円

※ 65歳以上の高齢者との親睦交流を目的としたバス旅行の実施団体に対し助成金を交付した。

⑤ その他一般老人福祉

い き い き ス ポ ー ツ 大 会	・高齢者の健康増進と地域及び三世代の交流と親睦を目的として、スポーツ大会を開催した。(熱中症対策のため競技は午前中で終了)
------------------------	---

(5) 保健福祉センター（老人福祉施設）

保健福祉センターは、健康福祉センター建設に伴い、平成28年度をもって廃止した。

(6) 健康福祉センター

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管 理 運 営 委 託 先 指 定 管 理 者	伊東市社会福祉協議会	伊東市社会福祉協議会	伊東市社会福祉協議会
年 間 委 託 料 （ 千 円 ）	20,800	20,800	20,800
施設	健 康 ス タ ジ オ	685	2,548
利用	調 理 室	18,379	3,216
状況	多 目 的 ホ ー ル	18,486	6,034
(人)	市 民 活 動 交 流 室	772	1,050
	生 き が い 交 流 室 (和洋室)	423	499
	生 き が い 交 流 室 (音響)	0	0
	合 計	38,745	13,347

※ 平成29年2月竣工、3月1日供用開始

(7) 老人福祉施設（老人憩の家城ヶ崎荘）（平成18年度から指定管理者制度実施）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管 理 運 営 委 託 先 指 定 管 理 者	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里	(福)城ヶ崎いこいの里
年 間 委 託 料 （ 千 円 ）	10,700	10,800	10,900
施設利用状況 (人)	集 会 室	2,341	2,584
	休 憩 室	649	799
	入 浴	10,756	11,088
	合 計	13,746	14,471

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため約6月間休業した。

(8) 介護予防拠点施設（平成18年度から指定管理者制度実施／（福）伊東市社会福祉協議会）

区 分	シニアプラザ湯川	シニアプラザくすみ
所在地	湯川二丁目11番21号	玖須美元和田716番地の835
開設日	平成14年4月1日	平成15年4月1日
延床面積	130.84㎡	132.50㎡

施設内容	健康づくり室：49.69㎡ 調理室：17.39㎡、 和室6畳2部屋	ふれあい室：73.4㎡ 和室6畳2部屋
延べ利用 人数	令和 3年度：3,191人 4年度：4,291人 5年度：4,851人	令和 3年度：4,250人 4年度：4,630人 5年度：4,989人

※ シニアプラザ桜木は、健康福祉センター建設に伴い、平成28年1月に廃止した。

3 介護保険事業

[高齢者福祉課]

介護保険制度は、平成12年4月から施行された。この制度では、サービス利用者個々のニーズに応じて、保健・医療・福祉にわたる多様なサービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系の確立を目指しており、令和5年度中に、延べ3,792人の認定（更新者を含む。）を118回の介護認定審査会で判定した。

(1) 要介護（要支援）認定者数（令和6年3月末時点）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	570人	709人	981人	952人	740人	713人	441人	5,106人
割合	11.2%	13.9%	19.2%	18.6%	14.5%	14.0%	8.6%	100.0%

(2) サービス受給者数（令和6年3月末時点）

① 居宅介護（支援）サービス受給者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	187人	378人	769人	780人	481人	393人	267人	3,255人
割合	5.7%	11.6%	23.6%	24.0%	14.8%	12.1%	8.2%	100.0%

② 地域密着型介護サービス受給者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	4人	7人	169人	170人	158人	111人	64人	683人
割合	0.6%	1.0%	24.7%	24.9%	23.1%	16.3%	9.4%	100.0%

③ 施設介護サービス受給者数

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
人数	420人	341人	3人	9人	773人
割合	54.3%	44.1%	0.4%	1.2%	100.0%

(3) 介護保険給付費執行状況（単位：円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス給付費	3,642,911,118	3,805,331,315	3,903,259,000	4,124,454,696
地域密着型介護サービス給付費	1,080,951,462	1,158,041,425	1,186,681,604	1,249,113,752
施設介護サービス給付費	2,443,121,918	2,499,889,626	2,492,841,588	2,540,046,894
高額介護サービス等費、その他諸費	487,419,092	440,111,436	398,285,770	418,274,351
合計	7,654,403,590	7,903,373,802	7,981,067,962	8,331,889,693

(4) 第1号被保険者介護保険料の賦課状況(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特 別 徴 収 者	25,624	25,708	25,592	25,711
普 通 徴 収 者	3,212	3,193	3,315	3,104
合 計	28,836	28,901	28,907	28,815

※7月本算定対象者

4 総合事業

〔高齢者福祉課〕

介護予防・日常生活支援総合事業は、本市では平成29年度から開始し、生活機能の低下が見られる等、介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の人なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業対象者	319人	329人	336人
要支援1	583人	599人	570人
要支援2	699人	750人	709人

(2) 介護予防・生活支援サービス

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型	相当サービス	5,442人 100,980千円	5,443人 99,924千円	5,127人 91,994千円
	サービスA	1,008人 8,522千円	867人 7,171千円	812人 6,287千円
	サービスC	46人 318千円	67人 478千円	60人 430千円
通所型	相当サービス	5,071人 108,549千円	4,767人 103,542千円	4,826人 106,680千円
	サービスA	588人 4,726千円	749人 6,098千円	808人 6,909千円
	サービスC(教室型)	687人 3,435千円	801人 4,005千円	818人 4,090千円
	サービスC(ジム型)	185人 888千円	243人 1,167千円	230人 1,104千円
	サービスC (教室型へのリハビリ専門職の派遣)	30人 390千円	34人 442千円	32人 416千円
見守り・配食		5,535人 2,164千円	4,334人 1,714千円	31人 1,450千円

(3) 一般介護予防事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室	2,474人	2,253人	2,499人
水中運動教室	—	116人	106人
体幹筋力向上教室	237人	413人	423人
ノルディックウォーキング教室	—	169人	166人
健康体操クラブ	1,943人	5,233人	2,457人
筋力トレーニング	2,906人	6,622人	7,235人
有酸素運動	—	—	2,938人

5 児童福祉

〔子育て支援課〕

(1) 家庭児童相談室（単位：人）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談員	4 (保育士兼務1)	4 (保育士兼務1)	4 (保育士兼務1)	5 (保育士兼務1)	5 (保育士兼務1)	
相談内容	養護	176	396	709	1,758	1,840
	保健	11	4	0	2	5
	障害	109	88	37	40	13
	非行	12	12	2	18	25
	育成	890	1,186	1,126	1,232	1,202
	その他	463	440	319	225	148
計	1,661	2,126	2,193	3,275	3,233	

(2) 市立児童館等

施設名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
玖須美 児童館	職員数(人)	4	4	4	4	4	
	開館日数(日)	311	304	305	309	310	
	利用者 (人)	幼児	859	401	484	537	684
		小学生	2,081	1,394	1,270	832	593
		中学生	149	269	126	259	387
		一般	1,170	562	643	655	901
		団体	0	0	0	0	0
	合計	4,259	2,626	2,523	2,283	2,565	
1日平均	13.7	8.6	8.3	7.4	8.3		
中央児童館	職員数(人)	7	7	7	7	7	
	開館日数(日)	312	304	305	309	309	
	利用者 (人)	幼児	2,851	1,567	1,547	1,453	2,130
		小学生	2,759	1,391	1,915	1,299	1,583
		中学生	828	619	706	623	698
		一般	2,860	1,530	1,678	1,647	2,233
		団体	0	0	0	0	0
	合計	9,298	5,107	5,846	5,022	6,644	
1日平均	29.8	16.8	19.2	16.3	21.5		

(3) 児童福祉施設入所状況（各年度末現在、単位：人）

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
乳児院	2	0	1	1	1	0	1
児童養護施設	6	8	6	4	3	3	3
地域小規模児童養護施設	0	0	0	0	0	0	1
児童心理治療施設	0	0	0	0	0	2	3
児童自立支援施設	0	0	0	0	0	1	0
自立援助ホーム	0	0	0	0	0	1	1
福祉型障害児入所施設	2	2	2	2	2	1	2

医療型障害児入所施設	0	0	0	1	1	1	1
里親委託	4	5	4	5	3	3	4
合計	14	15	13	13	10	12	16

(4) 各種手当制度（各年度末現在）

制度名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	支給延人数	10,790人	10,235人	9,705人	9,200人	8,701人
	支給総額	752,945千円	717,380千円	679,495千円	643,880千円	602,285千円
児童扶養手当	対象人数	685人	647人	625人	596人	565人
	支給人数	589人	562人	545人	510人	465人

(5) 子育て支援医療費助成（単位：件・千円）

区分	対象	保護者負担等要件	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			件数	助成額	受診件数 ※ ²	助成額	受診件数 ※ ²	助成額
入院	未就学児	自己負担なし	153	6,349	931	7,406	1,666	9,661
	小中学生から18歳まで※ ¹	自己負担なし	125	7,268	1,112	12,264	678	8,389
通院	2歳未満	自己負担なし	3,052	5,288	4,359	5,666	4,753	5,989
	2歳以上18歳まで※ ¹	自己負担なし	69,745	148,770	89,563	152,857	104,360	181,296
合計			73,075	167,675	95,965	178,193	111,457	205,335

※¹ 「18歳まで」とは、18歳到達後最初の年度末までの者が対象となる。

※² 令和3年度までの「件数」は「受診者件数」、令和4年度からの「件数」は「受診件数」とする。

(6) ひとり親家庭等医療費助成（令和2年7月より事業名変更）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給資格者数	794人	789人	757人	750人
受診者数	715人	710人	681人	675人
受診件数	7,629件	8,563件	8,402件	9,395件
医療費自己負担分に対する助成総額	20,590千円	23,251千円	24,028千円	27,004千円

(7) 児童福祉団体等助成（単位：人・千円）

〔社会福祉課・子育て支援課〕

区分	団体名称	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		会員	助成額	会員	助成額	会員	助成額
母親クラブ	若竹母親クラブ	13	150	13	150	13	150
心身障がい児（者）福祉団体	伊東市手をつなぐ育成会	149	176	140	176	134	176
心身障がい児（者）福祉団体	伊東市手をつなぐ育成会（本人部会）	7		7		7	

※ 平成26年度から、伊東市手をつなぐ育成会及び同会本人部会への助成を本人部会への助成に一本化した。

(8) 高等職業訓練促進給付金等事業

〔子育て支援課〕

母子家庭の生活が安定するよう、就職の際に有利な資格取得の促進を図り、受講の間の生活安定を解消し、安定した就業環境を提供した。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	3人	2人	1人	0人
支給総額	3,776千円	2,551千円	1,730千円	0円

(9) 子育て支援事業（誕生祝金、入学祝金）

次代を担う子の健やかな成長を願い、心豊かな市民生活に寄与するため、誕生祝金、入学祝金を支給した。

① 誕生祝金

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	209人	208人	215人	212人
支給総額	10,440千円	10,400千円	10,750千円	10,600千円

② 入学祝金

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数			757人	744人
支給総額			37,850千円	37,200千円

(10) 子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）

働く人たちの仕事と子育ての両立を支援するため、地域における子供の預かり等の相互援助活動を実施した。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	349人	386人	421人
活動件数	424件	439件	422件
委託料	4,500千円	4,500千円	4,500千円
委託先	(福)伊東市社会福祉協議会	(福)伊東市社会福祉協議会	(福)伊東市社会福祉協議会

(11) 児童発達支援事業所（各年度末現在通園人員、単位：人）

施設名	定員	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
さくら園	20	11	10	13	7	11

(12) 物価高騰の影響に伴う給付金給付事業

事業名	事業費	給付額
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	84,330千円	児童1人につき50,000円

(13) 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の負担軽減を図ることで、結婚を希望する若者を支援した。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給世帯数			6世帯	12世帯
支給総額			2,558千円	4,743千円

6 生活保護

〔社会福祉課〕

(1) 生活保護費（単位：延べ世帯・延べ人員・千円）

種 別	令和3年度			4年度			5年度		
	世帯	人員	扶助費	世帯	人員	扶助費	世帯	人員	扶助費
生活扶助費	11,452	14,055	636,117	11,451	13,856	634,732	11,498	13,757	638,127
住宅扶助費	11,101	13,583	360,098	10,191	13,288	363,175	11,100	13,283	370,452
教育扶助費	446	684	6,939	421	635	4,342	347	529	4,892
介護扶助費	4,018	4,090	82,135	4,138	4,228	80,619	4,363	4,453	77,919
医療扶助費	11,938	14,269	1,068,783	12,065	14,316	1,025,038	12,124	13,247	1,072,225
出産扶助費	0	0	0	1	1	226	1	1	384
生業扶助費	202	213	3,293	276	289	4,131	234	283	3,221
葬祭扶助費	78	79	4,582	100	101	7,757	110	110	7,976
施設事務費	98	98	17,360	84	84	16,009	86	86	16,520
就労自立給付金	9	14	569	10	15	608	19	27	966
進学準備給付金	2	2	400	0	0	0	1	2	300
合 計			2,180,276			2,136,637			2,192,982

7 保 健

〔子育て支援課〕

(1) 母子保健

事 業 種 別		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		回数	実施人数等	回数	実施人数等	回数	実施人数等	
母 子 保 健 事 業	健康教室	プレママプレパパ教室	5	延べ51人	6	延べ108人	6	延べ89人
		すこやか育児教室	4	30組	6	75組	6	57組
		食育講座（すきっぷ）	3	延べ9組	4	延べ10組	4	延べ14組
		2歳児健康教室	12	264人	12	217人	12	222人
	健康相談	療育教室	6	延べ14組	9	延べ13組	12	延べ28組
		乳幼児発達総合相談	2	延べ8組	3	延べ5組	3	延べ8組
		乳幼児事後相談会（集団）	14	延べ144人	18	延べ113人	12	延べ79人
		事後相談会（個別）	24	延べ39人	25	延べ37人	27	延べ41人
	母親交流支援事業	1	延べ3組	—	—	—	—	
	健康診査	妊婦健康診査	14	延べ4,237人	14	延べ4,122人	14	延べ3,860人
		産婦健康診査	—	延べ379人	—	延べ354人	—	延べ366人
		妊産婦歯科健診	—	妊婦73人、産婦47人	—	妊婦88人、産婦54人	—	妊婦78人、産婦41人
		4か月児健康診査	—	213人	—	203人	—	200人
		10か月児健康診査	—	215人	—	191人	—	209人
		1歳6か月児健康診査	12	245人	12	214人	12	212人
		3歳児健康診査	14	272人	12	269人	12	218人
		5歳児健康診査	—	—	—	—	—	—
		眼科検査	14	256人	12	268人	12	218人
	訪問指導	乳児訪問指導	—	延べ328人	—	延べ334人	—	延べ371人
幼児訪問指導		—	延べ121人	—	延べ173人	—	延べ86人	
妊産婦訪問指導		—	延べ376人	—	延べ375人	—	延べ311人	

その他	養育支援訪問（専門職）	—	延べ11人	—	延べ6人	—	延べ33人	
	養育支援訪問（家事育児）	—	延べ179人	—	延べ199人	—	延べ182人	
	幼児歯科保健対策事業	38	781人	36	700人	36	652人	
	不妊治療費助成金支給事業	—	延べ88人	—	延べ106人	—	延べ56人	
	里帰り等妊産婦健康診査助成金支給事業	—	延べ15人	—	延べ18人	—	延べ111人	
	養育医療給付事業	—	2人	—	1人	—	6人	
	新生児聴覚スクリーニング検査事業	—	217人	—	204人	—	214人	
妊娠・出産・子育て応援事業	母子保健型利用者支援事業	—	延べ358人	—	延べ552人	—	1,110人	
	産後ケア事業	ショートステイ・デイサービス事業 （医療機関利用型）	—	延べ31人	—	延べ27人	—	延べ31人
		デイサービス事業 （ホテル利用型）					—	延べ104人
		アウトリーチ型事業			—	延べ27人	—	延べ38人
	産前・産後サポート事業	家庭訪問型子育て支援事業	—	延べ206人	—	延べ262人	—	延べ274人
		集団型子育て支援事業	25	延べ251人	43	延べ476人	43	延べ445人
		助産師等家庭訪問事業	—	延べ18人	—	延べ0人	—	延べ0人
		いで湯型デイサービス事業	3	15組	8	38組	10	54組
		多胎児ピアサポート事業	2	延べ16人	4	延べ27人	6	延べ60人
		転入者の集団型子育て支援事業			4	延べ62人	12	延べ126人
		高齢妊娠・出産者の集団型子育て支援事業					32	延べ226人
	親性準備教育事業	乳幼児触れ合い体験事業	3	218人	4	249人	3	198人
		思春期研究会講演会事業	—	—	—	—	—	—
		思春期保健相談窓口事業	—	延べ106件	—	延べ119件	—	延べ119件
子育てサロン事業（ひよこ）	188	延べ923人	212	延べ955人	141	延べ1,053人		
出産・子育て応援事業			—	出産応援給付金 332人 子育て応援給付金 185人	—	出産応援給付金 214人 子育て応援給付金 180人		

(2) 健康増進事業

① 健康診査（単位：人・千円）

〔健康推進課〕

診査種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施人数	事業費	実施人数	事業費	実施人数	事業費	実施人数	事業費
肝炎ウイルス検診	261	718	380	1,048	336	936	511	1,439
健康診査（39歳以下）	221	2,025	201	1,865	203	1,888	194	1,806
骨粗しょう症検診	520	1,417	500	1,384	513	1,404	552	1,502
歯周病検診	511	1,686	479	1,581	464	1,531	462	1,525
胃がん検診	853	4,543	969	5,045	1,003	5,028	1,054	5,257
肺がん肺結核検診	4,732	19,741	5,832	22,363	6,032	23,040	6,179	23,926
子宮がん検診	1,987	12,648	2,165	13,915	1,946	12,543	2,099	14,264
乳がん検診	3,592	14,630	1,991	13,277	1,867	12,411	1,902	12,945
大腸がん検診	5,255	6,749	5,740	7,391	5,632	7,249	5,784	7,501
前立腺がん検診	447	748	560	937	614	1,028	687	1,188

◎ 事業費については委託料のみを計上。

② 健康教育・健康相談・機能訓練（単位：回・人）

区	分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		回数	実施人数	回数	実施人数	回数	実施人数	回数	実施人数	
健康教育	一般健康教育	70	1,006	87	1,056	114	1,776	152	2,681	
	歯周疾患予防教育	38	740	49	1,601	70	2,014	74	2,123	
	ロコモティブシンドローム健康教育	6	75	5	95	8	166	8	210	
	慢性閉塞肺疾患	2	67	7	265	18	507	21	463	
	病態別健康教育	3	33	20	253	28	356	24	346	
	薬健康教育	1	39	3	57	0	0	0	0	
健康相談	重点健康相談	高血圧	35	151	46	298	62	1,364	65	1,095
		脂質異常症	4	29	5	58	8	59	8	37
		糖尿病	39	162	26	968	23	339	28	374
		歯周疾患	8	130	12	125	10	106	16	262
		骨粗しょう症	3	72	1	69	0	0	6	103
		女性の健康	0	0	1	1	6	13	6	47
		病態別	1	1	15	38	17	716	10	62
	総合健康相談	14	637	52	872	50	1,059	84	3,636	
訪問指導	家庭訪問指導	随時	17	随時	12	随時	8	随時	9	

(3) 健康保養地・地域健康づくり事業（令和5年度）

保健委員連絡協議会委員活動の支援	市民の健康づくりを進めるための行政と市民のパイプ役として保健委員を委嘱している。市やその他団体の行う事業への参加や市民の健康づくりのための活動を行った。	市主催の研修会（8回、延べ348人） （全員研修、リーダー研修、食推合同研修） 市事業への協力（10回 延べ570人） （市PRチラシ等を配布、母子保健事業） 自主事業（研修会116回、延べ549人） （支部活動、健康寿命を延ばそう） （保健委員ウィーク 19日間、36名）
健康づくり食生活推進員活動の支援（エプロンハッスル会）	会員を対象に、健康づくりのための食生活に関する研修を行うとともに、食生活の大切さを啓発する推進員活動の支援をした。	研修会（5回、延べ169人） 行政事業への協力（35回、延べ156人） 他団体協力事業（社会福祉協議会） （1回、9人） 自主活動等（51回、延べ523人）
健康づくり食生活推進員養成講座	健康づくり食生活推進員を養成するため、健康づくりのための食生活等を学ぶ教室を実施した。	養成講座 （8回、参加実人員17人、延べ95人）
健康づくり教室	市民の運動意識への関心を高めるため、講演会を実施した。	市民向け講演会「膝が痛くならない歩行」 実施日時：令和6年2月18日（日） 会場：伊東市健康福祉センター 参加人数：35人
	健康増進、生活習慣病予防のため、水中運動と講座を組み合わせた健康教室を実施した。	水中運動教室 i n うさみ 事前教室1回、運動8回、延べ101人

	生活の中に手軽に運動を取り入れることができるよう、運動導入支援を目的に教室を実施した。	男性限定の運動教室：9回、延べ83人 ゆるトレレディース：18回、延べ281人
	生活習慣病の予防及び改善の支援のための室内運動教室を実施した。また、教室開始時と終了時に運動能力テストと体組成測定を行い、運動の効果を確認した。	Work out（ワークアウト） 8回、延べ144人
食環境づくり事業	市民の「食」を通じての健康づくりを推進するため、正しい食習慣の定着を目指した、「食環境づくり」「まちづくり」を実施した。	バランス弁当の普及：ホームページやSNS等を活用し、望ましい食生活等について情報を提供 個別相談会：2回、35人 出張型栄養相談：7回、延べ872人 オンライン栄養サポート：3回、9人 菓子まつりへの展示
食育推進活動	人づくり部会、まちづくり部会を中心に、教育関係者、食育推進者、推進団体との連携を図り、食育推進に向けた会議や食関連事業への参加を支援した。食育関連の全国大会参加や市内の幼稚園・保育園に食育健康教室を実施した。また、生活習慣病予防や改善に必要な食生活の情報や、栄養バランスに配慮した料理動画等を配信した。	かんたん！げんき！野菜料理レシピコンテスト 応募総数：200作品 野菜料理レシピカレンダー作成配布：5,600部 市内保育園・小中学校で受賞作品の給食実施 料理動画の配信：6本 Instagramへの投稿：13回
健康チェック事業	市民、観光客の健康づくり支援のため、市内の施設に血圧計を設置した。また、血圧計の利用促進と市民が自ら健康管理の必要性を意識できるよう健康チェックデーを実施した。	毘沙門天芝の湯等に設置されている計4台の血圧計を交換 10日の健康チェックデー：5回、延べ399人
健康マイレージ事業	市民の健康意識の向上と健康寿命の延伸を図るため、健康づくりを「ポイント化・見える化」する事業を実施した。	いとう健康マイレージ 参加者数 17,014人

(4) 予防接種事業等 (単位:人)

〔健康推進課〕

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
結核予防	B C G	252	214	216	196
予防接種	麻 し ん	0	0	0	0
	風 し ん	0	0	0	0
	麻しん風しん 混合	1期 271(1) 2期 323	1期 202 2期 285	1期 212 2期 272	1期 202 2期 268
	二種混合	398	343	335	273
	四種混合	延べ初回 734 追加 287	延べ初回 646 追加 252	延べ初回 622 追加 222	延べ初回 652 追加 192
	不活化ポリオ	延べ初回 0 追加 0	延べ初回 0 追加 0	延べ初回 0 追加 0	延べ初回 0 追加 0
	インフルエンザ	15,046	12,496	13,242	12,065
	日本脳炎	延べ1期 1,059 2期 547	延べ1期 590 2期 215	延べ1期 984 2期 594	延べ1期 693 2期 436
	子宮頸がん	延べ 18	延べ 96	延べ 324	延べ 402
	ヒ ブ	延べ初回 727 追加 299	延べ初回 653 追加 208	延べ初回 619 追加 210	延べ初回 589 追加 211
	小児用肺炎球菌	延べ初回 700 追加 281	延べ初回 654 追加 206	延べ初回 619 追加 211	延べ初回 591 追加 210
	水 痘	延べ 533	延べ 429(1)	延べ 413	延べ 378
	高齢者肺炎球菌	1,484	873	917	1,008
	B型肝炎	延べ 720	延べ 628	延べ 612	延べ 602
	ロ タ	延べ 222	延べ 510(1)	延べ 486	延べ 469
風しん 追加対 策事業	風しん抗体検査	947	258	81	79
	風しん第5期 予防接種	250	53	20	13
	大人の風しん 予防接種	29	20	27	33

◎ () 内の数値は、診察のみを受けた人数

◎平成25年度から高齢者肺炎球菌を実施、平成26年10月から定期接種となった。

◎平成26年10月から水痘を実施

◎平成28年10月からB型肝炎を実施

◎令和2年10月からロタを実施

◎令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を再開

◎風しん追加対策事業

- ・風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種については、平成31年2月1日から令和4年3月31日までの3年間(令和4年2月に令和7年3月31日まで延長)の時限措置として、風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった男性(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ)を対象に実施

- ・大人の風しん予防接種については、接種当日に伊東市に住民票があり、静岡県実施の風しん抗体検査や妊婦健康診査等を受け、十分な量の抗体がないと判定された妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の同居者又は抗体価が低い妊婦の同居者を対象に実施

8 医療・保険

(1) 救急医療事業

〔健康推進課〕

本市の第一次救急医療は、伊東市医師会の協力を得て、市立夜間救急医療センター（毎日、午後7時～午後11時）で、内科（小児科）・外科の診療を実施している。また、日曜・祝日（12月31日～1月3日を含む。）についても、伊東市医師会に所属する医療機関において、在宅当番医制（午前9時～午後5時）で、内科・外科・小児科の診療を実施している。なお、第二次救急医療は、伊東市民病院において、24時間体制で診療を実施している。

市立夜間救急医療センター受付状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患 者 数 (人)	内 科	748	837	747	1,363
	(うち小児科)	(150)	(195)	(206)	(465)
	外 科	563	553	538	571
	そ の 他	0	0	0	0
	合 計	1,311	1,390	1,285	1,934
1日平均患者数(人)		3.6	3.8	3.5	5.3
患者の内訳 (人)	市 民	1,155	1,215	1,073	1,585
	市 民 以 外	156	175	212	349
急 患 数 (人)		551	592	610	544
事 業 費 (千円)		99,648	96,553	98,279	103,639

(2) 地域医療対策事業

〔健康推進課〕

医療施設設置等基金（単位：千円）

年度	基金への積立金			取 崩 額	年度末現在高
	寄 附 金	一般会計	預金利子		
令和 3	0	0	525	40,000	343,351
4	0	0	10	58,000	285,361
5	0	0	9	40,000	245,370

※ 平成30年4月1日から、基金名称が医療施設設置等基金となった。

(3) 伊東市民病院

〔健康推進課〕

① 病院事業

伊東市民病院は平成13年3月1日、国立伊東温泉病院の経営移譲を受け11診療科、一般病床250床の病院として開院したが、旧病院施設は、建設から40年以上が経過し老朽化が著しいことから、国からの譲渡に伴う10年間の用途指定期間が終わる機会を捉え、平成14年に病院建設用地として取得した伊東スタジアム跡地に平成25年3月1日に新病院を開院した。

病院運営では、開院以来担ってきた24時間365日の第二次救急医療について、平成27年2月に救急科を標榜し、救急医療の機能向上を図ってきた。平成30年9月には地域医療の中核を担う病院として静岡県から地域医療支援病院の承認を受け、地域の診療所との役割分担を行ったことで病診連携が図られ、地域全体の医療の質の向上及び専門的な医療の提供に努めることができた。今後も、医療水準の一層の向上を目指し、地域医療の充実と安定を図る。

今後も、市民の皆様には保健、医療、福祉分野の総合的なサービスを提供し、地域医療の基幹的施設としての役割を担うことができるよう、医療機能の整備や医療スタッフ等の充実に努め、医療水準の一層の向上と病院経営の健全性を保ち、より信頼される病院を目指していく。

② 施設の概要

許可病床数	一般病床数 250床
診療科目 (20診療科)	内科、消化器内科、循環器内科、心療内科、内分泌・代謝内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科、精神科
所在地	伊東市岡196番地の1
敷地面積	2万1,956.37㎡
病院施設延べ床面積	1万8,628.35㎡
看護配置	10対1
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会 (平成25年3月1日から令和25年3月31日まで)

③ 入院及び外来の状況(※平成23年度から利用料金制に変更した。)

年度	入院患者		外来患者	
	延患者数	1人当たり 在院日数	延患者数	1人当たり 通院回数
令和3	61,926人	16.6日	105,576人	10.2回
4	65,798	17.6	102,868	9.0
5	67,050	17.8	97,052	9.3

④ 入院の診療科別患者数(単位:人・%) (※表中の平均は1日平均の入院患者数)

年度	区分	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経科
令和3	患者数	35,642	197	4,988	18,225	1,902
	平均	97.6	0.5	13.7	49.9	5.2
	構成比	57.5	0.3	8.1	29.4	3.1
4	患者数	38,720	40	5,404	19,130	1,812
	平均	106.1	0.1	14.8	52.4	5.0
	構成比	58.8	0.1	8.2	29.1	2.8
5	患者数	38,189	193	5,790	20,236	1,748
	平均	104.3	0.5	15.8	55.3	4.8
	構成比	57.0	0.3	8.6	30.2	2.6

年度	区分	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	合計
令和3	患者数	42	163	512	128	127	61,926
	平均	0.1	0.5	1.4	0.4	0.4	169.7
	構成比	0.1	0.3	0.8	0.2	0.2	100.0
4	患者数	0	116	351	134	91	65,798
	平均	0.0	0.3	1.0	0.4	0.2	180.3
	構成比	0.0	0.2	0.5	0.2	0.1	100.0
5	患者数	0	102	574	145	73	67,050
	平均	0.0	0.3	1.6	0.4	0.2	183.2
	構成比	0.0	0.1	0.9	0.2	0.1	100.0

⑤ 外来の診療科別患者数（単位：人・％）（※ 表中の平均は1日平均の外来患者数）

年度	区分	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経科	皮膚科		
令和3	患者数	46,140	2,148	11,208	19,913	1,365	6,792		
	平均	190.7	8.9	46.3	82.3	5.6	28.1		
	構成比	43.7	2.0	10.6	18.9	1.3	6.4		
4	患者数	45,547	1,599	11,317	19,573	1,492	6,468		
	平均	187.4	6.6	46.6	80.5	6.1	26.6		
	構成比	44.3	1.6	11.0	19.0	1.4	6.3		
5	患者数	42,150	1,407	10,700	18,526	1,458	6,202		
	平均	173.5	5.8	44.0	76.2	6.0	25.5		
	構成比	43.4	1.5	11.0	19.1	1.5	6.4		
年度	区分	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	放射線科	リハビリテーション科	合計	
令和3	患者数	4,005	2,916	6,246	1,185	1,750	1,908	105,576	
	平均	16.6	12.0	25.8	4.9	7.2	7.9	436.3	
	構成比	3.8	2.8	5.9	1.1	1.7	1.8	100.0	
4	患者数	3,693	2,280	6,267	1,234	1,621	1,777	102,868	
	平均	15.2	9.4	25.8	5.1	6.7	7.3	423.3	
	構成比	3.6	2.2	6.1	1.2	1.6	1.7	100.0	
5	患者数	3,659	2,443	6,318	1,152	1,564	1,473	97,052	
	平均	15.1	10.1	26.0	4.7	6.4	6.1	399.4	
	構成比	3.8	2.5	6.5	1.2	1.6	1.5	100.0	

⑥ 救急患者数（単位：人・％）（※ 表中の平均は1日平均の救急患者数）

年度	区分	内科	小児科	外科	整形外科	脳神経科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	合計
令和3	時間外	3,197	264	444	587	201	2	11	14	1	40	4,761
	時間内	814	18	51	227	44	1	1	4	1	2	1,163
	合計	4,011	282	495	814	245	3	12	18	2	42	5,924
	平均	11.0	0.8	1.4	2.2	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	16.2
	構成比	67.7	4.8	8.4	13.7	4.1	0.1	0.2	0.3	0.0	0.7	100.0
4	時間外	3,942	384	462	637	250	4	14	20	4	25	5,742
	時間内	1,097	26	69	245	67	2	2	1	0	5	1,514
	合計	5,039	410	531	882	317	6	16	21	4	30	7,256
	平均	13.8	1.1	1.5	2.4	0.9	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	19.9
	構成比	69.4	5.6	7.3	12.2	4.4	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	100.0
5	時間外	3,627	360	404	721	219	4	14	27	3	34	5,413
	時間内	1,079	18	66	231	70	0	3	4	2	1	1,474
	合計	4,706	378	470	952	289	4	17	31	5	35	6,887
	平均	12.9	1.0	1.3	2.6	0.8	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	18.8
	構成比	68.3	5.5	6.8	13.8	4.2	0.1	0.2	0.5	0.1	0.5	100.0

⑦ 病院事業の収支（単位：千円・税込み）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
収益的収入	医 業 収 益	55,000	55,000	55,000
	医 業 外 収 益	356,119	377,229	383,736
	特 別 利 益	0	0	0
	合 計	411,119	432,229	438,736
収益的支出	医 業 費 用	538,279	311,920	328,276
	医 業 外 費 用	51,942	49,531	47,083
	特 別 損 失	0	0	0
	合 計	590,221	361,451	375,359
損 益		▲179,102	70,778	63,377
資本的収入	企 業 債	0	0	0
	他 会 計 出 資 金	81,443	82,681	83,940
	他 会 計 負 担 金	0	0	0
	長 期 貸 付 金 回 収 金	19,760	19,819	19,879
	合 計	101,203	102,500	103,819
資本的支出	病 院 改 良 費	0	0	0
	企 業 債 償 還 金	159,639	162,050	164,498
	合 計	159,639	162,050	164,498
年度末固定資産 現 在 高	有 形 固 定 資 産	4,691,123	4,507,087	4,326,128
	無 形 固 定 資 産	—	—	—
	合 計	4,691,123	4,507,087	4,326,128
企 業 債	当 年 度 発 行 額	0	0	0
	発 行 額 合 計	6,755,200	6,755,200	6,755,200
	当 年 度 償 還 額	159,639	162,050	164,498
	償 還 額 合 計	3,379,533	3,541,583	3,706,081
	年 度 末 未 償 還 額	3,375,667	3,213,617	3,049,119

(4) 伊東市介護老人保健施設みはらし

〔高齢者福祉課〕

① 施設の運営

伊東市介護老人保健施設みはらしは、平成18年4月1日に伊東市が開設し、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者に指定している。

② 施設の概要

所 在 地	伊東市岡187番地
構 造	4階建て（地下1階、地上3階）鉄骨・鋼管コンクリート造
敷 地 面 積	8,827.83㎡
建 築 面 積	3,289.89㎡
延 べ 床 面 積	7,472.69㎡
総 事 業 費	本体、電気、給排水工事等16億3,519万2,500円
施 設 定 員	入所125人（うち認知症40人）個室37室 4人室22室、通所リハビリテーション30人
指 定 管 理 者	公益社団法人地域医療振興協会（平成17年7月1日から令和18年3月31日まで）

(5) 国民健康保険事業

〔保険年金課〕

国民健康保険は、地域における安心・信頼の医療の確保と、国保被保険者の健康の保持増進に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしており、本市では昭和35年4月から施行した。

加入率は他都市に比べ高く、また、構造的には中高齢者を多く抱えており、医療費の増加を抑えるために、特定健康診査・特定保健指導、一日人間ドック、脳ドック、医療費通知及びジェネリック差額通知等の医療費適正化事業を実施している。

一方、国民健康保険税の収納率は、様々な徴収努力により増加傾向ではあるものの、被保険者の負担能力の低下や低所得者の増加等により、歳出予算に見合う収税の確保は、困難な状況となっている。

なお、国民健康保険税は、根幹となる基礎課税分（医療分）に加え、平成12年度からは介護保険制度を支える目的で介護納付金課税額が、平成20年度からは後期高齢者医療制度の創設に合わせて後期高齢者支援金等課税額が、それぞれ賦課されることとなり、3本立て課税となっている。

また、国民健康保険事業の運営は、平成30年度からは県と市の共同運営となり、財政運営の主体は県が担うこととなり、県は市に毎年度標準保険税率を示すこととなった。

この標準保険税率で示された税率及び賦課方式に基づき、平成30年度からの適用となる国民健康保険税率を平成29年度に改正し、資産割及び介護納付金課税額における平等割を廃止した。

① 加入率（各年度末現在、単位：世帯・人・％）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯（世帯加入率）	13,617 (38.4)	13,278 (37.4)	12,545 (35.2)	12,079 (33.8)
被保険者（人口加入率）	20,305 (30.1)	19,652 (29.5)	18,275 (27.7)	17,331 (26.6)

② 保険給付状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一般被保険者	受診率（％）	1,610.78	1,646.58	1,672.18
	1件当たり診療日数（日）	1.17	1.15	1.14
	1件当たり費用額（円）	21,467	21,392	22,238
	1人当たり費用額（円）	345,789	352,241	371,861
退職被保険者	受診率（％）	—	—	—
	1件当たり診療日数（日）	0.00	—	—
	1件当たり費用額（円）	5,000	—	—
	1人当たり費用額（円）	—	—	—
一般被保険者	療養給付費（円）	5,159,799,309	5,017,108,674	4,949,929,292
	療養費（円）	29,306,872	26,735,736	25,764,045
	高額療養費（円）	726,472,439	715,872,044	742,484,241
	高額介護合算療養費（円）	827,519	758,858	601,330
退職被保険者	療養給付費（円）	0	0	0
	療養費（円）	0	0	0
	高額療養費（円）	0	0	0
	高額介護合算療養費（円）	0	0	0
国民健康保険事業費納付金（円）	2,370,739,816	2,353,564,876	2,299,230,499	

※ 令和3年度以降は退職被保険者数がゼロにつき、退職被保険者に係る「受診率（％）」と「1人当たり費用額（円）」は計算できないため、ハイフンとする。

③ 保険税賦課の状況

区 分		令和4年度			令和5年度			
		基礎課税額	後期高齢者 支援金等 課税額	介護 納付金 課税額	基礎課税額	後期高齢者 支援金等 課税額	介護 納付金 課税額	
一般被 保険者	現年度調定額(千円)	1,076,774	398,257	150,578	1,059,592	391,651	149,186	
	収 納 率 (%)	94.8	94.6	92.9	94.9	94.8	93.2	
	1世帯当たり調定額(円)	82,822	30,633	26,865	85,923	31,749	27,683	
	1人当たり調定額(円)	56,447	20,877	22,891	59,418	21,955	23,688	
退職被 保険者	現年度調定額(千円)	0	0	0	0	0	0	
	収 納 率 (%)	—	—	—	—	—	—	
	1世帯当たり調定額(円)	—	—	—	—	—	—	
	1人当たり調定額(円)	—	—	—	—	—	—	
1世帯最高額(円)		630,000	190,000	170,000	650,000	200,000	170,000	
1世帯最低額(円)		11,500	4,300	3,900	11,500	4,300	3,900	
賦 課 割 合	所得割合 (%)	49.51	48.98	49.66	51.04	50.51	50.67	
	均等割合 (%)	34.05	34.41	50.34	32.84	33.20	49.33	
	平等割合 (%)	16.44	16.61	—	16.12	16.29	—	
税 率	所 得 割	5.6/100	2.1/100	1.7/100	5.6/100	2.1/100	1.7/100	
	均 等 割 (円)	22,400	8,400	13,200	22,400	8,400	13,200	
	平 等 割 (円)	16,000	6,000	—	16,000	6,000	—	
低所得 者減額	7割 該当	均等割(円)	15,680	5,880	9,240	15,680	5,880	9,240
		平等割(円)	11,200	4,200	—	11,200	4,200	—
	5割 該当	均等割(円)	11,200	4,200	6,600	11,200	4,200	6,600
		平等割(円)	8,000	3,000	—	8,000	3,000	—
	2割 該当	均等割(円)	4,480	1,680	2,640	4,480	1,680	2,640
		平等割(円)	3,200	1,200	—	3,200	1,200	—
	減額の総額(千円)		197,917	74,219	24,879	182,788	68,545	24,176
減額世帯数		7,804	7,804	2,992	7,266	7,266	2,871	
未就学 児減額	減額の総額(千円)	2,631	986	—	2,265	850	—	
	減額者数	385	385	—	333	333	—	
産前産 後減額	減額の総額(千円)	—	—	—	88	33	0	
	減額者数	—	—	—	23	23	1	

※ 令和4年度及び5年度は退職被保険者数がゼロにつき、退職被保険者に係る「1世帯当たり調定額(円)」と「1人当たり調定額(円)」は計算できないため、ハイフンとする。

※ 令和6年1月から、産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が開始された。産前産後減額における介護納付金課税額は472円のため、表中の数値は0とした。

④ 特定健診・特定保健指導実施状況（単位：人・％）

〔健康推進課〕

年度	項目	対象者数	特定健診実施者数		健診受診率 ・ 特保利用率	
			特定保健指導 初回利用者数	特定保健指導 前年度からの 継続利用者数		
令和 3	特定健診	14,787	6,239		42.2	
	特定保健指導	動機づけ支援	518	203	148	39.2
		積極的支援	173	35	17	20.2
4	特定健診	13,684	6,194		45.3	
	特定保健指導	動機づけ支援	518	191	146	36.9
		積極的支援	166	36	22	21.7
5	特定健診	12,978	6,851		52.8	
	特定保健指導	動機づけ支援	443	134	121	30.2
		積極的支援	175	28	12	16.0

※ 特定健診の3年度・4年度については法定報告値となるが、5年度は3月末現在となる。

※ 特定保健指導の利用者数は、当該年度中に保健指導を1回以上受けた人数である。

⑤ 国民健康保険事業基金の推移（単位：千円）

〔保険年金課〕

年度	前年度末現在高	年度中増減高			年度末現在高
		基金取崩し額	基金積立金	利子積立金	
令和 3	1,349,260	98,797	0	13	1,250,476
4	1,250,476	0	27,348	12	1,277,836
5	1,277,836	123,344	0	13	1,154,505

(6) 後期高齢者医療制度

〔保険年金課〕

後期高齢者医療制度は、昭和58年2月に施行された老人保健制度に代わり、75歳以上の者及び65歳以上の障害認定者に対して、国民の共同連帯の理念等に基づき後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に平成20年4月から施行された。

県下の全市町で構成される静岡県後期高齢者医療広域連合が制度の運営を行い、市は、申請受付等の窓口事務及び保険料の徴収を担当する。

① 加入者の状況（各年度末現在、単位：人）

年度	75歳以上	障害認定	合計
令和 3	15,506	191	15,697
4	16,249	161	16,410
5	16,713	133	16,846

② 保険料の収納状況（単位：千円・％）

年度	区 分		予算額	調定額	収 入 済 額		不納欠損額	収入未済額	収納率
						還付未済額			
令和 3	現 年	普通徴収	973,838	368,831	360,658	692	0	5,858	97.6
		特別徴収		606,549	608,864	2,315			100.0
	滞納繰越		8,238	23,780	5,784	5	2,784	15,213	24.3
	合 計		982,076	999,160	975,306	3,012	2,784	21,071	97.3
4	現 年	普通徴収	1,035,307	408,043	398,749	1,034	0	5,929	97.5
		特別徴収		626,901	630,266	3,365			100.0
	滞納繰越		8,244	24,024	5,360	16	2,668	15,996	22.2
	合 計		1,043,551	1,058,968	1,034,375	4,415	2,668	21,925	97.3
5	現 年	普通徴収	1,073,647	424,442	413,817	875	0	7,701	97.3
		特別徴収		656,449	659,373	2,924			100.0
	滞納繰越		8,312	26,263	7,055	15	2,247	16,961	26.8
	合 計		1,081,959	1,107,154	1,080,245	3,814	2,247	24,662	97.2

※ 保険料は、個人ごとの納付

③ 保険料率(均等割額と所得割率)（単位：円・％）

年 度	均等割額	所得割率
令和 3	42,100	8.07
4	42,500	8.29
5	42,500	8.29

※ 保険料は、均等割額と所得割額(基礎控除後の総所得金額等×所得割率)の合算額

④ 負担金の状況(各年度末現在、単位：円)

年 度	事務費負担金	療養給付費負担金	保険基盤安定負担金
令和 3	25,205,000	843,944,777	255,801,763
4	25,799,000	867,693,487	269,386,918
5	32,782,000	894,376,691	282,615,056

9 国民年金

[保険年金課]

(1) 拠出制国民年金

① 被保険者の状況(単位：人)

年度	実 被 保 険 者 数			
	第1号強制	第1号任意	第3号	計
令和2年	8,138	104	2,627	10,869
3年	8,093	94	2,403	10,590
4年	7,826	110	2,218	10,154

② 納付率の推移(単位：月・％)

年度	納付対象月数(A)	納付月数(B)	納付率(B/A)
令和2年	58,927	40,824	69.3

3年	57,159	41,300	72.3
4年	55,607	41,567	74.8

③ 保険料免除の状況 (単位：人・%)

年度	強制被保険者数 (A)	免 除 者 数			免 除 率 (B/A)
		法定免除	申請免除	計 (B)	
令和2年	8,138	792	2,813	3,605	44.3
3年	8,093	803	2,833	3,636	44.9
4年	7,826	810	2,736	3,546	45.3

④ 旧法による年金受給者及び年金額 (単位：人・円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額
老 齢 年 金	325	166,767,295	277	140,922,152	242	122,312,879
通算老齢年金	225	55,276,700	188	45,011,502	145	33,863,492
障 害 年 金	21	17,783,675	21	17,570,250	19	15,750,450
母 子 年 金	0	0	0	0	0	0
遺 児 年 金	0	0	0	0	0	0
寡 婦 年 金	0	0	0	0	0	0
合 計	571	239,827,670	486	203,503,904	406	171,926,821

⑤ 基礎年金新法による年金受給者及び年金額 (単位：人・円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額
老 齢 基 礎 年 金	26,891	17,526,563,494	27,086	17,627,840,711	27,199	17,635,294,816
障 害 基 礎 年 金	370	308,638,350	375	311,569,400	379	313,816,600
遺 族 基 礎 年 金	37	26,985,599	32	24,348,001	28	21,438,400
寡 婦 年 金	15	5,470,070	15	5,458,370	13	4,261,089
合 計	27,313	17,867,657,513	27,508	17,969,216,482	27,619	17,974,810,905

(2) 無拠出年金 (福祉年金) (単位：人・円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額	受給権者	受給金額
老 齢 福 祉 年 金	0	0	0	0	0	0
障 害 基 礎 年 金	632	540,441,875	644	550,747,075	644	547,260,550
合 計	632	540,441,875	644	550,747,075	644	547,260,550

※ (1)の④～⑤及び(2)の受給権者数及び受給金額には、停止者の人数及び金額も含まれているため、実際に受給する人数及び金額とは異なる。

(3) 年金生活者支援給付金 (単位：人・円)

年度	受給者数	給付額
令和4年	6,314	24,378,947

観光経済

伊東は古くから湯治場と漁港の町として知られ、昭和初期の産業別人口比率は、第一次産業が41%を占め、半農半漁の色彩の強い地域であった。

昭和13年、国鉄伊東線の開通に伴い、温泉を核とする観光地へと変貌し、昭和25年には第一次産業と第三次産業の人口比率が逆転した。その後、旧市街地とその周辺の観光地化がますます進み、その比率差は広がりを見せ、令和2年の国勢調査では、第一次産業従事者は2.6%まで減少し、一方、第三次産業従事者は84.1%を占めるなど、本市は観光産業を基幹産業とした産業形態をなしている。

また、第二次産業についても、土産物や飲食料品との強い結びつきから、また、第一次産業も地産地消を推進する観点から、第三次産業と連携を図る動きがあるなど、相互の協働を通してまちの活性化に努めている。

1 労働

〔産業課〕

(1) 労働対策

区分	東部地区若者自立支援ネットワーク
発足	平成18年度（平成19年3月19日）
会員 ・ 構成団体	三島市、沼津市、富士市、富士宮市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、御殿場市、熱海市、伊東市、函南町、長泉町、清水町、小山町、三島公共職業安定所（ハローワーク三島）、沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津）、三島商工会議所、沼津商工会議所
内容	若年者の自立と就業を包括的に支援し、地域内の就労創出を促進することを目的とする。関係機関が連携し、若年者の就労状況等の把握・情報交換を行い、自立・就労に関する業務を行っている。

(2) 労働関係諸団体

伊東市シルバーワークプラザ

区分	内容
概要	高齢者の就業の機会、相談、また、職業訓練の講習会等を行う拠点として平成6年4月に開設し、管理等は平成18年度から指定管理者として（公社）伊東市シルバー人材センターに委託している。
施設内容	1階（109.85㎡）：作業室、浴室、倉庫ほか 2階（108.78㎡）：事務室、相談室、休憩室ほか（相談室では高齢者の就業相談等を実施） 3階（104.16㎡）：研修室、書庫ほか（研修室では各種会議や職業訓練の講習会等を実施）
開館日時	午前9時から午後5時まで、休館日は日曜日・土曜日・国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの期間となっている。

(3) 労働福祉

市内在住勤労者への住宅建設資金融資と教育資金融資を静岡県労働金庫との協調融資として実施している。

平成13年度から一般の住宅建設資金融資に加え、地元の建設業者へ施工依頼した場合に利用できる在来軸組木造住宅建設資金を創設した。

① 教育資金貸付状況（単位：件・千円・%）

年度	件数	貸付金	融資金	融資利率
令和 3	14	30,000	20,380	1.40 (1.40)
4	17	30,000	31,270	1.40 (1.40)
5	14	30,000	34,300	1.40 (1.40)

② 住宅建設資金貸付状況（単位：件・千円・％）

年度	住宅建設資金				在来軸組木造住宅建設資金			
	件数	貸付金	融資金	融資利率	件数	貸付金	融資金	融資利率
令和 3	3	20,000	20,660	0.90(0.90)	0	20,000	0	0.70(0.70)
4	2	20,000	12,000	0.90(0.90)	0	20,000	0	0.70(0.70)
5	1	20,000	3,500	1.20(1.05)	0	20,000	0	1.00(0.85)

※（ ）内は下期（10月～3月）の利率

(4) 共済事業

補助金交付事業

事業名	補助金(千円)			内容
	3年度	4年度	5年度	
高等職業訓練校育成事業	1,800	1,800	1,800	職業訓練の実施の促進
労働者福祉協議会事業	0	100	100	地域労働者の福祉活動を総合的に推進
特定退職金共済制度奨励事業	1,312	1,330	1,332	従業員の福祉の向上、雇用の安定及び人材確保
高齢者労働能力活用事業	19,000	19,000	19,000	高齢者の生きがいと就労意欲の高揚、地域社会の活力の向上とあわせて介護支援と育児支援事業等を実施、また、シルバー交流サロンの運営によるシルバー世代の社会参画の場を創出
勤労者共済会事業	5,300	5,300	5,300	市内の中小企業で働く従業員及び事業主の福利厚生の実施、経営安定及び従業員の定着化

(5) 委託事業

再就職講座事業として、職業訓練法人伊東職業訓練協会に委託し、離転職者等を対象に再就職を支援するためのパソコン講座（75時間／15日間）を開催し、雇用の創出を図った。（委託費700千円、受講者6人）

(6) 技能功労者表彰

永く同一の技術職に従事し、技能の錬磨・後進の育成等により、技能者の社会的地位の高揚及び技能水準の向上に功績のあった技能者を表彰する。

近年の被表彰者の人数は、令和3年度5人、令和4年度9人、令和5年度11人である。

2 農 業

〔産業課〕

2020年世界農林業センサスによると、総農家戸数は594戸（販売農家226戸、自給的農家368戸）であり、経営規模は1ha未満の小規模農家が大部分を占め、経営規模の縮小と離農傾向が続いている。

主要農作物は柑橘、花木であり、これにイチジク、キウイフルーツ、野菜類の栽培が行われている。特に柑橘は地域農業の主体であり、経営耕地面積の約6割を占めているが、経営が脆弱なため、温州みかんから寿太郎温州、不知火、はるみ、麗紅等、優良柑橘への転換を図り、体質強化に努めている。

(1) 農業委員会

区 分	内 容
委 員	農業委員会委員 14人（推薦12人、応募2人）※任期R8.7.19まで 農地利用最適化推進委員 8人（推薦8人）※任期R8.7.19まで
総 会 開会状況	令和3年度：12回（議案件数38件） 4年度：12回（議案件数44件） 5年度：13回（議案件数42件）

(2) 農地関係処理状況（単位：件・a）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第3条（農地のままでの権利移動）	12	151	8	62	26	373
農地法第4条（権利移動を伴わない転用）	2	3	0	0	5	19
農地法第5条（転用を目的とする権利移動）	12	57	19	55	11	48
非 農 地 証 明	22	80	26	193	27	223
非 農 地 判 断	35	391	53	906	20	165
農 地 の 転 用 確 認	32	—	17	—	27	—
一 般 証 明	6	—	9	—	9	—

(3) 農 家

① 農家数（2020年世界農林業センサス）

総農家数	販売農家数	自給的農家数
594戸	226戸	368戸

② 主業副業別農業個人経営体・農業従事者数（2020年世界農林業センサス）

主業	準主業	副業的	基幹的農業従事者数
31経営体	48経営体	169経営体	313人

(4) 農 地

耕地面積（令和5年度耕地面積調査）

耕地面積計	田	畑及び樹園地
373ha	22ha	351ha

(5) 農業振興

① 農業振興事業

事業名	内容
農用地利用権設定事業	遊休農地の有効利用によって農家の規模拡大と育成を図る。 「貸手農家数/借手農家数/利用権設定面積」の実績は、 令和3年度：34戸 / 21戸 / 34,416㎡ 継続：46戸 / 29戸 / 91,420㎡ 令和4年度：15戸 / 16戸 / 14,771㎡ 継続：58戸 / 35戸 / 107,023㎡ 令和5年度：6戸 / 6戸 / 12,748㎡ 継続：54戸 / 43戸 / 89,203㎡
	法人の農業参入（解除条件付利用権設定） 7件 1,037㎡（アロエ栽培）、15,468㎡（オリーブ栽培）、5,471㎡（野菜栽培）、 5,553㎡（水稲）、2,898㎡（ハーブ）
市民農園事業	特定農地貸付法による、NPO法人を実施主体とした市民農園 令和3年度：101区画（8,801㎡）：担い手育成型市民農園18区画（8,589㎡） 令和4年度：105区画（8,801㎡）：担い手育成型市民農園18区画（8,589㎡） 令和5年度：89区画（8,801㎡）：担い手育成型市民農園11区画（8,589㎡）

② 農業制度資金融資（単位：件・人・千円）

年度	農業経営基盤強化資金貸付金			農業経営基盤強化資金利子助成金		
	件数	人員	貸付金	期首	期末	利子助成金
令和3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0

③ 農業振興事業補助金

事業名	補助金（千円）			内容
	3年度	4年度	5年度	
静岡県東部農業共済組合運営事業	828	828	828	農業共済事業への助成
農業経営振興会運営事業	0	0	0	認定農業者等の育成 ※令和6年3月末をもって解散した
有害鳥獣駆除事業	1,000	1,000	1,000	駆除による農作物への被害防止
鳥獣害防止対策事業	1,000	1,000	1,000	狩猟免許取得及び被害防止資材の購入補助
有害鳥獣対策協議会運営事業	4,252	3,253	0	あいら伊豆広域有害鳥獣対策協議会の運営補助（R3年度から伊東市において補助、R5年度から熱海市において補助）

④ 畜産振興

畜産はBSEや鳥インフルエンザの発生に加え、廃棄物処理の規制が強化されたため、その経営環境は大変厳しく、肉牛生産は平成21年度に終了し、鶏卵生産は令和4年度に終了した。養蜂は、数軒の業者で、衛生的な飼育環境の保全に努めている。

（畜産飼養の現況）

令和6年4月1日現在

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
採卵鶏	1,000羽	1,000羽	0羽
蜜蜂	78群	108群	251群

(6) 土地改良

① 農業基盤整備

年 度	事業区分	事 業 名 (事 業 費)
令和 3	市費単独	十足ため池浚渫工事 (3,839 千円) 浚渫土量V=370 m ³ 市内農道修繕 (2 か所) (439 千円) 農道危険箇所修繕 (5 か所) (2,957 千円) 農業用水路長寿命化対策事業 (3,916 千円) 調査区間延長=約 1,000m
4	市費単独	市内農道修繕 (3 か所) (457 千円) 農道危険箇所修繕 (5 か所) (1,959 千円)
5	市費単独	市内農道修繕 (2 か所) (424 千円) 農道危険箇所修繕 (5 か所) (3,000 千円)

② 多面的機能支払交付金 (旧農地・水保全管理支払) (令和5年度)

<農地維持支払交付金>

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理に取り組む活動組織を支援する。

支援単価 水田 3,000 円/10 a 畑 2,000 円/10 a (負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4)

<資源向上支払交付金>

1. 地域資源の質的向上を図る共同活動

施設の軽微な補修、農村環境保全活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動に取り組む活動組織を支援する。

支援単価 水田 1,800 円/10 a 畑 1,080 円/10 a (負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4)

2. 施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う活動組織を支援する。

支援単価 水田 4,400 円/10 a 畑 2,000 円/10 a (負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4)

活動 地区	面積 (a)	農地維持支払交付金		資源向上支払交付金 (共同活動)		資源向上支払交付金 (長寿命化)	
		交付額 (千円)	市負担額 (千円)	交付額 (千円)	市負担額 (千円)	交付額 (千円)	市負担額 (千円)
十 足	畑 640 a	284	71	163	41	265	66
	水田 520 a						
池	畑 70 a	821	205	492	123	889	222
	水田 2,690 a						

3 林 業

〔産業課〕

本市は、西に位置する天城山系が海まで迫り、平地に乏しい地形となっている。全市域12,402haのうち市街地、農業用地等を除く森林面積は6,866haとなり、林野率は約55%に及んでいる。このうち人工林が3,145haで全森林の約46%を占めている。人工林の約94%は8齢級以上で資源として成熟しており積極的な利用が望まれるものの、小規模零細な所有形態が多数を占めており一体的な森林整備が困難な状況である。しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益的機能の重要性はますます高まっている。国・県は環境面も配慮した森林の整備を推進しており、本市としても、林道の改良舗装等に努めている。

(1) 森林管理

① 森林管理事業

事業名	令和3年度	4年度	5年度	内 容
森林火災予防事業	延べ20日	延べ20日	延べ20日	林地の巡視や火災予防のチラシ配付、標示板の設置等

② 松くい虫防除事業の概要 (※ 予防剤注入の()内は、予防剤注入の松の本数)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	内 容
予防剤注入 伐倒駆除(材積) / (本数)	1,795本 / (230本)	1,928本 / (224本)	1,649本 / (176本)	グリーンガード・マツガード NCS(くん蒸処理)

③ 治山事業

年度	事業区分	事業名(事業費)
令和5	県費補助	新井二丁目地内復旧治山事業(18,040千円) 施工面積A=300㎡ 法面保護工 一式

(2) 緑化運動

本市は静岡県グリーンバンクに加入しており、緑化運動推進事業を行っている。

緑の募金運動として、街頭募金や市内小・中学校、高等学校、市内事業所等の協力を得て募金を行っている。また、市出張所に募金箱を設置し、募金及び運動の啓発に努めている。

(3) 林道整備

年度	事業区分	事業名(事業費)
令和3	市費単独	市内林道修繕(1か所)(234千円)
4	市費単独	市内林道修繕(1か所)(128千円)
5	市費単独	市内林道修繕(2か所)(507千円)

4 水産業

[産業課]

本市は、伊豆半島の東岸、相模湾の西側に位置し、南は伊豆七島付近の全国有数の好漁場に隣接しており、漁獲物は極めて多種多様な魚類にわたっている。このような立地条件により、江戸時代から伊東の漁船は「御用船」としての特権を享受し、伊豆一円に自由出漁することを得ており、同時代から漁業発展の素地が受け継がれ、今日に至っている。本市の漁業は、沖合漁業と沿岸漁業に大別され、沖合漁業は伊豆七島近海でのイカ・キンメダイ一本釣やサバ・ムロアジ棒受網漁業が主力となっており、沿岸漁業は定置網、まき網、採貝藻漁業が操業されている。また、水揚げされた魚は鮮魚として本市を中心とする県東部市場で消費されている。

(1) 水揚高の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水揚量/水揚金額	4,038t/81,850万円	4,714t/83,402万円	5,429t/125,418万円

(2) 水産業振興

① 振興事業への補助及び負担金（単位：千円）

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費
アワビ種苗中間育成・放流事業		1,297		1,112		332
粗朶魚礁設置事業	1,527	1,369	1,527	1,295		1,350
ひらめ種苗中間育成・放流事業		447		486	1,527	486
わかめ養殖事業		103		182		369
さざえ種苗中間育成・放流事業	—	—	—	—		714
キンメダイ食害対策事業	—	—	73	185	73	185
マダイ放流事業	492	20,930	492	20,557	492	20,542

② 水産団体への補助（単位：千円）

区 分	補 助 金			内 容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
伊豆・いとう地魚王国	3,200	4,000	4,000	年間を通じて豊富な魚種が水揚げされる伊東の特性を活かすため、関係諸団体等で協力し合い連携を図る中で、地魚の魅力を発信するとともに、地魚の消費拡大や販売促進、魚食普及に取り組む。

③ 漁業近代化資金利子補給額（単位：件・千円）

区 分	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件 数	2	5	5	4	8	6
利子補給金	38	37	31	22	71	48

④ 利子補給資金別内容

資金の種類	利子補給率	利子補給を受ける資金の限度額	利子補給期間
130トン未満漁船資金	年2.5%以内	3,000万円	全て、貸付年の翌年から5年間とする。 ただし、償還を開始していないものについては償還開始年から5年間とする。
漁業施設資金	年2.5%以内		
漁業用機具資金	年2.5%以内		
漁具資金	年2.5%以内		
沿岸沖合漁業経営対策資金	年1.0%以内		
水産加工環境保全資金	年1.0%以内		

(3) 漁港整備

① 施設整備

年度	事業区分	事業名(事業費)
令和3		該当事業なし
4	市単独費	八幡野漁港内浚渫(2か所)(1,760千円) 宇佐美漁港東留田船揚場修繕(795千円)
5	国・県費補助	八幡野漁港漁業基盤整備事業(漁港機能増進事業)橋りょう改良工事(22,300千円) 八幡野漁港漁業基盤整備事業(漁港機能増進事業)泊地浚渫工事(12,000千円) ※泊地浚渫工事の内、7,430千円は令和6年度へ繰越明許
	市単独費	海岸保全施設長寿命化計画策定業務事業(6,446千円)

② 漁港施設の現況(令和6年4月1日現在)

施設	第1種			第2種
	富戸漁港	八幡野漁港	赤沢漁港	宇佐美漁港
防波堤	232.00m	98.10m	112.60m	509.00m
防砂堤	—	36.30m	—	50.00m
防潮堤	—	154.00m	121.60m	—
護岸	37.00m	17.00m	—	196.50m
泊地	10,650.00m ²	5,180.00m ²	900.00m ²	22,026.00m ²
航路標識	1基	1基	—	1基
船揚場	163.00m	65.00m	65.00m	89.00m
物揚場	145.00m	50.00m	50.00m	147.60m
野積場	—	306.00m ²	—	—
岸壁	—	—	—	60.00m
照明施設	7基	6基	—	11基
道路	356.70m	104.00m	—	—
荷捌所	2か所	1か所	—	1か所
荷役機械	4基	3基	1基	4基
漁港管理施設	1か所	1か所	1か所	1か所(82.50m ²)
漁船員控室	1か所	—	—	—
通信施設	1か所	—	—	—
給水施設	1か所	—	—	1か所
給油施設	軽油タンク1基	重油タンク1基 軽油タンク1基 灯油タンク1基	—	重油タンク1基(60kl) 軽油タンク3基 (3kl・7kl・19kl)
給油倉庫	1か所	—	—	1か所
冷蔵施設	1か所(3室)	1か所(3基)	—	冷蔵庫1棟(鉄筋コンクリート 地上2階地下1階)
水産倉庫	3棟	2棟	2棟	2棟
網干場	—	—	—	2か所
網染場	—	—	1か所	—

5 観 光

〔観光課〕

海・山の豊かな自然に恵まれ、四季折々の楽しさがある伊東温泉は、熱海・別府とともに日本三大温泉場の一つに数えられ、全国有数の温泉湧出量を誇っている。

明治39年1月、伊東村が町制を施行した当時の人口は1万人ほどで、戸数は約1,200戸、商業が220戸、漁業が230戸、その他は農業を営んでおり、温泉宿はわずか33軒であった。

昭和13年12月、待望の国鉄伊東線が開通したことで京浜地方との距離が縮まり、古い湯治場から「東京の奥座敷」と呼ばれるようになり、近代的な温泉地に面目を一新した。

昭和25年7月に国際観光温泉文化都市に、昭和30年3月には富士箱根伊豆国立公園に指定され、「花と海といで湯の街」をキャッチフレーズに観光都市としての基盤を着実に築き上げ、現在では年間約603万人の観光客が来遊している。昭和36年12月、伊豆急行線伊東・下田間が開通し、昭和37年8月に東伊豆道路「渚ライン」、9月には伊豆スカイラインがそれぞれ開通した。さらに、昭和39年の新幹線開通、昭和44年の東名高速道路開通と相まって、一段と交通体系が整備され、来遊客の範囲が大幅に広がることとなった。

一方、昭和34年11月、シャボテン公園の開設、昭和37年10月、小室山リフトの開業、昭和41年3月には伊東市観光会館が完成するなど、施設の拡充が図られ、昭和42年に着手した城ヶ崎海岸の開発によって、昭和43年4月に城ヶ崎ピクニカルコースが完成、昭和45年3月には城ヶ崎自然研究路が完成した。さらに、昭和50年5月に池田20世紀美術館、昭和53年4月に城ヶ崎文化資料館が開館し、昭和52年度に着手した大室山麓さくらの里の整備は昭和55年3月に完了した。

その後も、城ヶ崎のつり橋の架け替え、さくらの里のステージの設置、全国的に話題となった観光施設公衆トイレの建設等を行い、平成11年3月には健康保養地づくり計画を策定するとともに翌12年2月に「健康回復都市宣言」を行い、本市の豊富な温泉と豊かな自然を生かした健康保養地づくりを観光施策の柱に位置づけた。平成13年7月には、新たな観光拠点として観光・文化施設「東海館」及び「伊東マリントウン」がオープンし、平成14年度から平成15年度にかけて伊東市観光基本計画を策定し、観光客のニーズに合った観光地づくりを推進した。平成20年には伊東市インバウンド推進協議会を立ち上げ、外国人観光客の誘客強化を図った。また、平成22年1月に伊豆観光圏の設立、平成23年には伊豆半島ジオパーク推進協議会を設立し、平成24年9月には、日本ジオパークに認定され、伊豆地域の幅広い連携による誘客を図ってきた。平成25年度には、第2次伊東市観光基本計画を策定し、平成26年度においては、伊豆半島ランドデザインを実現するための組織として、美しい伊豆創造センターの設置が決まるなど、新しい時代の観光都市として着実な前進を続けている。伊豆半島ジオパークにおいては、ユネスコ世界ジオパークとして加盟すべく、平成28年度に、新たに申請書を提出し、平成29年度に現地調査を実施した結果、翌年4月17日にユネスコ世界ジオパークに認定された。

平成29年度は、市制施行70周年を記念した冠事業を各種実施した。平成30年度においては、令和元年度から5年間の計画期間とする「第3次観光基本計画」を策定した。令和元年度は4月から6月までの期間、静岡デスティネーションキャンペーン（本番）を実施し、また、5月1日から新元号となることを記念して、花火を打ち上げた。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多くの観光イベントを中止したが、感染症収束後を見据えた観光需要の繋ぎとめを図るため、デジタルマーケティングの手法を用いた本市PR動画を配信した。また、比較的感染状況が落ちついていた時期に伊東温泉「秋花火」、静岡県民を対象とした宿泊促進事業を実施した。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に観光動向が低迷する中、ワーケーションなどの新たな観光需要に対応する施策を推進したほか、国県の宿泊促進施策を注視する中で、オンライントラベルエージェントや市内観光事業者と連携し、伊東市独自の宿泊促進施策を展開した。

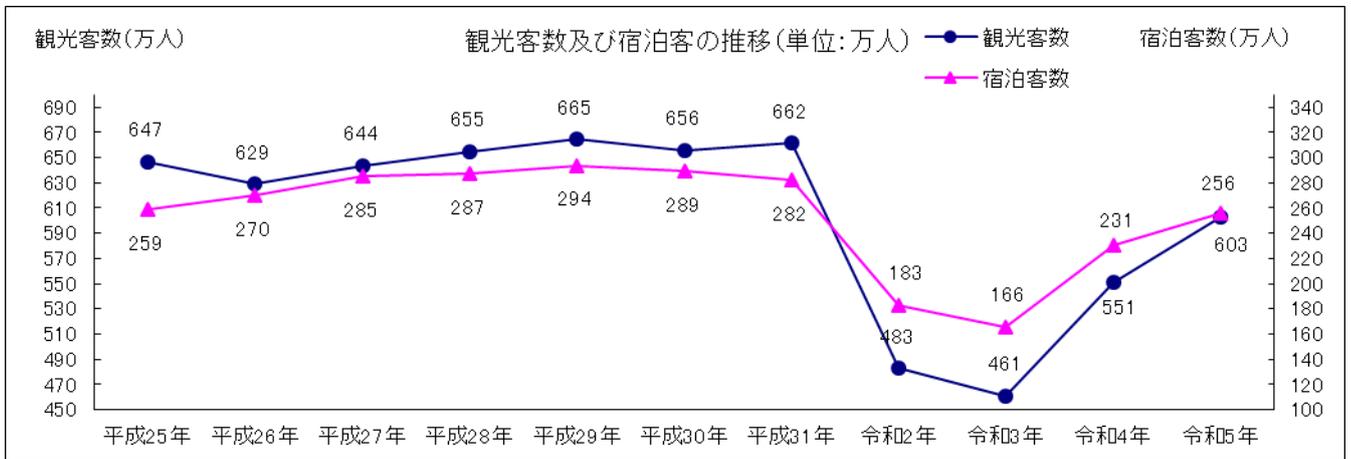
令和4年度は、全国的に行動制限が解除されたとともに、国や県の宿泊促進事業が実施されたことから、観光需要の高まりが見受けられた。本市においても3年ぶりに按針祭海の花火大会を含めた按針祭諸行事を実施するなど、年間を通して従来の観光イベントを開催することができた。

令和5年度は、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類となり、以降の観光イベントについては従来どおり開催することができた。また、令和6年度から5年間の計画期間とする「第4次観光基本計画」を策定した。

(1) 観光都市

① 観光動向 (推計) (単位: 人)

年次	電 車	バス・自家用車	汽 船	合 計	一日平均	宿 泊 客
令和 3	942,100	3,670,200	0	4,612,300	12,636	1,656,700
4	1,188,300	4,325,900	0	5,514,200	15,107	2,310,800
5	1,362,800	4,671,300	0	6,034,100	16,532	2,564,500



② 宿泊施設 (各年12月31日現在、単位: 軒・人)

年次	旅館・ホテル		民宿		ペンション		寮・保養所		その他		合計	
	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数	軒数	収容数
3	235	17,640	30	570	178	3,600	114	3,650	173	1,430	730	26,890
4	234	17,820	26	510	173	3,520	111	3,450	222	1,670	766	26,970
5	251	18,290	31	570	206	3,830	110	3,440	259	1,870	857	28,000

③ 観光資源

[課税課]

ア 地区別温泉分布状況 (令和5年度)

地区別	湯 川	松原	玖須美	岡	鎌田	宇佐美	小室	対島	合計
湧 出	14	17	11	109	34	18	14	40	257
非 湧 出	38	133	65	120	17	23	12	19	427
工 事 中	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉総数	52	150	76	229	51	41	26	59	684

イ 温度別温泉数 (現用口別)

年度	50度以上	45度以上	40度以上	40度未満	合 計	1分間湧出量 (ℓ)
令和 3	8 5	4 7	4 1	1 0 0	2 7 3	2 8, 3 6 4
4	7 7	4 7	3 8	9 3	2 5 5	2 7, 3 5 8
5	7 6	4 7	3 7	9 7	2 5 7	2 6, 8 3 6

④ 観光調査事業

〔観光課・課税課〕

区 分	事業費（千円）			内 容（令和5年度実績）
	3年度	4年度	5年度	
観光消費動向等調査	212	2,995	3,000	観光客の本市での消費額や動向、来訪に至るきっかけ等をより詳細に把握するため、市内の宿泊施設及び観光施設等にQRコードを掲載したパンフレット等を配架し、WEBアンケートを実施した。
温 泉 調 査	400	400	400	市内の温泉の実態を把握するため、伊東温泉協会に委託し、全源泉の温度、湧出量、年度別変化表等を調査（平成23年度から課税課へ移管）

⑤ 観光基本計画

〔観光課〕

本市は古くから温泉湯治場として知られ、昭和25年には国際観光温泉文化都市、昭和30年には富士箱根伊豆国立公園に指定され、宿泊施設やレクリエーション施設の建設、別荘地の開発が行われてきた。平成3年には、年間896万人の観光客が訪れるなど、観光は本市の基幹産業となっている。

しかしながら、近年は観光客ニーズの多様化や長引く不況の影響を受けて、観光客が減少し、基幹産業である観光も低調な状況にある。このため、これまでの観光を見直し、今後の本市の観光のあり方を示す観光基本計画を策定し、もって第三次伊東市総合計画の目標である「住みたい 訪れたい 自然豊かな やすらぎのまち 伊東」の実現に資することを目的に平成14年度から2か年をかけ、平成16年度から平成25年度までの10年間の計画を策定し、平成20年3月には、時代のニーズに合わせるため、計画の見直しを行った。

第1次観光基本計画の計画期間が平成26年3月末で終了したことから、平成26年度から平成30年度までの5か年を計画期間とする第2次観光基本計画を策定した。

第2次観光基本計画は、より観光客のニーズに合った観光地づくりを目指すため、計画期間を5か年とし、より戦略的・機動的な内容の計画を策定した。

第2次観光基本計画の計画期間が平成31年3月末で終了したことから、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間とする第3次観光基本計画を策定した。

第3次観光基本計画は、第2次の計画期間の課題等を抽出し、これに対応した数値目標を設定した。また、「全市的な取組」と「地区別の取組」に分け、今後の方向性を示す計画とした。

第3次観光基本計画の計画期間が令和6年3月末で終了したことから、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とする第4次観光基本計画を策定した。

第4次観光基本計画は、前計画の達成状況、観光を取り巻く環境の変化や現状分析から課題を抽出し、基本方針ごとに目標値を設定した。また、前計画同様、「地区別」に今後の方向性を示す計画とした。

(2) 観光プロモーション

① 委託事業（単位：千円）

事業名	事業費（千円）			内 容（令和5年度実績）
	3年度	4年度	5年度	
【地域活性化事業】				
HIKARI にぎわい演出事業	10,066	8,615	15,165	本市の中心市街地を統一した雰囲気ですライトアップすることにより、夜の街歩きを促し、滞在時間や消費額の拡大を図るとともに、本市全体の観光交流人口の拡大や中心市街地の活性化につなげることを目的に「伊東温泉竹あかり～イルミロマン・ジャパネスク～」を年間通して開催した。
YUKATA にぎわい演出事業	1,684	2,503	4,303	市内観光関連団体が一体となり、温泉街の雰囲気を盛り上げ、“浴衣”をテーマに、市街地のにぎわいを演出し、伊東温泉への誘客及び活力あるまちづくりを推進することを目的とし、浴衣レンタルスペース“ゆかたび”を開設した。
伊東温泉和文化 演出活用事業	2,300	2,100	2,700	【令和3年度から地域活性化事業に移管】 伊東温泉観光・文化施設「東海館」とその周辺施設等にある「和」の雰囲気や歴史・文化を活用し、和文化を通じたおもてなしを創出することで、伊東温泉のイメージアップを図るとともに、次世代への伝統芸能の継承を図った。
高校生観光交流推進事業	338	106	—	令和5年度事業廃止
地域のアイデア実践事業 (旧)伊東エリア ブランディング事業	1,471	1,389	—	令和5年度事業廃止
【観光イベント開催事業】				
春季イベント開催事業	5,413	6,979	6,090	春季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
夏季イベント開催事業	20,430	23,880	23,880	夏季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
秋季イベント開催事業	650	965	552	秋季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
冬季イベント開催事業	12,980	14,200	14,200	冬季の特色等を活かした多様な観光イベントを実施することで本市へのさらなる誘客及びイメージアップを図った。
按針祭執行事業	11,660	11,585	11,279	按針祭海の花火大会を含めた諸行事を開催した。また、按針祭式典と合わせ、徳川宗家第19代当主である徳川家広氏によるトークショーを観光会館で実施した。
警備委託料	5,783	6,995	7,619	年間を通して実施する観光イベント等については、道路交通法、警備業務法等の関係法令に基づき実施する必要があることから、配置が義務付けられている雑踏・交通警備検定有資格者を含め適正に配置することで安全かつ円滑な運営を図った。
【観光情報発信事業】				
観光宣伝印刷物等 作成事業	5,530	5,530	5,530	本市の認知度向上のため、各種宣伝用印刷物を作成し、駅頭ポスターの掲出及びリーフレット等の配架・配布を行った。
伊東温泉街歩き マップ作成事業	700	700	700	令和5年12月からスタートした伊豆・箱根・湯河原湯どき花どきキャンペーンに合わせ、飲食に特化した街歩きマップを作成した。

伊豆高原総合 観光ガイド作成事業	1,649	1,649	1,649	本市の伊豆高原エリアの宿泊施設、観光施設、体験施設、美術館、飲食店、ジオサイトなどを案内するための観光ガイドを作成した。
メディアミックス 宣伝事業	4,050	5,000	4,550	地元コミュニティFMが持つ、地域密着型の情報収集力と、地域での発信力を生かし、通年の観光情報の発信を行った。また、現在増加傾向にあるロケ支援の体制を構築するため、年間を通して観光資源や協力施設等の情報収集を行い、データベースの内容拡充を図った。
伊東温泉観光情報 サイト更新事業	800	800	780	本市職員の勤務時間外にも緊急性・必要性の高い情報を発信できる体制を整え、常に最新の観光情報を提供することで、伊東温泉観光情報サイトへのアクセス機会を増加させた。
伊東温泉観光情報 サイト保守管理業務	2,196	2,195	2,196	本市の認知度向上及び旅行者の利便性・満足度の向上に資する情報を発信するため伊東温泉観光情報サイトを良好な環境で利用できるよう適正な保守管理を行い、本市への観光入込客数及び観光消費額の増大を図った。
伊東市観光案内所 運営事業	4,800	4,800	4,800	来遊客へのおもてなしと利便性向上のために伊東市内及び伊豆の観光案内を実施する案内所を交通要所（伊東マリンタウン内）に設置し、来遊客のニーズを充足するような適切な案内を実施した。
【観光宣伝事業】				
伊東温泉 イメージアップ事業	2,428	2,640	3,940	本市の魅力を多様な手段で発信し、伊東温泉のイメージアップ及び誘客促進を図るための事業を実施した。
外国人観光客誘致 活動推進事業	0	1,000	4,000	外国人観光客の誘致と来訪時の利便性向上を図るため、weiboを活用した中国への情報発信、台湾トップセールス、タイムメディアを招聘してのテレビ番組制作・放映、総合パンフレット（日英）の作成を行った。
伊東温泉宿泊推進事業	43,360	—	—	令和3年度事業完了
伊東温泉宿泊推進事業	—	—	42,347	旅行需要が低下する9月から2月までの間、宿泊促進施策として、宿泊支援事業と団体旅行への催行補助事業（バス旅行支援事業）を実施し、市内経済の活性化を図った。
【シティプロモーション 推進事業】				
伊東市観光 プロモーション推進事業	14,985	10,000	4,997	これまでの事業において、共通イメージを持つためのツールとして制作した「伊東市観光ブランドブック」を軸とした取組として、掲載されている施設等を周遊する旅行商品を造成するとともに、ポスターを作成し、観光地として統一したイメージづくりを推進した。また、本市が誇る観光資源である「まくら投げ」・「ボッチャ」・「夜空」などのコンテンツを磨き上げるなど、本市のブランド構築を目指した取組を実施した。

デジタル マーケティング事業	29,964	29,964	9,955	昨年度までの視聴者データを分析し適正なターゲティングを行った上で、本市の本質的魅力を、広告配信することで、国内外における本市の認知度向上と誘客促進につなげた。 あわせて本市への移住定住の促進を目的に、実際に本市に移住した方へのインタビュー動画を広告配信し、移住先としての本市の認知度向上を図った。
まくら投げ プロモーション事業	5,000	5,000	3,500	本大会の開催に併せ、本市独自のコンテンツである「まくら投げ」の認知度向上を図るため、人気ゲームキャラクターやアイドルを活用したキービジュアルの更新や大会当日の様子を編集したメイキング動画を作成・発信し、メディア等への周知を図った。
ロケツーリズム推進事業	10,116	10,000	3,300	本市へのロケ誘致を積極的に進め、メディアを活用したシティセールスにつなげることで、市民の郷土愛を深め、本市の知名度向上や交流人口の増加、市内経済の活性化を図った。
ワーケーション推進事業	35,000	29,995	26,000	ワーケーションを推進するため、本市が持つ景勝地等の魅力や体験メニューの情報を整理し発信するとともに、ワーケーションをフックとした誘客促進を図った。
伊豆高原観光オフィス運営事業	—	3,504	4,213	地域おこし協力隊を（一社）伊豆高原観光オフィスに派遣し、本市が掲げる滞在型リフレッシュリゾートを推進する事業に従事させることで、組織力の向上や活動強化を図った。
地域力創造事業	—	—	2,200	地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受け、シティプロモーションに寄与する人材の育成を行うとともに、地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで全体的な地域力の向上を図った。
地域の稼げる看板商品創出事業	—	8,999	—	令和4年度事業完了
域内連携促進実証事業	9,000	—	—	令和3年度事業完了
	242,353	201,093	210,445	

② 負担金及び補助金 (単位：千円)

事業名	事業費 (千円)			内 容 (令和5年度実績)
	3年度	4年度	5年度	
各種事業負担金	12,012	15,779	16,063	
	1,757	1,848	1,848	静岡県観光協会運営会費
	849	849	849	静岡県大型観光キャンペーン推進協議会負担金
	250	250	250	富士箱根伊豆テーマ地区推進協議会負担金
	8,436	12,112	12,296	美しい伊豆創造センター負担金
	120	120	120	静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会負担金
	50	50	50	伊豆・富士山周遊促進連絡協議会負担金
	-	-	100	東アジア文化都市事業実行委員会負担金
	550	550	550	ロケツアーリズム協議会負担金
各種事業補助金	44,345	37,284	34,105	
	13,230	12,080	12,080	伊東温泉観光振興事業費補助金
	0	840	-	箸まつり事業費等補助金
	5,548	6,040	8,500	伊東市誘客対策促進事業費補助金
	8,053	9,028	9,441	伊東ゴルフメッカ推進事業費補助金
	4,838	4,772	3,189	映像作品撮影事業費補助金
	1,125	2,534	895	地域おこし協力隊活動事業補助金
	11,551	1,990	-	観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金

③ イベント別宣伝事業 (単位：千円)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催期間	事業費	開催期間	事業費	開催期間	事業費
小室山公園つつじ観賞会	4/29～5/5	2,101	4/29～5/5	2,100	4/15～5/7	2,220
松川タライ乗り競走	中止	750	7/3	4,200	7/2	4,200
夏期花火大会 (夢花火パート1～11・箸)	7/30、7/31 12/4、12/11 12/18、1/8 1/9、1/15 1/22、3/25 3/26	19,680	7/23、7/29 7/30、7/31 8/6、8/14 8/16、8/17 8/20、8/22 8/27	19,680	7/22、7/29 7/30、7/31 8/4、8/12 8/16、8/17 8/19、8/22 8/26	19,680
尻 つ み 祭 り	11/10	650	11/10	650	中止	552
大室山山焼き	3/13	1,620	2/26	1,620	2/18	1,620
合 計		24,801		28,250		28,272

※ 事業名については直近の事業名である。

(3) 観光施設

〔観光課〕

① 観光会館

本市は、昭和25年7月、国際観光温泉文化都市の指定を受けたものの、都市の性格にふさわしい各種会議場を兼ね備えた市民文化センター建設が長年の懸案事項であり、また、全国的な各種団体の大会等の受け入れ施設としての大会議場の建設は観光業者等の切実な要望であった。

このような中、昭和35年4月に発足した会館建設協議会を中心として検討調査を重ね、昭和39年12月に着工、昭和41年3月に完成、同年4月2日にオープンして以来、市内外の団体等の各種行事、会議、その他に利用され、市民文化の向上に寄与する事業を実施している。なお、平成15年度からの2か年事業として客席を改修し、客席数は1,206席から1,007席となった。

ア 本館の概要

区 分	内 容
所在地	伊東市和田一丁目16番1号
完成年月日	昭和41年3月26日
建物の構造	鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階
敷地面積/建設面積	3,812.22㎡/延床面積4,657.85㎡ (1階1,755.00㎡、2階928.41㎡、3階953.08㎡、屋上184.44㎡、地階836.92㎡)
総工事費	3億1,992万7,000円
施設の概要	ホール：固定席1,007席、舞台（奥行10m、間口15m、高さ7.5m） 集会場：第1会議室150人、第2会議室120人、第3会議室30人、第4会議室24人 その他：事務室、全館冷暖房設備

イ 別館の概要

区 分	内 容
所在地	伊東市渚町6番16号
完成年月日	昭和56年8月5日
建物の構造	鉄筋コンクリート造、平屋一部2階建
敷地面積/建設面積	707.95㎡/延床面積765.26㎡(1階616.55㎡、中2階100.92㎡、2階47.79㎡)
総工事費	1億9,593万円
施設の概要	会議室兼展示室 通常(机・椅子使用時)285人 舞台(間口10m・奥行5m)
	控室 10人(中2階)

ウ 利用状況(単位:回)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	本 館	別 館	本 館	別 館	本 館	別 館
官 公 庁	37	9	124	40	140	34
同上外郭団体等	245	29	218	68	195	19
政党・政治団体	6	3	7	4	4	11
労働組合等	15	5	6	2	88	1
教育・文化団体	235	17	265	14	243	19
会社・商店・実業団体	292	68	348	66	343	138
社会福祉・宗教団体	19	2	23	8	12	9
興 行 者	9	0	6	7	6	0
そ の 他	8	0	5	1	6	2
計	866	133	1,002	210	1,037	233

② ふれあいセンター

ア ふれあいセンターの概要

区 分	内 容
施設の目的	観光客と市民との交流を図り、活気ある観光のまちづくりに資する事業を行うとともに、市民の利用に供すること
所在地	伊東市松川町5番10号

完 成 年 月	平成4年3月	
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート4階建	
敷地面積／建築面積	459.1㎡／266.05㎡（延床面積は856.80㎡、ピロティは32.47㎡）	
事 業 費	3億1,019万3,000円	
施 設 の 概 要	1 階	FMラジオ放送を通して観光施設情報及び観光イベント情報の発信拠点として誘客宣伝を行っている。また、平成28年1月12日から松原連絡所が開設された。（FMなぎさステーション：33.375㎡、松原連絡所：17.225㎡、展示コーナー：66.79㎡、事務室：9.65㎡）
	2 階	（公財）伊東市振興公社による展示会や市民等の利用による文化・芸術の振興を目的に活用している。（ギャラリー：163.92㎡）
	3 階	市民等に貸し出しをしている。（多目的ホール：127.42㎡、定員90人） 休憩スペースとして活用している。（ラウンジ：24.17㎡） FM伊東の事務室を設置（事務室：12.6㎡）
	4 階	市民等に貸し出しをしている。（会議室：34.72㎡、定員30人）
開館時間／休館日	午前9時～午後10時／毎週水曜日（水曜日が休日の場合はその翌日）	

イ 利用状況（単位：人・件）

年度	入場者数	ギャラリー	多目的ホール	会 議 室	主 な 活 動
令和 3	10,284	87	61	47	伊東高校城ヶ崎分校アートコース展
4	11,024	158	85	67	伊東高校城ヶ崎分校アートコース展
5	11,076	125	107	86	伊豆伊東高校アートコース展

③ 観光駐車場

〔観光課・都市計画課〕

なぎさ観光駐車場は、平成27年12月1日に自動化され、24時間利用可能となった。また、駐車場面積は3,500㎡で、普通車103台が駐車可能である。

大川橋駐車場は、普通車58台、大型バス2台が駐車可能である。

伊東駅前駐車場は平成13年12月1日に供用を開始し、普通車65台が駐車可能である。

伊東市門脇駐車場は平成20年3月21日に拡張工事が完成し、126台（うち、マイクロバス3台）が駐車可能である。なお、平成20年4月1日から供用開始とした。

利用状況（単位：台）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
な ぎ さ 観 光 駐 車 場	普通車	23,595	17,093	22,681	26,699	26,071
	大川橋駐車場					
	普通車	19,533	11,475	13,568	16,012	15,656
	大型車	16	20	36	100	144
	計	19,549	11,495	13,604	16,112	15,800
伊東駅前駐車場	普通車	92,192	56,674	70,026	91,395	98,821
門脇駐車場	普通車	142,569	107,367	104,525	144,806	152,602
合 計		269,690	192,629	210,836	279,012	293,294

④ 観光トイレ

〔観光課〕

本市の観光トイレは、城ヶ崎海岸や大室山麓のさくらの里などの景勝地を訪れる観光客に、自然のすばらしさを楽しんでもらうだけでなく、快適なトイレを提供することで、旅の美しい思い出をそのまま持ち帰ってもらうという願いを込めて昭和53年から整備を始めた。現在、観光トイレのさらなる整備を進めるため、老朽化しているトイレの改修や、ユニバーサルデザイン化を図るなどして、利用者の利便を図っている。

ア 観光トイレの概要

- | | |
|--|---|
| 1. 手水庵（さくらの里） 49.69 m ² | 2. 磯の香和家（海洋公園） 63.72 m ² |
| 3. 潮騒の手水処（ぼら納屋） 31.5 m ² | 4. 磯の香和家新館（海洋公園） 32.22 m ² |
| 5. 篠海の青椿堂（蓮着寺） 16.56 m ² | 6. 半四郎の落とし処（門脇崎） 35.2 m ² |
| 7. 払（ハレー）・スイセン'86（富戸港） 22.75 m ² | 8. 黒潮の洗い処（新井港） 31.85 m ² |
| 9. オーシャンスツール（川奈海岸） 72.10 m ² | 10. 旅のアシナル（JR宇佐美駅） 28.0 m ² |
| 11. 磯ぎ久の詩野箱（門脇崎） 29.8 m ² | 12. さくらのお陽殿（さくらの里） 24.31 m ² |
| 13. 奥野ダムの公衆便所（奥野ダム） 50.16 m ² | 14. 港のつばき館（観光栈橋） 33.36 m ² |
| 15. 伊東海岸公衆便所（オレンジビーチ） 44.09 m ² | 16. 一碧のおとどけ処（一碧湖） 35.19 m ² |
| 17. ビーナス達の控室（なぎさ公園） 42.2 m ² | 18. こむろの小室処（小室山公園） 39.13 m ² |
| 19. 1110 P R I V Y小室（小室山公園） 36.58 m ² | 20. 御神火の朝顔処（小室山公園） 19.84 m ² |
| 21. ログハウストイレ（奥野ダム） 60.20 m ² | 22. せせらぎの音入れ（奥野ダム） 23.19 m ² |
| 23. いがいがの静落庵（城ヶ崎いがいが根） 33.12 m ² | 24. やまびこの音入れ（奥野ダム） 34.23 m ² |
| 25. 碧の瞳処（一碧湖沼池） 30.20 m ² | 26. 赤沢の清々庵（赤沢海岸） 36.70 m ² |
| 27. 物見の控処（物見塚公園） 30.20 m ² | 28. 藤花の樋箱（藤の広場） 39.74 m ² |
| 29. 浜辺の厠（宇佐美海岸） 36.70 m ² | 30. 宮の館（池） 24.0 m ² |
| 31. 大平の薨（大平の森） 46.4 m ² | 32. 浜辺の清水（宇佐美海岸） 28.50 m ² |
| 33. さくらのお陽殿新館（さくらの里） 7.87 m ² | 34. 幸せの黄色いトイレ（マリントウン） 176.07 m ² |
| 35. 地久保の森観光トイレ（地久保） 19.48 m ² | 36. はしだての浪洗い（橋立駐車場） 19.48 m ² |
| 37. 八幡の杜観光トイレ（八幡野） 18.92 m ² | 38. JR伊東駅前観光トイレ（伊東駅） 72.94 m ² |

イ 整備維持管理事業（単位：千円）

年度	総事業費	事業内容（事業費）
令和 3	4,773	公衆トイレ清掃委託料（4,773）
4	4,101	公衆トイレ清掃委託料（4,101）
5	5,003	公衆トイレ清掃委託料（5,003）

⑤ 文学碑

本市は文学に非常にゆかりが深く、著名文学者の別荘や静養のための滞在などによってその足跡がしるされ、市内には、市または民間で建立された文学碑などが数多く見られる。

ア 市建立の碑

ブランデン（三浦按針）碑、木下柰太郎文学碑、北原白秋歌碑、城ヶ崎ブルース歌碑、与謝野鉄幹・晶子歌碑、みかんの花咲く丘歌碑、室生犀星詩碑、水原秋桜子句碑、殿村菟絲子句碑、ブルーギルの碑（民間共同）、幸田露伴句碑

イ 民間建立の碑

木下柰太郎文学碑、尾崎士郎文学碑、高浜虚子文学碑、尾上紫舟歌碑、穂積忠歌碑、山本六丁子句碑と筆塚、高浜虚子句碑、荻原井泉水句碑、岡野直七郎句碑、森米城句碑、平野萬里歌碑、種田山頭火句碑、佐藤十雨句碑、肝臓先生夫妻顕彰碑（坂口安吾文学碑）、古見豆人句碑、塩田紅果句碑、寿々木米若句碑、雨の城ヶ崎歌碑、阿久悠「蜜柑と魚と」詩碑

⑥ 小室山公園

小室山公園は、別名川奈富士と呼ばれる海拔321mの小室山と、山頂から北西に向かって傾斜した静かな緑地帯を、自然を生かした都市公園として昭和32年に整備に着手した。それ以来、総合グラウンド、野球場、テニスコート、ゲートボール場等の運動施設や、つつじ園、いこいの池、親子広場、芝生広場等の自然とのふれあいの場、さらに、レストハウス、展望台、恐竜広場等を建設したほか、平成27年度以降は、

御神火広場にアスレチック遊具を、平成30年度には地元団体から要望のあったピオトープの整備、芝生広場に幼児向け遊具など整備し、名実ともに総合公園としての充実を図り、自然観賞、運動、休養など、四季を通じて市民、観光客に親しまれる本市の代表的な公園となっている。

また、昭和58年度、59年度の2か年をかけて市の花木であるつばきの観賞園を造成するとともに、つばきの館の建設等を行い、つつじ園とあわせて花の公園にもなっている。例年、12月～4月にかけて1,000種、4,000本のつばきが、また、4月下旬～5月上旬は40種10万本のつつじがそれぞれ見頃となる。

主な施設の概要

施設	開設年月	内 容
リフト	昭和37年10月	東海自動車(株)管理・運営、路線延長 300m、山麓～山頂所要時間3分
レストハウス	昭和41年10月	東海自動車(株)管理・運営、鉄骨造平屋建 388㎡、定員 200人
ゴルフ場	昭和36年10月	(株)サザンクロス管理・運営、敷地 611,000㎡、コース数 18ホール
戦没殉難者慰霊塔	昭和42年4月	伊東市戦没殉難者慰霊塔建立委員会建設・管理、1,515柱合祀

⑦ さくらの里

さくらの里は、標高580mの単成火山である大室山の山麓で、昭和44年に桃900本、桜900本を、また、昭和52年度から3か年をかけて桜2,100本を植栽し、ピクニック広場、駐車場等を整備して観光の新名所となった。

9月中旬開花の十月桜に始まり、寒桜、大寒桜、ソメイヨシノ、一葉、松月、そして5月の佐野菊まで、夏以外はいつも桜が咲いており、ソメイヨシノの開花時期は多くの花見客でにぎわっている。

現在は40種、1,000本の桜が植栽された4,000㎡の自然公園となっている。

維持管理事業（単位：千円）

区分	3年度	4年度	5年度	内 容
さくらの里 維持管理事業	4,600	4,600	4,600	桜の名所であるさくらの里の維持管理に努め、来遊客等の利便を図る。

⑧ 城ヶ崎海岸

大室火山の溶岩が海岸に奔流した雄大な溶岩台地で、全長約20kmにわたって数十mの絶壁が続いている。遠く伊豆七島を一望にし、ヒメユズリハ、ヤマモモ等の大群落があり、国立公園第1種特別地域に指定されている。また、門脇岬には、長さ48m、海面からの高さ23mの吊橋や、遠く伊豆七島や天城連山の峰々を望むことができる展望台を備えた高さ24.9mの灯台があり、城ヶ崎海岸随一の景勝地となっている。

整備維持管理事業（単位：千円）

年度	総事業費	事業内容（事業費）
令和3	6,961	灯台維持管理委託料（2,409）、城ヶ崎海岸維持管理委託料（4,263）、城ヶ崎海岸吊橋安全点検調査委託料（289）
4	6,961	灯台維持管理委託料（2,409）、城ヶ崎海岸維持管理委託料（4,263）、城ヶ崎海岸吊橋安全点検調査委託料（289）
5	6,961	灯台維持管理委託料（2,409）、城ヶ崎海岸維持管理委託料（4,263）、城ヶ崎海岸吊橋安全点検調査委託料（289）

⑨ 一碧湖

「伊豆の瞳」あるいは「伊豆の真珠」と呼ばれ、日本百景の一つでもある一碧湖は、周囲4kmのひょうたん形をした伊豆唯一の湖であり、湖面に映る天城連山が、春には桜、秋には紅葉と、四季折々の趣を見せている。昭和37年度から、遊歩道、公衆トイレ等を設置して整備を進め、昭和41年4月には北米産のブルーギル6,085匹が放流され、昭和43年9月26日の国内初の一般解禁によって、フナ釣りとともに広く親しまれるようになった。なお、このブルーギルは、昭和35年、日米修

好百周年を記念して渡米された天皇陛下が持ち帰られたものを、水産庁淡水区水産研究所が飼養し、東洋レーヨン㈱が譲り受けた後、同研究所、伊東市の三者協力のもとに放流されたものである。

また、平成元年度からは沼池遊歩道等の整備や、休憩卓、ベンチ、自然観察橋等の設置、公衆トイレの改築、建設等の事業を行い、平成15年度からの5か年事業で周遊歩道の整備を行った。また、令和元年度には自然観察橋の改修、令和元年度から2年度に掛けて大池遊歩道一部のウッドチップ舗装工事を行い、利用者の利便性の向上を図った。

整備維持管理事業（単位：千円）

区 分	令和3年度	4年度	5年度	内 容
一碧湖周辺観光施設管理委託料	2,000	2,000	2,000	日本百景の一つである一碧湖の維持管理を図ることにより、来遊客の増大と利便を図る。

⑩ 松川湖

温泉街の中心を流れる伊東大川（通称：松川）の上流に治水・飲料水の確保のために建設された伊豆半島唯一のロックフィルダムである奥野ダムによって生まれた湖が松川湖である。

周辺には四季折々に花が咲く自然公園や水遊び広場が整備されており、さらに、長さ100mの歩道橋（斜張橋）「奥野エコブリッジ」をシンボルに、多くの人々に親しまれている。

奥野ダム・松川湖畔観光施設整備事業の概要としては、昭和62年度から平成11年度までの間に、実施済事業費8億773万5,000円となっており、周遊遊歩道、展望広場、梅の広場、小鳥のもり、ログハウス、観光トイレ、駐車場等が完成、整備されている。

なお、松川湖という名称は、市民からの公募によるものである。

また、平成26年度からの3か年でエコブリッジの延命化を図るため、橋梁塗装工事を実施した。

⑪ 海水浴場

海水浴場の安全対策として、オレンジビーチ、宇佐美海水浴場、川奈海水浴場に、それぞれ監視所を設置してライフセイバーを配置し、あわせて警察署等関係機関の協力も求めて、海水浴場の安全を図っている。

また、平成29年度からは、海水浴場開設期間においてオレンジビーチにウォーターパークを開設し、減少傾向である海水浴客の増加対策を図っている。

ア 海水浴客数の状況（単位：人）

年度	オレンジビーチ	宇佐美海岸	川奈海岸	川奈いるか浜公園	富戸海岸	八幡野・赤沢海岸	合 計
3	19,183	7,351	2,252	7,175	1,139	696	37,796
4	25,740	8,688	2,859	10,488	1,514	926	50,215
5	28,800	5,839	2,719	9,770	1,494	913	49,535

イ ウォーターパーク利用者の状況（単位：人）

年度	市外(大人)	市外(子供)	市外(計)	市内(大人)	市内(子供)	市内(計)	合 計
3	1,734	2,544	4,278	44	82	126	4,404
4	2,858	4,040	6,898	85	91	176	7,074
5	2,834	4,176	7,010	158	135	293	7,303

⑫ 海浜プール

ア 海浜プールの概要

区 分	内 容
完 成 年 月 日	昭和42年3月31日
敷 地 面 積	1,233.4㎡
建 設 費	1,754万5,000円

開放日時	7月15日～17日、7月22日～8月27日の午前9時～午後5時
利用料金	大人150円、小人(15歳未満)40円

イ 施設の概要

区分	内 容
一般用プール	鋼板製、淡水、長さ25m・幅13.1m(6コース)・深さ1.2m～1.4m
児童用プール	鋼板製、淡水、変形広さ70㎡、深さ0.6m、スベリ台・遊戯用動物模型付
循環ろ過減菌装置	ろ過回転、次亜塩素酸滅菌
附属施設	売店(4㎡)、監視塔、シャワー、洗眼設備等
その他の施設	鉄筋コンクリート造平屋建132㎡(更衣室、事務室、機械室、救護室、便所等)

ウ 利用状況(単位:人)

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
大人	1,720	615	640	967	1,617
小人	2,825	1,040	1,329	1,479	2,587
合計	4,545	1,655	1,969	2,446	4,204

⑬ 花咲く伊東整備事業

本市では、伊東温泉のキャッチフレーズである「花と海といで湯の街」を目指し、花壇等を四季の花で飾り、伊東温泉のイメージアップに努めている。

平成元年から開始されたこの事業では、国道135号バイパス中央分離帯、伊東温泉シンボル柱花壇、伊東海岸バイパス沿花壇を中心とした市内各所に草花を植栽している。また、市道南口線いでゆ橋については、平成26年度まで伊東花の応援団の協力により、フラワーボットの維持管理を行っていたが、平成27年3月に解散したため、その後は花壇の維持管理に含め委託している。

平成26年度は、第2回ANJINサミット及び第68回按針祭の開催に併せ、「ANJINサミットを応援する市民の会」を中心とした市民や市民団体と協働する中で、市内各所を花で彩る「花でおもてなし事業」を展開し、観光地としての「おもてなし」をすることで伊東温泉のイメージアップを図った。平成29年度は、市制施行70周年を記念した「花でおもてなし事業」として、「花と海といで湯の街プロジェクト実行委員会」に委託する中で、寄贈頂いたメーンブーゲンを土肥から移植したほか、川口公園や宇佐美留田浜辺公園などにブーゲンビリアを植栽した。また、同じく市制施行70周年を記念として、伊東市役所東側玄関前に和風庭園を整備し、年間を通して花のある街づくりや、来庁者への「おもてなし」に努めた。平成30年度は、本市の玄関口である伊東駅前ロータリーと、そこから市街地へと繋がる伊東駅前通り及び按針メモリアルパークにブーゲンビリアを期間限定で設置した。

令和元年度から、藤の広場、川口公園、宇佐美留田浜辺公園に植栽しているブーゲンビリアの定期的な見回りや剪定等を専門業者に委託した。令和2年度から令和5年度にかけては、耐暑性、耐寒性に強く植替えが不要な多年草を植栽し、経費削減を図る中で、常にきれいな花壇を維持できるよう努めた。

ア 植栽内容(単位:千円)

年度	事業費	植 栽 内 容
令和3	6,636	国道135号バイパス、シンボル柱外4花壇
4	3,479	国道135号バイパス、シンボル柱外5花壇
5	3,412	国道135号バイパス、シンボル柱外5花壇

イ 花でおもてなし事業(単位:千円)

年度	事業費	植 栽 内 容
令和3	300	ブーゲンビリアの維持管理(藤の広場、川口公園、宇佐美留田浜辺公園)
4	0	
5	0	

ウ 庁舎東側玄関前庭園整備事業（単位：千円）

年度	事業費	植 栽 内 容
29	3,500	庁舎東側玄関前に和風庭園を整備

(4) 白石マリンタウン

〔観光課〕

① 事業の沿革

年 月	内 容
昭和53年6月	新宇佐美トンネル掘削土の処分、国道135号バイパス用地等の確保を目的に白石埋立地着工
56年6月	市公共用地利用構想審議会が「水族館を主体とした施設が望ましい」と答申
59年3月	財団法人余暇開発センターが「温泉利用施設構想」を提案
10月	伊東シンポジウム'84で、「海洋レジャーへの対応の強化」を提言
60年3月	白石埋立地竣工
61年10月	㈱電通が「伊東フィッシャーマンズ・ワーフ構想（略称IFW構想）」を提言
62年6月	「伊東港白石マリンタウン・プロジェクト調査報告」を作成（昭和63年12月完了）
平成2年5月	第三セクター・伊東マリンタウン・設立（資本金7億4,400万円、出資団体は市ほか12社）
3年5月	「白石マリンタウン・海想都市」基本計画を作成、公表
4年2月	公共マリーナの防波堤築造工事着手（事業主体は静岡県）
5年2月	県が国土庁など6省庁に申請していた「にっぽんリゾートふじの国」構想が承認される。
6月	ボートヤードのための公有水面埋立工事着手
8月	事業採算性などの再検討を行い、施設計画の変更、新たな基本設計を公表
7年5月	公有水面埋立工事竣工
8年11月	白石マリンタウン・プレイベント「次郎おさるランド」オープン
11年8月	前期アミューズメント施設基本設計を作成、公表
9月	護岸改修、プロムナード整備工事着手
12年4月	国・県・市の関係者で「伊東港白石地区マリーナ（仮称）基本設計競技審査会」を設置
6月	前期アミューズメント施設（観光商業施設・温泉施設・港湾管理施設）建設工事着手
8月	護岸改修、プロムナード整備工事完成
10月	伊東港白石マリーナ（仮称）施設係留棧橋整備工事着手
11月	マリーナ施設の名称を、伊東サンライズマリーナに決定
13年3月	伊東サンライズマリーナ施設係留棧橋整備工事完成（係留棧橋2基、30ft42隻）
4月	伊東サンライズマリーナ一部供用開始
7月	伊東マリンタウンランドオープン
9月	伊東サンライズマリーナ施設係留棧橋整備工事着手
14年3月	伊東サンライズマリーナ施設係留棧橋整備工事完成（係留棧橋3基、35ft26隻、40ft22隻、50ft10隻、計58隻）
4月	伊東サンライズマリーナ給油棧橋整備工事着手
6月	伊東サンライズマリーナ給油施設整備工事着手（第三セクター伊東マリンタウン・発注）
7月	伊東サンライズマリーナ給油棧橋整備工事完成、伊東サンライズマリーナ「海道の旅（マリンロード構想）宿場町」に登録
8月	伊東マリンタウン「道の駅」に登録、伊東サンライズマリーナボートヤード整備工事着手、伊東サンライズマリーナ上下架施設整備工事着手
9月	伊東サンライズマリーナ給油施設整備工事完成
15年5月	伊東サンライズマリーナ上下架施設整備工事完成（25t）
6月	伊東サンライズマリーナボートヤード整備工事一部完成（51隻）
7月	伊東サンライズマリーナ修理工場整備工事着手（第3セクター伊東マリンタウン・発注）

16年 3月	伊東サンライズマリーナ修理工場整備工事完成
17年 3月	伊東サンライズマリーナボートヤード整備工事完成 (123 隻) 防波堤築造工事完成 (417.5m) 伊東サンライズマリーナ「海の駅」に登録
17年 4月	白石防波堤遊歩道「伊東マリンロード」供用開始
7月	モニュメント「あい・讃歌」完成
18年 12月	プロムナード展望デッキ設置(8m×5m 2基)
19年 11月	ビジター棧橋増設(64.5m)
20年 2月	プロムナード展望デッキ設置(15.7m×4m)
21年 3月	ビジター棧橋増設(65.5m)、プロムナード足湯「あったまりーな」建設 (43m)
22年 3月	プロムナード展望デッキ設置(18.0m)
23年 3月	ビジター棧橋増設(20.0m)
23年 12月	スタンド階段整備 (28.0m)
25年 3月	スタンド階段日除け整備 (11.0m)
25年 8月	スタンド階段日除け整備 (11.5m)
27年 3月	犬の足湯「わんらぶゆう」整備 (5.5m×2基)
28年 3月	観光トイレ「幸せの黄色いトイレ」整備 (176.07㎡)
29年 2月	プロムナード木道改修 (23.6m)
30年 1月	プロムナード木道改修 (23.6m)
30年 2月	伊東サンライズマリーナ浮棧橋修繕
30年 7月	伊東サンライズマリーナ浮棧橋修繕
31年 2月	喫煙所整備
令和元年 9月	伊東サンライズマリーナ浮棧橋修繕
4年 1月	伊東サンライズマリーナ浮棧橋修繕
5年 3月	伊東サンライズマリーナ浮棧橋修繕
6年 3月	伊東サンライズマリーナ浮棧橋修繕

② 事業・施設の概要

区 分	内 容
事業主体	陸域部分の整備、運営は第三セクター、港湾部分の整備は公共事業
陸域計画面積	第1期整備面積 51,400㎡ (既存埋立地 38,260㎡、新規埋立地 13,140㎡) 第2期整備面積 35,000㎡ (新規埋立地 35,000㎡)
事業費	陸域施設第1期前期アミューズメント施設 (観光商業施設、温泉施設、港湾管理施設) が約33億円をかけて完成している。
オーシャン バザール (観光商業施設)	海産物のマーケットや海をテーマにしたマリングッズ、伊東名産品の販売、フードコート、レストラン街等のフィッシャーマンズワープ施設、観光情報等の入手や予約ができるインフォメーションセンター
シーサイドスパ (温泉施設)	海が一望できる大浴場、露天風呂、サウナ、個室タイプのジャグジー等の温泉施設、さらに、マッサージコーナー、アロマエステ等のリラクゼーション施設、健脳健身トレーニングルーム、レストラン
ポートセンター (港湾管理施設)	サンライズマリーナのクラブハウス等の港湾管理施設、遊覧船の待合室、会議室
マリーナ	海上96隻、陸上107隻 計203隻 (令和6年3月31日現在)
イベント広場	イベント等が開催できる広場 (敷地面積 2,900㎡)
駐 車 場	収容台数 305台 (大型車用8台、普通車用288台、身障者用9台)

(5) 市庁舎跡地利用

〔資産経営課〕

事業の沿革

年 月	内 容
平成4年 5月	伊東市庁舎跡地利用構想審議会設置（市議会議員及び学識経験者 20 人で構成）
5年 11月	伊東市庁舎跡地利用構想審議会答申（文化施設、公的施設、大規模駐車場の3案） 市庁舎跡地利用計画検討委員会設置（市職員 16 人で構成）
7年 3月	市庁舎跡地利用計画調査報告（利用構想審議会答申を踏まえ、・地域まちづくり研究所提案）
5月	平成8年 11月にかけて、用地交渉延べ三十数回（面積 692.37 m ² 、金額1億9,560万1,446円）
8年 3月	市庁舎跡地利用基本計画業務委託（事業費 247万2,000円）
5月	伊東市大川橋駐車場供用開始（面積 1,407 m ² 、駐車台数 58 台）
9月	市庁舎跡地広場基本設計協議（審査委員会は、助役、関係部課長 10 人で構成）
9年 3月	市庁舎跡地広場実施設計（設計事業費 422万3,000円）
5月	伊東市大川橋駐車場区域増設による供用開始（面積 2,099.37 m ² 、駐車台数 84 台）
8月	平成9年 12月にかけて市庁舎跡地広場整備工事入札（土木部分、公衆便所、植栽部分）
10年 3月	駿河銀行伊東支店跡地購入（面積 436.81 m ² 、金額1億200万円）
4月	松川藤の広場供用開始（各種イベントを開催、集客力のある文化施設を目指す）
18年 7月	松川藤の広場隣接地（旧斉藤ビル跡地）購入（面積 72.19 m ² 、金額 1,500万円）
23年 5月	松川藤の広場隣接地（松川藤の広場トイレ裏）購入（面積 674.70 m ² 、金額 4,454万6千円）

(6) 東海館

東海館の概要

〔観光課〕

区 分	内 容
事業の概要	東海館は昭和初期に建てられた木造旅館であり、平成9年7月に市へ建物の寄附がされた。 平成10年4月には伊東市指定有形文化財に指定されたが、建物の老朽化により耐震性に問題があったため保存改修を行い、平成13年7月に「伊東温泉観光・文化施設東海館」としてオープンし、市街地の観光拠点の一つとしてもにぎわっている。
施設の概要	入浴施設、お茶会などに利用できる休み処、夕涼みができる客間ほか
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎月第3火曜日（祝祭日に当たる場合は、その翌日）、元日
利用状況	令和3年度 入館者数：28,774人、入浴者数：1,223人 令和4年度 入館者数：47,830人、入浴者数：3,223人 令和5年度 入館者数：51,830人、入浴者数：4,035人

6 商 工

〔産業課〕

本市は温泉観光地として、高度経済成長の中にあつて宿泊及びレクリエーション施設の建設、別荘地開発が行われ、これに付随する観光サービス産業を基盤とした発展を遂げてきた。

商業は、観光と関連する飲食・土産物・小売業が中心となり、一方、工業は平地が少ない上に市域の44.6%が国立公園内にあるため、工場等の立地が難しい現状にある。

また、製造業は食料品製造（干物・菓子）が中心で、その担い手は零細中小企業である。

このような産業形態の中で、観光サービス産業を基幹とした産業の育成が図られ、市内経済の発展につながってきた。最近では、伊豆東海岸の商業振興地域として郊外型大・中規模店舗の進出により、市外消費者の利用も図られる反面、中心市街地には閉塞感が漂うなど厳しい経済状況下であり、商店街や業種組合が連携を図る中で、その対応策が急がれている。

(1) 商工の現況

① 商店数及び売上高

区 分	平成28年		
	商店数（軒）	従業員（人）	年間売上額（百万円）
一 般 卸 売 業	140	745	37,388
各 種 商 品 小 売 業	1	140	-
織物衣類身廻り品小売業	89	253	3,320
飲 食 料 品 小 売 業	275	1,775	28,869
機 械 器 具 小 売 業	82	447	12,383
そ の 他 小 売 業	269	1,530	-
無 店 舗 小 売 業	8	15	231
合 計	864	4,905	115,683

区 分	令和3年		
	商店数（軒）	従業員（人）	年間売上額（百万円）
一 般 卸 売 業	121	644	21,785
各 種 商 品 小 売 業	2	130	-
織物衣類身廻り品小売業	78	256	2,811
飲 食 料 品 小 売 業	259	1,849	28,686
機 械 器 具 小 売 業	82	451	12,182
そ の 他 小 売 業	240	1,388	-
無 店 舗 小 売 業	11	66	807
合 計	793	4,784	95,581

※1 データは、経済センサスによるものである。

※2 年間売上額が「-」となっているものについては、特定の事業所の数値が判別できないよう非記載とするものであり、各数値の端数処理は四捨五入とするため、合計に相違がある。

② 分野別工業の概況（データは経済センサス活動調査及び工業統計調査によるもので、製造品出荷額は従業員4人以上の事業所のもの）

区 分	事業所（軒）		従業員（人）		製造品出荷額（万円）	
	平成30年	令和3年	平成30年	令和3年	平成30年	令和3年
食 料 品	25	24	349	342	385,453	358,172
飲料・飼料・たばこ	4	4	66	61	104,587	93,778
家具・装備品	1	1	5	5	—	—
出版・印刷	1	1	5	4	—	—
窯業・土石	4	4	46	47	61,877	82,341
その他の製造業等	1	1	7	5	—	—

※ 製造品出荷額が「—」となっているものについては、特定の事業所の数値が判別できないよう非記載とするものである。

(2) 商工振興・金融対策事業

本市の商工業は、伊東商工会議所を頂点として、中小企業等協同組合法による組合、商店街振興組合法による組合、任意の商店会及び各種業者団体が結成されている。また、市内8の商店会により、伊東市商店街連盟を構成し、活動を行っている。

また、その他、商工会議所が経営相談をはじめとした各種相談を行うとともに、中小企業等を対象とした税務講習会、経理講習会、経営講演会等を実施している。

小口資金融資

区 分	内 容
目 的	小規模事業者に対して小口事業資金の融資の円滑化を図り、事業の維持発展に資する。
利 子 補 給	平成14年度から小口資金融資をそれまでの貸付原資預託方式から利子補給方式に変更したことで中小企業者が従来どおり低利で融資を受けられるよう、取り扱い金融機関に基準金利と融資利率の差を利子補給した。令和5年度利子補給総額：22,228千円
融 資 内 容	額：1企業者700万円以内、利率：0.88%、期間：5年以内、保証料：0.30～1.25% ※令和2年3月2日から令和6年3月31日までの融資については、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として自己負担利率を0%とした。
融 資 申 込	令和3年度：166件/4億8,888万円、令和4年度：189件/6億2,114万円 令和5年度：302件/12億445万円

(3) 補助金交付事業

① 商工業振興事業補助金

事 業 名	補 助 金 (千円)			内 容
	3年度	4年度	5年度	
商 工 団 体 育 成 事 業	400	2,200	2,000	商店街活動の活性化、個々の商店の振興に寄与した。 (R4事業統合により増額)
	550	550	550	たばこ売上げの共同宣伝、店舗指導等サービス向上
中 小 企 業 振 興 対 策 事 業	6,000	6,000	6,000	商工業者への指導・相談と商工業活性化の各種事業等を実施し、商工業の総合的発展を図った。
住 宅 リ フ ォ ー ム 振 興 事 業	37,557	40,000	36,269	市民が市内の施工業者を利用し住宅をリフォーム工事する場合、経費の一部を助成し、地元建築関連業者の振興を図った。
店 舗 リ フ ォ ー ム 振 興 事 業	1,540	1,055	1,781	市内の施工業者を利用し店舗をリフォーム工事する場合、経費の一部を助成し、魅力ある店舗の創出及び地元建築関連業者の振興を図った。

木造住宅建替支援事業	4,900	2,800	4,200	市民が市内の施工業者を利用し旧耐震基準の木造住宅の建て替えを行う場合、経費の一部を助成し、地元建築関連業者の振興を図った。(R4からの繰越明許1,400千円を含む)
商業パワー全開事業	1,500	1,500	1,500	創意工夫により商店街等のにぎわいを創出する事業や、自ら直面する課題を抽出し、解決のための事業を実施する商店街団体等に対し助成を行い、商業の活性化を図った。
商店街共同施設設置事業	0	1,788	0	商店街が自主的に行う商店街共同施設の設置等を支援し、商店街の環境整備を行う。
起業支援及び空き店舗対策事業	11,521	10,875	10,361	起業家及び商店街の空き店舗利用者を対象に、開業資金や家賃等に対する助成を行うことで、起業の推進及び商店街のにぎわい創出につなげ、市内経済の活性化を図る。
菓子のまち振興事業	600	600	600	「いとうはお菓子のまち」であることを、市内外に広くPRすることで、菓子関連業の振興及び地域商業の活性化を図った。 ※「和菓子振興事業」と「いとう菓子共和国事業」を統合
伊東産活力創出事業	3,000	2,668	3,000	地域資源(特産品・素材・開発商品など)から伊東の新たな魅力を創出し、これを伊東ブランドとして認定し、効果的に広報、情報発信することで、市内商工業及び観光業の活性化を図る。
商店街集客スポット整備事業	0	0	0	商店街に集客スポットを整備し、市民や観光客により撮影された写真や動画が、SNSなどで拡散されることによる商店街の知名度向上や誘客促進を図る。
商店街テナントミックス構築実証事業補助金	0	4,316	0	商店街において、来街者の分析、魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスに向けた仕組みづくり等に取り組む実証事業に対する支援

② 利子補給

区 分	件 数 (件) / 金 額 (千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済変動対策資金貸付金利子補給金	694/112,496	792/119,072	783/112,766
経営安定資金貸付金利子補給金	0/0	7/425	28/1,444
小規模事業者経営改善資金貸付金利子補給金	17/306	7/170	11/127
開業パワーアップ支援資金貸付金利子補給金	19/426	23/549	18/240
合 計	730/113,228	829/120,216	840/114,577

(4) 計量行政

区 分	内 容
事業概要	商取引きなどに使用される「はかり」の検査を行うとともに、商品が正しい量目で販売されるように立入検査や指導を実施し、正しい計量の確保に努める。
検査状況	令和3年度：検査日数1日、立ち入り事業所3か所、量目検査品数137個 令和4年度：検査日数2日、立ち入り事業所3か所、量目検査品数112個 令和5年度：検査日数1日、立ち入り事業所3か所、量目検査品数109個

7 競 輪

〔公営競技事務所〕

(1) 競輪事業の沿革

年 月	内 容
昭和 25 年 9 月	県・市共催による第 1 回目の競輪を開催
26 年 1 月	赤字開催が続いたため、県が第 3 回目をもってその後の開催から撤退
3 月	県から単独開催権の譲渡を受け、伊東市営による第 1 回目の競輪を開催 赤字解消策として、熱海、沼津、静岡、清水の各市と伊東駅前に場外車券売場を開設
36 年	売り上げ及び収益金は順調な伸びを示していたが、「長沼答申」により、宣伝関係の自粛、場外車券売場の廃止（清水場外休止）等、公営ギャンブルに対する抜本的な施策がなされる。
39 年末	競輪場所有者が伊東温泉競輪スポーツから三生興産(株)に変わる。
40 年以後	第 1、第 2、第 3 スタンドの建設を初め、場内諸施設の設備改善を実施
48 年	高度経済成長に乗り、売り上げ及び収益が大きな伸長を示していたが、オイルショック以来、長期にわたる経済不況、各種レジャー産業の多様化、多種公営競技場に比較しての施設充実の遅れ等の影響とも相まって、入場人員、売上金ともに減少の状態が続くようになる。
50 年代	前半は景気が好転し順調に推移するが、末期は業績が極めて低落し、各自治体の開催収支は赤字あるいは赤字寸前となる。
60 年 11 月	全国の公営競技場で一斉に暴力団、ノミ屋等の取り締まりを実施
63 年	競輪事業の総合的な見直しを行い、入場者、売り上げの浮揚策を講じた結果、60年代に入り低迷を脱し、以後、平成3年度まで平成景気に乗り、堅調な伸びを見せた。
平成 4 年度	バブル経済の崩壊により入場者、売り上げとも減少の状態が続く。
4 年 11 月	投票窓口の新機種マルチユニット発売機等の導入
6 年度	記念競輪臨時場外車券売場を依頼
7 年度	他場記念競輪臨時場外車券売場の開設
8 年度	特別競輪等臨時場外車券売場の開設とともに臨時従事員の削減など経常経費の縮減による収益の向上に努めるが、長期的な経済不況により、売り上げは依然低迷を続ける。
9 年 9 月	バンクの全面改修、既存特別観覧席の改修、競輪選手宿舍の建設
10 年 6 月	第 4 スタンド特別観覧席が完成
11 年 3 月	借上施行者である静岡県六市競輪組合及び清水市が伊東温泉競輪から撤退し、4 月開催から伊東市の単独開催となる。
11 年 10 月	準特別競輪「ふるさとダービー伊東温泉」開催
14 年 2 月	第 1 回東西王座戦・東王座戦開催
15 年 6 月	新賭式導入（3 連単他賭式）
18 年 2 月	第 5 回東西王座戦・東王座戦開催
20 年 10 月	重勝式車券チャリット導入
21 年 7 月	チャリットで通常車券（7 賭式）の発売を開始
23 年 3 月	チャリット重勝式キャリーオーバーが 2 億円を超える。
23 年 11 月	チャリット重勝式キャリーオーバーが 3 億円を超える。
24 年 3 月	東日本大震災被災地支援 日韓対抗戦競輪 2012 開催
24 年 12 月	チャリット重勝式的中 払戻額 5 億 2,462 万 7,700 円（公営競技史上 2 番目の高額配当）
25 年 11 月	48 年ぶりに復活したガールズケイリンを初めて開催
26 年 4 月	特別競輪「第 30 回共同通信社杯」開催
26 年 12 月	伊東温泉競輪場初のナイター開催（ミカリンナイトレース）を実施
27 年 11 月	第 16 回ジャパンカップ開催
28 年 5 月	第 63 回全日本プロ選手権自転車競技大会及び全プロ記念競輪開催
29 年 7 月	特別競輪「第 13 回サマーナイトフェスティバル」開催
29 年 11 月	第 28 回ジャパンカップ開催

30年 6月	伊東温泉競輪場初のモーニング競輪を実施
30年 10月	ガールズドリームトーナメント（ガールズ競輪6レースを含む全11レース制）を実施
31年 2月	伊東温泉競輪場初のミッドナイト競輪を実施
31年 4月	第9回国際自転車トラック競技支援競輪（GⅢ）開催
令和元年 11月	第40回ジャパンカップ開催
2年 2月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本場4開催（R1：第13回、R2：第2回～4回）を無観客で実施。また、2月～6月末まで、場外発売を中止（46開催）
2年 9月	特別競輪「第36回共同通信社杯」開催
3年 3月	競輪場所有者が三生興産株から㈱チャリ・ロトに変わる。
3年 8月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月21日から9月16日までの間、第13回市営競輪（9月6日～8日：モーニング開催）を無観客開催、場外開催を中止とした。（12開催）
3年 11月	第52回ジャパンカップ×HPCJC開催
4年 10月	第4スタンド（第2特別観覧席等）及びミカリンサイクルパークをリニューアル 第4スタンド3階にロイヤル席を新設 キャッシュレス投票機「CLAP」導入
5年 2月	第6回施設整備等協賛競輪 in 伊東温泉「花と海といで湯賞（GⅢ）」開催
5年 7月	伊東温泉競輪初のFⅠミッドナイト競輪（S級戦）を実施
5年 10月	第64回ジャパンカップ×HPCJC開催
5年 12月	伊東温泉競輪初のGⅢナイター競輪（開設73周年記念競輪）を実施
6年 3月	令和6年能登半島地震復興支援競輪、大阪・関西万博協賛GⅢナイター開催

(2) 競輪場施設（令和6年4月1日現在）

① 伊東温泉競輪の概要

区 分	内 容
敷地面積	12万2,607.84㎡
収容人員	1万1,000人
会計年度任用職員 （パートタイム）	57人（すべて女性：発売関係19人、入場券関係2人、雑務・接待関係9人 清掃員22人、本部2人、庶務3人）
入 場 料	入場料：無料（平成26年12月18日開催から実施） 特別観覧席：1人1,000円、ロイヤル席：1人2,000円
施設借上料率	市営競輪については、売上額の3.9%、（電話投票分は1.95%）、依頼場外売場0.975%、チャリロト0.5%（ただし、ミッドナイト競輪は本場売上げがないため、電話投票分2%、依頼場外売場1%とする。） 受託場外発売分については、売上額の2.2%としたが、令和6年度から開催運営業務委託に伴い廃止

② 施設の概要

区 分	内 容
競 走 路	構造：特殊シードアスファルト・ウォークストップ塗装 周長：333.33m 幅員：ホームストレッチ11.00m、バックストレッチ9.30m、センター7.80m 傾斜：曲線部34度41分9秒、直線部3度26分1秒
観覧スタンド	第1スタンド：鉄筋コンクリート造3階建、総床面積1,936.50㎡ 第2スタンド：鉄骨造一部冷暖房付4階建一部5階建、総床面積3,289.50㎡ 第3スタンド：鉄筋コンクリート造3階建、総床面積4,010.50㎡ 第4スタンド：鉄骨造3階建、総床面積2,806.90㎡

入 場 門 前 売 り 所	西口：鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建50.66㎡、西口投票所
	東口：鉄骨造平屋建275.28㎡、東口投票所、保守員室、自衛警備員室、ガードマン室、手荷物預り所
テレビ設備	観 覧 用：レース実況中継カラーテレビ159台 告知用モニターテレビ7台 実況放送装置一式、スロービデオ装置一式（平成26年4月HD化を実施） 投票用大型モニター1台
	業 務 用：業務用及び窓口用カラーテレビ86台
	警 備 用：リモコン式カメラ35台 受像機77台 VTR装置6台 ビデオプリンター2台
選手・競技会 関係施設	選手管理棟：鉄骨一部鉄筋コンクリート造（耐火被覆）5階建、延床面積2,979.12㎡ 競技員室及び誘導員控室：鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積129.50㎡
その他の施設	電光式表示装置：電光式決定表示装置1か所、成績表示装置2か所 レストラン：鉄骨造平屋建、面積394.96㎡（平成21年閉鎖） 湯茶接待所：無料休憩所 児童遊園地：2,760㎡

③ 投票所

名 称	面 積	発売窓口	払戻窓口	自動発売 払戻兼用機	キャッシュ レス投票機	キャッシュレ ス入出金機	従事員数
第1投票所	257.25㎡	38窓	1窓	12台	0台	0台	6人
第4投票所	89.59	1	1	3	0	0	3
第2特別観覧席	1,890.79	13	5	9	8	4	6
西口投票所	50.66	2	2	2	0	0	2
東口投票所	49.80	1	1	2	0	0	2
合 計	2,338.09	55	10	28	8	4	19

④ 駐車場

名 称	面 積	自 動 車	自 転 車 等	備 考
西口第1駐車場	3,968.80㎡	100台	100台	施設会社所有
東口第1駐車場	14,535.00	800	—	〃
東口第2駐車場	6,235.00	300	—	〃
合 計	24,738.80	1,200	100	

(3) 事業実績

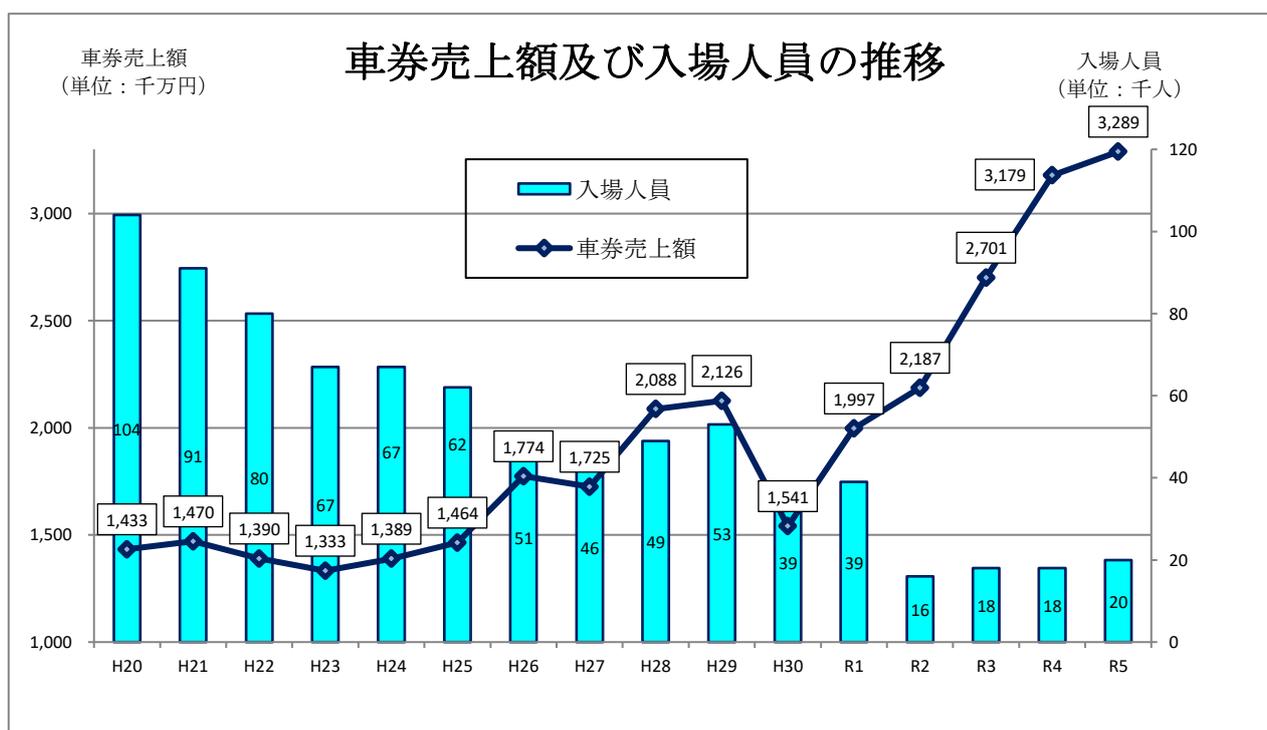
① 売上実績

年度	車券売上額 (千円)	入場人員 (人)	市営開催売上額 (千円)	開催回数(回)	繰出金 (千円)
昭和25～63	444,415,166	14,584,966	276,610,740	291	16,217,200
平成元～20	475,513,536	5,739,548	378,396,839	209	8,420,000
平成21～30	163,005,591	607,127	162,422,586	121	282,000
令和元	19,972,964	39,200	19,902,742	13	100,000
2	21,870,374	15,909	21,802,375	13	150,000
3	27,005,870	18,495	26,915,420	13	250,000
4	31,792,656	17,661	31,654,150	15	400,000
5	32,891,797	20,149	32,807,608	13	1,400,000
合計	1,216,467,954	21,043,055	950,512,460	688	27,219,200

② 競輪事業特別会計収支（令和5年度、令和6年度は予算額、単位：千円）

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	事業収入	19,978,142	21,872,861	27,009,137	31,795,821	32,916,692	28,014,162
	財産収入	12	15	19	27	611	354
	繰入金	0	0	0	49,500	143,065	99,944
	繰越金	434,415	349,038	514,504	646,158	662,093	1,000
	諸収入	449,774	631,439	786,629	804,675	784,440	1,214,540
	市債	—	—	—	—	—	—
歳入合計		20,862,343	22,853,353	28,310,289	33,296,181	34,506,901	29,330,000
歳出	競輪事業費	20,346,537	22,117,514	27,323,955	32,078,316	32,708,805	28,698,046
	競輪選手宿舍費	62,304	71,334	81,719	148,338	209,082	211,952
	公債費	4,465	2	1	1	21	1
	諸支出金	100,000	150,000	258,455	407,433	1,410,001	410,001
	翌年度繰越金	0	0	0	0	0	0
	予備費	0	0	0	0	178,992	10,000
歳出合計		20,513,306	22,338,850	27,664,130	32,634,088	34,506,901	29,330,000

※ 令和5年度については、補正予算議決後の最終予算額とする。（弾力条項を含む。）



建設

都市基盤整備は、恵まれた自然環境の保全と活用を調和させつつ個性ある都市の形成を目指し、美しく快適な生きがいのあるまちづくりを目標としている。

これらの事業としては、JR伊東駅周辺整備や市民の生活環境の整備を掲げている事業と並行させながら、主要道路やこれに接続する一般生活道路の整備、下水道施設の整備充実、市営住宅等の整備に努めている。また、観光・レクリエーション保養市にふさわしいまちづくりを目指し、都市計画、街路、都市景観整備などの各事業を押し進めてきており、全市域の都市計画の将来像である都市計画マスタープランをもとに進捗を図っている。

特に自然保護、環境保全を重視し、国立公園地域、宅地造成規制区域による規制のほか、土地利用対策についても要綱に沿って、行政指導に努めている。

1 道路・橋りょう

〔建設課〕

本市の道路形態は、市内を南北に縦断するJR伊東線及び伊豆急行線に並行する国道135号を主要幹線としており、この国道を補完する主要地方道4路線、一般県道6路線、さらに、国県道と連絡する市道として1級幹線21路線、2級幹線40路線、その他の市道1,171路線により形成されている。(令和3年度に市道の一括認定(1,232路線)及び一括廃止(1,254路線)を実施。)

(1) 道路・橋りょうの現況

区 分	実 延 長	舗 装 率		永 久 橋	
		延 長	対延長比率	橋 数	延 長
国 道	34.0km	34.0km	100.0%	29個	566.0m
県 道	60.6	58.7	96.9	29	854.0
市 道	393.1	320.3	81.5	174	1358.5

※ 国道及び県道は令和5年4月1日現在(静岡県道路保全課)、市道は令和6年4月1日現在である。

※ 実延長393.1kmは、総延長405.2kmから重用延長2.1km及び未供用延長10.0kmを除いた延長である。

※ 市道における永久橋の橋数については、人道橋3橋を含む。

(2) 市道(実延長)の現況(令和6年4月1日)

区 分	改 良 済		未 改 良			合 計
	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満	
1級市道	31.0km	14.5km	0.1km	0.0km	0.6km	46.2km
2級市道	18.5	23.3	0.2	0.6	2.1	44.7
その他の市道	38.8	194.2	0.5	1.8	66.9	302.2
合 計	88.3	232.0	0.8	2.4	69.6	393.1

(3) 道路整備事業

① 市道の整備

近年、道路用地の確保が難しい状況にあるが、道路は生活基盤として重要であり、関係者の理解と協力を得る中で、第五次伊東市総合計画第十一次基本計画に基づき、富戸・梅の木平線、泉・城星線等の幹線道路や生活関連道路の整備を進めている。

また、道路施設長寿命化の一環として、路面性状調査結果を基に舗装の長寿命化計画を策定し、平成26年度から順次、長寿命化を図っている。

② 国道・県道の整備

国道については、市街地を通過している国道135号が伊豆東海岸の唯一の幹線道路であるため、交通需要の増大に伴い交通渋滞が恒常化し、市民生活に多大な影響を及ぼしていた。このため、県の事業として4車線計画で海岸線に沿って迂回する国道135号バイパス事業に昭和41年から着手し、整備が図られた。また、平成20年度から殿山・吉田区間の交通渋滞解消施策として4車線化について事業着手されている。さらに、赤沢から梅の木平交差点までの歩道整備についても進められている。

県道については、主要地方道伊東大仁線、一般県道伊東川奈八幡野線、中大見八幡野線等の改良工事が行われている。また、狭隘部分の拡幅改良にも努めている。

国道及び県道の整備について、本市では継続して事業の促進を関係機関に要請している。さらに、本市から伊豆縦貫自動車道への北部及び南部アクセス道路、伊豆横断道路の建設促進についても期成同盟会のもと、積極的に事業の促進を関係機関に要請している。

(4) 橋りょう

従来の修繕は、対処療法的な修繕及び架け替えを行う事後保全で対応していたが、昭和30年代前半から高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうは、すでに50年以上を経過し、今後、重大な損傷等が起きることも予想されることから、予防的な修繕及び長寿命化計画で行う予防保全に政策転換された。これにより長寿命化修繕計画を策定し、平成25年度から順次、実施している。

また、平成25年9月に道路法が改正され、2m以上の橋りょうを5年に1度の近接目視による点検が義務化となり、平成26年度から対象となる全174橋の点検を順次、実施している。平成30年度までに1巡目の点検が完了しており、現在は、2巡目の点検を進めている。

(5) 用地買収基準

用地買収の価額は、原則として不動産鑑定士による評価額及び地価公示価格を把握し、これを基礎として、利用度、重要度及び沿線の便益を勘案して決定するが、道路の現況や事情によっては用地の無償提供を求めることもある。また、都市計画街路事業においては、原則として不動産鑑定士の評価額により買収している。

(6) 道路占用

年度	新規申請 件数 (件)	新規許可済 件数 (件)	占用料金 徴収件数 (件)	占用料金 徴収額 (円)	道路境界確定 件数 (件)
令和3	181	181	1,056	50,003,285	48
4	225	225	1,034	50,331,929	43
5	194	194	1,039	50,579,802	54

※ 新規申請件数及び新規許可済件数には、変更申請分を含める。

※ 道路境界確定件数には、管理幅員証明及び境界承諾の件数を含める。

(7) 交通安全施設

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	内容	事業費 (千円)	内容	事業費 (千円)	内容	事業費 (千円)
防護柵設置	—	—	1件 125m	4,900	—	—
反射鏡設置	1件 6か所	3,333	1件 12か所	3,058	1件 11か所	3,058
区画線設置	2件 7,040m	4,303	2件 2,900m	2,255	2件 246m	8,932
歩車共存道路整備	—	—	—	—	—	—

そ の 他	・すべり止設置 4か所 264㎡	3,774	・すべり止設置 5か所 70㎡	1,627		
	・車線分離標設置 1件 2か所 ・歩道切下げ 1か所	98 488	・車線分離標設置 1件 3か所	150		

2 河 川

〔建設課〕

本市内には二級河川、準用河川及び普通河川（水路）の3種類があり、その総延長は約190kmに及んでいる。これら河川はかつて県が管理していたが、普通河川については箇所、延長とも多いことから管理体制の見直しが行われ、準用河川とともに利用している市町村に管理が移管されることとなり、昭和45年10月、静岡県普通河川条例が廃止された。これを受けて、本市においては昭和46年3月27日に伊東市普通河川条例を制定し、従来、県が行っていた河川管理（河川使用の許可、取消し、維持管理等）を行っている。

(1) 河川管理状況

区分	河川数／総延長	内 容
二級河川	10 / 23,710m	維持管理、占用等については、県において行う。
準用河川	12 / 16,137m	普通河川と同じく市の管理で取り扱うが、河川法が適用され、伊東市普通河川条例とは別に取り扱われる。
普通河川	547 / 149,354m	一般に河川、水路、用悪水路等に区分されるが、旧来の田圃の水引きであっても公団上の水路、いわゆる青線といわれるものは管理の対象となり、これらの河川の維持管理、河川工事、付替、用途廃止、占用等すべてにおいて市が行う。

(2) 河川占用（※ 河川境界立会申請件数には、県の進達分及び都市下水路分を含む。）

年度	新規申請 件数（件）	新規許可済 件数（件）	占用料金 徴収件数（件）	占用料金 徴収額（円）	河川境界確定 件数（件）
令和3	13	13	503	3,612,650	7
4	19	19	478	3,267,450	9
5	7	7	476	3,250,850	6

※ 新規申請件数及び新規許可済件数には、変更申請分を含める。

※ 都市下水路の占用については、令和4年度から下水道課へ管理移管（45件）。

※ 河川境界確定件数には、管理幅員証明及び境界承諾の件数を含める。

(3) 水防

〔危機対策課〕

河川については、治水安全度の低い河川の改修工事及び二級河川の未改修区間の改修や局部改良工事の促進を県に要請し、準用河川の未改修区間の改修等の措置を講ずる。

浸水対策としては、市街地では公共下水道事業及び都市下水路事業の推進、河川断面の改良や浚渫、道路横断暗渠の改良、排水路の改良や浚渫の推進、河川占用による架橋改良の指導を行い、その他の地域についても、集落地においては農業用水路を都市型水路として断面改良を図り、浸水が想定される地区においては排水路の新設や合流点などの改良を図る。なお、水路の定期清掃に努め、計画的な浚渫により洪水の防止を図ることとする。令和2年度には、伊東大川において河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全を実施した。

また、水位情報の発信のため、平成30年度には市内5河川（烏川、伊東宮川、伊東仲川、寺田川、本

郷川) について危機管理型水位計を設置し、伊東大川を含む計6河川10地点の水位情報を、サイポスレーダー及び国交省のWEB ページで確認できるようになっている他、市内4河川(伊東大川、烏川、伊東宮川、伊東仲川) については水位監視カメラを設置し、サイポスレーダーでリアルタイムな画像を確認できるようになっている。

水防指令

年度	出 動 回 数 (回) / 出 動 延 べ 人 数 (人)				
	待機配備	準備配備	第1次配備	第2次配備	第3次配備
令和3	4 / 23	2 / 73	—	—	—
4	5 / 32	2 / 70	—	—	—
5	3 / 15	—	2 / 201		

3 港湾・海岸

[建設課]

(1) 港湾

伊東港は、海上輸送のネットワークとして産業・観光面に重要な役割を果たしている。観光船等の大型化や海洋レジャーの需要拡大の高まりもあり、観光港として大型に相当する船の発着や漁船・観光船などの船だまりを早急に建設するよう管理者である県に要請し、昭和55年度から既設棧橋の拡幅・延長が行われ、ある程度の大きさの船の発着が容易となった。その後、伊東港のさらなる整備を国・県に要請し、観光棧橋において補強を含めた拡幅や浮棧橋の整備が行われ、近年では伊東サンライズマリナー ボートヤード護岸等の被災軽減のため、白石防波堤延伸事業に着手し継続中である。

港湾整備

年 度	内 容
昭和56年～63年	東松原地内に船だまりを設けるため、防波堤A(船揚場、物揚場)、防波堤B(船だまりの静穏度を保つための施設)を建設
57年～59年	地震対策として西防波堤(赤灯台) 港内側への耐震岸壁の建設
63年～平成2年	外防波堤の物揚場の建設と同防波堤の改良
平成2年	小浦堤防(川奈)の物揚場拡張工事
3年～5年	川奈港内に物揚場及び付帯施設として道路、水路及び野積場を築造する目的で公有水面の埋立を実施
7年～10年	川奈地区において、延長190mの道路改良を実施
17年～26年	観光棧橋の拡幅及び浮棧橋整備
27年～	伊東サンライズマリナー白石防波堤延伸事業に着手
29年～	浮棧橋改良
令和元年～2年	玖須美船揚場改良
元年～	小浦防波堤改良(川奈)
3年～5年	第一防波堤改良(新井)
5年	宮町船揚場改良(川奈)

(2) 海岸

宇佐美から赤沢までの市内の海岸線は延長40kmに及び、その形態は砂浜、磯浜、リアス式溶岩台地等、変化に富んでいる。古くから市民のみならず来遊客の憩いの場として親しまれており、海水浴場、釣り場、ピクニックコース、自然研究路等本市の重要な観光資源となっている。

富戸、八幡野、赤沢地区の海岸線はリアス式溶岩台地の景勝地で、一帯は国立公園第1種特別地域に指定されており、観光基盤として保全に努めている。宇佐美海岸は、近年、温泉の湧出と相まって海水浴場としてにぎわいを見せており、また、湯川・松原海岸(伊東オレンジビーチ)や川奈いるか浜公園

は、観光伊東のシンボルとして、海岸環境の創造と四季を通じた海岸利用を図るための環境整備が行われている。

海岸整備

区 分	年 度	内 容
湯川・松原海岸	昭和48年～59年	西離岸堤（延長150m）、中央離岸堤（延長100m）、東離岸堤（延長52m）の3基の離岸堤を設置
	57年～62年	西突堤（延長158m）、中央突堤（延長110m）、東突堤（延長30m）を設置
	61年～63年	養浜工を施工して約6万5,000m ³ の養浜砂を投入、海岸線約630mにわたる遊歩道の整備が完了
	平成9年～10年	潜堤2基（延長172.5m）を設置
川 奈 海 岸	平成3年～8年	突堤1基（延長110m）、階段式護岸（約160m）を設置、養浜工のほか駐車場、便所等の整備を行い川奈いるか浜公園として事業を完了
川 奈 海 岸	平成29～30年	いるか浜管理室改良

4 都 市 計 画

[都市計画課]

(1) 都市計画事業

① 都市計画審議会（令和6年4月1日現在）

年 度	開催回	内 容
平成30	1回	伊東市景観計画の一部変更
令和元	案件なく未開催	—
2	3回	<ul style="list-style-type: none"> 伊東市都市計画道路の必要性再検証 伊東国際観光温泉文化都市建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 伊東市景観形成基本計画及び伊東市景観計画の改定
3	1回	伊東国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更
4	2回	<ul style="list-style-type: none"> 伊東市立地適正化計画の策定 伊東国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更
5	案件なく未開催	—

② 用途地域（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容
概 要	伊東市都市計画マスタープランに示す本市将来像との整合性を図るため、行政区域面積の約5%に当たる668.2ha、9つの用途地域が指定されている。 なお、観光立市という特殊性から、ホテル、旅館、寮及び保養所の集中している伊東地区の70haについて特別用途地区（娯楽レクリエーション地区）を指定し、第二種中高層住居専用地域内の建築基準法の用途制限を緩和している。
地域指定の経過	昭和43年8月8日（建設省告示第2189号）用途地域を指定する 48年8月15日（伊東市告示第77号）法令改正に伴い区域及び8種類用途へ変更する 平成8年2月1日（伊東市告示第16号）法令改正に伴い12種類用途へ変更する 14年12月24日（伊東市告示第131号）法改正に伴い容積率・建ぺい率を決定する 23年3月1日（伊東市告示第17号）白石（湯川）地区を編入する

③ 用途地域の現況（令和6年4月1日現在）

地域区分		伊東地区	宇佐美地区	吉田地区	計	比率
用途地域	第一種低層住居専用地域	—ha	26.0ha	—ha	26.0ha	3.9%
	第一種中高層住居専用地域	48.1	39.9	—	88.0	13.2
	第二種中高層住居専用地域	97.0	7.2	19.9	124.1	18.6
	第一種住居地域	34.0	57.7	—	91.7	13.7
	第二種住居地域	79.7	40.1	—	119.8	17.9
	準住居地域	4.6	12.1	7.1	23.8	3.6
	近隣商業地域	126.2	12.0	—	138.2	20.7
	商業地域	51.6	—	—	51.6	7.7
	準工業地域	5.0	—	—	5.0	0.7
合計		446.2	195.0	27.0	668.2	100.0

④ 高度地区（令和6年4月1日現在）

区分	内容
概要	居住環境の保全や向上が図られるよう、用途地域内（第一種低層住居専用地域を除く。）に建築物の高さ制限を設ける。
区域指定の経過	平成18年4月18日（伊東市告示第92号）高度地区を指定する 平成23年3月1日（伊東市告示第18号）区域の見直しを実施

⑤ 高度地区の現況（令和6年4月1日現在）

種類	対象区域
第1種 高さ15m	<宇佐美地区> 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域、準住居地域 <吉田地区> 第二種中高層住居専用地域、準住居地域
第2種 高さ21m	<伊東地区> 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%の区域）、 準工業地域 <宇佐美地区> 近隣商業地域
第3種 高さ31m	<伊東地区> 商業地域、近隣商業地域（容積率300%の区域）

(2) 地籍調査事業

〔都市計画課〕

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者、地番及び地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を公図や登記簿に反映させる。昭和32年度から昭和46年度にかけて、宇佐美・岡・玖須美元和田・川奈・吉田・富戸・八幡野の一部地域において「国土調査」の名称で実施し、令和3年度から津波浸水想定区域である湯川・松原地区において調査を再開した。

令和5年度は、湯川・松原地区1-2の成果の作成、閲覧等を行い、湯川・松原地区1-3の現地調査、地籍測量等を行ったほか、湯川・松原地区1-1の成果を法務局へ送付した。

令和6年4月1日現在、市域の13.5%（16.68km²）が調査済である。

実施年度	調査地区名	調査済面積
令和3年度	湯川・松原地区1-1	0.02 km ²
令和4年度	湯川・松原地区1-2	0.03 km ²
令和5年度	湯川・松原地区1-3	令和6年度完了見込み

(3) 街路事業

〔都市計画課〕

都市計画道路の計画幅員どおりの整備進捗率は、令和6年4月1日現在69.1%で、整備延長は、1万5,830mである。

都市計画道路改良事業

区分	内 容	
概要	市街地の道路網整備として東松原町地内において伊東大仁線改良事業を実施する。	
経過	令和 3年度	関係地権者と用地交渉を継続
	4年度	関係地権者と用地交渉を継続
	5年度	関係地権者と用地交渉を継続

(4) 景観整備事業

〔都市計画課〕

本市では、市民が愛着と誇りを持つことができる美しいまちの創出を目指して、良好な景観を形成し、守り、育てるため、伊東市景観条例を平成23年に制定した。

① 伊東駅周辺整備計画策定事業

区分	内 容	
概要	国際観光温泉文化都市伊東の表玄関としてふさわしい駅前広場及び街区整備を行うため、伊東駅を中心に周辺地域の将来的な計画を作成し、都市計画事業として整備を進めていく。	
経過	令和 3年度	伊東駅前A地区整備計画検討業務等を実施
	4年度	伊東駅前広場測量・設計業務等を実施
	5年度	伊東駅前広場測量・詳細設計業務等を実施
		伊東駅前広場整備計画(案)に対するパブリックコメント及び住民説明会の実施

② 暮らしのみちゾーン整備事業

区分	内 容	
概要	暮らしのみちゾーンに取り組む地区として、国土交通省に登録された松原・玖須美地区（約16ha）において、歩行者に安全で安心な歩いて楽しい道路修景整備を進めた。	
経過	平成20年～平成26年度	東松原町4号線（東海館前）を含む5路線を整備した。
	26年度	市道渚5号線（東郷記念館前）の修景工事を実施し、事業を完了した。

③ 景観条例

景観計画区域内において、恵まれた自然景観を守り、これと調和した良好な町並み景観を形成するため、一定規模以上の建築物や工作物の外観の色彩及び木竹の伐採などについて、以下の制限を行っている。

- ・ 建築物及び工作物の新築、増築、または色彩の変更などの行為に対しては、色彩基準にのっとり指導・誘導する。
- ・ 木竹の伐採、土地の形質変更及び土石等の堆積行為に対しては、行為中や行為後の景観が周囲の景観と不調和にならないようにすることなどを指導・誘導する。
- ・ 野立て太陽光発電設備の設置行為に対しては、設備の色彩が周辺の景観になじむようにすることなどを指導・誘導する。

区分	内 容	
概要	本市の景観形成施策の指針を定めていくことを目標に、現行の伊東市都市景観条例に代えて伊東市景観条例を制定（平成23年12月1日施行）し、これとともに、景観法に基づく伊東市景観計画（平成23年12月1日施行、令和元年8月1日改正）を策定した。	
経過	令和 3年度	伊東市景観条例に基づく景観計画区域内行為届出に対する行為の制限を実施（計21件）
	4年度	同上（計16件）
	5年度	同上（計7件）

(5) 国立公園

【建築住宅課】

昭和30年3月15日に全市域の45.4%に当たる5,644haが国立公園に指定され、昭和58年9月10日に初めて区域の見直しがなされた。見直しの内容は、全市域1万2,412ha(当時)のうち、南部郊外地域及び西側に隣接する中伊豆町(当時・現伊豆市)との境をなす山稜を主体とする既指定区域に対し、再編及び整理を行ったもので、その結果、全市域の44.7%に当たる5,546haが国立公園区域となった。

① 国立公園指定地域

区 分	面積 (ha)	主 な 地 域
第1種特別地域	123	城ヶ崎海岸線一帯(普通地域を除く海岸汀線より200m)
第2種特別地域	1,083	川奈から富戸にかけての海岸線(第1種地域を除く。)、国道135号沿線、一碧湖、大室山、矢筈山、八幡野、赤沢の各一帯
第3種特別地域	3,630	宇佐美亀石峠から矢筈山に至る山稜地帯、小室山一帯、富戸梅の木平から城ヶ崎に至る地域、富戸先原から八幡野集落に至る伊豆高原一帯
普通地域	710	川奈光ヶ丘から吉田集落に至る一帯、先原地区を含む富戸の既存集落及び大室山東側分譲地の一部、十足、八幡野及び赤沢の既存集落

② 申請関係取扱状況(単位:件)

年 度	建 物	その他 工作物	広告物 の設置	土 石 の採取	木 竹 の伐採	土地の 形状変更	国 立 公園事業	各種届出	合 計
令和3	96	64	21	5	0	3	5	4	198
4	116	67	8	0	0	4	0	3	198
5	96	77	21	1	2	0	0	1	198

※ 許認可申請について自然公園法の規定に従って添付書類の不備等を確認し、その適否を静岡県知事に進達している。

(6) 都市計画公園

【観光課】

区 分	内 容
概 要	本市の都市計画公園は、市民だけでなく本市に来遊する観光客も利用対象者として計画し、将来都市像である「自然環境と調和した文化的、観光、レクリエーション保養都市」を具現化するための都市施設として拡充に努めている。
維持・管理	都市公園の管理運営については、平成18年度から(公財)伊東市振興公社を指定管理者として選定し、管理運営を委託しており、地域に密接した公園を目指すとともに、利用者の安全対策を中心に市民や観光客の憩いの場となるよう、随時各公園を巡視して施設の修理、花壇の管理、樹木草花の剪定等の維持管理を実施している。
公園の現況	令和6年4月1日現在、総合公園1か所(40.3ha)、地区公園1か所(7.5ha)、近隣公園2か所(1.2ha)、街区公園13か所(3.41ha)、特殊公園3か所(1.59ha)、合計20か所(54.0ha)

(7) 建築指導

① 建築確認申請

【建築住宅課】

(令和6年3月31日を以って限定特定行政庁を廃止し、現在は建築確認の受付及び進達業務を行っている。)

申請状況(単位:件)

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一 般 住 宅	161	192	151	154	146
その他の建築物	32	33	19	28	29
計	193	225	170	182	175

② 宅造許可申請等（平成18年4月から権限移譲により宅造許可及び検査業務を行っている。）〔都市計画課〕

宅造許可申請件数（単位：件）

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
宅造許可申請	4	9	4	5	4

宅地造成工事規制区域の指定について（※ 市の行政面積は、124.02k㎡）

施行年月日	指定の内容	指定面積	指定面積の合計
昭和40年 5月29日	当初の指定	16.16k㎡	116.61k㎡
昭和46年10月29日	区域の拡大	100.45k㎡	

(8) 土地利用対策

〔都市計画課〕

① 土地利用対策の沿革

区 分	内 容	
概 要	一定規模以上の宅地造成及び中高層等建築物の建築に対する本市の行政指導を、伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づいて行っている。	
経 過	昭和41年度	静岡県土地利用対策委員会を設置し、2万㎡以上の土地利用を規制
	46年度	2万㎡未満の土地利用についても問題が発生することが懸念されたため、伊東市土地利用対策委員会を設置し、1,000㎡以上の土地利用についても災害防止、自然環境の保全、公共福祉等の面から総合調整を図ることとした。
経 過	48年度	中高層建築物の建築行為が急激に増加してきたことにより、地域住民の生活環境が著しく侵される懸念が生じたため、指導要綱を改訂して立体開発を含めた土地利用事業に対して強い指導を行うこととした。
	63年度	指導要綱を全面改訂
	平成元年度～令和3年度	13回にわたり指導要綱の一部を改正する。 ※令和3年度は、地位継承の承認基準を明確化した。

② 土地利用指導体制

事業者から土地利用申請があった場合、関係課による幹事会を開催し事業者から計画内容の説明を受け、必要があれば現地調査を行い、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱の計画の基準への適合性について検討を行う。検討は市及び地域の開発計画との関連、既設または計画をもつ公共事業との関連、生活環境の保全等総括的事項から、道路、用水、排水及び環境衛生といった個々の施設計画にわたり行う。結果において問題点を指摘、意見調整後、土地利用対策委員会において審議し、条件を付して最終的な承認を行う。

③ 土地利用対策委員会

土地利用対策委員会は、委員長を副市長、副委員長を建設部長、委員を部長職（企画・危機管理・総務・市民・健康福祉・観光経済・上下水道・教育）及び理事とし、参与は教育長をもって構成している。また、下部組織として幹事会を設け、土地利用に関連する各担当課長職（危機対策・環境・産業・建設・建築住宅・都市計画・下水道・水道・生涯学習・農業委員会事務局）をもって構成し、委員会に提案すべき事項の調査、検討を行っている。

④ 都市計画法に基づく開発行為の許可

（平成18年4月から権限移譲により開発許可及び検査業務を行っている。）

開発許可申請件数（単位：件）

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
都市計画法第29条	1	1	4	2	1

⑤ 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に、本条例を制定した。(平成30年3月26日公布、同年6月1日施行)

伊東市内において、一定規模を越える太陽光発電設備を設置する場合は、条例に基づき、市長への届出と同意が必要となる。

- ・届出対象事業は、事業区域が1,000平方メートル以上、総発電出力が50KW以上の太陽光発電設備設置事業(ただし、建築物に太陽光発電設備を設置するものを除く。)
- ・同意については、市長は事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、原則として、同意しないものとする。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下の太陽光発電設備設置事業であって規則で定めるもののうち、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

(9) 住居表示

〔都市計画課〕

複雑で難解な住所表現を改め、合理的でわかりやすいものとするために、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)が施行され、市街地のうち、伊東大川を境として川西地区を昭和45年に、川東地区を昭和48年に対象区域に指定し、約2.37km²、約8,000世帯の住居表示を付定している。

5 急傾斜地指定区域

〔建設課〕

がけ崩れ災害、とりわけ人身災害を防止するため、本市は「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づいて積極的な対策を進めている。

昭和47年度に、初めて新井の大東地区及び川西地区が「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受け、崩壊防止工事が施行された。

指定区域とは、放置した場合に災害の発生が予想される危険ながけ地を含む周辺地域を県知事が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、国・県の事業として必要な崩壊防止工事を施行するものである。指定区域の現況は下表のとおりであり、継続して未指定危険箇所について点検を実施して状況を把握し、追加指定の促進を図って、がけ付近の市民の生命財産の保護、警戒に努めている。

指定区域の現況(令和6年4月1日現在)

区 域 名	指定年月日	面積 (㎡)	区 域 名	指定年月日	面積 (㎡)
新 井 大 東	昭和47.12.5	16,190	宇 佐 美 阿 原 田	昭和61.3.31	2,661
新 井 川 西	47.12.5	13,169	川 奈 小 浦 台	平成4.3.6	2,341
川 奈 宮 小 路	49.3.8	4,104	新 井 前 山 丁 場	4.3.6	689
宇 佐 美 磯 辺	50.4.1	5,070	新 井 魚 見	4.3.6	7,525
宇 佐 美 中 浜	50.4.1	2,935	新 井 宮 ノ 上 No. 2	4.3.6	268
岡 小 川 口	54.3.30	7,800	岡 瓶 山	4.3.6	1,818
川 奈 宮 小 路 No. 2	55.8.5	85	松 原 寺 山	4.3.6	1,665
川 奈 小 浦 浜	56.3.24	6,843	川 奈 小 浦 浜 No. 4	6.3.1	2,550
新 井 宮 ノ 上	57.3.26	2,650	赤 沢 下 入 谷	7.10.27	2,093
宇 佐 美 東 留 田	57.3.26	6,605	富 戸 西	11.2.12	13,984
新 井 諏 訪 の 入	59.4.3	1,835	岡 大 原	11.2.26	1,359
新 井 大 東 No. 2	59.6.8	5,322	宇 佐 美 向 田	15.6.8	15,691
川 奈 小 浦 浜 No. 2	59.6.22	5,645	海 峰 苑	16.5.14	4,757
宇 佐 美 仲 留 田	60.12.10	4,587	竹 の 台	21.2.20	807
新 井 諏 訪 の 入 No. 2	61.3.28	1,177	八 幡 野 向 町	23.9.16	2,066
川 奈 小 浦 浜 No. 3	61.3.31	1,149	湯 川 山 岸	25.1.25	2,817
岡 泉	61.3.31	820	水 落	27.3.17	4,133

6 住 宅

〔建築住宅課〕

(1) 市営住宅（令和6年4月1日現在）

名 称	建設年月日	構 造	管理戸数	家賃月額（円）	
赤坂住宅	第 1	昭和26. 3. 31	木造平屋	1	500 ～ 2,100
	1号棟	昭和57. 9. 30	中層耐火構造3階	18	21,400 ～ 57,100
城星住宅	第 1	平成11. 10. 20	中層耐火構造3階	15	17,600 ～ 77,400
	第2～第7	昭和30. 3. 31～34. 6. 30	木造平屋	21	1,500 ～ 5,800
	災 害	昭和34. 3. 31	木造平屋	2	1,900 ～ 5,100
逆川住宅	第1・第3	昭和28. 3. 31～33. 3. 25	木造平屋	2	1,000 ～ 5,800
山田住宅	1号棟・2号棟	昭和46. 3. 31	中層耐火構造4階	32	9,000 ～ 23,500
	3号棟	平成17. 12. 20	中層耐火構造4階	40	17,900 ～ 69,400
	第 1	昭和43. 3. 31	簡易耐火構造2階	4	4,700 ～ 12,700
八幡野住宅	昭和29. 3. 31	木造平屋	2	—	
富戸住宅	昭和29. 3. 31	木造平屋	1	1,000 ～ 2,700	
城平住宅	1号棟	昭和56. 2. 28	中層耐火構造5階	20	17,900 ～ 37,200
	A棟～G棟	平成 3. 3. 15～ 8. 10. 31	中層耐火構造4～5階	149	13,400 ～ 73,100
猪山住宅	第 1	昭和47. 3. 31	中層耐火構造5階	40	9,700 ～ 25,700
	第 2	昭和48. 3. 31	中層耐火構造3階	18	10,300 ～ 26,100
田代住宅	第1～第3	昭和43. 3. 31～45. 3. 31	簡易耐火構造2階	84	4,900 ～ 15,700
新山住宅	第 1	昭和48. 3. 31	簡易耐火構造2階	24	6,500 ～ 13,300
	A棟～F棟	昭和49. 3. 27～51. 2. 18	中層耐火構造5階	170	10,100 ～ 25,900
角折住宅	A棟～J棟	昭和52. 3. 25～55. 2. 28	中層耐火構造5階	300	14,200 ～ 47,500
城ノ木戸住宅	1号棟・2号棟	昭和63. 3. 25	中層耐火構造3階	30	21,300 ～ 56,500
長門洞住宅	A 棟	平成 9. 10. 30	中層耐火構造3階	21	19,000 ～ 79,000
	B 棟	平成10. 11. 25	中層耐火構造5階	29	17,400 ～ 79,300

※ 家賃は入居世帯の収入によって決定

(2) 集会場・合併浄化槽（令和6年4月1日現在）

住宅名	集 会 場		合 併 浄 化 槽		
	建設年月日	構造・規模	建設年月日	規 模	仕 様
赤坂住宅	—	—	S57.10.25	72人槽	土壌被覆型接触曝気方式
城星住宅	S43.10.28	木造平屋建	—	—	—
城星第1住宅	—	—	H11.12.1	60人槽	流動床型回分式
城平住宅	H6.3.25	木造平屋建	—	—	—
猪山住宅	S49.3.25	鉄骨造平屋建	H11.3.15	205人槽	流動床型回分式
田代住宅	S46.3.31	木造平屋建	—	—	—
新山住宅	S51.3.1	鉄骨造平屋建	—	—	—
角折住宅	S54.3.31	鉄骨造平屋建	—	—	—
城ノ木戸住宅	S63.3.25	木造平屋建	—	—	—
長門洞住宅	H10.3.31	木造平屋建	—	—	—

(3) 市営住宅使用料（令和6年5月31日現在の現・過年合計、単位：円）

年度	家賃	合併浄化槽使用料	駐車場使用料	合計
令和 3	143,830,590	828,250	9,798,710	154,457,550
4	139,715,450	825,000	9,721,510	150,261,960
5	139,303,000	799,500	9,753,590	149,856,090

(4) 空室住宅入居申込状況（単位：世帯）

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入居者数	22	14	12	8	3	11
申込者数	31	18	22	33	32	24

(5) 市営住宅長寿命化計画

区 分	内 容
目的・概要	本市における公営住宅は令和6年4月1日現在、市営住宅1,023戸及び県営住宅126戸の合計1,149戸となっており、市営住宅ストックのうち木造住宅及び簡易耐火構造住宅は既に全てが耐用年限を経過し、昭和40年代から50年代にかけて建てられた中層耐火構造住宅は、耐用年限の2分の1を経過している。 このような状況を踏まえ、今後の市営住宅の良質なストックの形成と良好な住環境整備を目的として、住棟ごとに建て替え、改善、維持管理、用途廃止等の総合的な活用計画をまとめたものである。
計画対象区域	伊東市全域
計画期間	第二次伊東市市営住宅長寿命化計画として、令和3年度から令和12年度までの10年間。
計画の位置付け	本計画は静岡県住宅マスタープラン（静岡県住生活基本計画）及び伊東市住宅マスタープランとの整合を踏まえ、伊東市都市計画マスタープラン等の分野別計画との連携を図ることにより、令和3年度から10年後までにおける本市の市営住宅施策を定める計画と位置付ける。
実施方針	市営住宅については、建設後の経過年数や躯体の安全性、設備類の劣化具合等を判定した上で、住棟ごとに活用手法を定めて施設の長寿命化を図る。 なお、県営住宅については、静岡県（県住宅供給公社）と連携を図りながら募集情報等の提供を行う。

上下水道

1 上水道

〔水道課〕

(1) 事業の沿革

本市の上水道事業は、伊東町時代の明治45年、町議会で水道布設計画を決議して以来、長年の努力の結果、昭和5年に完成した柄杓沢水源（現岡水落水源）と伊東町水道山配水池（現水道山第一、第二配水池）で発足した。（計画給水人口2万5,000人、計画1人1日最大給水量240ℓ）

当時、伊東市の水道水源は大部分が山腹の湧水で、水質の良さは全国でもまれなものと言われ、ろ過、滅菌を必要とはしなかった。しかし、人口の増加に伴い水需要の急激な増大に追われ、以後、4期に渡る拡張改良事業を経て、地下水・表流水・湖沼水から取水を行い、安定した給水を確保している。

第5期拡張事業では、水需要の減少により、従前の拡張・増量を目的とした施設整備計画から適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な整備計画へ転換している。

創 設 認 可 大正15年11月22日（町）

事 業 開 始 昭和5年4月1日（町）

公営企業法適用 昭和35年4月1日

水道事業管理者 昭和35年4月1日設置

（昭和45年3月28日、市長がその権限を行うことに改めた。）

拡張事業

区 分	実施時期	総工事費	計 画 給水人口	計画1人 1日最大 給水量	計 画 1日最大 給水量	主 な 事 業
第1期 拡張事業	昭和23～ 31年度	千円 69,268	人 50,000	ℓ 312	m ³ 15,366	配水池等の建設 送水管布設
第2期 拡張事業	昭和35～ 39年度	296,657	70,500	452	31,870	水源・配水池等の建設、送配水管布設給水区域面積の拡張(3,400ha)
第3期 拡張事業	昭和40～ 48年度	1,577,366	88,000	680	60,000	大川浄水場建設、送配水管布設、ポンプ場・配水池等の建設
第4期 拡張事業	昭和51～ 平成27年度	20,315,430	81,000	1,850	150,000	奥野ダム建設、水源・ポンプ場・配水池の建設、施設の改良等、送配水管等の布設・改良給水区域面積の拡張(5,110ha)
第5期 拡張事業	平成27～ 令和10年度	7,570,895	60,220	883	53,190	紫外線照射設備の建設、ポンプ場・配水池の建設、施設の改良等、送配水管等の布設、老朽管更新・耐震化、給水区域面積の拡張(5,325ha)

(2) 施設

① 施設・設備の現況（令和6年4月1日現在）

区分	内 容
配水池	60か所（74池）、34,316 m ³
管の延長	導水管延長18,720.51 m、送水管延長55,815.38 m 配水管延長456,316.75 m
施設及び設備	塩素消毒施設24か所（次亜塩素酸ナトリウムを使用） ポンプ設備106台（取水ポンプ：18台、送水ポンプ：88台） ポンプ場非常時設備設置箇所18か所（自家発電設備：14か所、原動機設備：4か所）

② 水源（令和6年4月1日現在、単位：m³/日）

名 称	種別	取水量	名 称	種別	取水量
奥野ダム	ダム水	(19,700～ 24,400)	吉田カラス洞水源	深井戸	2,000
鎌田片平大川浄水場	表流水	(6,900)	吉田初平治山水源	〃	1,733
宇佐美天気山水源	湧水	1,200	吉田東大片瀬水源	〃	1,000
宇佐美西平水源	〃	1,600	池鳴川水源一号井	〃	(合計) 8,000
湯川小谷水源	〃	520	池鳴川水源二号井	〃	
岡水落水源	〃	6,000	池山下水源一号井	〃	}
岡片倉第一水源	〃	3,200	池山下水源二号井	〃	
岡片倉第二水源	〃	2,800	八幡野尾入山水源	〃	850
萩城ノ平水源	〃	16,000	赤沢上大峯水源	〃	350
池矢筈水源	〃	690	赤沢上入谷水源	〃	150
宇佐美大橋水源二号井	深井戸	1,750	鎌田宮川水源一号井	浅井戸	(合計) 2,000
宇佐美大橋水源東平井	〃	1,750	鎌田宮川水源二号井	〃	
湯川隧山水源	〃	290	赤沢水頭水源	深井戸	386
吉田保代水源一号井	〃	(合計) 4,200	赤沢下落合第一水源	〃	374
吉田保代水源二号井	〃		赤沢下落合第二水源	〃	230
合 計（奥野ダムと大川浄水場の合計最大取水量は24,400 m ³ /日とする）				30か所	81,473

(3) 給水

① 給水の現状

年度	総人口(人)	給水人口 (人)	普及率(%)	給水栓数 (栓)	配水量(m ³)	1日配水量(m ³)	
						最大	平均
3	66,708	57,835	86.7	33,105	11,317,033	35,670	31,006
4	65,927	56,272	85.4	32,979	11,231,407	36,219	30,771
5	65,035	55,437	85.2	32,853	11,281,878	37,574	30,825

② 口径別給水量と料金収入（料金は税抜き）

区 分	令和4年度			令和5年度		
	給水栓数(栓)	給水量 (m ³)	料金(円)	給水栓数(栓)	給水量 (m ³)	料金(円)
13～20mm	30,915	5,260,654	709,616,845	30,807	5,172,792	699,095,878
25～30mm	1,633	840,961	154,706,750	1,619	828,076	152,482,727
40～50mm	381	1,240,641	250,494,369	377	1,281,054	257,840,246
75mm以上	50	744,111	143,521,764	50	752,402	144,915,269
臨時用	—	343	70,762	—	14,873	2,878,605
合 計	32,979	8,086,710	1,258,410,490	32,853	8,049,197	1,257,212,725

③ 加入金（令和元年10月分～ ※消費税率の改定による）

口 径	金 額(円)	口 径	金 額(円)	口 径	金 額(円)
13mm	54,560	30mm	398,420	75mm	3,685,550
20mm	149,600	40mm	787,160	メーター口径75mmを超える場合は別に定める。	
25mm	256,410	50mm	1,360,590		

④ 開発負担金（令和5年度）

（伊東市水道事業開発負担金取扱規程による。）

負担金用途	審査件数	許可件数	金 額(円)	備考
分譲マンション	0	0	0	
共同住宅	1	1	990,000	
旅館・ホテル・ペンション・保養所等	1	1	7,973,900	
店舗・レストラン・事務所等	0	0	0	
その他	1	1	1,210,000	
宅地造成	1	1	660,000	
計	4	4	10,833,900	

⑤ 水道料金（令和6年4月1日現在）

（税込み、2か月料金）

基本料金	口 径	13～20mm	25～30mm	40～50mm	75mm以上
	20m ³ まで	2,074.6円	4,316.4円	14,856.6円	31,994.6円
従量料金	水 量	21～60m ³	61～100m ³	101～200m ³	201m ³ 以上
	1m ³ につき	146.3円	178.2円	198.0円	210.1円

※ 上記表の基本料金と従量料金の合計額（1円未満の端数は切捨て）となる。

⑥ 徴収・検針・企業会計等の業務

区 分	内 容
業務の沿革	<p>昭和44年度：隔月検針を実施</p> <p>平成2年度：従来の嘱託による個人委託検針を改め、(社)伊東市シルバー人材センターに委託（～16年度終了）</p> <p>4年度：検針業務の迅速化と市民サービスの向上を図るため、携帯用検針機を導入</p> <p>6年度：地域を限定した検針作業を民間業者へ委託（～16年度終了）</p> <p>11年度：委託手数料を単価契約とし、旧市内の精算検針委託を開始</p> <p>13年度：対島地区の精算検針委託を開始（～16年度終了）</p>

	17年度：検針を含めた水道料金徴収業務全般を委託開始 18年度：当月検針・当月納期及びコンビニ収納を実施 21年度：給水装置工事等受付窓口業務を追加委託 23年度：企業会計業務を追加委託 23年度：移管に伴い、南一碧台地区を水道料金徴収業務に追加委託 26年度：地方公営企業法等の改正に伴う新会計基準の適用 28年度：事業統合に伴い、赤沢望洋台地区を水道料金徴収業務に追加委託 30年度：事業統合に伴い、名鉄赤沢団地地区を水道料金徴収業務に追加委託 令和2年度：水道管路情報システムデータ修正業務及び給水装置工事竣工検査業務を追加し、令和8年3月末までの第5次料金徴収業務委託契約を締結 4年度：スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済を実施
委託業者	(株)フューチャーイン静岡支店
委託業務内容	料金徴収業務・公営企業会計事務処理業務・給水申請等受付業務・水道管路情報システムデータ修正業務・給水装置工事竣工検査業務
委託料	475,267,650円（契約期間：令和3年1月12日から令和8年3月31日まで）

(4) 水道企業の収支

① 収益的収支（単位：千円・税抜き）

区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収入	給水収益	1,377,935	1,354,316	1,269,006	1,249,529	1,258,410
	受託工事収益	575	523	550	589	537
	その他	298,730	220,739	229,203	222,381	223,878
	計	1,677,240	1,575,578	1,498,759	1,472,499	1,482,825
支出	人件費	90,952	110,922	73,573	90,845	75,597
	物件費	154,240	160,636	150,898	146,043	201,252
	支払利息	95,445	88,294	81,818	76,061	71,177
	減価償却費	755,324	756,797	756,002	774,335	780,077
	その他	357,730	401,770	357,015	392,477	364,466
計	1,453,691	1,518,419	1,419,306	1,479,761	1,492,569	
損益		223,549	57,159	79,453	△7,262	△9,744
1㎡当たり給水売価		155円83銭	156円42銭	153円79銭	154円48銭	155円61銭
1㎡当たり給水原価		142円31銭	151円24銭	148円36銭	159円77銭	161円56銭

② 資本的収支（単位：千円・税込み）

区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収入	企業債	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	出資金	0	0	0	0	0
	負担金	10,869	12,627	16,635	14,039	27,143
	その他	4,895	2,475	2,054	2,207	2,861
	補てん財源等	720,512	647,298	790,277	673,125	549,688
計	986,276	912,400	1,058,966	939,371	829,692	
支出	建設改良費	706,006	645,166	784,742	663,107	551,708
	企業債償還金	280,133	267,059	274,224	276,264	277,984
	その他	137	176	0	0	0
計	986,276	912,401	1,058,966	939,371	829,692	

③ 年度末固定資産現在高（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
有形固定資産	24,306,570	24,197,105	24,172,148	24,003,674	23,754,554
無形固定資産	454,262	420,602	386,942	353,421	319,900
投 資	0	0	0	0	0
計	24,760,832	24,617,707	24,559,090	24,357,095	24,074,454

④ 企業債（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
当年度発行額	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
当年度償還額	280,133	267,059	274,224	276,264	277,984
未償還額	5,300,770	5,283,710	5,259,487	5,233,224	5,205,240

※ 金額は、千円未満を四捨五入して記載してある。

⑤ 有収・無収水量の推移

年 度	有 収 水 量		無 収 水 量		そ の 他	
	水 量 (m ³)	構成比(%)	水 量 (m ³)	構成比(%)	水 量 (m ³)	構成比(%)
2	8,251,726	71.0	1,743,765	15.0	1,620,198	13.9
3	8,088,585	71.5	1,738,898	15.4	1,489,550	13.1
4	8,086,710	72.0	1,747,516	15.6	1,397,181	12.4

※ 「無収水量」は消防水、清掃水、事業用水、赤水対策等解消用水によるものである。

「その他」は配水管及び給水管等の漏水に係る料金減免申請に基づき減額の対象となった水量である。

⑥ 収益向上対策の取組

- ・ メーター検針時に漏水調査を実施し、漏水の早期発見による有収率の向上に努めている。
- ・ 施設の損傷を防止するため、水圧を一定に保つよう、減圧弁等の設置に努めている。
- ・ 平成15年度から水道料金徴収業務全般の見直しについて検討を開始し、平成17年4月1日から各種受付、メーター検針、料金の調定及び徴収等業務について民間業者へ委託した。
- ・ 平成18年度から当月検針・当月納期による徴収を実施するとともに、未納対策に関する各基準の見直しを図り、収納率向上に努めている。
- ・ 平成18年度からコンビニエンスストアにおける水道料金の納付が可能となり、使用者の利便性が向上した。
- ・ 令和4年度からスマートフォンアプリを利用した「キャッシュレス決済」を開始し、使用者の利便性及び収納率の向上に努めた。

(5) 簡易水道・専用水道

名 称	種類	設立年月	計画給水人口(人)	水源種別
伊 東 市	上水道	昭和5年4月	60,220	湧水・表流水・他
伊 豆 高 原	〃	38年6月	8,200	深井戸
大 室	〃	35年3月	15,000	〃
伊東すいらん荘分譲地	簡易水道	昭和29年9月	1,540	深井戸
殖産住宅浮山	〃	40年3月	4,000	〃
赤沢温泉郷	〃	45年7月	322	〃
丸善ランド伊東温泉別荘分譲地	〃	45年11月	130	〃
宇佐美みのりの村分譲地	〃	47年2月	3,352	〃
荻	〃	51年9月	1,350	〃
川 奈 ホ テ ル	専用水道	昭和33年6月	626	表流水
ロワジュール伊豆高原	〃	平成2年3月	320	深井戸
サザンクロスカントリークラブ	〃	14年9月	150	地下水
本田技研工業(株)伊東研修センター	〃	14年9月	130	深井戸
ルネッサ赤沢	〃	14年9月	423	〃
伊東カントリークラブ	〃	14年9月	300	〃
ゴルフガーデン分譲地	〃	14年9月	100	湧水
ホテルサンハトヤ	〃	14年10月	800	受水
ゴールド川奈カントリークラブ	〃	14年12月	250	浅井戸
伊豆ビューグランドハイツ	〃	15年1月	775	深井戸
ゴモウ平分譲地	〃	15年10月	50	受水
ホテルアンビエント伊豆高原	〃	15年10月	170	深井戸
ホテルアンビエント伊豆高原アネックス	〃	15年10月	365	〃
ヴィラージュ伊豆高原	〃	19年3月	1,161	〃
ディーエイチシー	〃	20年2月	3,660	〃
きらの里	〃	21年3月	305	〃
高室山エコファーム	〃	23年10月	94	浅井戸
伊東ホテルニュー岡部	〃	26年2月	450	深井戸・市水
東急ハーベスト	〃	28年12月	290	〃
エクシブ伊豆	〃	令和5年2月	1,175	深井戸

(6) 水源保護条例

近年、水源周辺の著しい開発に伴い、環境は悪化し水質汚濁が極端に進行している。特にゴルフ場で散布される農薬が水源を汚染し、飲料水を經由し人体に影響を与えるおそれがあり、社会問題となってきた。

奥野ダム周辺へのゴルフ場の建設計画が提出され、将来、水源として市民や観光客に供給を予定している松川湖の水質に大きな影響を及ぼすことが予測されたため、この地域の環境影響調査を実施し、調査報告に基づき松川湖水質保全の対応策を検討した。

この結果、本来、水道は利用者に対し安全で清潔な水を豊富に供給する責務を有しているという観点から、ゴルフ場建設に伴う農薬等による水質汚濁等への対応策を講ずる必要が認められたため、平成元年10月に水源保護条例を制定した。

また、多様化した原因による水質汚濁を防止することを目的として、水源保護地域内の規制対象となる事業場を見直し、平成31年3月に水源保護条例の一部改正を行った。

2 下水道

〔下水道課〕

本市は、昭和25年7月25日の住民投票により、特別都市法として「伊東国際観光温泉文化都市建設法」の制定を行って以来、名実ともに国際観光温泉文化都市にふさわしい都市施設の充実を図っている。下水道計画は事業が長期にわたるため、逐次変更を重ねながら推進してきたが、シビルミニマムとしての下水道を建設するため、今後は、引き続き効率的な事業手法により整備拡充を図ることが要請されている。一方、本市の下水道施設は供用開始後約50年が経過しており、特に管路施設は老朽化に起因した道路陥没等の危険もあることから、計画的に管路の状態を点検・調査し、修繕・改築する「予防保全型」の管理を行っている。

(1) 沿革

年月日	内 容
昭和 27. 12. 24	下水道事業の施行について市議会に上程、昭和28年以降5か年、総額4億5,700万円の計画を議決
33. 3. 11	管きよ、ポンプ場の築造認可（下水道法）
33. 10. 8	処理場の築造認可（下水道法）
33. 10. 30	「伊東市下水道建設事務所設置条例」を制定、施行
34. 3. 31	「伊東市下水道条例」を制定、施行
46. 3. 27	「伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定、施行
46. 4. 1	下水道整備第3次5か年計画により、終末処理施設の建設に着手
48. 3. 14	下水道受益者負担に関する条例による排水区域に係る負担区及び区域を決定
48. 4. 2	昭和48年度から3か年以内に下水道の利用により利益を受ける受益土地について負担金を賦課する区域（賦課対象区域）を定める。
49. 3. 29	下水道の供用、処理開始に対処し下水道条例の改正及び下水道による排水設備の普及推進を図るため「伊東市水洗便所改造等資金助成条例」を制定、施行
49. 6. 1	終末処理施設の全体計画6系列のうち1系列の完成により、雨水及び雑排水の排除を開始
49. 8. 20	公共下水道の供用及び下水の処理を開始
51. 3. 25	下水道計画の見直しによる基本計画を作成、計画区域を493haに拡張し、計画人口を、観光流入人口を含め10万3,300人に変更
58. 7. 15	下水道計画の見直しにより、事業認可期間の変更及び総事業費178億円等の事業計画変更の認可を受ける。
平成 3. 3. 15	事業期間の延長及び総事業費222億2,100万円の事業計画変更認可を受ける。
8. 3. 29	都市計画決定の変更により、計画区域509ha、計画人口3万1,898人、総事業費362億2,277万円及び事業認可期間等の事業計画の変更認可を受ける。
12. 2. 23	荻・十足処理区を伊東市特定環境保全公共下水道として、計画区域70ha、計画人口2,900人、総事業費60億1,500万円の事業計画の認可を受ける。
13. 3. 30	処理場用地1万4,000㎡を取得（特定環境保全公共下水道）
13. 4. 1	荻・十足地区管きよ布設工事に着手
14. 3. 29	伊東処理区の事業期間の延長、計画区域563ha、計画人口3万5,488人、総事業費368億1,136万円の事業計画変更の認可を受ける。
14. 3. 31	宇佐美地区の供用を開始（湯川終末処理場場内ポンプ場の稼働）
14. 12. 11	（仮称）荻・十足浄化センター建設工事に着手
16. 3. 31	伊東市公共下水道基本計画を変更
17. 8. 29	「（仮称）荻・十足浄化センター」の名称を公募、「かわせみ浄化センター」に決定
17. 10. 6	伊東市水洗便所改造等資金助成条例の改正（貸付金に関すること）
18. 3. 31	伊東市公共下水道事業計画変更の下水道法による認可を受ける。 伊東処理区 計画目標年度 平成23年度、計画面積 720.9ha（雨水排水面積457ha） 計画人口 3万2,920人、総事業費 389億440万円 荻・十足処理区 計画目標年度 平成23年度、計画面積 143.9ha、計画人口3,790人 総事業費 46億9,495万円 荻・十足処理区（かわせみ浄化センター）供用開始
19. 3. 31	下水道法による事業計画変更に伴い、都市計画法による事業計画変更の認可を受ける。
21. 4. 1	かわせみ浄化センターにて汚泥濃縮設備稼働

24. 3. 16	事業期間の延長及び総事業費 424 億 4,314 万円の事業計画変更の認可を受ける。 伊東処理区 計画人口 3 万 2,920 人、事業費 378 億 7,016 万円 萩・十足処理区 計画人口 3,800 人、事業費 45 億 7,298 万円
24. 3. 30	萩・十足処理区に伊豆急萩分譲地を接続 処理区域面積 22.46ha、管路延長 6042.64m
27. 3. 31	伊東市公共下水道全体計画を変更 計画区域面積 1,353ha、計画人口 4 万 9,520 人(観光流入人口を含む。)
29. 3. 28	事業期間の延長及び総事業費 469 億 1,106 万円の事業計画変更の認可を受ける。 伊東処理区 計画人口 2 万 5,080 人、事業費 421 億 5,445 万円 萩・十足処理区 計画人口 4,330 人、事業費 47 億 5,661 万円
令和 2. 4. 1	地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計制度に基づく経理処理を開始
4. 3. 29	事業期間の延長及び総事業費 568 億 8,237 万円の事業計画変更の認可を受ける。 伊東処理区 計画人口 2 万 2,660 人、事業費 508 億 2,630 万円 萩・十足処理区 計画人口 4,050 人、事業費 60 億 5,607 万円

① 施行実績 (※ () は台風による災害復旧費、合計下段は、災害復旧費を含む。)

年 度	事業費(千円)	財 源 内 訳 (千 円)			
		国庫補助金	起 債	受益者負担金	市 費
昭和 33 年 ～平成 11 年	23,452,824	8,959,470	12,254,200	410,627	1,828,527
平成 12 年 ～平成 18 年	12,697,758	5,725,330	6,344,800	138,912	488,716
19 年 (災害復旧)	1,002,840 (28,783)	439,850 (18,342)	503,900 (9,100)	30,547	28,543 (1,341)
平成 20 年 ～平成 29 年	5,046,047	2,037,950	2,575,400	114,417	318,280
30 年 (災害復旧)	454,155 (6,191)	194,426 (3,888)	210,900 (1,900)	5,600	43,229 (403)
令和元年 (災害復旧)	472,750 (15,625)	206,200 (10,421)	225,100 (5,200)	4,324	37,126 (4)
2 年	466,084	188,151	236,300	3,074	38,559
3 年	434,469	164,518	239,200	1,810	28,941
4 年	421,492	149,526	230,800	5,087	36,079
5 年	270,299	68,945	178,000	632	22,722
合 計	44,718,718 44,769,317	18,134,366 18,167,017	22,998,600 23,014,800	715,030 715,030	2,870,722 2,872,470

② 主な事業内容

年 度	管 渠	処 理 場 ・ ポ ン プ 場
昭和33年 ～平成30年	宇佐美・湯川・松原・岡・鎌田・玖須美・新井φ150～1,650、L=126,317m	湯川終末処理場 湯川中継ポンプ場、玖須美中継ポンプ場
	荻・十足（平成13年度から着手） φ150～500、L=11,793m	かわせみ浄化センター
令和元年	宇佐美・玖須美 φ150～250、L=516.50m	湯川中継ポンプ場圧送管バルブ等改築（ストックマネジメント）工事 湯川終末処理場最初沈殿池4～6号池建築耐震補強工事 湯川終末処理場最初沈殿池水路流入ゲート更新（ストックマネジメント）工事
2	宇佐美・玖須美・鎌田・川奈 φ100～200、L=788.30m	湯川終末処理場最初沈殿池1～3号池建築耐震補強工事
3	宇佐美・玖須美・鎌田・川奈 φ150～300、L=616.78m	玖須美中継ポンプ場汚水ポンプ設備（電気・機械）改築（ストックマネジメント）工事 （債務負担行為：令和3年度～令和4年度）
4	宇佐美・玖須美・川奈 φ150～300、L=397.33m 川奈マンホールポンプ場ポンプ設備設置工事 （債務負担行為：令和4年度～令和5年度）	玖須美中継ポンプ場汚水ポンプ設備（電気・機械）改築（ストックマネジメント）工事 （債務負担行為：令和3年度～令和4年度）
	荻・十足 φ150 L=33.50m	
5	玖須美・鎌田・川奈 φ150～200、L=173.46m 川奈マンホールポンプ場ポンプ設備設置工事 （債務負担行為：令和4年度～令和5年度）	湯川中継ポンプ場自家発電設備改築（ストックマネジメント）工事 （債務負担行為：令和5年度～令和7年度） 玖須美中継ポンプ場耐震補強工事

③ 公共下水道施設別の比率（令和6年3月31日現在）

事 業 計 画		施 行 実 績		摘 要
施 設	事業費（千円）	事業費及び施行済事業量（千円）	事業費に対する比率（%）	
事 業 全 体	50,826,297	40,179,188	79.1	
管 渠（雨水含む）	29,323,866	21,647,397 128,810m	73.8	R5 管路整備延長 173m
湯 川 終 末 処 理 場 災 害 復 旧 費	17,200,347 —	15,601,236 50,599	90.7 —	
湯川・玖須美中継ポンプ場	4,302,084	2,930,555	68.1	

※ 別途災害復旧費を計上

④ 特定環境保全公共下水道施設別の比率（令和6年3月31日現在）

事業計画		施行実績		摘要
施設	事業費（千円）	事業費及び施行済事業量（千円）	事業費に対する比率（%）	
事業全体	6,056,066	4,539,530	75.0	
污水管渠（移管分含む）	3,791,366	2,274,830 17,869m	60.0	R5 管路整備延長 0m
処理場	2,264,700	2,264,700	100.0	

(2) 全体計画及び事業計画

① 全体計画

計画区域内の市街地の構成は、公共下水道である伊東処理区の湯川、松原、岡、鎌田、玖須美、新井、宇佐美、城星、川奈、泉及び吉田の各地区で、中央を貫流する伊東大川等の二級河川を中心とした市街地と特定環境保全公共下水道である荻・十足処理区の荻・十足地区で形成されており、計画人口は約3万7千人を擁している。また、今後の市街地の変化や市民経済の発展、土地の高度利用による高密度化の進行あるいは生活文化の向上等による生活用水量の変動、さらには観光交流人口の変動等の要因による市街地領域における都市生活排水の変動が予測される。

このような現況に鑑み、都市基盤施設としての公共下水道計画は、将来に対する都市構造の変貌及び都市社会の進歩に適応するため、これからの計画処理区域の拡張及び下水道の整備に際しては、これらの事柄を考慮しながら下水道の整備拡充を図っていかねばならない。

なお、前計画は、平成16年度に策定し、その後、当地域においても社会情勢及び経済情勢が変化していることから、「将来の行政人口、生活汚水量原単位の妥当性」について見直す必要が生じ、平成26年度に目標年度を令和12年度とし全体計画を変更した。

② 事業計画

全体計画の変更に伴い平成28年度に事業計画を変更し事業期間を令和3年度末まで延伸したが、管きょ及び処理場等施設の老朽化及び耐震化への対応もしなければならぬ状況から、期間内の事業達成が困難であるため、さらに、令和3年度に事業期間を5年延伸し、令和8年度末までとし計画を変更した。

また、このことから、将来の人口減少により計画人口及び計画汚水量も減少することが想定されるため、施設計画も変更した。

処理区域		処理面積 (ha)	計画人口 (人)	主な施設
伊東 処理 区	湯川・松原処理分区	132.1	3,290	・污水管きょ：φ200mm～φ1,650mm ・雨水管きょ：□1,000mm×1,000mm～ □2,500mm×2,000mm ・ポンプ場（2か所）：湯川中継ポンプ場 玖須美中継ポンプ場 ・処理場（1か所）：湯川終末処理場、場内ポンプ場、 汚泥焼却棟 ※伊東市全域観光人口7,700人の内処理区域内観光 人口を4,240人とする。 括弧内は観光流入人口を含む。
	岡・鎌田処理分区	219.3	6,860	
	玖須美・新井処理分区	95.2	2,750	
	宇佐美処理分区	144.2	4,690	
	川奈処理分区	58.2	2,960	
	田代・逆川処理分区	57.7	1,780	
	泉川処理分区	14.2	330	
観光流入人口	—	※(4,240)		
計		720.9	(26,900) 22,660	

荻・十足処理区	143.9	4,050	・汚水管きよ：φ150mm～φ500mm ・処理場(1か所)：かわせみ浄化センター、管理機械棟 汚泥ポンプ棟、塩素混和池棟
---------	-------	-------	---

③ 整備状況(令和6年3月31日現在)

区分	地区名	計画面積 (ha) (A)	下水道整備			水洗化普及	
			面積(ha) (B)	人口 (C)	整備率(%) (B)/(A)	人口 (D)	普及率(%) (D)/(C)
伊東処理区	湯川	75.8	63.4	1,567	83.6	1,428	91.1
	松原	56.3	45.0	2,525	79.9	2,489	98.6
	岡	143.6	118.7	4,797	82.7	4,578	95.4
	泉川	14.2	0	0	—	0	—
	鎌田	75.7	60.8	2,324	80.3	2,268	97.6
	玖須美	78.5	78.5	3,413	100.0	3,253	95.3
	田代・逆川	57.7	29.9	782	51.8	395	50.5
	新井	16.7	16.3	711	97.6	579	81.4
	川奈	58.2	0	0	—	0	—
	宇佐美	144.2	101.4	5,294	70.3	3,146	59.4
小計	720.9	514.0	21,413	71.3	18,136	84.7	
荻・十足処理区	143.9	87.1	3,121	60.5	2,977	95.4	
計	864.8	601.1	24,534	69.5	21,113	86.1	

・計画面積に対する比率 (B)/(A)×100
 伊東処理区 71.3% 昭和49年8月20日供用開始
 荻・十足処理区 60.5% 平成18年3月31日供用開始
 合 計 69.5%

(3) 処理場施設

① 湯川終末処理場

区分	内容
所在地	伊東市湯川571番地の3ほか
建設状況	昭和41年：処理場用地造成工事着手、昭和46年：処理場建設工事着手、 昭和49年：処理場処理開始
敷地面積/施設面積	約2万9,300㎡/1万7,800.46㎡(延床面積)
建物施設	中央管理棟、鉄筋コンクリート造(地下1階、地上3階) 次亜滅菌機棟、脱臭機械棟、水処理施設棟、焼却炉棟、場内ポンプ棟
工事費	156億124万円(累計) 156億5,183万円(5,059万円災害復旧費を含む。)
計画汚水量 (事業計画)	日平均汚水量2万8,600㎡/日、日最大汚水量4万600㎡/日、 雨天時最大汚水量14万8,600㎡/日

② 湯川終末処理場主要施設概要

主要施設名	概要	現況	全体計画
処理方法	標準活性汚泥法	—	—
処理能力	日最大処理能力	40,600㎡/日	44,500㎡/日

最初沈殿池	長さ18.5m×幅14.0m×深さ3.1m、矩形一方向常流式	5池	5池
エアレーションタンク	長さ80.0m×幅6.8m×深さ4.5m、2列迂回散気筒方式	5池	5池
最終沈殿池	長さ28.8m×幅14.0m×深さ3.0m、矩形一方向常流式	5池	5池
塩素混和池	長さ80.0m×幅3.55m×深さ2.4m、矩形一方向常流式	1池	1池
汚泥濃縮槽	径9.4m×深さ3.0m、円形放射式重力濃縮	2槽	2槽
汚泥脱水設備	遠心脱水式、毎時7m ³	2台	2台
送風機設備	多段ターボブロワ、毎分60m ³ 1台、毎分90m ³ 2台	3台	3台
汚泥焼却設備	流動床式、1日20t	1基	1基
場内ポンプ設備	水中汚水ポンプ毎分14.0m ³	2台	2台

③ かわせみ浄化センター

区 分	内 容
所在地	伊東市鎌田1275番地の1
建設状況	平成14年：処理場用地造成工事着手、処理場建設工事着手 平成18年：供用開始
敷地面積／施設面積	1万4,000m ² ／1,024.58m ² (延床面積)
建物施設	管理機械棟(地上2階)、汚泥ポンプ棟、塩素混和池棟
工事費	22億6,470万円(累計)
計画汚水量 (事業計画)	日平均汚水量1,300m ³ 、日最大1,600m ³

④ かわせみ浄化センター主要施設概要

区 分	概 要	現 況	全体計画
処理方法	オキシデーションディッチ法	—	—
処理能力	日最大処理能力	1,600m ³ /日	2,100m ³ /日
オキシデーションディッチ	長さ76m、幅11.3m、深さ3.0m、縦軸型爆気装置	1池	1池
最終沈殿池	直径20m、深さ3.5m、中央駆動支柱型	1池	1池
汚泥ポンプ棟	長さ17m、幅7m	1棟	1棟
塩素混和池	長さ22.2m、幅1.2m、深さ1.0m	1池	1池
汚泥濃縮設備	処理能力5.5m ³ /h	1基	2基

(4) ポンプ場

① 湯川中継ポンプ場

区 分	内 容
概要	湯川・松原及び岡・鎌田処理分区内から排出される汚水並びに合流区域内の雨水並びに玖須美・新井・田代・逆川及び川奈処理分区内から排出された玖須美中継ポンプ場からの汚水を湯川終末処理場まで圧送する。
所在地	伊東市湯川四丁目2番7号
建設状況	昭和39年：用地造成及びポンプ場建設工事着手、昭和45年：雨水排除の管理運転開始、昭和49年：供用開始により湯川終末処理場に送水開始
敷地面積／施設面積	約4,961m ² ／1311.62m ² (延床面積)
建物	鉄筋コンクリート造(地下1階、地上2階)

工 事 費	17 億 2,783 万円 (累計)
送 水 能 力	毎秒 2.087 m ³
沈 砂 池	6,560 mm、円形 2 池
汚 水 ポ ン プ	φ 350mm:40kw:毎分 13.2 m ³ :1 台、φ 400mm:75kw:毎分 19 m ³ :2 台
雨 水 ポ ン プ	φ 550mm:110kw:毎分 37 m ³ :3 台 (内 1 台予備)

② 玖須美中継ポンプ場

区 分	内 容
概 要	玖須美・新井、田代・逆川及び川奈処理分区から排出される汚水を、伊東大川河口に布設されている圧送管によって汚水 5 号幹線に圧送する。
所 在 地	伊東市渚町 6 番 1 号
建 設 状 況	昭和 53 年：建設工事着手、昭和 56 年：供用開始
敷地面積／施設面積	約 1,488 m ² ／1,174.32 m ² (延床面積)
建 物	鉄筋コンクリート造 (地下 1 階、地上 2 階)
工 事 費	12 億 180 万円 (累計)
送 水 能 力	毎秒 0.172 m ³
沈 砂 池	1,200mm×6,000mm、2 池
汚 水 ポ ン プ	φ 350 mm:30kw:毎分 10.3 m ³ :2 台 (内 1 台予備)

(5) 排水設備普及制度

下水道整備によって、公共下水道へ接続できることとなった土地所有者は、遅滞なく公共下水道に接続しなければならない。また、処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、処理開始の日から 3 年以内に公共下水道に切り替え接続する義務が課せられている。

このため、水洗便所改造等に要する工事費に対する次の助成制度により、排水設備の普及を図っている。

なお、排水設備の新設等の設計及び工事は市長の指定する下水道指定工事店が施工することになっており、令和 6 年 3 月 31 日現在、下水道指定工事店として 6 8 社 (市内 5 0 社、市外 1 8 社) を指定している。

- ・補助金：申請 1 件につき 1 万円
- ・貸付金：工事費用に基づき決定し、貸付限度額は次のとおり。
くみ取り便所に係る排水設備工事に対し 5 0 万円、浄化槽撤去に係る排水設備工事に対し 4 0 万円、共同私設下水道工事に対し 9 0 万円
- ・利 率：下水道の処理開始告示の日から、3 年以内の工事は無利子、4 年目以降の工事は 1. 0 %
- ・償還回数：5 0 回を上限とする。

(6) 受益者負担制度

公共事業は、通常、その受益が広く一般の住民に及ぶため、その財源を税金等によっている。しかし、下水道事業については、公共下水道へ接続できることとなった地域の利便性及び快適性が向上するため、公共下水道未整備地域との公平性を図らなければならない。そのため、本市においても、公共下水道事業については都市計画法、特定環境保全公共下水道事業については地方自治法を根拠として「伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定、負担金を徴収の上、計画的に事業を進めている。

- ・賦課対象者：原則として土地の所有者または権利者
- ・負担金：伊東・宇佐美負担区 2 0 0 円/m²、萩・十足負担区 2 5 0 円/m²
- ・納付の方法：賦課対象区域の告示の日から 5 年間に年 4 回の割合で 2 0 回分割
- ・奨励金：納期数とその負担金に応じて一括前納の場合の 1 0 % から、順次その回数に応じた率で交付

(7) 下水道使用料(令和5年度) ※ 表の金額に消費税10%が加算される。(1円未満の端数は切り捨て)

区分	基本料金(1月につき)	超過料金(1m ³ につき)
水道等汚水	10m ³ まで 800円	10m ³ を超え50m ³ まで 95円
		50m ³ を超え250m ³ まで 96円
		250m ³ を超えるもの 97円
温泉その他の汚水	50m ³ まで 850円	50m ³ を超え500m ³ まで 19円
		500m ³ を超えるもの 20円

(8) 地域汚水処理

地域汚水処理施設は、市開発公社によって造成された川奈奥水無田宅地分譲地及び玖須美保代口宅地分譲地建設に伴い設置された川奈奥水無田汚水処理施設と玖須美保代口汚水処理施設、さらに、急傾斜な地形の既成集落地域に建設された川奈地域汚水処理施設の3施設がある。川奈の2施設は昭和59年4月1日に、保代口汚水処理場は平成10年4月1日から下水道課に移管され、管理に当たっている。

川奈地域汚水処理施設は、昭和46年度に用地確保、昭和47年度に汚水処理場の完成、昭和48年度から排水管の埋設工事を実施し、同年度に川奈中継ポンプ場及び圧送管の埋設工事を完了、昭和49年8月から一部供用を開始し、昭和53年度に計画管きょ埋設工事を完了、全管きょ延長は6,899mとなった。

また、玖須美保代口汚水処理場は平成9年度に建設し、平成10年4月1日から供用開始した。

① 地域汚水処理場施設

区分	川奈奥水無田汚水処理場	川奈地域汚水処理場	玖須美保代口汚水処理場
所在地	川奈字奥水無田1183番地の186	川奈字向山661番地の12	玖須美元和田721番地の12
設置要因	川奈奥水無田宅地分譲地建設	急傾斜な地形の既成集落地域	玖須美保代口宅地分譲地建設
敷地面積	598.56m ²	1653.15m ²	144.0m ²
施設面積	延床面積237m ²	延床面積475.35m ²	84.4m ²
建物	鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上1階	鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上1階	埋設型、繊維強化プラスチック製(構造)
工事費	53,855千円(累計)	135,175千円(累計)	26,408千円(累計)
着工	昭和45年9月10日	昭和47年9月25日	平成9年11月26日
完成	昭和46年2月28日	昭和48年3月30日	平成10年1月30日
処理方式	長時間曝気活性汚泥法	長時間曝気活性汚泥法	回分式活性汚泥法
処理能力	900人/日	4,000人/日	140人/日

② 川奈中継ポンプ場

区分	内容
所在地	川奈字小浦浜672番地の1
建設状況	着工：昭和47年11月15日、完成：昭和48年8月30日
敷地面積/施設面積	120.76m ² /延床面積49.50m ²
建物	鉄筋コンクリート造り地下1階、地上1階
工事費	31,621千円(累計)
ポンプ能力	φ150mm:6kw:毎分2.5m ³ :3台

消 防

本市の消防は、消防組織法の施行に伴って昭和25年に常備の消防本部・消防署が設けられ、以後平成28年4月1日駿東伊豆消防本部が発足されるまで、現場活動は、常備職員及び郷土愛と奉仕の精神を持った消防団組織506人との連携により行われた。

消防本部・消防署は、昭和25年4月13日、消防長（市長事務取り扱い）以下18人をもって発足し、年度中の9月に8人、翌年1月に7人をそれぞれ増員して33人体制となった。当時の組織は、本部・署一体運営で、職員の大部分は隔日勤務が主体で本部事務を兼務し、消防署の当直第1指揮者は本部兼務の司令補以上が当たり、警備及び消防活動と教養訓練並びに本部事務の両立を図った。

その後、人員及び機械の増強を図りつつ、本部・署の兼務体制が続けられてきたが、社会情勢の変化と市勢の伸展に伴い、増大した消防行政需要を効率的に処理するとともに、特に火災予防の指導徹底を期するため、長年の課題であった組織の整備について昭和47年10月、消防本部と消防署との兼務を分離し、さらに昭和48年10月、本部を2課5係とした。平成4年9月、対島地区の救急体制を充実するため、八幡野分遣所を対島支署に格上げし救急車を配置、消防署は1課4係1支署3分遣所に機構改革した。

平成12年4月桜木町に本市の防災拠点となる消防本部、消防署を移転し、同時に広野分遣所を本署に統合、1本部2課1署1支署2分遣所に機構改革した。

平成18年4月、勤務体制を2交代制から3交代制に変更、平成19年1月、宇佐美分遣所に救急車を配置し時代の消防需要に即応した消防体制の整備・充実を図った。平成20年4月、消防の広域化に対応するため、企画指令課を新設し、1本部3課1署1支署2分遣所とした。平成23年3月、救急業務における地域の平準化を図るため、吉田分遣所に救急車を配置した。平成25年11月、消防力の更なる充実・強化を目的に、駿東伊豆地区4市3町による消防救急広域化協議が進められた結果、平成28年4月1日から沼津市に消防本部を置く駿東伊豆消防本部が発足した。

1 消 防 体 制

(1) 消防設備・整備

① 設備・施設（令和6年4月1日現在）

〔危機対策課〕

区 分	内 容
可搬式小型動力ポンプ	69台（消防施設19台・小型動力ポンプ格納庫50台）
水利施設	消火栓 2,048基（公設1,332基・私設716基） 防火水槽380基（公設167基・私設213基） 防火水槽のうち耐震性貯水槽85基 プール45か所、自然水利等61か所

② 消防水利充実化事業

〔危機対策課〕

年度	内 容
令和3	耐震性貯水槽100m ³ 型 1基（湯川：伊東公園地内に新設）、消火栓は上下水道部で実施
4	耐震性貯水槽100m ³ 型 1基（宇佐美：八幡神社地内に新設）、消火栓は上下水道部で実施
5	耐震性貯水槽の設置は実施なし。消火栓は上下水道部で実施

③ 消防庁舎

〔資産経営課〕

名 称	開設年月	敷地面積	建築延面積	構 造
伊 東 消 防 署	平成 12 年 4 月	1,910.75 m ²	2,864.68 m ²	鉄筋コンクリート造 5 階建
八 幡 野 分 署	4 年 9 月	654.17	425.88	鉄骨造 2 階建
宇 佐 美 出 張 所	昭和 63 年 7 月	522.79	284.26	鉄骨造一部 2 階建
吉 田 出 張 所	55 年 4 月	1,946.18	900.36	鉄筋コンクリート造 2 階建

※ 駿東伊豆消防組合に無償貸与

(2) 消防団

〔危機対策課〕

本市消防団の発足は明治 27 年と歴史は古く、昭和 22 年の市制施行により、現在の消防団の原形が組織された。昭和 25 年、伊東市消防本部発足当時の勢力は 8 個分団・620 人・ポンプ車 6 台・手引動力ポンプ 3 台、昭和 30 年 4 月、伊東市と宇佐美村・対島村との合併による勢力は 15 個分団・665 人・ポンプ車 11 台・手引動力ポンプ 11 台、現在の勢力は 17 個分団・451 人・ポンプ車 17 台・可搬式小型動力ポンプ 19 台・軽消防車 2 台である。

常に常設消防と一体となって消防任務の達成に努め、特に、動員力を必要とする建物火災、林野火災、風水害に対する活動には特筆すべきものがある。なお、火災期の 12 月から翌年の 2 月までは各分団が夜警に当たり、その出動は迅速で大きな消防戦力となっている。

① 階級別構成状況（令和 6 年 4 月 1 日現在、単位：人）

区 分	団 長	副 団 長	本 部 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計
人 員	1	4	7	17	17	34	96	275	451

② 人員及び装備の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

分団	地 区 別	人 員		ポンプ車等		発電機	可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ
		実 員	定 員	台 数	購入年月		
	団 本 部	12	12	2 (軽消防車)	平成 22 年 1 月 26 年 3 月	—	2
1	湯 川	30	30	1	22 年 8 月	1	1
2	松 原	29	29	1	21 年 8 月	1	1
3	玖 須 美	30	30	1	27 年 10 月	1	1
4	新 井	21	30	1	25 年 9 月	1	1
5	岡	30	30	1	26 年 9 月	1	1
6	鎌 田	25	30	1	28 年 10 月	1	1
7	川 奈	25	30	1	28 年 6 月	1	1
8	吉 田	22	30	1	17 年 2 月	1	1
9	荻	24	30	1	20 年 9 月	1	1
10	宇 佐 美 ・ 留 田	26	30	1	24 年 10 月	1	1
11	宇 佐 美 ・ 城 宿 ほか	30	30	1	23 年 11 月	1	1
12	宇 佐 美 ・ 八 幡 ほか	30	30	1	29 年 4 月	1	1
13	富 戸	30	30	1	29 年 4 月	1	1
14	八 幡 野	30	30	1	29 年 4 月	1	1
15	池	24	30	1	29 年 3 月	1	1
16	赤 沢	18	25	1	18 年 10 月	1	1
17	十 足	15	20	1	29 年 3 月	1	1
合 計		451	506	19	—	17	19

③ 団員報酬等

種 別	単 位	支 給 対 象 ・ 金 額
団員報酬	年 額	団長92,000円、副団長76,000円、本部長63,000円、 分団長58,000円、副分団長45,500円、部長38,000円、 班長37,000円、団員36,500円、
出動報酬	1 回	災害2,300円・警戒2,300円・訓練2,300円 (活動時間が2時間を超える場合、1時間ごとに1,000円加算)
	1 回	会議1,000円 (会議時間が1時間を超える場合、1時間ごとに1,000円加算)
運営交付金	年 額	団本部1,010,000円 分団6,020,000円(平等割225,000円、団員割1人5,000円)

教 育

1 教育行政の基本方針

〔教育総務課〕

伊東市教育委員会は、第五次伊東市総合計画の政策目標である「心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち」の実現を目指し、国際的な視野を持ち、自ら学ぶ生涯学習の理念に立った基本方針を次のように定めます。

また、地域住民の意向を反映した教育行政の推進に向け、総合教育会議における市長との協議、県教育委員会や関係機関等との連携や伊東市教育大綱を踏まえた夢と希望を育む様々な施策の推進を通じ、本市教育の活性化と発展に一層力を入れ、市民の期待と信頼に応えるよう努めます。

(1) 夢や希望をもつ子どもの育成に努めます。

ア 実際の社会や生活で生きて働く知識、技能を身に付け、他者と協働して課題を解決するなど、未知の状況にも柔軟に対応できる思考力、判断力、表現力を育むことで「学びに向かう力」を高めます。

イ 子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高め、社会性を育むとともに、規範意識や忍耐力、思いやりの心、確かな人権感覚など、「人として備えたい力」が確実に身に付くようにします。

ウ 危険を未然に回避する力や危機対応力の向上、健康的な生活習慣の定着を図り、「命を守る力」を育成します。

(2) 夢や希望を育む園・学校の基盤を大切にします。

ア 多種・多様な教育的ニーズに応える柔軟な教育体制を確立し、子どもたちの安全・安心を守り、「生きる力」を育む学校づくりを目指します。

イ 学校、家庭、地域で「情報」「課題」「ビジョン」の共有を図り、連携・協働しながらコミュニティ・スクールの推進など、地域とともにある学校づくりを進めます。

ウ 快適で温かみのある校内環境と明るい挨拶の習慣化を特に重視し、子どもたちに豊かな情操を育てる環境（物的・人的）を整備します。

エ 良好な教育環境を確保するため、小中学校施設の維持管理や計画的な施設改修・整備を推進します。

オ 未来の情報教育推進のため、先端技術の活用や情報モラル教育の充実を図ります。

カ 子どもたちにとってより望ましい教育環境を整えるため、統合後の検証や分析を行い、「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」に基づき、中長期的な視点に立ち検討を進めてまいります。

キ 多様な子どもたちの資質・能力をバランスよく育成するため、ICT環境の整備とデジタル教材を効果的に活用した「個別最適な学び」、「協働的な学び」を支える学習活動の推進を図ります。

ク 安全・安心で魅力のある学校給食を提供し、給食を通じた食育の推進を図ります。

ケ 質の高い幼児教育、保育サービスを提供するとともに、安心して楽しく子育てができるよう子育て環境の向上を図り、保護者から選ばれる園づくりに努めます。

コ 幼稚園、保育園における在籍状況や今後の見込み数を地域単位で勘案し、公立幼稚園・保育園は全て可能な範囲で認定こども園化を推進するとともに、施設の再編も進めます。

サ 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校の働き方改革を推進します。

(3) 園・学校の危機管理体制の徹底及び防災教育の推進に努めます。

ア 学校事故や自然災害に対し、学校が組織的に取り組めるよう、危機管理マニュアルや防災計画の見直しや作成を支援します。

イ 園・学校と市教育委員会が正確・迅速に情報を共有し、関係機関と連携して対応します。

ウ 各校における危機管理体制の強化を図るため、「学校防災研修会」及び「学校安全対策委員会」を開催します。

エ 児童生徒が「自らの判断で最善の行動を選択する力」を身に付けるため、防災教育を推進するとともに、自然災害（津波を含む）や火災発生を想定した効果的な避難訓練を実施します。

オ 幼稚園、保育園において、地震、津波、風水害、交通安全などの各種対応マニュアルの点検、改善を行い、防災力の向上に努めます。

(4) 文化を高め教養を豊かにする生涯学習の場の充実と質の向上を目指して、地域、家庭、学校が相互につながって活性化していくよう支援するとともに、市民が安全・安心に利用できるよう各施設の整備を進めます。

ア 市民の要望に応じた学習機会の確保と快適な施設サービスの提供を目指し、地域拠点施設の充実を図ります。

- イ 人間形成の基盤となる家庭教育の充実を支援します。
 - ウ 各分野の資料充実や情報提供により、魅力ある図書館運営に努めるほか、市民を始め、訪れる方の創造拠点となる新図書館の実現に向け、新たな視点で協議・検討を進めます。
 - エ 「市民一人一スポーツ」を目指し、活動場所の整備を進めるとともに、健康・体力づくりの充実を図ります。
 - オ 「市民一人一文化」の実現を目指し、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、情報発信に努めます。
 - カ 後世へ伝えるべき貴重な文化財の保護と歴史資料の公開及び活用に努め、郷土への愛着を育みます。
 - キ 地域、家庭、学校が連携して行う地域学校協働活動の支援・拡大を目指すとともに、青少年の健全育成活動等の充実を図ります。
- (5) 目的指向の行財政運営に努め、社会の変化に対応した活気ある教育行政の展開、職員の人材育成を目指します。
- ア 事務局組織の機動力を高めるため、「報告・連絡・相談」の再確認や、市長部局及び関係機関との連携を深め、迅速で的確な事業推進に努めます。
 - イ 事務局内組織や事業、予算の執行・編成等の見直しを絶えず図り、市の将来を担う人材育成に努めます。
- (6) 上記(1)から(5)までの方針について、評価の観点を明確にした自己点検と学識経験者の知見を活用した年度末評価を行います。その評価を踏まえ、次年度の教育課題や方向性を明確にします。

2 教育委員会

〔教育総務課〕

本市の教育委員会は、教育長1人、教育長職務代理者1人、委員3人で構成されている。

会議は、定例会が毎月1回、臨時会が必要に応じて開催され、所管の学校やその他の教育機関の管理、学校教育施設に関する全般的な事務、社会教育、社会体育、学術、文化に関する事務の管理、執行等について本市の実情に即した教育行政を推進している。

これらの教育事務を処理する教育委員会事務局は教育長の指揮・監督のもと組織構成され、それぞれの事務を分掌している。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、総合教育会議等を開催し、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進している。

併せて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる大綱を定めている。

3 学校教育

(1) 学校教育の基本指針

〔教育指導課〕

学校教育は、「生涯にわたって学び続ける伊東市民」という伊東市教育委員会基本方針のもと、「学力」「人間力」「体力」の調和のとれた個性豊かな人間の育成を目標にしている。

本年度は目指す園・学校像を「夢と希望を育む園・学校」とし、その実現を図るため、重点目標を「連携・協働」とし、次の事項を目指す園・学校像に迫るための指導と定め、組織力と使命感をもって推進を図る。

① 「学びに向かう力」が育つ指導を実践し、学力の向上を図る。

ア 主体的・協働的な問題発見・解決の場を経験することによって、未知の状況にも柔軟に対応できる思考・判断・表現する力を育む。

イ 「子供はどう学ぶのか」など、学び手の視点で授業を構想し、「自分ごととしての学び」を実現する。

ウ 「教材研究」、「子供理解」、「カリキュラム・マネジメント」を基盤としながら、育成を目指す資質能力を明確にし、その伸長を子供と共有する。

② 「人として備えたい力」が育つ指導を実践し、人間力の向上を図る。

ア 積極的な関わりの中で、確かな人権感覚、気持ちのよいあいさつ、節度ある人との接し方等の規範意識を身

に付けられるようにするとともに社会性を培う。

イ 親身な関わりの中で、不安や不満等に打ち克つ強さ（自己肯定感、自己有用感）を培う。

③ 「命を守る力」が育つ指導を実践し、体力の向上を図る。

ア 安全、防災教育を重視する中で、危険を未然に回避する力や緊急時（自然災害、生活防犯、交通安全上など）に対応する危機対応力の向上を図る。

イ 家庭や地域と連携する中で、健康的な生活習慣（感染症防止を含む）の定着を図る。

ウ 遊びや運動経験を積み上げていく中で、健康の保持増進を図る。

(2) 保育園

〔幼児教育課〕

保育園（各年度末現在通園人員、単位：人）

施設名	認可定員	利用定員	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
富士見保育園	120	110	91	97	93	84	76
玖須美保育園	170	120	100	84	89	94	83
広野保育園	60	60	62	64	67	69	67
宇佐美保育園	120	100	87	84	78	77	72
八幡野保育園	80	80	81	83	84	84	88
伊豆栄光荻保育園	80	80	89	87	89	90	89
川奈愛育クラブ	74	74	57	61	68	69	72
伊豆栄光富戸保育園	90	80	85	83	86	84	85
伊豆栄光湯川保育園	100	100	102	100	103	99	91
つくし保育園	60	60	74	74	75	72	71
伊豆栄光なぎさ保育園	19	19	20	19	18	20	19
ちゅうりっぷ保育園	18	18	18	20	19	20	20
小規模保育所えん市外保育園	12	12	12	12	14	16	14
合計	1,003	913	883	874	890	888	852

※ 利用定員は子ども・子育て支援新制度施行に伴い、平成27年4月1日より設定。幼保連携型認定こども園川奈愛育クラブについては令和3年度から開所。上記の数値については幼稚部を除く。

(3) 幼稚園

〔幼児教育課〕

① 年齢別就園児の状況（各年度5月1日現在）

年度	3 歳			4 歳			5 歳		
	就園(人)	全児童(人)	就園率(%)	就園(人)	全児童(人)	就園率(%)	就園(人)	全児童(人)	就園率(%)
令和4	99	280	35.4	114	299	38.1	135	316	42.7
5	101	269	37.5	100	280	35.7	112	295	38.0
6	66	216	30.6	101	273	37.0	99	280	35.4

※ 認定こども園の幼稚部を含む。

② 幼稚園の現況（令和6年5月1日現在）

区分	開設年	園児数(人)	学級数	教員数(人)	その他職員数(人)	用務員数(人)	建物敷地面積(m ²)	運動場面積(m ²)	備考
伊東幼稚園	大正15	20	2	5	3	1	1,070	477	
	湯川分園	昭和24	0	0	0	0	907	917	休園中
竹の台幼稚園	〃28	0	0	0	0	0	788	628	休園中
	新井分園	〃24	—	—	—	—	—	—	廃園

鎌田幼稚園	〃39	0	0	0	0	0	1,035	1,003	休園中
川奈幼稚園	〃32	0	0	0	0	0	1,643	2,049	その他2,042㎡ 休園中
宇佐美幼稚園	〃25	38	3	8	4	1	1,216	824	
宮川分園	〃50	0	0	0	0	0	1,103	1,300	休園中
八幡野幼稚園	〃28	31	3	7	7	1	1,460	988	
富戸幼稚園	〃29	0	0	0	0	0	1,007	1,192	休園中
池幼稚園	〃29	8	1	2	2	1	628	1,860	
南幼稚園	〃44	0	0	0	0	0	1,091	1,543	休園中
富士見分園	〃50	37	3	7	4	1	1,220	1,280	
吉田幼稚園	〃47	15	2	4	1	1	1,030	1,419	
荻幼稚園	〃50	22	2	6	2	1	792	873	
合計		171	16	39	23	7	14,990	16,353	
私立幼稚園		89	6	12	6	1	1,658	3,025	

※ 私立幼稚園は、野間自由幼稚園の現況を示す（認定こども園の幼稚部を除く）。

(4) 小学校

[教育総務課]

小学校の現況（令和6年5月1日現在）

区分	開設年	児童数 (人)	学級数	教員数 (人)	その他 職員数(人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	プール
東(※2)	昭和5	—	—	—	—	—	—	—
西(※2)	明治29	—	—	—	—	—	—	—
川奈(※1)	〃6	—	—	—	—	—	—	—
大池	〃6	344	12	24	3	7,976	6,774	有
宇佐美	〃6	261	13	22	4	7,456	8,157	〃
八幡野	〃6	261	13	23	9	6,988	7,278	〃
富戸	〃6	73	6	10	3	6,385	11,417	〃
池	〃6	64	6	13	3	4,933	4,057	〃
南	昭和44	513	18	31	4	11,208	8,259	〃
旭(※2)	〃48	—	—	—	—	—	—	—
伊東	令和5	499	23	39	6	11,796	8,575	有
合計		2,015	91	162	32	56,742	54,517	—

(※1) 令和3年3月末閉校 (※2) 令和5年3月末閉校

(5) 中学校

[教育総務課]

中学校の現況（令和6年5月1日現在）

区分	開設年	生徒数 (人)	学級数	教員数 (人)	その他 職員数(人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	プール
南	昭和22	526	22	42	3	17,653	22,087	有
北	〃30	109	5	18	4	10,417	11,095	〃
宇佐美	〃22	152	6	19	3	5,307	5,933	〃
対島	〃22	238	9	22	3	8,520	12,185	〃
門野	〃62	226	8	20	3	13,662	14,463	〃
合計		1,251	50	121	16	55,559	65,763	—

(6) 高等学校

〔教育総務課〕

高等学校の現況（令和6年5月1日現在）

区分	開設年	生徒数 (人)	学級数	教員数 (人)	その他 職員数(人)	建物敷地 面積(㎡)	運動場 面積(㎡)	プール
県立伊豆伊東	令和5	646	18	56	9	16,057	20,608	有
定時制	〃 5	43	4	9	1			
合計		689	22	65	10	16,057	20,608	—

※ 令和4年度までの静岡県立伊東高等学校・同城ヶ崎分校・県立伊東商業高校は、3校が統合され、令和5年度から静岡県立伊豆伊東高等学校が開設された。

(7) 特別支援教育

〔教育指導課〕

障がいのある児童・生徒に対する教育のため、伊東市就学支援委員会の判定に基づき、適切な就学支援を行っており、伊東小学校、宇佐美小学校、八幡野小学校、南中学校、対島中学校に特別支援学級を開設している。また、伊東小学校、大池小学校に言語通級指導教室及び発達通級指導教室、南中学校に発達通級指導教室を開設している。また、南中学校以外の市内4校で発達通級指導教室巡回指導を実施している。

令和6年度の特別支援学級の状況は、小学校3校（伊東、宇佐美及び八幡野）で10学級64人、中学校2校（南、対島）で7学級33人が在籍している。

また、特別支援学校については、静岡県立東部特別支援学校伊東分校がある。

(8) 教育指導

〔教育指導課〕

① 一般教育指導事業（各年度当初予算）

事業名	事業費(千円)			内容
	4年度	5年度	6年度	
一般指導事業	2,849	5,683	1,835	学校教育全般の円滑な運営及び管理のため、関係機関、各種団体との連絡調整並びに児童・生徒の適正な就学を推進する。

② その他の教育事業（各年度当初予算）

〔教育総務課・教育指導課〕

年度	事業名または事業内容（事業費）
4	就学援助・奨励事業(37,600千円)、適応指導・教育相談事業(6,513千円)、外国人英語指導者配置事業(29,304千円)、書道教育推進事業(904千円)、教育研究事業(289千円)、小学校低学年学級支援事業(2,295千円)、特別支援教育支援事業(34,449千円)、学校司書配置事業(4,323千円)、通級指導教室支援事業(5,201千円)、多人数学級支援事業(18,616千円)、介助員配置事業(5,083千円)、幼児ことばの教室事業(191千円)、不登校対策事業(672千円)、ICT活用教育推進事業(1,353千円)、ジオパーク総合学習事業(1,283千円)、学校保健事業(30,286千円)、中学校部活動補助金(5,000千円)
5	就学援助・奨励事業(47,413千円)、適応指導・教育相談事業(6,926千円)、外国語指導者配置事業(29,304千円)、書道教育推進事業(922千円)、教育研究事業(305千円)、小学校低学年学級支援事業(1,769千円)、特別支援教育支援事業(38,099千円)、学校司書配置事業(3,746千円)、通級指導教室支援事業(6,182千円)、多人数学級支援事業(20,312千円)、介助員配置事業(7,837千円)、幼児ことばの教室事業(321千円)、不登校対策事業(672千円)、ICT活用教育推進事業(1,945千円)、ジオパーク総合学習事業(1,313千円)、学校保健事業(30,533千円)、中学校部活動補助金(5,000千円)
6	就学援助・奨励事業(47,298千円)、教育支援センター事業(7,220千円)、外国語指導者配置事業(29,304千円)、書道教育推進事業(901千円)、教育研究事業(305千円)、小学校低学年学級支援事業(1,814千円)、特別支援教育支援事業(43,979千円)、学校司書配置事業(3,850千円)、通級指導教室支援事業(6,475千円)、多人数学級支援事業(24,540千円)、介助員配置事業(10,250千円)、幼児ことばの教室事業(220千円)、不登校対策事業(4,821千円)、ICT活用教育推進事業(1,941千円)、ジオパーク総合学習事業(1,333千円)、学校保健事業(29,916千円)、中学校部活委託(1,735千円)、中学校部活動補助金(5,000千円)

(9) 教育相談

【教育指導課】

教育相談事業として、教育支援センターに設置した「教育相談室」で、いじめや不登校、心身の発達、対人関係等の悩み事の相談に1人の相談員が電話や面接等で応じている。

教育相談室の利用状況（単位：人）

※ 無言電話を除く。

年度	利用者	学校生活	不登校	心身の発達	対人関係	非行	その他	合計
令和3	本人	1	1	0	1	0	0	3
	親・その他	5	25	1	1	0	13	45
	計	6	26	1	2	0	13	48
4	本人	1	2	0	1	0	0	4
	親・その他	6	23	0	1	0	3	33
	計	7	25	0	2	0	3	37
5	本人	2	0	0	0	0	0	2
	親・その他	2	15	0	0	0	3	20
	計	4	15	0	0	0	3	22

(10) 放課後児童対策事業（単位：人・千円）

【幼児教育課】

クラブ名	所在地	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		児童数	委託金額	児童数	委託金額	児童数	委託金額
旭小放課後児童クラブ	旭小学校内	43	8,588	36	9,099	-	-
大池小放課後児童クラブ	大池小学校内	74	9,358	76	10,660	90	11,404
南小放課後児童クラブ	南小学校内	68	9,906	92	9,318	108	7,514
西小放課後児童クラブ	西小学校内	31	7,873	33	8,129	-	-
宇佐美小放課後児童クラブ	宇佐美小学校	58	10,450	56	11,337	46	10,823
八幡野小放課後児童クラブ	八幡野989-89	57	9,191	55	10,136	54	9,736
東小放課後児童クラブ	東小学校内	111	23,240	101	28,153	-	-
富戸小放課後児童クラブ	富戸幼稚園内	37	9,823	40	10,853	33	10,228
池小放課後児童クラブ	池458-4	19	5,825	19	6,695	21	7,377
伊東小放課後児童クラブ	伊東小学校地内	-	-	-	-	153	37,197
合計		498	94,254	508	104,380	505	94,279

旭小放課後児童クラブ、西小放課後児童クラブ、東小放課後児童クラブについては3校統合に伴い、閉所となり、令和5年度から新たに伊東小放課後児童クラブが開所した。

(11) 奨学制度・就学援助

【教育総務課】

優良な学生または生徒で、経済的な理由により就学が困難な者に対し、有為な人材を育成することを目的として、学資の一部を支弁する伊東市育英奨学金制度を実施している。平成29年度からは、月額奨学金の増額や入学一時金の新設等、奨学金規模を拡大するとともに、国が新たに給付型奨学金を創設することを受け、市で実施している給付型奨学金を廃止し、それに代わる新たな制度として、卒業後、伊東市内に居住している場合は返還金の2分の1を免除するインセンティブ（Uターン支援）制度を設ける等、大幅な制度拡充を行った。

また、経済的理由により義務教育を受けさせることが困難と認められる要保護及び準要保護児童・生徒の保護者並びに特別支援学級に入級している児童・生徒の保護者に対し、それぞれの法令に基づき、前者は就学援助費を、後者は就学奨励費を支給している。

① 奨学金貸付・給付状況

年度	制度	種類	奨学生人数（人）			奨学金決算額（円） （令和6年度は支給予定額）	
			高校等	大学等	計	高 校 等	大 学 等
4	新制度※	貸 与	2	40	42	720,000	22,260,000
			0	18	18		
5	新制度※	貸 与	0	43	43	0	24,120,000
			0	22	22		
6	新制度※	貸 与	0	51	51	0	29,640,000
			0	21	21		

※ 上段は前年度からの継続者数、下段は当該年度の採用人数

② 就学援助費・就学奨励費の状況（人数は実人数）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)	人員(人)	金額(円)
入 学 準 備 費	87	3,892,600	94	4,204,000	171	6,598,680
学用品及び通学用品費	444	7,635,968	436	7,516,334	412	7,215,561
校外活動費（宿泊あり）	0	0	53	242,792	31	176,208
校外活動費（宿泊なし）	238	721,912	279	562,862	329	741,834
給 食 費	439	23,855,594	425	8,452,730	405	22,054,150
修 学 旅 行 費	96	1,071,947	115	5,034,866	105	4,426,925
通 学 費	5	116,760	12	206,860	9	183,390
医 療 費	0	0	0	0	0	0
特別支援教育就学奨励費	55	2,699,773	72	2,030,476	71	3,272,750
体育実技用具費（柔道着）	20	99,200	28	142,371	17	85,000
合 計	536	40,093,754	560	28,393,291	570	44,754,498

（参考）令和6年度認定者数：要保護児童生徒19人・準要保護児童生徒411人（令和6年6月末日の認定者数）

(12) 学校保健

【教育指導課】

区 分	内 容
定 期 健 康 診 断	各幼・小・中学校の学校医等による内科・眼科・耳鼻科・歯科の定期健診実施 小・中学校においては、必要に応じて四肢の状態等の検査を実施
結 核 検 診	伊東市学校保健結核対策マニュアルに基づき、要精密検査対象者を選定、検査実施
尿 検 査	幼稚園児、小学生、中学生を対象として、検査機関に実施依頼
心 電 図 検 査	小学校1年生、4年生、中学校1年生を対象として、検査機関に実施依頼
貧 血 検 査	中学校1年生を対象として、検査機関に実施依頼
生 活 習 慣 病 検 査	小学校4年生、中学校1年生を対象として、検査機関に実施依頼し、事後指導として生活習慣づくり個別相談会を実施
色 覚 検 査	小学校1年生、4年生、中学校1年生を基本対象学年とし、希望者に実施
就 学 時 健 康 診 断	小学校新入学予定児童の内科・眼科・耳鼻科・歯科検診、言語聴覚検査、知能検査の実施
教 職 員 健 康 診 断	県費教職員を対象に生活習慣病健診、指定年齢健診、人間ドック（一部負担）を実施

(13) 学校給食実施状況

〔教育総務課〕

区分	調理場	運営方法	実施校	児童・生徒数 (R6.5.1現在)	説明
	単独校調理場	直営	注6 八幡野小学校	261人	1 小学校 ・1食単価290円(牛乳代を含む。) ・年間平均183回実施 ・月額給食費4,800円 11か月徴収 2 中学校 ・1食単価350円(牛乳代を含む。) ・年間平均183回実施 ・月額給食費5,800円 11か月徴収 注釈1 伊東小学校 ・令和5年から新設 東小学校・西小学校・旭小学校を統合 注釈2 富戸小学校 ・令和3年2学期に、単独校による調理から給食センターによる調理へ移行 注釈3 宇佐美小学校共同調理場 ・平成26年2学期から開始 注釈4 門野中学校共同調理場 ・令和2年2学期から開始 注釈5 給食センター ・平成28年2学期から開始 注釈6 八幡野小学校 ・令和5年2学期から八幡野幼稚園分の給食を調理
	注3 宇佐美小学校 共同調理場	委託	宇佐美小学校	261人	
			宇佐美中学校	152人	
	注4 門野中学校 共同調理場	委託	門野中学校	226人	
			池小学校	64人	
	注5 給食センター	委託	注1 伊東小学校	499人	
			大池小学校	344人	
			南小学校	513人	
			注2 富戸小学校	73人	
			南中学校	526人	
			北中学校	109人	
			対島中学校	238人	

(14) 教育設備整備状況

① 幼稚園

〔幼児教育課〕

年度	事業名または事業内容(事業費)
令和4	預かり保育施設の新型コロナウイルス感染症対策簡易修繕(1,000千円)
5	八幡野幼稚園給食実施に伴う修繕(800千円)
6	池幼稚園給食実施に伴う修繕(1,000千円)

② 小学校

〔教育総務課〕

年度	事業名または事業内容(事業費)
令和4	東小学校設備改修工事(20,500千円)、東小学校校舎外壁塗装工事(50,000千円)、南小学校校舎トイレ改修工事(39,100千円)、東小学校エアコン設置工事(40,000千円)
5	南小学校校舎照明設備LED化工事(20,900千円)
6	小学校校舎照明設備LED化工事(40,000千円)、小学校空調設備設置工事(180,000千円)

③ 中学校

〔教育総務課〕

年度	事業名または事業内容(事業費)
令和 4	門野中学校校舎トイレ改修工事 (35,000 千円)
5	南中学校校舎トイレ改修工事 (60,000 千円)、南中学校校舎照明設備LED化工事 (31,900 千円)、北中学校旧校舎解体工事 (60,000 千円)
6	南中学校校舎トイレ改修工事 (60,000 千円)、北中学校校舎照明設備LED化工事 (20,000 千円)、中学校空調設備設置工事 (200,000 千円)

4 生涯学習

(1) 生涯学習の推進

〔生涯学習課〕

教育行政は「人づくり、地域づくり」のための社会教育のあり方を基調としつつ、地域と家庭、そして学校がそれぞれの役割を明確にし、さらなる連携を強化し、生涯学習の基盤充実や各種事業の拡充に努め生涯学習社会の構築を図っていく。

伊東市教育委員会では、「心豊かな人を育み、生涯にわたって学習できるまち」を目標に、市民が生涯を通じていつでも、どこでも、いつまでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、生涯学習大綱に基づく施策の実施、時代に即応した社会教育の充実、市民一人一文化ースポーツの実践、さらにあいさつ運動を日常生活の中で展開すべく、次に掲げる諸施策を積極的に進め、本市教育の振興を図っていく。

(2) 青少年の健全育成（組織活動の支援）

〔生涯学習課〕

青少年の健全育成は市民全ての願いであるが、社会の急激な変化は青少年を取り巻く環境も大きく変えている。本来手本となるべき大人のモラルの低下は青少年に悪影響を与えており、少年非行は低年齢化、凶悪化など深刻な状況となっている。これらの解決に向け、各地域での青少年育成会議、子ども会、PTAなどの活動が展開されてきたところである。青少年が地域に愛着を持ち、みずからがどのように将来を切り開いていくか、自覚と努力に期待するとともに、青少年にとって望ましい社会環境の整備と、地域、家庭の教育機能の充実を目指し、青少年指導者育成をはじめとした青少年健全育成活動を展開していく。

① 青少年育成事業の概要

事業名	令和4年度		令和5年度		内容
	回数	参加人員	回数	参加人員	
青少年問題協議会	1	9	1	9	青少年の健全育成施策の樹立と調査審議
青少年補導センター 運営協議会	1	14	1	12	センター適正運営のための審議
子ども・若者育成 支援キャンペーン	1	17	1	15	啓発キャンペーン
青少年補導	延べ 17	延べ141	延べ 16	延べ131	街頭補導活動
二十歳式 (旧成人式)	1	412	1	377	式典開催
あいさつ運動 (市民一斉活動)	2	7月1,414 11月1,426	2	7月888 11月1,055	あいさつを通じ、誰もが助け合いながら生き生きと暮らせる望ましい環境を整える。
善行賞	1	個人 39 団体 4 伝統 4	9	個人 22 団体 0 伝統 5	市内各地域から推薦された小中学生を表彰 ※令和5年度から学校訪問形式とした。
わたしの主張発表会	-	-	1	8	中学生の意見発表大会
小学生ふるさと教室	7	延べ230	8	延べ240	野外活動、産業・漁業体験、伝統行事ほか
夢チャレンジくらぶ	11	延べ117	9	延べ80	中学生及び高校生を青少年リーダーとして養成するための事業
青少年育成 プログラム “みち”事業	-	-	1	高校生 5 小学生 30	姉妹都市諏訪市での体験活動、宿泊訓練ほか 令和5年度新規事業（小学生の船は廃止）
放課後子ども教室 推進事業	延べ 232	延べ3,021	延べ 235	延べ2,622	令和4年度7団体 令和5年度7団体

② 青少年健全育成活動応援補助金

本市の未来を担う青少年の健全育成を推進するために行う活動に対し、伊東市青少年健全育成活動応援補助金を交付した。

	令和5年度		
	交付先団体数	対象となる子どもの数	金額(円)
青少年応援活動	33団体	889人	2,970,000
青少年交流活動	6団体	—	286,600
合計	39団体	—	3,256,600

(3) 成人教育

〔生涯学習課〕

情報化、国際化、高齢化社会の進行に加え、余暇時間の増加を背景として、生涯学習に対する関心が高まってきている。こうした学習要望に応じた機会を提供するため、生涯学習センター中央会館を学習拠点とし、生涯学習センターひぐらし会館、池会館、赤沢会館、荻会館、各コミュニティセンター等を活用した中で、学級、講座、教室を開設するとともに、社会教育団体の自主活動についても積極的な支援に努めている。

主な成人教育事業の概要

事業名	令和3年度 (人)	令和4年度 (人)	令和5年度 (人)	内 容
いでゆ大学	21	24	51	趣味教養の充実、仲間づくり (60歳以上対象)
市民大学 講座	—	8講座 273	8講座 216	教養、趣味、実技等の講座 (18歳以上対象)
楽しく学ぶ 子育て講座	—	—	—	子育てに関する講話、一般教養(父母対象) 令和2年度から事業中止
家庭教育 支援事業	—	延べ 41	延べ 56	つながるシートを活用した家庭教育講座(児童の父母対象)、親子参加型プログラム
家庭教育 学 級	—	9学級 97	9学級 118	講演、一般教養(児童の父母対象)

(4) 男女共同参画プランの推進

〔市民課・生涯学習課〕

男女共同参画社会の実現に向け、お互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、対等なパートナーとして認め合う社会の形成が求められている。こうした状況の中で、令和3年3月に改定した「第3次伊東市男女共同参画 あすを奏でるハーモニープラン」の推進を図るために、幅広い視野と実行力を持つリーダー養成のための講座や情報の提供に努める。

事業の概要

事業名	令和4年度		令和5年度		内 容
	回数	参加人員	回数	参加人員	
男女共同参画講演会	2	89	2	104	・防災講演会「災害時の避難所立ち上げ、避難所運営、被災者の心のケア、防災教育」 ・「考えよう人権について～多様性をいかす～」
男女共同参画 推進懇話会	2	11	2	8	「男女共同参画社会」の実現を目指し、 着実に前進するための懇話会

(5) 芸術文化の振興

【生涯学習課】

芸術文化振興事業の概要

事業名	参加人員（人）			内 容
	3年度	4年度	5年度	
芸術祭	118	5,620	4,889	展示、上演、文学部門 観客延べ人数と各部門応募者数の合計
観光会館 文化芸術事業	667	958	1,017	あさらくご4回、ベイビー・ブーうたごえ喫茶コンサート、学校訪問ミニコンサート「永井由比と仲間たち」 観客延べ人数
観光会館 伊東大田楽 講演事業	101	240	590	伊東大田楽公演 観客延べ人数 ※令和5年度は、静岡県が東アジア文化都市に選定されたことにより、県地域連携プログラム補助金を活用した事業を行った。
文化講演会	—	—	851	平成27年にノーベル生理学・医学賞を受賞した北里大学特別栄誉教授の大村智博士による講演会

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、展示部門、上演部門を中止し、文学部門のみを実施した。

(6) 文化財

【生涯学習課】

① 文化財保護

文化財保護のための調査を通し、文化財の現状の把握と保護対策を行い、民俗資料の収集を実施している。また、郷土資料の一般公開、文化財の防火診断を実施し、文化財に対する理解と愛護思想の普及及び郷土愛の育成に努めている。

② 文化財保護事業の概要（令和5年度）

事業名	内 容
文化財保護審議会	新指定文化財の協議、その他文化財についての協議
文化財保護監視員	指定文化財のパトロール、埋蔵文化財包蔵地内のパトロール
文化財の保護	指定文化財を管理する者への助成、防火訓練・文化財の診断及び調査
文化財の啓発	伊東自然歴史案内人講座
江戸城石垣石丁場跡 保存活用計画策定	平成28年に国指定文化財に指定された江戸城石垣石丁場跡の保存活用計画策定（令和元年度からの継続事業） ・整備基本計画の作成に向けた検討

③ 埋蔵文化財の調査

埋蔵文化財の保護や遺跡の把握に努めるため、公共事業及び民間開発事業の施工に先立ち、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、出土物の整理作業を実施している。

事業名	区 分	4年度	5年度	内 容
市内遺跡 確認調査	調査面積(m ²)	12	1,550	埋蔵文化財包蔵地の性格把握のため、国や県の補助を受けて市内遺跡の試掘確認及び分布調査と江戸城石丁場調査、試掘確認調査報告書作成作業を実施
	延べ作業(人)	234	222	

④ 文化財管理センター

区 分	内 容
施 設 の 概 要	平成8年に開館し、市内から出土した埋蔵文化財や市民から寄贈された民俗文化財、郷土資料などを集中的に管理保管し、その一部を展示公開している。展示室において、常設展や企画展を開催している。
土地面積/建物面積	2,178.00 m ² /1,836.20 m ² (RC造3階建、地下1階)
開館日数/入場者数	令和3年度：232日/975人、令和4年度：306日/1,539人 令和5年度：307日/1,432人

(7) 伊東市史資料管理事業

〔生涯学習課〕

『伊東市史』の編さん事業では、史料編や通史編など合計35冊の伊東市市史関連図書を発刊して原始時代から現代に至る市民の歩みをまとめた。これら発刊済の図書を教材とした市民向けの講座等の実施によって、郷土に対する理解を深め、今後の伊東市の発展に資する態勢を整えている。

令和5年度には一連の市史関係図書の刊行のために収集してきた古文書・古写真・統計書などの関係史料の体系的な保管と活用を図るために、索引作成・解説・デジタル化などの業務を進めた。

事業の概要

年度	内 容
3	市内の歴史資料としての古文書・古写真等の収集と整理、文化財管理センター特別展の開催
4	新規に発見された市内の古文書・古記録・古写真などの解説とデジタル化を進めた。
5	史料デジタル化等の結果を「関東大震災100周年記念特別展」として開催し、業務成果を市民に公開した。

(8) 木下柰太郎記念館

〔生涯学習課〕

区 分	内 容
開 設 年 月	昭和60年10月
施 設 の 概 要	「郷土の偉人・木下柰太郎」の業績をより多くの人々に伝えるため、作品や業績資料を常設展示するほか、特別展を開催している。さらに、関係資料の収集に努め、複製等を制作するなどして、展示物の充実を図っている。 平成27年3月26日に国登録有形文化財となった。
土地面積/建物面積	297.86 m ² /290.62 m ² (木造2階建)、開館業務は伊東市文化協会に委託
開館日数/入場者数	令和3年度：225日/1,688人、令和4年度：306日/3,021人 令和5年度：306日/3,265人

(9) 図書館

〔生涯学習課〕

市民の教養と地域文化の発展を目指し、高度化、多様化する市民の学習意欲に応じた図書館資料や情報の提供に努め、生涯学習を援助していく拠点施設として充実を図っている。

① 図書館施設の概要

名 称	設置年月日	図書館面積	建物面積	施 設 内 容
市立伊東図書館	(旧) T 4.11.10 (新) S55.11.1	954 m ²	2,713 m ²	生涯学習センター中央会館の1・2階部分 蔵書185,365冊
大原児童図書館	S53.12.27	75 m ²	75 m ²	蔵書6,292冊

② 利用者別貸出状況（伊東図書館本館、単位：冊）

年度	一般成人	高校・中学	小学生以下	団体貸出	合計
3	132,986	3,690	19,736	4,229	160,641
4	126,424	3,251	17,995	5,179	152,849
5	120,419	2,650	18,293	6,161	147,523

③ 分類別蔵書図書数及び貸出数の状況（伊東図書館本館、大原児童図書館、移動図書館 単位：冊）

分類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	蔵書冊数	貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数
総記	8,033	952	8,055	1,031	8,182	1,004
哲学	5,189	2,408	5,076	2,450	5,144	2,352
歴史	12,771	4,302	12,465	4,560	12,597	4,222
社会科学	18,945	5,984	16,952	5,365	17,294	5,083
自然科学	8,371	5,048	7,236	4,682	7,476	4,572
技術	5,980	7,404	6,046	6,928	5,755	7,459
産業	3,968	2,397	4,029	2,065	3,864	1,963
芸術	8,771	5,051	8,857	4,890	9,052	4,726
語学	1,939	552	1,964	586	1,999	675
文学	54,498	71,388	53,929	68,095	54,884	64,237
郷土資料	10,087	1,072	10,147	976	10,331	887
児童書	45,389	53,388	45,708	50,408	46,622	49,535
視聴覚資料	2,880	6,426	2,939	6,185	3,007	5,594
外国語本	697	283	721	230	721	184
点字本	219	43	225	49	231	73
大活字本	367	856	417	889	417	464
雑誌	12,309	10,722	12,097	8,785	12,104	8,378
他館資料	—	1,559	—	1,317	—	1,319
合計	200,413	179,835	196,863	169,491	199,680	162,727

④ 図書館業務の概要

区分	内容
郷土資料の収集	伊東市出身の文学者「木下柰太郎」に関する資料、また「温泉」「火山」「地震」等の資料を重点的に収集する。
ブックスタート	乳児期から絵本に親しみ、親子のコミュニケーションを深めるため、7～9か月児を対象に読み聞かせと絵本2冊を手渡す。
相互貸借	県内の他図書館及び国立国会図書館から資料の借受けをし、利用者のリクエストに応える。
県立中央図書館予約資料受取	静岡県立中央図書館に利用登録のある利用者が直接インターネット予約した資料を伊東図書館で受け取ることができる。
移動図書館「ともだち号」の運行	図書館から遠隔地にある地域住民の読書活動の利便を図るとともに、市民の学習意欲に応えるため、市内19か所のステーションを月2回巡回し、図書館サービスの拡充に努める。
巡回貸出文庫	地域・職場の利用団体に30冊を一括で配本、貸し出し、2か月に一度入替える。
企画展の開催	テーマ別の展示替えを定期的に行い、図書館への来館を呼びかける。

⑤ 図書館関連事業の概要

事業名	3年度	4年度	5年度	内 容
土曜日 おはなし会	1回 延べ10人	21回 137人	20回 129人	市民ボランティアによる読み聞かせと紙芝居の上演。
季節の おはなし会	開催なし	2回 90人	3回 106人	季節にちなんだ内容のおはなし会を開催し、子供や親たちに図書館を利用する機会を提供する。
出張読み聞かせ	開催なし	開催なし	1回 -	学校等から図書館への依頼者による読み聞かせなど読書推進活動。
子ども未来 創造事業講演会	開催なし	3回 77人	3回 88人	子ども未来創造事業として絵本作家などを講師に招き講演会・ワークショップ等を開催。
図書館教育講座	-	2回 77人	3回 75人	読書推進、図書館利用啓発のため、図書館教育講座として講師を招き講座等を開催。
ぬいぐるみの 図書館おとまり会	開催なし	開催なし	2回 16人	子どもたちのぬいぐるみを一晩預かり、図書館で過ごす様子を写真に撮って貸出本と一緒に手渡しする。
出張講座	1回 5組	4回 49人	4回 51人	静岡県子ども読書アドバイザーによる読み聞かせアドバイス講座を行う。
本のおたのしみ 袋 定期便	8回 142人	9回 220人	9回 203人	幼稚園及び保育園に通う園児及びその家族を対象に図書館職員が個別選書した本を定期的に貸出、園へ配送する。

(10) 生涯学習センター（人数は、個人利用人数を含む。）

〔生涯学習課〕

① 中央会館

年度	開館 日数	第1 会議室	第2 会議室	第1 研修室	第2 研修室	第1 和室	第2 和室	美術工芸室	視聴覚室	展トレ室	合計
4	308	6,356	1,844	2,247	1,622	412	217	1,121	5,092	3,342	22,253
5	309	6,552	1,411	2,087	1,681	421	507	1,284	4,672	2,820	21,435

② ひぐらし会館

年度	開館 日数	第1 会議室	第2 会議室 (全面)	第2 会議室 (A)	第2 会議室 (B)	トレーニング 室	ホール	楽屋 (洋室)	楽屋 (和室)	遊戯室	合計
4	308	5,116	2,778	990	153	4,646	8,681	693	723	0	23,780
5	309	4,970	2,852	1,086	340	5,572	8,822	689	724	0	25,055

③ 池会館（平成18年度から指定管理者制度を導入）

年度	開館 日数	1階 大会議室	2階 小会議室	2階 和室	2階 調理室	3階 ホール				合計
4	298	3,277	948	2,083	110	5,917	—	—	—	12,335
5	298	4,164	780	2,340	41	7,178	—	—	—	14,503

④ 赤沢会館（平成18年度から指定管理者制度を導入）

年度	開館 日数	3階 大会議室	2階 和室	2階 調理室						合計
4	298	1,782	549	0	—	—	—	—	—	2,331
5	295	2,131	646	0	—	—	—	—	—	2,777

⑤ 荻会館（平成18年度から指定管理者制度を導入）

年度	開館 日数	3階 大会議室	2階 和室1	2階 和室2	2階 調理室	2階 図書室	2階 児童室 兼会議室	1階 会議室	3階 トレーニング室	合計
4	283	9,956	1,086	1,303	57	335	153	2,999	283	16,172
5	288	10,723	1,029	1,227	124	338	28	3,306	323	17,098

(11) コミュニティ行政

〔生涯学習課〕

住民の交流により相互の連携を深め、心の触れ合う明るく豊かな活気あるまちづくりの実現を目指し、地域住民のコミュニティ活動と生涯学習活動を積極的に推進する拠点施設として、管理運営を地域に設立された管理運営協議会に委託し、地域住民みずからが自主的に運営している。（利用状況の人数は、個人利用人数を含む。）

① コミュニティセンター施設の概要（平成18年度から指定管理者制度を導入）

名 称	設置年月日	敷地面積	建物面積	施 設 内 容
宇佐美コミュニティセンター	S 63.12.12	1,464 m ²	1,433 m ²	鉄筋3階建、大会議室、児童室、図書室ほか
小 室コミュニティセンター	H 3.4.17	1,388 m ²	1,232 m ²	鉄筋3階建、体育室、児童室、図書室ほか
八幡野コミュニティセンター	H 5.1.22	1,795 m ²	1,383 m ²	鉄筋3階建、大会議室、児童室、図書室ほか
富 戸コミュニティセンター	H 7.7.9	2,010 m ²	1,545 m ²	鉄筋3階建、大会議室、地震観測データ室、児童室、図書室ほか

② 宇佐美コミュニティセンター利用状況

年度	開館 日数	1階 児童室	2階 和洋室	3階 サローム	2階 調理室	2階 図書室	2階 視聴覚室	3階 大会議室	合計
4	295	2,236	2,534	786	139	1,226	2,963	11,669	21,553
5	291	2,858	2,442	1,025	193	875	3,689	12,721	23,803

③ 小室コミュニティセンター利用状況

年度	開館 日数	1階 図書室	2階 児童室	2階 和洋室	2階 調理室	3階 体育室			合計
4	296	327	85	957	0	4,003	—	—	5,372
5	302	367	58	1,023	0	4,602	—	—	6,050

④ 八幡野コミュニティセンター利用状況

年度	開館日数	1階 児童室	2階 会議室	2階 図書室	2階 和室	2階 調理室	3階 大会議室	3階 会議室	合計
4	294	7,123	2,503	5,486	3,986	239	12,480	2,235	34,052
5	294	10,676	2,802	6,682	5,074	746	15,105	2,368	43,453

⑤ 富戸コミュニティセンター利用状況

年度	開館日数	1階 図書室	2階 会議室	2階 児童室	2階 和室	2階 調理室	3階 大会議室	3階 和室	合計
4	304	290	793	729	3,193	12	7,761	1,167	13,945
5	305	257	1,008	595	3,383	163	8,142	2,051	15,599

(12) 社会体育

〔生涯学習課〕

「市民一人一スポーツ」を目指して、市民だれもが健康的にスポーツを楽しむことができるように、区民体育祭への支援や、体育協会加盟団体の協力により按針祭協賛市民スポーツ祭、伊東市スポーツ祭、伊東オレンジビーチマラソン、伊東駅伝競走大会等を実施している。

また、伊東市民体育センター等の社会体育施設や、旧西小学校・対島中学校などの夜間照明施設をはじめとする市内公立学校の屋内・屋外運動場を一般開放して、市民にスポーツ活動の場所を提供し、スポーツの振興を図っている。

① 社会体育事業の概要

事業名	参加人員		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
按針祭協賛市民スポーツ祭	10種1,261人	12種2,013人	16種3,799人
伊東市スポーツ祭	13種1,363人	14種2,539人	15種3,038人
伊東オレンジビーチマラソン	コロナ禍により事業中止	15種1,273人 (完走者数)	15種1,659人 (完走者数)
伊東駅伝競走大会	コロナ禍により事業中止	23チーム203人	28チーム210人

※ 令和3年度は事業の一部が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている。

② 社会体育施設・学校施設利用状況

施設名	利用件数/延べ利用人員			内 容
	令和3年度	4年度	5年度	
市民運動場(夜間含)	235/8,942	656/37,005	736/43,104	野球、サッカー、ソフトボール等
夜間照明施設	83/4,342	253/15,363	264/15,715	〃
市民体育センター	2,387/22,637	3,394/44,114	3,689/49,043	バレー、卓球等
青少年キャンプ場	83/1,195	101/1,449	120/2,060	野外活動
かどの球場	263/18,034	332/23,045	378/24,240	野球、サッカー、ソフトボール等
大原武道場 道場	815/9,194	1,172/14,822	1,153/14,541	剣道、柔道等
トレーニング室	-/10,747	-/13,635	-/18,117	エアロバイク等
小・中学校屋内運動場	4,080/85,702	4,853/84,570	4,994/82,592	バレー、バスケット等
小・中学校屋外運動場	1,255/37,491	1,233/33,357	961/29,156	野球、ソフトボール、サッカー等
屋外運動場夜間照明	345/14,520	298/10,603	366/13,365	宇佐美中、対島中、南中、伊東小、旧西小

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、状況により休館や貸出しの停止等を行っている。

また、令和3年度は市民運動場人工芝生化工事のため、利用が大幅に減少した。

③ 市民運動場（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設置年月	昭和45年（運動場）、昭和55年・平成12年（夜間照明施設）、令和4年（人工芝生化）
敷地面積	24,800㎡
事業費	39,820千円（令和3年度人工芝生化工事：694,991千円）
施設概要	<p>多目的運動場として整備され、令和3年度人工芝生化工事を実施、令和4年3月竣工。 実施可能競技：学童野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール他 グラウンド面積：15,349㎡ サッカー場側：照明灯4基（1本柱・亜鉛メッキ鉄柱1基18灯）、照明面積は8,500㎡ 野球場側：照明灯2基（1本柱・鉄筋コンクリート柱1基6灯）、照明面積は3,900㎡</p> <p>・平成20年度照明施設修繕</p> <p>平成30年11月～翌3月 市民運動場整備計画策定業務委託 令和元年6月～翌3月 市民運動場整備実施設計等業務委託 令和3年6月～翌3月 市民運動場人工芝生化工事</p>

④ 市民体育センター（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設置及び運営概略	<ul style="list-style-type: none"> 昭和54年4月 雇用促進事業団により「伊東勤労者体育センター」として開設 平成11年3月 同事業団の解散に伴い、雇用・能力開発機構に引き継がれる 平成15年2月14日 伊東市に引き渡される 平成15年4月1日 「伊東市民体育センター」に名称変更 平成18年12月 1階を48,96㎡増築 平成19年4月1日 2階トレーニング室を多目的室に変更 平成25年度 体育器具を大幅に入替え 平成26年6月 使用料を改正 平成28年7月～翌3月 耐震補強工事、照明設備LED化工事及びトイレ改修工事 令和4年12月～翌3月 屋上防水のため屋根改修工事を実施
構造	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建
面積	敷地面積3,562㎡/建物面積1,965.58㎡ （1階1,720.97㎡、2階244.61㎡ 点検用通路を除く。）
事業費	184,200千円
施設の概要	<p>1階 バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン6面（併用） 2階 卓球室、多目的室</p> <p>平日の空いている時間を利用して公益財団法人伊東市振興公社がスポーツ教室等を実施する等、室内スポーツの拠点として一般の人々に利用されている。</p>

⑤ 青少年キャンプ場

区 分	内 容
設置年月	昭和57年7月
敷地面積	10,000㎡（池共同財産管理会から大室山麓の土地を賃貸借）
施設の概要	<p>野外炉2か所12炉、調理台2台、流し2か所、四阿2棟、水洗トイレ（洗浄水循環型） 1棟、管理棟ほかで、青少年健全育成の野外活動の場として活用している。</p>

⑥ かどの球場（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設 置 年 月	平成7年4月（平成5年9月から平成7年3月までの2か年度で完成）
敷 地 面 積	25,066.42㎡（併設駐車場2,321.78㎡は除く。）
事 業 費	1,847,230千円
施 設 特 徴	市民をはじめ、本市に来遊する観光客も利用できる、本格的スポーツ・レクリエーション施設である。 グラウンド全面にロングパイル人工芝を採用しており、野球（硬式不可）のほか、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ、運動会など多目的に利用されている。
野 球 場 施 設 概 要	グラウンド面積10,184㎡ （本塁～両翼90.00m、本塁～センター110.00m、本塁～ピッチャープレート18.44m、本塁～バックネット14.00m） スタンドはバックネット裏・内野椅子席1,004人、夜間照明設備は照明灯4基、スコアボードはバックスクリーン一体構造で、遠隔操作による磁気反転式 平成20年度、平成21年度防球ネット修繕、平成22年度人工芝全面張替工事、平成30年度、令和元年度、令和2年度防球ネット修繕、令和4年度昇降式ネット改修
併 設 施 設 概 要	多目的広場2,485㎡（天然芝張り）、駐車場129台（普通車126台、大型車3台）

⑦ 大原武道場（平成18年度から指定管理者制度を導入）

区 分	内 容
設 置 年 月	平成8年11月（平成7年度に建設に着手し、平成8年10月に完成）
施 設 面 積	第1道場（畳敷268.48㎡）、第2道場（板張り238.64㎡）、ミーティングルーム（26.78㎡）、トレーニング室（187.06㎡）、事務室（20.92㎡）、その他（209.34㎡）
施 設 の 概 要	伊東小学校屋内運動場との複合体育施設であり、市民の生涯スポーツ活動の推進施設として、多くの市民に利用されている。 道場は、柔道・剣道をはじめとする武道のほか、エアロビクスやダンスにも利用できる施設であり、トレーニング室は、個人で体力の維持や健康管理に利用できる施設となっている。平成19年12月に、第1道場の柔道畳を取り替えた。 トレーニング機器を順次リースに切り替え、施設の充実に努めている。 令和元年度に第1道場、第2道場に非常時には自立運転への切り替え可能なガス空調機器を設置し、利用環境の向上を図った。

(13) 伊東市新図書館建設事業

〔生涯学習課〕

① 図書館・文化ホール建設に向けた検討会

平成30年3月に作成した『図書館・文化ホール建設に向けた整備の方向性』を基に、平成30年10月に図書館及び文化ホールの建設候補地及び建設形態について検討する有識者会議を発足させた。

有識者会議では、多様化及び高度化する利用者ニーズ等に対応した本市にふさわしい施設建設に向け、地域タウンミーティングや未来ビジョン会議の情報共有、伊東市小・中学校の適正配置や県立高校の統廃合等の動きにも注視しながら、先進地視察の実施や民間活力の活用も含めた多角的な見地からの議論を進めた。

令和2年11月までに9回の検討会を開催し、令和元年10月9日には中間報告として、「図書館と文化ホールを別々に建設すること」、「新図書館は『マンダリンホテル跡地』を候補地として先行して建設すること」を市長に報告した。

この報告を踏まえ、令和元年10月28日の市長定例記者会見にて、「図書館・文化ホールを別々に建設する」、「新図書館については『マンダリンホテル跡地』を候補地として、先行して建設する」として、新図書館基本構想の策定に着手した。

また、新文化ホールについては、市内小・中学校の適正配置や県立高校の統廃合を見据え検討を進めるとする中で、有識者会議では、令和2年12月24日に建設地を『伊東駅前』・『統合後の西小学校』の2か所に選定するとした最終報告を行った。今後は所管を市長部局に移し、新たに文化拠点となる建設候補地を有識者会議で選定された2か所のほか、民間事業者から自己所有地を候補地とする意見や提案を広く求め、候補地の条件整理や比較検討を行い、基本構想、基本計画の策定に繋げる取組を実施していく。

② 伊東市新図書館基本構想の策定（令和2年度）

図書館機能と生涯学習センター機能を併せ持つ施設の移転建設に向け、伊東市新図書館基本構想策定委員会及び市民ワークショップを開催し、広く意見を伺う中で、下記事項を取り入れた「伊東市新図書館基本構想」を策定した。

ア 新図書館においては、①交流、②一般コーナー、③伊東市情報センター、④児童コーナー、⑤ティーンズコーナー、⑥生涯学習センター、⑦ICTの7つの機能を拡充

イ 伊東市新図書館コンセプト：『夢と未来を育む図書館』～ひとりひとりの創造拠点～

ウ 蔵書目標等

- ・目標蔵書冊数：33.3万冊 ・児童書割合：25%程度（83,250冊）
- ・閉架率：50%程度（約16.7万冊程度）

エ 施設面積の検証（以下3案について検証）

	①拡充する機能を全て入れ込んだ案	②各機能を融合した案	③各スペースを多目的に活用した案
延床面積	7,500㎡	6,000㎡	5,000㎡
超概算工事費	37.5億円	30億円	25億円

③ 伊東市新図書館基本計画の策定及び伊東市新図書館基本設計・実施設計の完了（令和3年度～令和4年度）

「伊東市新図書館基本構想」で掲げた3案をベースに伊東市新図書館の整備に向けた詳細な検討を行い、市民が「未来を拓く」ことのできる図書館の実現を目指した「伊東市新図書館基本計画」を策定した。あわせて、一体的に検討を進め、「伊東市新図書館基本設計」及び「伊東市新図書館実施設計」を完了した。

ア 新図書館の目指す姿

- ・地域の情報を集約し、新図書館において拡充が必要な7つの機能・サービスを結び付ける役割を持ち、誰もが利活用できるエリア「まちのミュージアム」を施設の中心部に構築
- ・郷土資料を中心に、市内に点在している自然資源、歴史文化資源、観光資源に関する情報や、市民活動の記録・成果等も「まちの情報」と位置付け、「まちのミュージアム」に集約・編集・発信

イ サービスの基本的な考え方

- ・地域の魅力発信：「まちのミュージアム」を通じた伊東に関する様々な情報・資料の収集・提供や魅力発信
- ・創造を生み出す活動と情報の一体的な提供：本・情報とスペース・活動等の一体的な提供
- ・ICTによる新たな体験の提供：ICTの活用を通じた利便性の向上や創造的な活動等の促進

ウ 施設整備の基本的な考え方

- ・動的な活動（低層階）から静的な活動（上層階）へと段階的なゾーニング
- ・各フロアに配置する「まちのミュージアム」を媒介とした機能融合

エ ゾーニング及び配架方針

- ・オープンスペースを基本とし、従来の図書館機能・生涯学習機能の諸室を各フロアに分散配置
- ・資料の探しやすさに加え、思いがけない本との出会いや地域の魅力発見等の視点も重視して配架を計画

オ 収容冊数並びに施設の規模及び機能等

基本計画においては、収容冊数33.3万冊、施設規模5,000㎡を目安に検討を深めた。その後、各種機能等の合理化を図り、基本設計・実施設計として、以下のとおり決定した。

◎ 施設の規模（実施設計終了後）

構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造5階建て（駐車場は1階及び2階部分）	
敷地面積	4,012.29㎡	
延床面積	7,365.71㎡	【施設屋内面積：4,660.10㎡】 【1・2階屋内駐車場等：2,705.61㎡】
駐車台数	110台（1階：91台、2階19台）	
収容冊数	約30万冊	

◎ 施設の機能（実施設計終了後）

階数	フロアコンセプト・機能	閲覧席	学習席
5階	知と文化を集積し活用するフロア	57席	グループ学習室2 6席 グループ学習室3 6席 学習室2 32席
	一般資料・郷土資料（開架・閲覧スペース）、学習室2、グループ学習室2・3、会議室2・3、活動の部屋2等		
4階	豊かな蔵書を感じる開架フロア	—	
	開架書庫、作業スペース 等		
3階	成長と好奇心のフロア	83席	グループ学習室1 6席 学習室1 30席
	児童・ティーンズ資料（開架・閲覧スペース）、学習室1、グループ学習室1、キッズスペース・おはなし室、会議室1、事務室 等		
2階	丘とつながる創造のフロア	69席	
	屋根下広場（臨時駐車場）、屋外広場、小ホール、活動の部屋1、ファブスペース、視聴覚スペース、可動書架、閲覧スペース 等		
1階	施設の顔となる憩いのフロア	14席	
	駐車場、カフェ・ショップ、移動図書館専用車庫、バックヤード、予約棚 等		
合 計		223席	80席

④ 伊東市新図書館新築工事への着手（令和5年度）

令和4年度に実施設計が完了したことに伴い、令和5年7月からの工事着手に向け新図書館新築工事の入札を執行したが、不調となった。

ア 令和5年4月11日に入札公告、5月25日に開札を執行したが、参加意向を示した2共同企業体のうち、一つは辞退、もう一つは予定価格内での応札とならず、不調という結果となった。

イ 令和5年5月の入札不調後、従来計画の早期実現に向けた手法を模索したが、建設資材・人件費の高騰が今後も見込まれること、公共事業の入札不成立となる状況が落ち着く見込みがないことなど、社会情勢を総合的に考慮し、現計画のコンセプトや概念は維持しつつ蔵書スペースの一部縮小や諸室の統合等を図り、事業費を縮減するための再設計業務を実施する旨、決定した。

（令和5年11月27日：市長定例記者会見にて発表）

ウ 再設計に向けたアンケートの実施

令和6年度からの再設計業務の実施に向け、『夢と未来を育む図書館』～ひとりひとりの創造拠点～というコンセプトは変更することなく、リサイズ（サイズダウン）を実施するため、再設計後も残したい機能を伺うアンケートを実施した。